

秋田市のあらまし

令和元年度



秋田市議会事務局

発刊にあたって

この「秋田市のあらまし」は、中核市として着実に発展を続けている本市の現況をご理解いただくために、秋田市政全般にわたる主要事項を収録し、毎年発行しているものです。

本書の編さんにあたりましては、貴重な資料の提供ならびにご協力をいただきました関係各位に対し、深く感謝するとともに、今後ともご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年 8 月

秋田市議会事務局

秋田市議会ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp/shigikai/index.html>



秋田市の市章

昭和3年6月に制定され、的に矢を配し、秋田市の「田」の字と旧藩主佐竹氏の居城の別名「矢留」をあらわしている。(秋田市出身の文様学者、小場恒吉氏考案)

○市のシンボルカラー **若草色** 昭和53年7月12日制定

市の花
さ つ き



昭和37年6月4日選定
昭和53年7月12日制定

市の木
け や き



昭和43年3月5日選定
昭和53年7月12日制定

目 次

◎ おいたち	1
◎ 位置・地勢	2
◎ 都市宣言	2

第1章 議会

1. 議会構成	4
2. 委員会	5
3. 議会の活動状況	6
4. 報酬・旅費等	9
5. 議会事務局	10
6. 歴代正副議長	13
7. 秋田市議会議員名簿	14

第2章 総務部

1. 歴代三役	16
2. 新庁舎の建設	19
3. 職員数	20
4. 給与および報酬	21
5. 職員研修	24
6. 福利厚生	24
7. 防災・その他の危機管理	25
8. 行政改革推進状況	27
9. 公文書管理制度	28
10. 情報公開制度	28
11. 個人情報保護制度	29
12. 契約	30
13. 財産管理・活用	30
14. 庁舎	30
15. 工事検査件数	31

第3章 企画財政部

1. 第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」の推進	34
2. しあわせづくり市民意識調査実施経費	34
3. 秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	34
4. Aターン者採用支援事業	34
5. 移住促進事業	34
6. プロモーション戦略の検討	34
7. 地域おこし協力隊活用事業	35
8. きずなでホットしていきあきた寄附金推進事業	35
9. 新スタジアム調査・研究経費	35
10. 県・市連携文化施設整備事業	35
11. 旧県立美術館活用事業	35
12. 文化創造プロジェクト推進経費	35
13. 友好・姉妹都市交流推進事業	35
14. 国際平和推進事業	36
15. 地域国際化推進事業	36
16. 公立大学法人運営費交付金	36
17. 公立大学法人施設整備費補助金	36
18. 地域情報化の推進	36
19. 事務のOA化	37
20. 番号制度啓発経費	38
21. 統計調査関係業務	38
22. 広報活動	38
23. 広聴事業	39
24. 東京事務所	40
25. 移住相談の強化	40
26. 財政関係	41
27. 税関係	42
28. 各会計別の集計	43
29. 一般会計歳入款別集計	44
30. 一般会計歳出款別集計	46
31. 一般会計歳入財源別集計	48
32. 一般会計歳出性質別分類	49

33. 市債計画一覧	50
34. 一般会計から他会計への繰出金等調（31年度当初）	51
35. 年度別経費の人口、世帯負担額（歳出）	52
36. 年度別市税の人口、世帯負担額	53
37. 地方交付税調	54
38. 普通交付税調	54

第4章 観光文化スポーツ部

1. 観光・コンベンションの振興	56
2. にぎわい創出	57
3. 文化振興	57
4. スポーツの振興	63
5. 秋田拠点センターアルヴェ・秋田市民交流プラザ管理室	67
6. 大森山動物園	67

第5章 市民生活部

1. 秋田市斎場	72
2. 平和公園（墓地公園）	72
3. 南西墓地	72
4. 河辺墓地	73
5. 北部墓地	73
6. 自治振興	73
7. 市民協働・都市内地域分権の推進	76
8. 男女共生社会の推進	77
9. 女性の活躍推進	77
10. 家族・地域の絆づくりの推進	77
11. 総合窓口業務	78
12. 住民基本台帳、戸籍関係の異動・届出等取扱件数	78
13. 国民年金	81
14. 国民健康保険事業	81
15. 健康診査等	84
16. 後期高齢者医療制度	84
17. 西部市民サービスセンター	85

18. 新屋ガラス工房	85
19. 北部市民サービスセンター	85
20. 土崎みなと歴史伝承館	86
21. 河辺市民サービスセンター	86
22. 雄和市民サービスセンター	86
23. 南部市民サービスセンター	86
24. 東部市民サービスセンター	87
25. 中央市民サービスセンター	87
26. 駅東サービスセンター	87
27. 相談事業	88
28. 消費生活	88
29. 計量事業	89

第6章 福祉保健部

1. 福祉保健関係の法定計画	92
2. 生活保護	93
3. 高齢者福祉	93
4. 障がい者福祉	100
5. 医療費の助成	102
6. 民生委員・児童委員	102
7. 介護保険	102
8. 指導監査等	103
9. 地方独立行政法人市立秋田総合病院の支援等	104
10. 生活困窮者自立支援事業	105
11. 参考	105
秋田市保健所	
1. 保健総務	107
2. 健康管理	108
3. 衛生検査	111
4. 保健予防	112
5. 秋田市保健センター	114
秋田市食肉衛生検査所	
1. 食肉に供する獣畜の食肉衛生検査（と畜検査）	115

2. 伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査	115
3. 残留有害物質モニタリング検査	115
4. 枝肉の拭き取り検査	115
5. 認定小規模食鳥処理場監視	115

第7章 子ども未来部

1. 次世代育成支援	118
2. 母子福祉	118
3. 子ども福祉医療	119
4. 青少年の非行防止および健全育成	120
5. 児童福祉	120
6. 幼稚園	126
7. 放課後児童対策	126
8. 母子保健	128

第8章 環境部

1. 環境保全対策	130
2. 清掃事業（ごみ、し尿）	133
3. 産業廃棄物	142

第9章 産業振興部

商工業の振興

1. 企業の活性化の推進	144
2. 企業立地・事業拡大の推進	150
3. 雇用の拡大と質の向上	153
4. 貿易と物流の拡大	154

農林水産業の振興

1. 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出	155
2. 農林水産業経営の確立と食料の安定供給	156
3. 豊かな農山村の形成	159
卸売市場	161

第10章 建設部

1. 道路の整備	166
2. 河川	169
3. 都市緑化の推進	170
4. 公園緑地の現況と整備	171

第11章 都市整備部

1. 都市計画	178
2. 景観の創造および保全	180
3. 市街地の開発整備	182
4. 住環境の整備	184
5. 公的住宅の整備	185
6. 交通政策	185
7. 交通安全対策等	186

第12章 教育委員会

1. 学校教育	190
2. 社会教育	194

第13章 公営企業（上下水道局）

1. 上下水道事業	200
2. 公営企業経営成績の推移	204

第14章 行政委員会

1. 選挙管理委員会	208
2. 農業委員会	211
3. 監査委員	213

第15章 消防

1. 現有消防力	216
2. 消防団員の報酬および費用弁償額	217
3. 平成30年中の火災・救急・救助統計	217
4. 緊急消防援助隊	217
5. 国際消防救助隊	218

6. 高度救助隊	218
7. 消防総合通信指令システム	218
8. 災害監視システム	218
9. カメラ付携帯電話画像伝送システム	219
10. 119 番ファックス	219
11. Web 119	219
12. 無人航空機	219
13. モバイル映像伝送システム	219

第16章 公社等

1. (公財)秋田市総合振興公社	222
2. (一財)秋田市駐車場公社	223
3. 太平山観光開発(株)	224
4. (一財)秋田市勤労者福祉振興協会	225
5. (公財)秋田観光コンベンション協会	225
6. 河辺地域振興(株)	226
7. (株)雄和振興公社	227
8. (一財)秋田市学校給食会	227

第17章 統計

1. 人口、世帯の推移(国勢調査結果)	230
2. 産業別就業人口の推移(国勢調査結果)	230
3. 平成27年国勢調査の結果	231
4. 学校数および生徒数の推移	231
5. 市立小・中学校校舎面積の推移(屋内運動場除く)	232
6. 事業所数・従業者数の推移	233
7. 製造業の推移	233
8. 商店数、従業者数、販売額の推移	234
9. 農家数と耕地面積の推移	234

◎ おいたち

秋田市の開発は、天平5年（733年）、大和朝廷が北辺守備の拠点として、高清水の丘に出羽柵（秋田城）を設置したことに始まる。

その後、南北朝、室町時代を経て、足利末期の戦国時代には、安東氏（のち秋田氏）が土崎地区に湊城を築城し、政治、経済、文化の中心として繁栄した。

そして慶長7年（1602年）、当時「窪田（くぼた）」と称した寒村に、佐竹氏が水戸から推定1万から1万5千人の人々とともに移り住んだ。

佐竹氏は、神明山（後の千秋公園）に新城を築き、侍町の内町、町人町の外町の町割りを行った。このまちづくりは、当時としてはすぐれた都市計画であり、いわゆる封建諸侯の防御、出撃を主眼とした戦略的なまちづくりであった。

明治4年の廃藩置県後、現秋田市は久保田から秋田と改称され、県庁所在地となった。

秋田町と呼ばれた明治10年ごろは、世帯数約9,700戸、人口約32,000人の町であったが、明治19年の大火と悪疫の流行により、町勢がおとろえ、人口も減少し、明治22年4月の市制施行当時の秋田市は、面積6.9km²、世帯数約6,600戸、人口約29,300人であった。

その後、秋田市は町村合併、雄物川放水路の開通、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、鉱物資源の開発、羽越・奥羽の両本線をはじめとする交通運輸機関の整備等により、市勢はめざましく発展した。

昭和36年には新しい時代の要請に応え、総合かつ計画的な行政の方向を明らかにした初の「秋田市の現状と将来の展望」を策定し、これに基づいて区画整理、公園、上・下水道、学校建築など都市整備が活発に進められ、城下町秋田から近代都市に生まれ変わった。以後、おおむね5年ごとにこの長期計画を見直し、新たな将来展望を策定してきたが、平成3年の第7次から名称を秋田市総合計画と変更した。

その後、平成9年4月1日に中核市となり、平成17年1月11日には河辺郡河辺町、雄和町を編入し、市域が拡大した。

平成28年3月には、28年度から32年度（令和2年度）までを計画期間とする第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」を策定した。時代の変化に対応するため、5年を計画期間とする「基本構想」と毎年度見直す「推進計画」により構成すると共に、人口減少問題を正面から受けとめ、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入する成長戦略を設定し、「秋田市を元気にすること」、「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現を目指している。

◎ 位置・地勢

秋田市は、秋田県のほぼ中心に位置し、日本海に面して、面積は906.07km²で、県の総面積の7.8%を占めている。

東は出羽丘陵が連なり、太平山ろく一帯は秋田杉の美林でおおわれ、自然景観を誇っている。

市の南部を雄物川が西に流れ、また中心市街地を南に貫流する旭川は、太平川と合流し日本海に注いでいる。

海岸線はきわめて単調であり、海岸線の1～2kmの内側沿岸域には黒松の砂防林が植栽されている。

南と北には、豊かな秋田平野がひらけ地味が肥え、生産力が高い穀倉地帯となっている。

市庁の位置は、東経140度6分で東京とほぼ同一経線上にあり、緯度は北緯39度43分で、大体ニューヨークと同緯度にある。

市 域 の 変 遷

編入年月日	面積(km ²)	人口(人)	世帯(戸)	備 考
明治22年4月1日	6.87	29,297	6,598	市制施行
38年8月1日	7.19	29,986	6,735	広山田村(檜山観音前、長沼、宮田、愛岩下)、寺内村(八橋一里塚)、旭川村(泉馬場、新堰、反町、原ノ町、手形山崎)編入
42年12月21日	7.32			旭川村、手形深田(現秋大敷地)編入
大正13年4月1日	11.48	42,202	6,787	牛島町全域編入
15年4月1日	14.00	46,165	7,520	川尻村全域編入
昭和8年3月14日	75.95	54,756	8,257	旭川村全域編入
16年4月1日	132.09	98,246	17,626	土崎港町、寺内町、新屋町、広山田村編入
29年10月1日	428.88	176,064	29,035	太平村、外旭川村、飯島村、下新城村、上新城村、浜田村、豊岩村、仁井田村、四ツ小屋村、上北手村、下北手村、下浜村編入
30年1月1日	458.92	181,624	29,946	金足村編入
平成17年1月11日	905.67	336,395	133,141	河辺町、雄和町編入
31年4月1日現在	906.07	305,944	135,822	

◎ 都市宣言

交通安全都市宣言 昭和37年3月12日

非核平和都市宣言 議会で非核平和都市宣言に関する決議を昭和59年12月24日議決

ゆとり創造都市宣言 平成4年2月7日

環境都市あきた宣言 平成16年7月19日

はずむスポーツ都市宣言 議会ではずむスポーツ都市宣言に関する決議を平成20年12月19日議決

第1章 議 会

[議 会]

1. 議会構成

(1) 議員定数

条例定数 36人、現員数 36人

※地方自治法の改正により、平成23年5月に議員定数の法定上限が撤廃

任期 令和元年5月2日～令和5年5月1日

[経緯]

○「秋田市議会議員の定数を減少する条例」

- ・昭和35年の国勢調査時の人口が20万3,000人であり、法定人口20万人をわずかに3,000人超えただけであったので、市長提案により法定数44人を2人減の42人とした。(昭和37年12月25日制定、昭和38年4月30日執行一般選挙より施行)
- ・平成2年の国勢調査の結果、人口は30万2,000人となり、法定数が48人となったが、市長提案により法定数48人を4人減の44人とした。(平成2年12月26日改正、平成3年4月21日執行一般選挙より施行)
- ・「秋田市議会議員の定数を定める条例」の設定に伴い廃止した。(平成13年12月25日)

○「秋田市議会議員の定数を定める条例」

- ・地方自治法の改正(平成11年法律第87号)を受け、「秋田市議会議員の定数を定める条例」を制定し、定数を42人とした。(平成13年12月25日公布、平成15年4月27日執行一般選挙より施行)
- ・河辺町および雄和町の編入に伴い、法定合併協議会で地方自治法第91条第5項を適用し、定数を法定上限数の46人とするに決定したことから、「秋田市議会議員の定数を定める条例」を改正し、定数を46人するとともに、条例施行以後、初めて期日を告示される一般選挙までの間、旧秋田市、旧河辺町、旧雄和町の3つの選挙区を設け、それぞれの選挙区の定数を42人、2人、2人とした。(平成17年1月13日公布、平成17年2月6日執行増員選挙(旧河辺・雄和町両区域)より施行)
- ・市町合併後の定数を決定する過程において、3選挙区、定数46人による選挙は市町合併後1回限りとし、その後は、全市1区の選挙とするとともに、定数についても減ずるべきとの考え方が法定合併協議会に報告されていることを踏まえて検討した結果、定数を市町合併前の42人とした。(平成18年9月13日公布、平成19年4月22日執行一般選挙より施行)
- ・全国的な経済不況や雇用状況の悪化など、本市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことや、市町村議会において、地域の実情に即し、自らの判断で議員定数を削減する傾向が顕著となっていることを踏まえて検討した結果、定数を39人とした。(平成22年10月5日公布、平成23年4月24日執行一般選挙より施行)
- ・全国の市町村議会において、地域の実情に即し、自らの判断により議員定数を削減する状況が続いていることや、本市における将来の人口減や財政状況など厳しい現実に向き合い、議員数の適正化を検討した結果、定数を36人とした。(平成30年6月29日公布 平成31年4月21日執行一般選挙から施行)

(2) 年齢別議員数(令和元年5月2日現在)

年 齢	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	平均年齢
人 員	0人	9人	7人	15人	5人	59.4歳

(3) 当選回数（令和元年5月2日現在）

回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	計
人員	6人	8人	6人	9人	2人	4人	0人	0人	1人	36人

(4) 会派および党派別議員数（令和元年6月28日現在）

単位：人

党派名 会派名	自由民主党	公明党	共産党	社会民主党	国民民主党	立憲民主党	無所属	計
秋水会	8						7	15
市民クラブ				2			3	5
フロンティア秋田					1	1	3	5
公明党秋田市議会		4						4
日本共産党 秋田市議会議員団			4					4
そうせい							3	3
計	8	4	4	2	1	1	16	36

2. 委員会（令和元年5月2日現在）

(1) 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項
予算決算委員会	36人	2年	予算および決算に関する事項
総務委員会	9人	2年	総務部、企画財政部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会および公平委員会の各所管に属する事項 ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項
厚生委員会	9人	2年	市民生活部、福祉保健部および子ども未来部の各所管に属する事項
教育産業委員会	9人	2年	観光文化スポーツ部、産業振興部、教育委員会および農業委員会の各所管に属する事項
建設委員会	9人	2年	環境部、建設部、都市整備部および上下水道局の各所管に属する事項

(2) 議会運営委員会

定数	任期	選出方法	所管事項
9人	2年	各派交渉団体（3人以上の会派）の所属議員数の比率によって選出する。委員長は議長選出会派から、副委員長は副議長選出会派から選出する例が多い。	議会の運営、議会の会議規則、委員会に関する条例等および議長の諮問に関する事項について調査し、議案、陳情等を審査する。

3. 議会の活動状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

(1) 本会議開催状況

会期別 区分	定例会				合計
	6月	9月	11月	2月	
会期	6月7日 ～ 6月29日	9月4日 ～ 10月10日	11月28日 ～ 12月20日	2月18日 ～ 3月19日	
会期日数	23日	37日	23日	30日	113日
開議日数	5日	6日	5日	5日	21日
会議時間	11時間 48分	11時間 57分	12時間 23分	15時間 52分	52時間 0分

(2) 会期別付議事件数

単位：件

区分	会期別	定例会				合計	
		6月	9月	11月	2月		
市長 提出	予算案	3	3	14	33	53	
	条例案	10	5	9	50	74	
	議決案	10	2	14	11	37	
	同意	2	1	1	3	7	
	認定		4			4	
	承認	予算	1				1
		条例	3				3
	認	契約その他					
	諮問案	1		3		4	
	小計	30	15	41	97	183	
議員 提出	条例案	1			1	2	
	会議規則案						
	意見書案	2			1	3	
	決議案						
	その他						
小計	3			2	5		
合計		33	15	41	99	188	

(3) 本会議出席状況

区分	会期別	定例会			
		6月	9月	11月	2月
平均出席議員数		39人	39人	38人	39人

(4) 本会議傍聴人数

区分	会期別	定例会				合計
		6月	9月	11月	2月	
本会議傍聴者数		213人	66人	193人	254人	726人

(5) 代表質問、一般質問および答弁時間

区分	会期別 質問時間等	定例会				合計
		6月	9月	11月	2月	
代表 質問	1回目質問者数				6人	6人
	質問時間				3時間51分	3時間51分
	答弁時間				2時間40分	2時間40分
	再質問者数				5人	5人
	質問時間				1時間26分	1時間26分
	答弁時間				53分	53分
	質問時間計①				5時間17分	5時間17分
答弁時間計②				3時間33分	3時間33分	
一般 質問	1回目質問者数	9人	9人	9人	4人	31人
	質問時間	4時間14分	4時間7分	4時間16分	1時間52分	14時間29分
	答弁時間	3時間43分	3時間25分	3時間39分	1時間33分	12時間20分
	再質問者数	9人	9人	9人	2人	29人
	質問時間	1時間19分	1時間13分	1時間35分	19分	4時間26分
	答弁時間	1時間4分	58分	58分	10分	3時間10分
	質問時間計③	5時間33分	5時間20分	5時間51分	2時間11分	18時間55分
答弁時間計④	4時間47分	4時間23分	4時間37分	1時間43分	15時間30分	
質問時間合計①+③		5時間33分	5時間20分	5時間51分	7時間28分	24時間12分
答弁時間合計②+④		4時間47分	4時間23分	4時間37分	5時間16分	19時間3分

※平成22年9月定例会から、初回の質問は一括質問・答弁方式で行い、再質問以降は一問一答方式で行うこととした。

(6) 会期別議決状況

単位：件

区分	会期別	定例会				合計
		6月	9月	11月	2月	
市長 提出	可決・承認	27	10	37	94	168
	否決					
	撤回					
	認定		4			4
	継続					
	同意	3	1	4	3	11
小計		30	15	41	97	183
議員 提出	可決	2			1	3
	否決	1			1	2
	継続審査					
	小計	3			2	5
合計		33	15	41	99	188

(7) 委員会およびその他の会議回数

会 議 名	委 員 会		そ の 他	計
	会期中	閉会中		
予 算 決 算 委 員 会	12回	0回		12回
総務委員会・予算決算委員会総務分科会	8回	1回		9回
厚生委員会・予算決算委員会厚生分科会	10回	2回		12回
教育産業委員会・予算決算委員会教育産業分科会	7回	1回		8回
建設委員会・予算決算委員会建設分科会	8回	2回		10回
議 会 運 営 委 員 会	18回	5回		23回
全 員 協 議 会			2回	2回
各 派 会 長 会 議			13回	13回
世 話 人 会 議				
各 派 代 表 者 会 議				
正 副 委 員 長 会 議				
合 計	62回	11回	15回	88回

(8) 請願・陳情審査件数および審査結果

単位：件

会期別	審査結果	審 査 案 件	採 択	趣旨採択	一部採択・ 一部継続	不 採 択	継 続 審 査
願	9月	1			1		
	11月	1					1
	2月	3				3	
	小計	5			1	3	1
	陳	6月	4	1			3
情	9月	2				2	
	11月	5				5	
	2月	11				11	
	小計	22	1			21	
	合 計	27	1		1	24	1

(9) 委員会別請願・陳情審査件数

単位：件

委員会区分	議会運営	総 務	厚 生	教育産業	建 設	計
請 願		4	1			5
陳 情		9	8	4	1	22

(10) 議員発議

会 期 別	件 名	議決結果
6月定例会	・秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する件 ・地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充に関する意見書提出の件 ・教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元に関する意見書提出の件	可決 可決 否決
2月定例会	・秋田市議会委員会条例の一部を改正する件 ・主要農作物種子法廃止に関する意見書提出の件	可決 否決

4. 報酬・旅費等

(1) 議員報酬

単位：円

適 用 年 月 日	議 長	副 議 長	議 員
平成元年4月1日	580,000	530,000	510,000
〃 3年4月1日	630,000	580,000	560,000
〃 5年4月1日	670,000	620,000	600,000
〃 7年4月1日	700,000	650,000	620,000
〃 9年4月1日	720,000	670,000	640,000
〃 15年1月1日	714,000	664,000	634,000
〃 17年12月1日	704,000	655,000	625,000

(2) 期末手当

報酬月額に1.2を乗じて得た額に、次の支給割合を乗じて得た額（平成31年4月1日適用）

6月	$\frac{157.5}{100}$	12月	$\frac{160}{100}$	合計	$\frac{317.5}{100}$
----	---------------------	-----	-------------------	----	---------------------

(3) 政務活動費

1人月額100,000円を4月、7月、10月および1月の4回に分けて会派に交付する。

適 用 年 月 日	月 額 (円)	備 考
昭和53年4月1日	20,000	調査研究費（創設）
〃 56年4月1日	30,000	調査研究費（改定）
〃 60年4月1日	40,000	〃
平成元年4月1日	60,000	〃
〃 2年4月1日	75,000	〃
〃 3年4月1日	80,000	〃
〃 13年4月1日	100,000	政務調査費（条例により制定）
〃 25年3月1日	100,000	政務活動費（条例により制定）

(4) 旅費

単位：円

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1日につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
市長、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者又はこれらに相当する職務にある者	3,000	14,800	13,300	3,000

甲地方…秋田県の地域以外の地域 乙地方…秋田県の地域

乙地方の場合、日当を支払わない

(5) 行政視察旅費(1人年額)

区 分	金 額 (円)	適 用 年 月 日
常任委員会視察旅費	140,000	平成18年4月1日
議会運営委員会視察旅費	70,000	平成18年4月1日
特別委員会視察旅費	実費支給	

5. 議会事務局

(1) 議会刊行物

ア 市議会報

- (ア) 名 称 「あきた市議会だより」昭和51年2月創刊
- (イ) 発行部数・回数 1回138,800部(令和元年度予算)・年4回(定例会毎)発行
- (ウ) 判型・ページ数 A4判・10ページ(代表質問を実施した定例会のみ14ページ)
- (エ) 組 字 1段12字×34行・5段組
- (オ) 活 字 ・ 色 11ポイント(オフセット印刷)・黒と特色
- (カ) 編 集 あきた市議会だより編集委員会
- (キ) 配 布 先 市内全戸配布
- (ク) 声 の 議 会 報 視覚障がい者を対象に「あきた市議会だより」の内容を記録媒体に録音し、郵送する。
- (ケ) 令和元(平成31)年度予算 印刷製本費 10,161千円(PDFファイル含む)
配布委託料 3,799千円

イ 会議録

- (ア) 判 型 A4判・横書・1段47字×41行
- (イ) 発 行 部 数 1回107部(令和元年度予算)
- (ウ) 活 字 ・ 色 10ポイント(オフセット印刷)・黒
- (エ) 配 布 先 議員・当局・図書館等
- (オ) 令和元(平成31)年度予算 2,579千円(録音データ反訳業務委託、印刷製本等)

ウ 秋田市のあらまし

平成27年度より秋田市議会HPにPDFファイルで公開。議員については、平成30年度からタブレット端末導入に伴い、電子データによる情報提供を実施。

エ 秋田市議会関係例規・事例集

職員には市内LAN上のデータベースで周知。議員については電子データ等で配付。

(2) 行政視察来市状況

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来市数(団体)	7	13		15	16	1	7	12		2	2		75
人数(人)	35	72		119	138	15	64	110		10	14		577

(3) 他市からの調査依頼受理件数 215件

(4) 議会図書

ア 蔵書数(令和元年5月1日現在)

単位:冊

分類	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学技術	産業	芸術	語学	文学	加除法令等	合計
冊数	92	15	445	648	22	20	20	27	17	6	176	1,488

イ 議員図書費(令和(平成31)年度予算額) 20千円

(5) 会議録閲覧・検索システム

ア 導入年月 平成7年4月(平成12年4月検索ソフトをウィンドウズ対応版に更新)

イ 目的 本会議における議案の審議状況、代表・一般質問の状況、請願・陳情の採択状況および常任委員会・決算特別委員会の審査状況等の議会情報について、閲覧・検索を行う。

ウ 概要 会議録および委員会記録の全文が検索対象であり、議会名、質問者名、固有名詞等さまざまな角度からのアクセスが可能である。また、会議録は平成14年8月から、委員会記録は平成23年7月から市議会のホームページ上で公開し、インターネットでの検索が可能となっている。

エ 対象 本会議の会議録は平成2年度以降、委員会記録は平成23年度以降について閲覧・検索が可能である。

(6) 本会議におけるケーブルテレビでの放映およびインターネット録画配信

平成13年6月から、定例会の本会議における市長説明、代表質問および答弁、一般質問および答弁をケーブルテレビで生中継している。また、平成19年6月からケーブルテレビの録画映像を利用したインターネット録画配信を実施している。

平成24年6月からは、定例会および臨時会について、原則すべての日程をケーブルテレビおよびインターネットで生中継している。

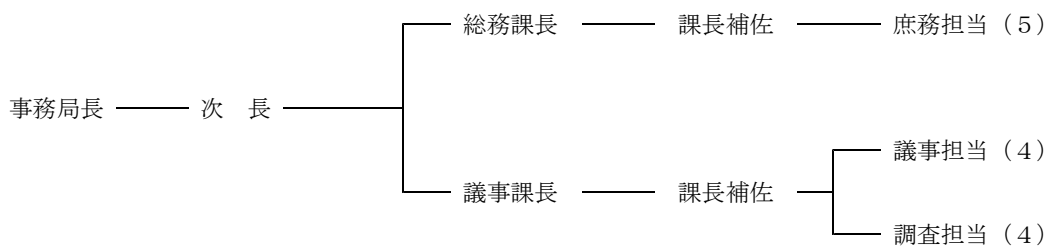
(7) 議事運営等におけるタブレット端末の活用

平成30年6月定例会から、議案を初めとした各種議会資料については、紙媒体から電子媒体に変えて提供し（一部紙資料併用）、議会における各会議においてタブレット端末を活用したペーパーレス会議を行っている。令和元年6月定例会からペーパーレス会議への完全移行を実現する。

タブレット アップル iPad Pro 12.9インチ
貸 与 先 議員、議会事務局職員（54台）
予 算 額 令和元（平成31）年度
4,338千円（端末通信費用、クラウド使用料等）

(8) 議会事務局機構（平成31年4月1日現在）

定数20人・現員19人



6. 歴代正副議長

議長			副議長		
代	氏名	在任期間	氏名	在任期間	
初代	泉田政成	明治22・5・10～明治24・1・5	大貫敏藏	明治22・5・10～明治24・1・5	
2	大貫敏藏	明治24・1・13～明治25・3・26	鈴木常吉	明治24・1・23～明治25・3・26	
3	渡辺新一	明治25・4・1～明治29・12・10	井上廣居	明治25・4・4～明治29・12・10	
4	井上廣居	明治30・1・1～明治31・3・25	高堂兵右衛門	明治30・1・1～明治30・12・25	
5	渡辺新一	明治31・4・8～明治31・12・10	石井正太郎	明治31・1・8～明治31・12・10	
6	井上廣居	明治32・1・11～明治33・1・15	市川護久	明治32・2・21～明治38・1・5	
7	平野直治	明治33・1・17～明治34・7・25	村山三之助	明治38・1・13～明治40・3・27	
8	市川護久	明治34・8・11～明治35・9・10	館岡忠吉	明治40・4・6～大正6・3・27	
9	船山忠定	明治35・9・17～明治38・1・13	佐野八五郎	大正6・4・9～大正8・1・28	
10	長谷川勝太郎	明治38・6・24～明治40・1・15	湊鶴吉	大正8・1・29～大正10・3・27	
11	村山三之助	明治40・4・6～大正6・3・26	稲見春之助	大正10・4・11～大正12・5・10	
12	館岡忠吉	大正6・4・9～大正10・3・26	佐藤小太郎	大正12・5・26～大正14・3・20	
13	山崎城	大正10・4・2～大正12・4・10	長谷川勝太郎	大正14・4・20～昭和3・8・20	
14	加賀谷長兵衛	大正12・5・6～大正13・1・4	根田忠党	昭和3・9・12～昭和4・3・20	
15	湊鶴吉	大正13・1・15～昭和7・10・5	戸崎順治	昭和4・4・9～昭和8・4・30	
16	片屋永之助	昭和7・10・20～昭和8・3・26	筒井英次郎	昭和8・5・9～昭和12・5・15	
17	田口松太郎	昭和8・5・9～昭和10・11・4	野口周治郎	昭和12・5・5～昭和17・6・30	
18	片屋永之助	昭和10・11・13～昭和17・5・20	辻兵太郎	昭和17・7・13～昭和20・3・10	
19	加藤助吉	昭和17・7・13～昭和20・9・22	梅津忠尚	昭和20・5・30～昭和22・5・30	
20	小西傳助	昭和20・10・1～昭和22・4・29	石井直茂	昭和22・5・22～昭和26・4・29	
21	田口長太郎	昭和22・5・22～昭和26・4・29	川原田理七	昭和26・5・17～昭和27・5・27	
22	田口長太郎	昭和26・5・17～昭和30・4・29	佐藤末松	昭和27・5・30～昭和28・5・27	
23	田口長太郎	昭和30・5・17～昭和31・1・21	白滝末紀	昭和28・5・30～昭和29・5・31	
24	鈴木傳八	昭和31・2・21～昭和34・5・1	三宅藤吉	昭和29・5・31～昭和30・4・29	
25	鈴木傳八	昭和34・5・21～昭和38・4・29	鈴木傳八	昭和30・5・17～昭和31・2・21	
26	鈴木傳八	昭和38・5・21～昭和40・9・29	林次郎	昭和31・2・21～昭和32・5・31	
27	小玉賢次郎	昭和40・9・29～昭和42・5・1	林次郎	昭和32・5・31～昭和34・5・1	
28	浅野正三	昭和42・5・16～昭和44・6・23	長浜谷久助	昭和34・5・21～昭和36・5・25	
29	神田常治	昭和44・6・23～昭和46・5・1	浅野正三	昭和36・5・25～昭和38・5・1	
30	丸山清	昭和46・5・19～昭和48・6・25	銭谷小太郎	昭和38・5・21～昭和40・9・29	
31	渡部啓悦	昭和48・6・25～昭和50・5・1	泉鎌一郎	昭和40・9・29～昭和42・4・18	
32	鎌田喜右衛門	昭和50・5・19～昭和54・5・1	佐藤民治	昭和42・5・16～昭和46・5・1	
33	伊藤秀男	昭和54・5・14～昭和55・8・26	鎌田喜右衛門	昭和46・5・19～昭和50・5・1	
34	藤田禮逸	昭和55・9・10～昭和58・5・1	橋本金一	昭和50・5・19～昭和54・5・1	
35	長谷川清美	昭和58・5・16～昭和59・12・6	加藤茂	昭和54・5・14～昭和56・6・15	
36	藤田禮逸	昭和59・12・6～昭和60・5・31	荻原長雄	昭和56・6・15～昭和58・5・1	
37	三浦茂彦	昭和60・6・11～昭和62・5・1	保坂直一	昭和58・5・16～昭和60・6・11	
38	淡路定一	昭和62・5・20～平成元・6・15	保坂惣五郎	昭和60・6・11～昭和62・5・1	
39	加藤茂	平成元・6・15～平成2・2・18	新岡雅	昭和62・5・20～平成元・6・15	
40	古谷英雄	平成2・3・5～平成3・5・1	古谷英雄	平成元・6・15～平成2・3・5	
41	熊谷国太郎	平成3・5・20～平成5・6・10	加賀屋三郎	平成2・3・5～平成3・5・1	
42	相原政志	平成5・6・10～平成7・5・1	菊地達雄	平成3・5・20～平成5・6・10	
43	鈴木孝雄	平成7・5・19～平成9・6・6	古谷隆一	平成5・6・10～平成7・5・1	
44	大塚隆一	平成9・6・6～平成11・5・1	前田喜藏	平成7・5・19～平成9・6・6	
45	芦田晃敏	平成11・5・21～平成13・6・6	藤原敬介	平成9・6・6～平成11・5・1	
46	高橋智徳	平成13・6・6～平成15・5・1	榎清	平成11・5・21～平成13・6・6	
47	佐々木晃二	平成15・5・23～平成17・7・4	渡辺一男	平成13・6・6～平成15・5・1	
48	赤坂光一	平成17・7・4～平成19・5・1	安井貞三	平成15・5・23～平成17・7・4	
49	加賀谷正美	平成19・5・18～平成21・6・1	渡辺良雄	平成17・7・4～平成19・5・1	
50	加賀谷正美	平成21・6・1～平成23・5・1	宇佐美洋二郎	平成19・5・18～平成21・6・1	

代	議 長		副 議 長	
	氏名	在 任 期 間	氏 名	在 任 期 間
51	小木田 喜美雄	平成23・5・24～平成25・6・4	鈴木 忠 夫	平成21・6・1～平成23・5・1
52	鎌 田 修 悦	平成25・6・4～平成27・5・1	成 沢 淳 子	平成23・5・24～平成25・6・4
53	渡 辺 正 宏	平成27・5・22～平成29・6・8	相 場 金 二	平成25・6・4～平成27・5・1
54	小 林 一 夫	平成29・6・8～令和元・5・1	石 塚 秀 博	平成27・5・22～平成29・6・8
55	岩 谷 政 良	令和元・5・21～	花 田 清 美	平成29・6・8～令和元・5・1
56			小野寺 誠	令和元・5・21～

7. 秋田市議会議員名簿（平成31年4月21日選挙）

令和元年5月21日現在

議席 番号	氏 名	郵便番号	住 所	会派	党籍	委員会※1	自宅電話番号
1	奈 良 順 子	011-0946	土崎港中央一丁目8番27号	共産	共産	厚生	845-0477
2	佐 藤 広 久	010-0851	手形字中台59番地99	共産	共産	総務	834-1914
3	後 藤 良	010-0845	手形山南町3番25号	フ秋	無	教産	090-1546-8774
4	船 木 純	011-0946	土崎港中央七丁目2番29号	フ秋	立憲	建設	846-5750
5	藤 田 信	010-0003	東通五丁目2番10号	フ秋	国民	厚生・議運	811-2738
6	武 内 伸 文	010-0945	川尻みよし町5番26号	そう	無	厚生	090-2363-0398
7	牧 野 守	011-0902	寺内堂ノ沢一丁目8番38-201号	公明	公明	厚生	853-0585
8	武 田 正 子	010-0043	桜ガ丘一丁目8番地2	公明	公明	建設・議運	832-1053
9	安 井 誠 悦	010-0001	中通四丁目1番52-406号	市ク	無	教産	837-7768
10	藤 枝 隆 博	010-1632	新屋大川町16番1号	市ク	社民	厚生	828-1871
11	荻 原 貴 幸	011-0902	寺内堂ノ沢二丁目10番12号	秋水	無	厚生	802-0513
12	工 藤 知 彦	010-1341	雄和新波字樋口9番地1	秋水	自民	教産・議運	839-3618
13	細 川 信 二	011-0946	土崎港中央一丁目15番7号	秋水	無	総務	893-5916
14	安 井 正 浩	010-0917	泉中央五丁目1番3-903号	秋水	自民	建設・議運	863-4407
15	鈴 木 知	010-0901	保戸野桜町5番17-101号	共産	共産	教産・議運	866-6142
16	佐 藤 純 子	010-1211	雄和椿川字方福97番地	共産	共産	建設	886-3378
17	倉 田 芳 浩	011-0946	土崎港中央一丁目12番18号	フ秋	無	厚生	845-4038
18	見 上 万 里 子	010-0844	手形山中町10番16号	市ク	無	総務	835-4693
19	工 藤 新 一	010-1424	御野場四丁目10番9号	市ク	社民	教産・議運	839-0177
20	川 口 雅 丈	010-0001	中通六丁目15番13号	秋水	無	教産・議運	833-9267
21	佐 藤 宏 悦	010-1408	上北手大戸字関上218番地1	秋水	無	総務	835-2064
22	伊 藤 一 榮	010-1417	四ツ小屋字笹葉9番地	秋水	無	教産・議運	839-4191
23	伊 藤 巧 一	010-1224	雄和種沢字沼田47番地	秋水	無	建設	886-2775
24	熊 谷 重 隆	019-2625	河辺北野田高屋字雷谷地47番地2	秋水	自民	建設	882-2851
25	菅 原 琢 哉	011-0913	飯島鼠田三丁目5番19号	秋水	自民	厚生	845-6068
26	小 林 一 夫	010-1503	下浜羽川字二十町73番地	フ秋	無	総務	879-2428
27	小 松 健	010-0963	八橋大沼町15番30号	そう	無	総務・議運	865-6147
28	齊 藤 勝	010-0802	外旭川字神田573番地6	そう	無	建設	868-2186
29	石 塚 秀 博	010-1423	仁井田字大野143番地3	公明	公明	総務	839-1564
30	成 沢 淳 子	011-0923	飯島文京町2番3号	公明	公明	教産	845-7348
31	花 田 清 美	010-1421	仁井田本町一丁目15番3号	市ク	無	建設	839-4342
32	渡 辺 正 宏	010-0953	山王中園町11番40号	秋水	無	総務	864-0658
◎	33 岩 谷 政 良	010-0973	八橋本町四丁目1番20号	秋水	無	—	863-3256
○	34 小野寺 誠	019-2741	河辺岩見字萱森留見瀬24番地6	秋水	自民	厚生	883-2725
	35 小木田 喜美雄	010-0066	牛島南二丁目1番13号	秋水	無	総務	839-7075
	36 赤 坂 光 一	010-1637	新屋扇町13番7号	秋水	自民	建設	828-1933

備考 ◎は議長、○は副議長、秋水は秋水会、市クは市民クラブ、フ秋はフロンティア秋田、公明は公明党秋田市議会、共産は日本共産党秋田市議会議員団、そうはそうせいである。

議運は議会運営委員会で、総務・厚生・教産（教育産業）・建設は各常任委員会である。

※1 議長を除く全議員が予算決算委員会に所属

第2章 総務部

[総務部]

1. 歴代三役

(1) 市長

歴代	氏名	在任期間
1	小泉吉太郎	明治 22・5・27 ~ 明治 28・6・22
2	羽生氏熟	明治 28・7・16 ~ 明治 28・11・22
3	御代弦	明治 29・2・22 ~ 明治 38・3・28
4	野口能毅	明治 38・4・4 ~ 明治 39・7・5
5	大久保鉄作	明治 39・8・15 ~ 大正 5・8・14
6	井上廣居	大正 5・8・18 ~ 昭和 7・9・3
7	湊鶴吉	昭和 7・10・5 ~ 昭和 9・9・5
8	鈴木安孝	昭和 9・10・28 ~ 昭和 13・10・27
9	村地信夫	昭和 14・2・11 ~ 昭和 16・10・22
10	加賀谷朝蔵	昭和 17・9・23 ~ 昭和 20・9・22
11	児玉政介	昭和 20・12・5 ~ 昭和 22・3・24
	児玉政介	昭和 22・4・5 ~ 昭和 26・4・4
12	武埴祐吉	昭和 26・4・25 ~ 昭和 30・4・13
	武埴祐吉	昭和 30・4・30 ~ 昭和 34・4・29
13	川口大助	昭和 34・4・30 ~ 昭和 38・4・29
	川口大助	昭和 38・4・30 ~ 昭和 42・4・29
	川口大助	昭和 42・4・30 ~ 昭和 46・4・29
14	荻原麟次郎	昭和 46・4・30 ~ 昭和 47・12・24
15	高田景次	昭和 48・2・11 ~ 昭和 52・2・10
	高田景次	昭和 52・2・11 ~ 昭和 56・2・10
	高田景次	昭和 56・2・11 ~ 昭和 60・2・10
	高田景次	昭和 60・2・11 ~ 平成 元・2・10
	高田景次	平成 元・2・11 ~ 平成 2・4・10
16	石川鍊治郎	平成 2・5・27 ~ 平成 6・5・26
	石川鍊治郎	平成 6・5・27 ~ 平成 10・5・26
	石川鍊治郎	平成 10・5・27 ~ 平成 13・6・6
17	佐竹敬久	平成 13・7・8 ~ 平成 17・7・7
	佐竹敬久	平成 17・7・8 ~ 平成 21・2・24
18	穂積志	平成 21・4・12 ~ 平成 25・4・11
	穂積志	平成 25・4・12 ~ 平成 29・4・11
	穂積志	平成 29・4・12 ~

(2) 助役（平成19年3月31日をもって、助役制度を廃止）

歴 代	氏 名		在 任 期 間
1	根 田 忠 正		明治 22・6・5 ～ 明治 26・10・30
	根 田 忠 正		明治 26・11・27 ～ 明治 29・8・11
2	平 野 貞 幹		明治 29・8・22 ～ 明治 35・8・21
3	市 川 護 久		明治 35・9・12 ～ 明治 38・7・15
4	大 槻 俊 綱		明治 38・8・19 ～ 明治 43・5・2
5	高 根 為 吉		明治 43・6・3 ～ 大正 5・6・2
	高 根 為 吉		大正 5・7・30 ～ 大正 9・7・30
6	戸 崎 順 治		大正 9・11・11 ～ 大正 13・11・10
	戸 崎 順 治		大正 13・11・11 ～ 昭和 3・11・10
7	長 谷 部 順 治		昭和 4・1・15 ～ 昭和 8・1・14
	長 谷 部 順 治		昭和 8・2・5 ～ 昭和 12・2・2
8	小 貫 太 郎		昭和 14・6・29 ～ 昭和 18・6・28
9	藤 井 喜 太 郎		昭和 18・7・28 ～ 昭和 22・4・7
10	佐 藤 儀 助		昭和 22・4・18 ～ 昭和 26・4・17
11	小 畑 勇 二 郎	第 一	昭和 26・6・21 ～ 昭和 30・3・16
12	藤 井 喜 太 郎	第 二	昭和 26・6・21 ～ 昭和 30・6・20
	藤 井 喜 太 郎	〃	昭和 30・6・21 ～ 昭和 34・4・29
13	塩 谷 末 吉	第 一	昭和 30・6・20 ～ 昭和 34・3・20
14	小 島 政 見	第 一	昭和 34・5・24 ～ 昭和 38・5・23
	小 島 政 見	〃	昭和 38・5・24 ～ 昭和 42・5・23
	小 島 政 見	〃	昭和 42・5・24 ～ 昭和 46・5・23
15	斎 藤 石 雄	第 二	昭和 38・8・9 ～ 昭和 42・8・8
	斎 藤 石 雄	〃	昭和 42・8・9 ～ 昭和 46・8・8
16	船 山 忠 重	第 一	昭和 48・3・5 ～ 昭和 52・3・4
	船 山 忠 重	〃	昭和 52・3・5 ～ 昭和 56・3・4
	船 山 忠 重	〃	昭和 56・3・5 ～ 昭和 60・3・4
17	小 林 義 七 郎	第 二	昭和 48・3・5 ～ 昭和 52・3・4
18	柏 谷 廉	第 二	昭和 52・3・5 ～ 昭和 56・3・4
	柏 谷 廉	〃	昭和 56・3・5 ～ 昭和 58・12・5
19	佐 藤 博 之	第 二	昭和 58・12・6 ～ 昭和 60・3・31
20	田 村 君 夫	第 二	昭和 60・4・1 ～ 平成 元・3・31
	田 村 君 夫	〃	平成 元・4・1 ～ 平成 3・12・5
21	照 井 清 司	第 一	昭和 60・4・1 ～ 平成 元・4・30
	照 井 清 司	〃	平成 元・4・4 ～ 平成 2・4・28
22	土 田 康 雄	第 一	平成 3・2・1 ～ 平成 7・1・31
	土 田 康 雄	〃	平成 7・2・1 ～ 平成 11・1・31
	土 田 康 雄	〃	平成 11・2・1 ～ 平成 13・3・26
23	工 藤 昇	第 二	平成 4・1・27 ～ 平成 8・1・26
24	鈴 木 忠	第 二	平成 8・1・27 ～ 平成 12・1・26
25	相 場 道 也	第 二※1	平成 12・1・27 ～ 平成 16・1・26
	相 場 道 也		平成 16・1・27 ～ 平成 18・6・30
26	松 葉 谷 温 子		平成 14・2・1 ～ 平成 18・1・31
27※2	飯 塚 明		平成 18・2・1 ～ 平成 19・3・31
28※2	大 山 幹 弥		平成 18・7・1 ～ 平成 19・3・31

※1 平成14年1月31日をもって第一助役、第二助役制度を廃止

※2 平成19年4月1日から副市長

(3) 副市長

歴代	氏名	在任期間
1	飯塚 明	平成 19・4・1 ~ 平成 21・7・28
1	大山 幹 弥	平成 19・4・1 ~ 平成 22・3・31
3	石井 周 悦	平成 22・2・1 ~ 平成 26・1・31
	石井 周 悦	平成 26・2・1 ~ 平成 30・1・31
	石井 周 悦	平成 30・2・1 ~
4	中川 康 行	平成 22・4・1 ~ 平成 23・12・31
5	鎌田 潔	平成 24・1・28 ~ 平成 28・1・27
	鎌田 潔	平成 28・1・28~

(4) 収入役（平成20年1月29日をもって、収入役制度を廃止）

歴代	氏名	在任期間
1	大山 泰 蔵	明治 22・6・29 ~ 明治 28・6・28
	大山 泰 蔵	明治 28・6・29 ~ 明治 32・2・23
	大山 泰 蔵	明治 32・2・28 ~ 明治 38・3・27
	大山 泰 蔵	明治 38・2・28 ~ 明治 41・3・28
2	神尾 重 信	明治 41・5・4 ~ 大正 3・5・3
	神尾 重 信	大正 3・5・4 ~ 大正 7・5・3
	神尾 重 信	大正 7・5・4 ~ 大正 11・5・6
3	佐藤 信三郎	大正 11・5・17 ~ 大正 15・5・16
	佐藤 信三郎	大正 15・5・17 ~ 昭和 5・5・16
	佐藤 信三郎	昭和 5・5・17 ~ 昭和 10・2・20
4	坂本 武 治	昭和 10・2・21 ~ 昭和 14・2・20
	坂本 武 治	昭和 14・2・27 ~ 昭和 16・11・6
5	豊田 得 三	昭和 18・8・1 ~ 昭和 19・10・4
6	池田 善 蔵	昭和 19・11・22 ~ 昭和 23・11・21
	池田 善 蔵	昭和 23・11・25 ~ 昭和 27・11・24
	池田 善 蔵	昭和 27・11・25 ~ 昭和 31・11・24
7	奈良 恭三郎	昭和 31・12・20 ~ 昭和 35・12・19
	奈良 恭三郎	昭和 35・12・20 ~ 昭和 36・12・20
8	舘山 與 一	昭和 36・12・21 ~ 昭和 40・12・20
	舘山 與 一	昭和 40・12・21 ~ 昭和 44・12・20
9	富樫 重次郎	昭和 44・12・21 ~ 昭和 48・12・20
10	神成 福 治	昭和 48・12・25 ~ 昭和 52・12・24
	神成 福 治	昭和 52・12・25 ~ 昭和 56・12・24
11	佐藤 博 之	昭和 56・12・25 ~ 昭和 58・12・6
12	宮越 孝 二	昭和 58・12・6 ~ 昭和 60・3・31
13	遠藤 進	昭和 60・4・1 ~ 平成 元・3・31
	遠藤 進	平成 元・4・1 ~ 平成 3・12・5
14	佐々木 鍊 治	平成 4・1・30 ~ 平成 8・1・29
15	佐藤 義 則	平成 8・1・30 ~ 平成 12・1・29
16	保坂 五 郎	平成 12・1・30 ~ 平成 16・1・29
17	佐々木 敏 雄	平成 16・1・30 ~ 平成 20・1・29

2. 新庁舎の建設

旧庁舎は、昭和39年の完成から約50年が経過し、老朽化や耐震性の問題、また、庁舎分散による市民サービスの低下などの課題が顕著となっていた。このため、平成22年度に策定した新庁舎建設基本構想に基づき、平成25年12月「市民に親しまれ、市民サービスの向上を実現する、人に優しい庁舎」など、5つの基本コンセプトの実現に向けて建設工事に着手した。平成28年4月に工事が完成し、同年5月6日から新庁舎における業務を全面的に開始している。

平成28年度には、旧庁舎の解体、分館改修工事および駐輪場整備工事が完了した。また、平成29年12月に駐車場整備および植栽工事が完了したことにより、新庁舎建設に係るすべての事業が終了した。

【新庁舎概要】

工 事 名	：秋田市新庁舎建設工事
工 事 場 所	：秋田市山王一丁目1番1号
敷 地 面 積	：25,851.40㎡
延 べ 面 積	：31,132.96㎡
構 造	：鉄筋コンクリート造（免震構造）
階 数	：地上6階 塔屋1階 地下1階
高 さ	：29.5m
工 期	：平成25年12月24日～平成28年4月28日
設計・監理	：日本設計・渡辺佐文建築設計・コスモス設計秋田市新庁舎建設設計共同企業体
施 工	：清水・千代田・シブヤ・田村建設工事共同企業体

【新庁舎建設経緯】

- 昭和63年5月 庁舎建設準備委員会を設置（庁舎の狭あい化解消のため検討を開始）
- 平成元年8月 第二庁舎建設計画案作成業務を委託
 - 3年3月 庁舎建設基金条例を設定
 - 4年11月 庁舎建設検討委員会を設置（狭あい解消策について検討）
 - 5年4月 山王21ビルを借り上げ、教育委員会を移転
 - 7年9月 阪神淡路大震災の発生を受け、建設計画の抜本的な見直しを表明
 - 8年3月 平成19年国体開催までに新庁舎を建設する方針を表明
 - 8年6月 新庁舎建設検討委員会を設置
- 平成9年度 基本構想素案資料作成業務を委託（想定事業費：約200億円）
- 平成11年12月 建設方針の見直しを表明
 - 12年2月 平成26年度を建設完了の目安とする旨を表明
- 平成13年度 当面の措置として福祉棟を建設
- 平成13～17年度 庁舎の延命化工事に着手（事業費：約4億6千万円）
- 平成20年4月 建設準備室を設置し、基本構想の策定に着手
- 平成21年6月 建設の再検討を表明
 - 21年8月 市庁舎耐震診断および整備計画検討等業務を委託
 - 22年6月 庁舎整備の方針として、分館を有効に活用しつつ、新庁舎を建設することを決定
 - 23年3月 基本構想を策定
 - 23年7月 基本設計における技術提案の公開ヒアリングを実施
 - 24年3月 基本設計を策定
 - 25年3月 実施設計を策定
 - 25年11月 建設工事の落札者を決定
 - 25年12月 建設工事契約、着手

平成28年 3月 本体部分の工事完成
 28年 4月 建設工事完成
 28年 5月 開庁
 29年 1月 分館改修工事完成・業務開始
 29年 3月 旧庁舎解体・駐輪場完成
 29年12月 駐車場整備・植栽工事完成
 新庁舎建設事業終了
 30年 4月 庁舎建設基金条例を廃止

【庁舎建設基金積立状況】 ※平成3年3月秋田市庁舎建設基金条例を設定

単位：千円

年 度	積 立 額				累計額
	一般財源	特財（運用 益）	取り崩し額	計	
2～22	8,075,306	242,969	0	8,318,275	8,318,275
23	0	6,321	-117,150	-110,829	8,207,446
24	0	5,872	-116,085	-110,213	8,097,233
25	0	6,385	-182,359	-175,974	7,921,259
26	0	4,442	-205,630	-201,188	7,720,071
27	0	3,753	-6,316,184	-6,312,431	1,407,640
28	0	505	-1,370,188	-1,369,683	37,957
29	0	17	-37,974	-37,957	0
合計	8,075,306	270,264	-8,345,570	0	

3. 職員数 (31.4.1現在)

単位：人

部 局 名	職 員 数	
	定 数	現 員
市長の補助機関	1,629	1,580
公平委員会	3	(兼4)
議会事務局	20	19
選挙管理委員会事務局	7	7
監査委員事務局	9	8
農業委員会事務局	14	12
教育委員会	461	304
上下水道局	218	178
消 防	410	409
計	2,771	2,517

4. 給与および報酬

(1) 市長等の給料月額 (17. 12. 1 適用)

単位：円

市長	副市長	常勤の監査委員	教育長	企業管理者
1,173,000	899,000	594,000	708,000	703,000

※平成21年12月1日より上記給料月額から市長については10%、市長以外については5%を減額する措置を講じている。

(2) 一般職の給与

ア 初任給

単位：円

高卒	短大卒	大卒
148,203	160,998	180,544

イ 一般行政職平均給料月額 (31. 4. 1現在)

316,500円 (平均年齢42.8歳)

ウ ラスパイレス指数の推移

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
99.2	98.9	99.6	99.1	99.1

(3) 非常勤職員の報酬額

種 別		報 酬 額		適用年月日
市議会議員	議長	月額	704,000円	H17. 12. 1
	副議長	月額	655,000円	〃
	議員	月額	625,000円	〃
教育委員	委員	月額	67,000円	H24. 4. 1
		日額	10,000円	〃
選挙管理委員	委員長	月額	49,000円	〃
		日額	10,000円	〃
	委員	月額	36,000円	〃
		日額	10,000円	〃
公平委員	委員長	月額	5,000円	〃
		日額	10,000円	〃
	委員	月額	3,000円	〃
		日額	10,000円	〃
農業委員	会長	月額	34,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	H24. 4. 1
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1
	会長代理	月額	32,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	H24. 4. 1
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1
農業委員	委員	月額	31,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	H24. 4. 1
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1

種 別		報 酬 額		適 用 年 月 日
固定資産評価審査委員	委員長	日額	11,000円	H10. 4. 1
	委員	日額	9,000円	〃
識見を有する者のうちから選任された監査委員		月額	198,000円	H24. 4. 1
		日額	10,000円	〃
市議会議員のうちから選任された監査委員		月額	27,000円	〃
		日額	10,000円	〃
民生委員推薦会委員		日額	7,000円	H9. 4. 1
建築審査会委員		日額	7,300円	
社会福祉審議会	委員	日額	7,000円	H10. 4. 1
	審査部会委員	年額	36,000円	〃
土地区画整理審議会委員		日額	7,300円	H8. 4. 1
国民健康保険運営協議会委員		日額	8,800円	H10. 4. 1
防災会議	委員	日額	7,300円	H4. 4. 1
	専門委員	日額	20,000円	
開発審査会委員		日額	7,300円	
介護認定審査会委員		日額	20,000円	H11. 10. 1
感染症の診査に関する協議会委員		日額	10,000円	H17. 4. 1
国民保護協議会委員		日額	7,000円	H18. 4. 1
介護給付費等の支給に関する審査会委員		日額	19,700円	〃
公立大学法人評価委員会委員		日額	10,000円	H24. 10. 3
地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会委員		日額	10,000円	H25. 6. 27
小児慢性特定疾病審査会委員		日額	10,000円	H26. 12. 22
農地利用最適化推進委員		月額	31,000円	H29. 7. 20
		日額	10,000円	〃
		年額485,400円以内で市長が定める額		H31. 4. 1
青少年問題協議会委員		日額	7,300円	H4. 4. 1
功労者審査会委員		日額	7,300円	
文化財保護審議会委員		日額	7,300円	H4. 4. 1
特別職の議員報酬等の額に関する審議会委員		日額	7,300円	H9. 4. 1
都市計画審議会委員		日額	7,300円	
中央卸売市場運営協議会委員		日額	7,000円	
中央卸売市場取引委員会委員		日額	7,000円	
文化会館運営委員会委員		日額	7,300円	H3. 4. 1
図書館協議会委員		日額	7,300円	H4. 4. 1
文化振興審議会委員		日額	7,300円	
赤れんが郷土館協議会委員		日額	7,300円	
千秋美術館協議会委員		日額	7,300円	H17. 4. 1
廃棄物減量等推進審議会委員		日額	7,000円	H10. 4. 1
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	10,000円	H17. 4. 1
消費生活審議会委員		日額	7,000円	H10. 4. 1
環境審議会委員		日額	7,000円	H11. 4. 1

種 別	報 酬 額	適用年月日
建築紛争調停委員会委員	日額 7,300円	
チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会委員	日額 7,000円	H14. 7. 1
都市環境の創造および保全 に関する審議会	委員 日額 7,300円 専門委員 日額 7,300円	
太平山自然学習センター運営協議会委員	日額 7,300円	H15. 8. 22
退職手当審査会委員	日額 10,000円	H22. 4. 1
公設地方卸売市場運営協議会委員	日額 7,000円	H24. 4. 1
公設地方卸売市場取引委員会委員	日額 7,000円	〃
公文書管理委員会委員	日額 10,000円	H25. 4. 1
行政不服審査会委員	日額 10,000円	H28. 4. 1
秋田城跡歴史資料館協議会委員	日額 7,300円	H28. 4. 16
農業委員会委員候補者選考委員会委員	日額 7,300円	H29. 1. 1
生活環境保全審議会委員	日額 7,000円	H29. 4. 1
障がい者差別解消調整委員会委員	日額 7,000円	H30. 4. 1
障がい者差別解消支援地域協議会委員	日額 7,000円	H30. 4. 1
中小企業振興推進会議委員	日額 7,000円	H31. 2. 1
選挙長	日額 10,800円	R1. 6. 28
投票所の投票管理者	日額 12,800円	〃
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	〃
開票管理者	日額 10,800円	〃
投票所の投票立会人	日額 10,900円	〃
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円	〃
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額10,900円以内において従事する時間に応じ任命権者が定める額。	〃
開票および選挙立会人	日額 8,900円	〃
土地区画整理事業評価員	日額 7,300円	
社会教育委員（会議に出席した場合に限る。）	日額 7,300円	H4. 4. 1
外国語指導助手	月額400,000円以内において任命権者が定める額。	H24. 4. 1
その他の非常勤の職員	日額8,800円以内又は月額302,000円以内において市長が定める額。ただし、特に高度の専門的な知識経験等を必要とする職務にある職員として市長が認めるものにあつては、日額105,000円以内又は月額622,000円以内。	H24. 4. 1

5. 職員研修

(1) 基本方針

秋田市人材育成基本方針では、めざす職員像として「市民・地域・組織にとって価値ある職員」を掲げており、「人事」・「研修」・「職場」での取組と、人事評価制度の連携による効果的な人材育成を進めている。

この方針の中で、職員研修は、職員としての使命と責任の自覚を促し、職務遂行に必要な知識・技能を習得させ、職員の資質向上を図る役割を担う。

今後、新・県都『あきた』成長プランに掲げる「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」のもと、市民サービスのさらなる向上にむけて、職員一人ひとりがその能力や意欲を存分に発揮することが求められ、組織においては、職員の力を育て、引き出し、職場の推進力としてまとめ上げることが重要となる。

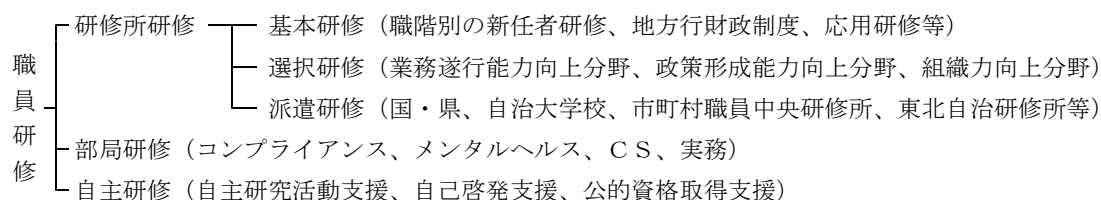
これらのことから、職員研修においては、「秋田市人材育成基本方針」（平成28年3月策定）および「秋田市職員研修実施計画」（平成28年3月策定）に基づき、職員のキャリアや担当業務に応じた多様な研修機会の提供などによる能力開発と活力ある職場づくりを進める。

【めざす職員像：市民・地域・組織にとって価値ある職員】

5つの行動指針

- 『喜働』…組織の一員として互いに尊重し合い、仕事や問題などを抱え込まずに協力して解決する。
- 『市民視点』…常に市民の感覚や立場で考え、協働の視点をもって行動する。
- 『チャレンジ』…自ら進んで知識・技術等の習得に励み、前例にとらわれず困難な課題に挑戦する。
- 『スピード感・コスト意識』…経営感覚を磨き、中長期的な視点や直面する仕事の有益性や緊急性を正しく見極め、迅速・的確に決断・行動する。
- 『信頼・感動』…高い倫理観と品格等を備え、プラスアルファの感動を与えるサービスを追求する。

(2) 職員研修事業の体系



6. 福利厚生

(1) 健康管理

- ア 定期健康診断（全職員）
- イ 腹部超音波検診（35歳以上の希望する職員）
- ウ 胃部検診（35歳以上の希望する職員）
- エ 婦人科検診
 - 子宮頸部がん・卵巣腫瘍検診（20歳以上の希望する職員）
 - 乳がん検診（30歳以上の希望する職員）
- オ VDT作業従事者健診（1日3時間以上で週4日以上作業を行う職員）
- カ じん肺健診（関係業務に常時従事しており健診を希望する職員）
- キ アスベスト健診（関係業務に従事しているか過去に従事していたことがあり健診を希望する職員）
- ク B型肝炎検診（関係業務に従事する職員）
- ケ ストレスチェックの実施

(2) 労働安全衛生

労働安全衛生組織の設置による危険および健康障害の防止

(3) 被服貸与

事務服等の貸与

7. 防災・その他の危機管理

(防災安全関係予算額 132,675千円)

(1) 秋田市地域防災計画

本市では、災害対策基本法に基づき昭和39年に「秋田市地域防災計画」を策定し、以来、社会経済情勢の変化、大規模災害発生時における教訓を踏まえ、概ね5年毎に見直しを行いながら、より実効性のある計画策定に努めている。

見直しの主なポイント

平成10年 阪神・淡路大震災の教訓を反映

平成20年 合併による市域拡大を反映

平成25年 東日本大震災を踏まえた被害想定の見直しを反映

平成30年 国、県計画との整合や豪雨災害の教訓を反映

(2) 危機管理体制の構築

危機管理計画および危機管理マニュアルの運用を平成22年4月1日から開始しており、必要に応じて修正を行うなど、各部局における危機管理マニュアルの適正管理に努めている。

また、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの防災情報や弾道ミサイル発射等の国民保護に関する有事情報を受信することができるJ-Alert（全国瞬時警報システム）を整備し、危機管理体制の強化を図っている。

さらに、平成24年度は大規模地震を想定した業務継続計画（BCP）を策定している。

(3) 避難標識の設置・整備

ア 地震等の災害発生時における避難場所を市民に周知するため、避難標識を計画的に設置している。

(31.4.1現在)

避難場所	133カ所
避難場所標識設置箇所	101カ所
避難場所案内板設置箇所	38カ所
避難場所誘導板設置箇所	13カ所

避難場所 の種別	グラウンド	90
	公園	20
	野球場・競技場・球技場	9
	その他	14
	計	133

イ 地震による津波発生時における指定緊急避難場所（津波）を市民に周知するため、避難標識を計画的に設置している。

今年度は、秋田市内の指定緊急避難場所の表示標識を災害種別図記号を用いた標識に更新する。

(31.4.1現在)

指定緊急避難場所（津波）	46カ所
指定緊急避難場所（津波） 標識設置箇所	28カ所
津波注意標識設置箇所	8カ所
津波避難誘導標識設置箇所	5カ所
津波避難誘導標識（巻型）	48カ所
津波避難ビル等案内標識	13カ所

指定緊急避難場所 の種別	グラウンド	12
	公園	9
	駐車場	4
	球技場	2
	その他	19
計	46	

(4) 自主防災組織の結成・育成

災害時には、自治会の隣保協同の精神に基づき、相互に力を合わせて火災の防止、被害者の救出、救護、避難等の活動を組織的に行い、被害の軽減に努めることが大切であり、このような観点から未組織町内会に対し、組織結成の働きかけを行うほか、地区や小学校区といった単位の協議会の結成を促進し、未組織町内会についても、広範囲にカバーできるような体制づくりを推進する。また、新規結成組織に対する防

災害資機材助成に加えて、災害避難路マップ作成に係る補助金の交付および結成から一定期間経過し積極的な活動をしている組織に対する防災資機材助成を行うほか、訓練および研修会等を通じて自主防災組織の育成強化に努めている。

(31. 4. 1 現在)

町内会総数	1,021	結成済町内会数	759	未結成町内会数	262	組織率	74.3%
-------	-------	---------	-----	---------	-----	-----	-------

(5) 防災の啓発

防災に対する基礎知識の習得と、防災意識の高揚を図るため、防災の日等あらゆる機会をとらえ、積極的に防災に関するPRに努めている。

また、東日本大震災などの地震による大規模災害や、局地的豪雨による浸水や土砂災害などが全国的に発生しているとともに、本市でも水害被害が生じていることから、地域における防災力を強化するため、各地域を対象に避難訓練等の実施を支援している。

(6) 総合防災訓練の実施

災害時における本市の防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図るため、毎年人命に関わる負傷者等の救出、ライフライン復旧等の防災訓練を実施している。平成31年度は、西部地域等において地域住民にも参加を呼びかけて訓練を実施する。

(7) 緊急救援物資の備蓄等

災害時の応急対策として、避難所において安全で安心な避難生活を確保するため、秋田県と県内各市町村との共同備蓄計画に基づき、食糧、飲料水などを計画的に備蓄するとともに、賞味期限が到来するものや購入から長期間経過し品質劣化の恐れがある生活用品などの更新を行う。さらに、民間事業者と災害時応援協定を締結するなどし、流通備蓄の充実に努めるとともに、避難所に指定した新設の施設に特設公衆電話や発電機などを設置し、避難所機能の強化を図る。

(8) 防災ネットあきた（災害時情報提供システム）の運用

災害発生時における電話や広報車による情報伝達といった従来の広報手段とあわせ、パソコンや携帯電話・ファックスに各種災害情報を一斉配信する「防災ネットあきた」を運用し、情報伝達体制の強化を図っている。

(9) 津波シミュレーションシステムの活用

平成30年度に導入したシミュレーションシステムを活用し、住民等の迅速な避難行動・避難誘導を啓発する。

(10) 津波避難計画

「津波対策の推進に関する法律」を受け、平成30年度に策定した秋田市津波避難計画に基づき、住民の迅速かつ的確な避難行動による人的被害の低減に努めている。

(11) 国民保護に関すること

武力攻撃事態等において、国・県による警報・避難指示の市民への伝達や市民の避難誘導、救援等の国民保護措置における市の役割を迅速かつ的確に実施するため、平成18年度に国民保護計画を作成し、平成26年度には国の「国民の保護に関する基本指針」等の変更を踏まえた変更を行っている。

(12) 水防訓練の実施

水防団員の士気高揚と水防技術の向上を図り、水防体制を強化することを目的として水防訓練を実施している。本年度も出水期に備え、雄物川河川敷で訓練を実施する。

(13) 災害等への対応

大雨や暴風などの自然災害や遭難、油流出等の事案発生時には、関係機関と連携し警戒体制を整えるとともに、避難情報の提供や被害状況の把握に努めている。

(14) 災害時応援協定

災害時における応急生活物資の確保や応急対策活動の協力を得るため、民間事業者との協定締結を推進している。

(15) 危険な空き家等への対応

空家等対策の推進に関する特別措置法および秋田市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、本市に所在する危険度の高い空き家等について、倒壊等による事故や資材の飛散による通行人等への被害を防止するため、空き家等の所有者等への指導等を行うとともに、必要に応じて危険な空き家等への緊急安全措置および所有者等へ除却費に係る補助金の交付を行う。

(16) 災害情報の収集や伝達

デジタル式移動系防災行政無線について、通信可能なエリアを市域の約7割、住家のある地域は全域カバーするように拡大し、災害時の情報収集と津波警報サイレンによる情報伝達を行うほか、災害対策本部情報システムを本庁舎内の災害対策本部室に設置し、被災状況の分析・表示、被災者支援など迅速かつ的確な災害対応を可能としている。

また、災害時に自動起動する緊急告知ラジオは、平成29年度は要配慮者利用施設および小中学校に、平成30年度は各地区の自主防災組織の代表者等へ貸与しており、引き続き迅速な情報伝達を推進する。

8. 行政改革推進状況

(1) 第7次秋田市行政改革大綱（第3期・県都『あきた』改革プラン）の推進

第7次秋田市行政改革大綱は、本市の行政改革の基本指針であり、人口減少・少子高齢社会の進行、今後見込まれる税収の減少や公共施設等に係る投資的経費の増加など、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、持続可能な行財政運営を実現するため、「経営資源の最適配分の実現」「市民協働による地域・社会課題の解決」「官民連携による行政運営の確立」に取り組み、引き続き、新・県都『あきた』成長プランと連動しながら行財政運営の両輪として不断の改革を推進していくものである。

平成31年4月にスタートした第7次秋田市行政改革大綱では、「公共サービスの改革」「財政運営の改革」「組織・執行体制の改革」の3つの視点により行財政改革を進めていくこととし、「公共サービスの改革」では、市民協働と官民連携を一層推進するほか、財政負担の軽減と施設保有量の見直しを図るため、公共施設マネジメントを推進する。「財政運営の改革」では、選択と集中による経営資源の最適配分を図るほか、適正な債権管理や未利用資産の活用、新規財源の開拓などにより、将来にわたり持続可能な財政運営を推進する。「組織・執行体制の改革」では、新・県都『あきた』成長プランに位置付けた施策・事業を効果的に推進する組織機構の構築に取り組みほか、ICTの活用による事務事業の効率化等を推進する。

(2) これまでの主な行政改革の実績

本市では、昭和60年の秋田市行政改革推進本部の設置以降、財政環境の変化や地方分権の進展を踏まえ、地方行財政が直面する厳しい環境に応え得る、簡素で効率的な行財政運営の確立を目指し、6次にわたって改革の推進に努めてきた。

平成23年度を初年度とする「第5次秋田市行政改革大綱」においては、市民サービスセンター等で住民自治組織が指定管理者となり、市民協働による地域に密着したサービスの提供を行ったほか、中・長期財政見通しに基づく財政運営の推進により歳入に見合う歳出構造への転換を図った。また、秋田公立美術大学や市立秋田総合病院の地方独立行政法人化を実現した。

平成27年度を初年度とする「第6次秋田市行政改革大綱」においては、市内全7地域における都市内地域分権の拠点の整備を完了させ、今後の市民協働・都市内地域分権の実践に向け、「秋田市市民協働指針」を策定したほか、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、「秋田市公共施設等総合管理計画」を策定した。また、中・長期財政見通しのもと、歳入規模に見合った歳出構造の堅持に努めるとともに、公共施設等の維持修繕の将来の財政需要に備えるため、公共施設等整備基金を新たに設置した。また、観光・文化・スポーツによる交流人口の増加とにぎわい創出を図るため、観光文化スポーツ部を設置したほか、産業経済基盤の強化による地域の活力向上を図るため、産業振興部を設置した。

9. 公文書管理制度

秋田市公文書管理条例による公文書管理制度は、実施機関および地方独立行政法人を対象とし、公文書等を市民が主体的に利用できる共有の知的資源ととらえ、市民の知る権利を尊重し、市の有するその諸活動を現在および将来の市民に説明する責務を全うすることを目的としている。

この条例に基づき、公文書等を適正に管理するとともに、明治時代以降の議会関係文書などの特定歴史公文書等の適切な保管および利用等を図ることとしている。

なお、平成29年1月には本庁舎分館1階に歴史資料閲覧室を開設し、特定歴史公文書等の利用（閲覧、写しの公布、カメラの撮影等）を促進するための環境整備を行っている。

・「秋田市公文書管理条例」

平成24年12月27日 公布

平成25年4月1日 一部施行

規則等を設定又は改廃するための公文書管理委員会に係る規定のみ

平成26年2月12日 条例の施行に必要となる「秋田市公文書管理条例施行規則」、「秋田市特定歴史公文書等利用等規則」および「秋田市公文書管理規程」を公文書管理委員会からの答申を受けて設定

「秋田市文書取扱規程」の全部改正

平成26年4月1日 施行（関係規則等を含む。）

平成28年4月1日 一部改正条例施行

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定およびこれに伴う秋田市情報公開条例の改正ならびに行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。

10. 情報公開制度

情報公開制度は、実施機関（地方独立行政法人を含む。）が保有している情報を市民が知りたいと思うときに、それを入手し、利用できるよう、市民に対して情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関に対して情報を開示することを義務付けている。

本市における情報公開は、原則公開の確立、プライバシーの保護、市民の利用しやすい制度の確立および公正で迅速な救済制度の確立を基本原則として制度化している。

また、より開かれた市政を推進するため、情報公開制度と併せて、資料閲覧コーナーを設置し、市政に関する資料等の提供を行っている。

・「秋田市情報公開条例」

平成9年12月18日 公布

平成10年7月1日 施行

平成10年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了した公文書について適用

平成17年7月1日 一部改正条例施行

公文書の範囲に電磁的記録を含め、「職員が組織的に用いるもの（組織共用文書）」とするなど、旧条例18条のうち11条を一部改正し、16条を新設した。

平成19年10月1日 一部改正条例施行

郵政民営化法の施行に伴う規定の整備をした。

平成25年4月1日 一部改正条例施行

実施機関に「市が設立した地方独立行政法人」を加える改正のほか、規定の整備をした。

平成26年4月1日 一部改正条例施行

平成10年4月1日前の公文書も開示の対象とするとともに、公文書の定義から特定歴史公文書等を除く等の改正のほか、規定の整備をした。

平成27年4月1日 一部改正条例施行

独立行政法人通則法の一部改正に伴う規定の整備をした。

平成28年4月1日 一部改正条例施行

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定に伴う改正および行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。

(1) 公文書開示請求等の状況

単位：件

年度	処 理 状 況						取下げ	却下	合 計
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	小計			
30	63	112	0	11	0	186	1	0	187

※1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

(2) 公文書開示請求等に対する審査請求は0件

(3) 資料閲覧コーナー配架数 1,448冊

11. 個人情報保護制度

本市は、電子計算組織に係る個人情報に限らず、手書処理されている個人情報も含めた総合的な制度を確立するため、平成17年3月に「秋田市個人情報保護条例」を制定した。

この条例では、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する個人の権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

・「秋田市個人情報保護条例」

平成17年3月23日 公布

平成17年7月1日 施行

平成19年10月1日 一部改正条例施行

郵政民営化法の施行に伴う規定の整備をした。

平成21年4月1日 一部改正条例施行

統計法の施行に伴う規定の整備をした。

平成25年4月1日 一部改正条例施行

実施機関に「市が設立した地方独立行政法人」を加える改正のほか、規定の整備をした。

平成27年4月1日 一部改正条例施行

独立行政法人通則法の一部改正に伴う規定の整備をした。

平成27年10月5日 一部改正条例一部施行

番号利用法の施行に伴い、特定個人情報の利用の制限等について定めるための改正のほか、規定の整備をした。

平成28年4月1日 一部改正条例施行

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の設定に伴う改正および行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整備をした。

平成29年5月30日 一部改正条例施行

番号利用法の施行に伴い、規定の整備をした。

平成29年6月30日 一部改正条例施行

番号利用法の施行に伴い、保有特定個人情報の範囲および保有特定個人情報の訂正を実施した場合の通知に係る規定を改めるため改正した。

(1) 保有個人情報開示請求等の状況

単位：件

年度	処 理 状 況						取下げ	合 計
	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	小計		
30	16	4	0	9	0	29	0	29

※1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

(2) 保有個人情報利用停止請求は0件

(3) 保有個人情報訂正請求は0件

12. 契約

秋田市が発注する工事の請負や物品の購入および修繕、さらに測量等の業務委託に係る契約締結事務を行い、事務執行の効率化に資する。

13. 財産管理・活用

市の所有する普通財産の適切な管理を行うとともに、未利用地、未利用建物については、売却・貸付等の利活用の推進に努める。

14. 庁舎

昭和39年に旧本庁舎を建設以来、行政需要が毎年増大し、これに伴う職員の増加、組織機構の改革拡大、事務機械の導入等により年々狭あいになり、日常の効率的な事務の執行に支障をきたしたため、昭和52年に庁舎分館、昭和60年には消防庁舎を建設した。

また、地方分権の進展等を背景に、より一層充実した職員研修を実施するため、平成10年に職員研修棟を建設した。

平成13年には、来庁者の利便性向上と庁舎狭あいの解消を目的に福祉棟を建設したほか、平成16年には職員会館を山王別館に改め、庁舎として行政利用した。

旧本庁舎の老朽化に伴い、平成25年度から新庁舎の建設工事に着手し、平成28年度の新庁舎の完成に伴い、旧庁舎（本庁舎、議場棟、福祉棟）を解体し、新たに「市民の広場」、「駐車場」の整備を進め、平成29年12月に整備が終了した。分館については、平成28年度に耐震改修を行い、総合書庫等として活用を開始した。山王別館については、老朽化のため平成29年度に解体が完了した。

また、消防庁舎については、新庁舎の開庁に伴い、主たる使用者が消防本部となったため、平成29年度に同本部へ移管した。

(1) 本庁舎の現況

ア 落成年月日	平成28年4月28日
イ 工 期	平成25年12月24日～平成28年4月28日
ウ 敷地面積	25,851.40㎡
エ 建築面積	5,676.37㎡
オ 延べ面積	31,132.86㎡
カ 構 造	鉄筋コンクリート造（免震構造）
キ 規 模	地上6階、塔屋1階、地下1階
ク 事業費	14,580,836千円
ケ 財源内訳	社会資本整備総合交付金 347,692千円
	庁舎建設基金 8,108,867千円
	合併特例債 5,318,400千円
	その他起債 428,800千円

一般財源 377,077千円
計 14,580,863千円

(2) 庁舎分館

ア 落成年月日 昭和52年5月30日
イ 建築面積 542㎡ 延べ面積 2,583㎡
ウ 構造 鉄骨造 地上4階、地下1階
エ 建築工事費 311,900千円
オ 財源内訳 一般財源 251,900千円
都市建設公社納付金 60,000千円
計 311,900千円
カ 耐震改修 平成28年7月1日～平成29年1月11日 (改修工事費 73,039千円)

(3) 職員研修棟

ア 落成年月日 平成10年12月22日
イ 建築面積 399.97㎡ 延べ面積 798.81㎡
ウ 構造 鉄骨プレハブ造 地上2階
エ 建築工事費 123,764千円
オ 財源内訳 一般財源

15. 工事検査件数 (1件の契約金額が300万円以上の工事)

単位:件

年度	分類			計
	土木	建築	設備	
26	227	67	114	408
27	239	87	132	458
28	262	105	125	492
29	261	85	125	471
30	269	62	103	434

第3章 企画財政部

[企画財政部]

1. 第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」の推進

前総合計画の基本理念や将来都市像などを引き継ぎつつ、人口減少対策を喫緊の最重要課題と位置づけて策定した第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」の推進に努める。

「新・県都『あきた』成長プラン」の概要

- (1) 計 画 期 間： 平成28年度～令和2年度（5年間）
- (2) 基 本 理 念： 「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし ～ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に～」
- (3) 将 来 都 市 像： 「豊かで活力に満ちたまち」
「緑あふれる環境を備えた快適なまち」
「健康で安全安心に暮らせるまち」
「家族と地域が支えあう元気なまち」
「人と文化をはぐくむ誇れるまち」

2. しあわせづくり市民意識調査実施経費

（予算額 4,592千円）

令和3年度にスタートする次期総合計画を策定するための基礎資料として、市民の行政ニーズや市施策への評価等を把握するため、市民意識調査を実施する。

3. 秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

まち・ひと・しごと創生法に基づき、目指すべき将来人口等を定めた「秋田市人口ビジョン」を踏まえ、地方創生・人口減少対策に係る政策目標や具体的な施策等を盛り込んで策定した「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に努める。

- (1) 期 間： 平成27年度～平成31年度
- (2) 基 本 目 標： 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
「安定した雇用を創出する」
「秋田市への新しいひとの流れをつくる」
「高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める」
「持続可能な地域をつくり、安全安心な暮らしを守る」

4. Aターン者採用支援事業

（予算額 2,048千円）

市内中小企業の実施するインターンシップ体制および採用情報の発信を支援することで、Aターン就職等の促進を図る。

5. 移住促進事業

（予算額 98,232千円）

移住希望者等への情報発信、移住相談ツアーの実施、首都圏における相談体制の強化等を通じて、本市への移住を促進する。

6. プロモーション戦略の検討

本市のプロモーションに関して総体的に取り組む検討組織を立ち上げ、新たな施策を協議立案するとともに、(仮称)秋田市シティプロモーション推進計画の策定に取り組み、本市プロモーションおよびブランド戦略の推進体制について検討する。

7. 地域おこし協力隊活用事業 (予算額 22,244千円)

地域おこし協力隊を活用し、本市の暮らしの良さや魅力などを発信する。また、移住コーディネーターとして活動を開始した隊員を中心に既移住者と移住希望者の間に新たなネットワークなどを創出し、本市への移住定住の流れを生み出す。

8. きずなでホットしていあきた寄附金推進事業 (予算額 114,582千円)

ポイント制カタログギフト事業を通じてふるさと納税寄附者の拡大に努め、本市の特産品等を広くPRすることにより、市内企業の販路拡大等による地域経済の活性化につなげる。

9. 新スタジアム調査・研究経費 (予算額 771千円)

前年度の新スタジアム整備構想策定協議会における報告を踏まえ、県と秋田市が中心となって、新スタジアム整備に向けた諸課題の調査・研究を行う。

10. 県・市連携文化施設整備事業 (予算額 2,630,369千円)

秋田市文化会館および秋田県民会館の機能を継承する新たな文化施設の整備に向け、秋田県と連携し、本体工事に着手するほか、設置条例の設定や指定管理者の公募を行う。

11. 旧県立美術館活用事業 (予算額 777,397千円)

秋田市文化創造交流館（仮称）として令和2年度中に供用を開始するため、旧県立美術館の改修工事に着手するほか、設置条例の設定、指定管理者の指定などの開館に向けた準備を行う。

12. 文化創造プロジェクト推進経費 (予算額 16,477千円)

文化創造プロジェクトの拠点となる秋田市文化創造交流館（仮称）の開館に合わせ、リーディング事業を実施するための企画立案・準備等を行う。

13. 友好・姉妹都市交流推進事業 (予算額 11,781千円)

(1) 海外姉妹・友好都市等

都市名	提携形態	提携年月日
蘭州市（中華人民共和国甘粛省）	友好都市	昭和57年（1982年）8月5日提携
パッサウ市（ドイツ連邦共和国バイエルン州）	姉妹都市	昭和59年（1984年）4月8日提携
キナイ半島郡（アメリカ合衆国アラスカ州）	交流合意都市	平成4年（1992年）1月22日提携
ウラジオストク市（ロシア連邦沿海地方）	姉妹都市	平成4年（1992年）6月29日提携
セントクラウド市（アメリカ合衆国ミネソタ州）	姉妹都市	平成18年（2006年）6月28日提携

(2) 国内姉妹都市等

都市名	提携形態	提携年月日
常陸太田市（茨城県）	姉妹都市	昭和52年（1977年）7月12日提携
大子町（茨城県）	有縁町村	昭和57年（1982年）7月15日提携
仙北市（秋田県）	連携交流都市	平成19年（2007年）8月4日提携

・平成31年度の主な事業

パッサウ市姉妹都市提携35周年記念事業（秋田市代表団派遣事業）のほか、蘭州市研修員受入事業、蘭州市との交流協議のための秋田市代表団派遣事業、蘭州市青少年サッカー交流訪問団受入、ウラジオストク市青少年クラシックバレエ団派遣事業などを実施する。

14. 国際平和推進事業 (予算額 3,814千円)

多くの市民に、戦争や核兵器の恐ろしさ、平和の大切さ、生命の尊さへの理解を深める機会を提供し、平和意識の高揚を図るため、広島および土崎の被爆体験者による講話会を開催するほか、市内小学校で女優・浅利香津代氏による「平和の朗読会」等を開催する。

15. 地域国際化推進事業 (予算額 2,205千円)

市民の国際理解と地域の国際化を推進するため、市民団体等と協働で、情報誌の発行や異文化理解を促進するイベントの開催等を行うほか、市内在住外国人の日本語習得を目的に、「秋田市日本語教室」を開催する。

16. 公立大学法人運営費交付金 (予算額 1,053,895千円)

公立大学法人秋田公立美術大学の安定した運営に資するため、運営費交付金を交付する。

17. 公立大学法人施設整備費補助金 (予算額 54,875千円)

公立大学法人秋田公立美術大学の施設整備事業および設備・備品整備事業を対象とした補助金を交付する。

18. 地域情報化の推進 (予算額 14,093千円)

情報通信技術の急激な進展や市民ニーズの変化に的確に対応した情報化施策を総合的に展開するとともに、インターネットを活用した各種サービスの提供や情報通信基盤の整備促進を図る。

(1) 公共施設案内・予約システムの運用

平成9年より、公共施設案内・予約システムを導入し、インターネットを通じ、公共施設の空き状況の照会、利用予約および抽選申し込みができるサービスを開始した。平成18年度には、新システムに更新し、対象施設を増やすとともに携帯電話からの利用や24時間対応など利便性の向上を図っている。

ア 文化施設 農山村活性化センター、下新城交流センター、文化会館、北部市民サービスセンター、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館、東部市民サービスセンター、中央市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター

イ 体育施設 八橋多目的グラウンド、八橋テニスコート、市立体育館、茨島体育館、北部市民サービスセンター体育館、土崎市民グラウンド、西部体育館、河辺体育館、雄和体育館、雄和南体育館、浜田森林総合公園、太平山リゾート公園テニスコート、雄物川河川緑地施設、御所野総合公園テニスコート、御所野近隣公園、秋操近隣公園テニスコート、光沼アリーナ、光沼近隣公園テニスコート、一つ森公園体育館、一つ森公園テニスコート、雄和花の森テニスコート、北野田公園テニスコート、北野田公園アリーナ

ウ 宿泊施設 太平山リゾート公園森林学習館、太平山リゾート公園トレーラーハウス

(2) 電子申請サービスの運用

平成21年3月より、自宅や職場等のパソコンやスマートフォンのインターネットから、窓口に出向くことなく、いつでも申請・届出を行うことができる電子申請サービスを開始した。平成31年4月現在、19の手続を電子申請化し、ホームページへ公開中である。今後も手続を順次増やしていきながら、市民の利便性の向上を図る。

(3) 秋田市ホームページのリニューアル

利用者にとって使い勝手が良く、職員が効率的に更新できるホームページへのリニューアルに取り組み、平成30年7月に公開した。

19. 事務のO A化

(1) 汎用機の利用

(予算額 308,697千円)

ア 汎用機利用の経緯

本市のコンピュータ利用は、昭和43年の職員給与計算、市県民税賦課計算等の業務委託から始まり、国民健康保険税、国民年金、軽自動車税等と委託業務を拡大した。

昭和59年に総務部内に電算導入準備室を設け、設備・運用計画、システム開発等を進め、昭和61年4月には準備室を電算課と改称し(現：情報統計課)、各種業務の自己処理を開始した。

イ 汎用機の運用

平成31年4月現在、住民記録等20業務を処理している。

汎用機運用担当課職員には常に高度かつ最新の総合的な技術が求められている。このため、民間の専門技術者(システムエンジニア:SE)に、汎用機のプログラム修正から運用までの全業務を一括して行わせることで、システムのより一層の安定的・効率的な稼働が図られるよう、アウトソーシングした。これにより、平成14年度以降、運用担当課職員は、業務主管課との連絡調整業務を行っている。

ウ 主な汎用機処理業務一覧

業務名	処理開始	主な処理内容
軽自動車税	昭和61年4月	賦課、異動
住民記録	61年12月	住民異動、住民票発行、統計資料作成、人口推計資料作成、入学予定児童調査、就学児童名簿作成
市県民税	62年4月	普通徴収賦課、特別徴収賦課、法人市民税賦課、異動・税額変更
固定資産税	62年4月	土地家屋賦課・異動、償却資産賦課・異動
老人福祉	62年4月	いきいき長寿祝い事業対象者抽出、高齢統計
老人・福祉医療	62年4月	医療給付事務、資格異動、受給者証作成、資格該当者抽出、所得情報検索、台帳情報検索
国民年金	63年4月	異動、収納、受給者処理、統計
選挙人名簿等	63年4月	選挙人名簿作成、投票所入場券作成
税収納消込	平成元年4月	収納消込、行政処分管理、口座・納税組合管理、年度末決算
税証明発行	元年4月	市県民税課税証明書、固定資産税課税証明書、納税証明書等発行、課税・収納状況検索
印鑑登録・証明	元年4月	印鑑登録原票異動、印鑑登録証明書発行
児童手当	2年8月	受給者異動、認定、支払
国民健康保険税	8年3月	資格異動、賦課異動、収納消込、給付
児童扶養手当	14年7月	受給者異動、給付、更新、所得情報検索
高齢者コインバス	23年10月	コインバス資格証明書の発行、資格管理

(2) 「社会保障・税番号制度」への対応

(予算額 16,601千円)

国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、国が導入を進め、平成29年11月に情報連携の本格運用が開始された「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」において、他団体と情報連携するための機器等を保守・運用している。

- (3) 行政情報ネットワークシステムの運用 (予算額 377,461千円)
パソコン等の全庁配布およびそれらのネットワーク接続を行い、業務の電子化を進めて事務の効率化を図っている。
- (4) 総合行政ネットワーク (LGWAN) との接続 (予算額 2,271千円)
総務省を中心に国と全国の自治体をコンピュータネットワークで接続する総合行政ネットワーク (LGWAN) と本市の内部情報系ネットワークを接続し、電子公文書の送受信の安全性の確保を図っている。
- (5) 汎用機オープン化事業
情報システムのコスト削減、業務の標準化等を図るため、現行汎用機システム(平成28年10月～令和3年9月)のリース満了である令和3年9月に照準を合わせて、秋田市独自仕様の汎用機システム(住民記録、税、福祉等の17業務)を、仕様が公開された製品で、地域情報プラットフォームに準拠したパッケージを使用したオープンシステムへ移行する。これに合わせ、国保税滞納管理等の4業務を統合・更新するとともに、新たに、税申告等の2業務をシステム化する。

20. 番号制度啓発経費 (予算額 1,093千円)

- (1) 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の周知
ア 制度改正が随時行われる番号利用法に対し、必要な知識や情報を取得するため、国の研修会等に参加するとともに職員研修を実施する。
イ 市民に説明会・出前講座を開催するなど、制度の周知を行う。

21. 統計調査関係業務 (予算額 31,995千円)

- 平成31年度の国委託統計調査については、毎年5月に行われる学校基本調査、工業の実態を明らかにする工業統計調査、事業所および企業の基本的構造を明らかにする経済センサス基礎調査、家計における消費、所得等を明らかにする全国家計構造調査、農林業の実態を明らかにする農林業センサスおよび国勢調査第3次試験調査を実施する。
- また、各種統計調査の結果公表に伴い、秋田市分を独自集計した「統計から見た秋田市」、「秋田市年齢別・地区別人口」などの統計書を作成し公表する。

22. 広報活動

- (1) 広報の発行
ア 広報あきた (予算額 102,467千円)
毎月2回(第1・第3金曜日)A4判の広報紙を市内全世帯に配布する。
イ 声の広報 (予算額 320千円)
視覚障がい者を対象に、「広報あきた」(毎月2回)、「あきた市議会だより」(年4回)の内容をカセットテープまたはCDに吹き込み、郵送する。(対象者49人、H31.4.9現在)
ウ 秋田市広報板 (予算額 994千円)
秋田魁新報に市からのお知らせを毎日掲載する。
エ ツイッター、フェイスブック、インスタグラム
秋田市公式ツイッター、フェイスブック、インスタグラムへの投稿を管理する。
オ スマートフォン・タブレット向け無料アプリ「マチイロ」、「わが街事典」の配信
スマートフォンやタブレット向けの無料アプリ「マチイロ」または「わが街事典」を活用し、同アプリをダウンロードした人へ、広報あきたの紙面データを発行日に合わせて配信する。

(2) テレビ放送

市政に関する事業や情報などの番組を制作し、テレビ放送する。

ア ㈱秋田放送

(ア) こんにちは秋田市から (予算額 5,102千円)
毎週土曜日午前11時40分から5分間、毎週日曜日午前11時55分から5分間

(イ) わがまち大好き秋田市長です (予算額 4,513千円)
毎月第3日曜日午前11時40分から15分間

イ 秋田テレビ㈱

こんばんは秋田市から (予算額 7,992千円)
毎週水曜日午後10時54分から5分間

ウ 秋田朝日放送㈱

いきいき秋田市から (予算額 4,448千円)
毎週月・水曜日午後3時45分から5分間

エ 秋田市公式YouTubeチャンネル

秋田市公式YouTubeチャンネルへの投稿を管理する。

(3) ラジオ放送

市政に関する情報や旬な話題などをラジオ放送する。

ア ㈱秋田放送

秋田市今週のいちネタ (予算額 995千円)
毎週火曜日午前10時30分から5分間

イ ㈱エフエム秋田

秋田市マンデー555 (予算額 1,002千円)
毎週月曜日午後5時55分から5分間

23. 広聴事業

(予算額 1,831千円)

(1) 市政に対する意見、要望

市政に対する意見や要望について受付し、所管する部局に対応を依頼したのち、文書等で回答するなどしている。

・平成30年度	意見・要望	受付件数	159件 (市民サービスセンター受付分含む)
	市長への手紙等	受付件数	55件
	市民の声システム※	受付件数	106件
	メール・ファックス等	受付件数	30件

※ホームページ上で市政に対する意見、要望、提言等を書き込みできるようにしたシステム。

携帯電話・スマートフォンからも利用可能。

(2) 市長ふれあいトーク

市政について市長自ら直接市民と意見交換するとともに、市政の現状や施策等に関する情報を積極的に提供するなど、市政PRを行う。

・平成30年度	開催回数	4回
	参加人数	138人

(3) 対話集会

地域や団体等からの要望等への回答に関する説明会を開催する。

・平成30年度	開催回数	7回 (市民サービスセンター開催分含む)
	参加人数	92人

(4) 施設見学会等

公共施設等を案内し、市民の市政への関心と理解を深めてもらうため、各種団体を対象とする団体向け施設見学会と一般公募による個人向け施設見学会を実施する。また、社会科の授業で市役所を訪れる小中学生等に対して、庁舎を案内し、市役所の仕事を説明する。

・平成30年度	団体向け施設見学会実施回数	20回
	参加人数	323人
	個人向け施設見学会実施回数	12回
	参加人数	200人
	庁内見学団体数	4団体
	参加人数	219人

(5) しあわせづくり秋田市民公聴条例の運用

市民の多様な意見を、市が策定する計画等の企画立案過程に反映させることを目的とする「しあわせづくり秋田市民公聴条例」を運用する。

(6) 市民100人会

市政に対する市民からの意見を聴取するため、無作為に抽出した市民で構成される「市民100人会」（任期2年）を設置し、市が設定するテーマについて意見聴取を行う。

会 員 数 105人（H31.4.9現在）

・平成30年度 意見聴取回数 7回

(7) 市長ランチトーク

若者の建設的な意見や考えを市政運営の参考とするとともに、市長と直接話す機会を通じて若者の市政への関心と理解を深め、市政参加の促進につなげる。

・平成30年度 開催回数 1回
参加人数 7人

24. 東京事務所

(予算額 17,534千円)

中央省庁、全国市長会等関係団体との連絡調整や市政に関する情報・資料の収集・提供および在京秋田市出身者との交流や企業誘致情報の収集・提供、観光物産PR等を推進する。

(1) 場所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号 日本都市センター会館11階

(2) 職員 所長ほか5人（省庁等への派遣職員3人含む）H31.4.1現在

25. 移住相談の強化

(予算額 18,486千円)

東京事務所内の移住相談センター窓口をJR東京駅付近にも設置して専門相談員2名を配置し、県のAターンスポートセンター等と連携しながら移住希望者へのきめ細かな対応を行うほか、自主セミナー等の開催により移住希望者の新規開拓を図る。

(1) 専門相談員（嘱託職員）の配置

(2) 移住希望者の新規開拓のためのセミナー等

(3) 無料職業紹介事業の実施

(4) 採用面接に係る交通費等の助成金交付事業の実施

26. 財政関係

(1) 予算の編成

秋田市一般会計、13特別会計および3企業会計の編成・調製を行う。

(2) 基金の管理

財政調整基金・減債基金・地域振興基金・緑あふれるまちづくり基金・公共施設等整備基金の管理を行う。

単位：千円

基金	年度	平成30年度（決算額）		平成30年度末	平成31年度（当初予算額）		令和元年度末
	現在高	積立額	取崩額	現在高	積立額	取崩額	現在高見込
財政調整基金	4,995,780	755,306	1,402,750	4,348,336	463	700,000	3,648,799
減債基金	6,043,754	2,955	849,000	5,197,709	520	966,000	4,232,229
地域振興基金	959,298	40,876	223,096	777,078	73	230,602	546,549
文化振興基金	268,620		5,640	262,980		20,550	242,430
スポーツ振興基金	84,173	41	4,984	79,230	8	4,875	74,363
美術作品等 取得基金	143,740	70	39,839	103,971	11	10,079	93,903
緑あふれる まちづくり基金	1,936,641	947	597,000	1,340,588	127	678,000	662,715
一般廃棄物処理 施設整備基金	1,384,178	226,000	336,294	1,273,884	235,321	225,800	1,283,405
公立大学法人 支援基金	468,140		92,951	375,189		54,875	320,314
子ども福祉 医療基金	875,296	428	99,191	776,533	76	120,000	656,609
公共施設等 整備基金	3,291,185	1,101,609	600,400	3,792,394	376	1,190,800	2,601,970
公共交通 活性化基金					1		1
計	20,450,805	2,128,232	4,251,145	18,327,892	236,976	4,201,581	14,363,287
国民健康保険事業 財政調整基金	604,822	950,295		1,555,117	155		1,555,272
介護保険事業 財政調整基金	2,410,246	601,179		3,011,425	1		3,011,426
土地開発基金	500,000			500,000		500,000	
用品調達基金	4,000			4,000			4,000
合計	23,969,873	3,679,706	4,251,145	23,398,434	237,132	4,701,581	18,933,985

(3) 特別滞納整理課

市税および公課の滞納整理等ならびに債権の管理に関する指導、助言および連絡調整に関する事務を取り扱う。

(4) 地籍調査室

河辺・雄和地域において、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施する。また、都市再生街区基本調査により設置された公共基準点の管理および保全を行う。

27. 税関係

(1) 市民税課

市税（固定資産税、特別土地保有税および国民健康保険税を除く。）の賦課および調定、地方譲与税および県税交付金の調定、市税条例等の改正、納税証明書および所得証明書等の交付ならびに固定資産評価審査委員会に関する事務を取り扱う。このほか、ホームページ等各種媒体を活用し、税に対する理解をより深めてもらうための広報活動を行う。

(2) 資産税課

固定資産税の賦課および調定に関する事務を取り扱う。また、令和3年度の評価替えに向け、固定資産土地評価替業務委託を行うほか、固定資産税地理情報システムのデータを加除修正する。

(3) 納税課

市税（国民健康保険税を除く）およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関する事務を取り扱う。また、市税の納期内納付率向上を図るため、口座振替加入促進を積極的に行う。

(4) 市税口座振替の状況

税 目	年度	納税者数(人)	振替者数(人)	口座振替調定額(円)	振替率(%)
市 県 民 税	24	35,930	9,621	1,670,478,678	26.78
	25	35,649	9,499	1,746,681,509	26.65
	26	37,745	7,205	1,452,091,186	19.09
	27	35,106	6,745	1,329,348,624	19.21
	28	35,249	6,342	1,290,184,787	17.99
	29	33,648	6,136	1,292,709,187	18.24
	30	33,232	5,681	1,265,396,694	17.09
固 定 資 産 税	24	122,803	59,412	6,536,930,526	48.38
	25	123,003	59,859	6,525,585,899	48.66
	26	123,221	59,954	6,872,198,072	48.66
	27	123,641	60,156	6,822,968,828	48.65
	28	123,824	60,231	6,937,994,380	48.64
	29	123,979	60,240	7,100,111,541	48.59
	30	124,188	59,792	7,018,110,780	48.15
軽自動車税	24	92,514	9,498	50,381,700	10.27
	25	95,029	9,782	52,501,900	10.29
	26	98,179	10,064	54,442,800	10.25
	27	100,148	11,474	61,282,500	11.46
	28	101,158	11,383	70,409,300	11.25
	29	101,665	11,410	73,773,100	11.22
	30	101,938	11,408	76,585,900	11.19
市 税 合 計	24	251,247	78,531	8,257,790,904	31.26
	25	253,681	79,140	8,324,769,308	31.20
	26	259,145	77,223	8,378,732,058	29.80
	27	258,895	78,375	8,213,599,952	30.27
	28	260,231	77,956	8,298,588,467	29.96
	29	259,292	77,786	8,466,593,828	30.00
	30	259,358	76,881	8,360,093,374	29.64
国民健康保険税	24	44,425	14,039	2,391,055,400	31.60
	25	43,861	13,876	2,368,054,500	31.64
	26	43,151	13,670	2,286,414,200	31.68
	27	42,237	13,424	2,163,773,500	31.78
	28	41,140	12,859	2,117,396,800	31.26
	29	40,147	12,536	2,024,037,300	31.23
	30	39,362	11,942	1,929,321,800	30.34
合 計	24	295,672	92,570	10,648,846,304	31.31
	25	297,542	93,016	10,692,823,808	31.26
	26	302,296	90,893	10,665,146,258	30.07
	27	301,132	91,799	10,377,373,452	30.48
	28	301,371	90,815	10,415,985,267	30.13
	29	299,439	90,322	10,490,631,128	30.16
	30	298,720	88,823	10,289,415,174	29.73

28. 各会計別の集計

単位：千円

会計別	31年度 当初予算額		30年度 当初予算額		比較増減 (A)-(B)	増減率 %	30年度 最終予算額 (C)	補正額 (C)-(B)	
	(A)	構成比 %	(B)	構成比 %					
総計	236,882,690	100.0	230,216,886	100.0	6,665,804	2.9	237,663,253	7,446,367	
一般会計	134,500,000	56.8	127,730,000	55.5	6,770,000	5.3	131,916,209	4,186,209	
特別会計合計	69,659,598	29.4	68,754,450	29.9	905,148	1.3	72,811,045	4,056,595	
企業会計合計	32,723,092	13.8	33,732,436	14.6	△ 1,009,344	△ 3.0	32,935,999	△ 796,437	
特別 会計 (13 会計)	土地区画整理会計	1,495,293	2.2	1,414,832	2.1	80,461	5.7	2,222,966	808,134
	市有林会計	207,489	0.3	175,311	0.2	32,178	18.4	178,668	3,357
	市営墓地会計	61,565	0.1	131,402	0.2	△ 69,837	△ 53.1	148,303	16,901
	中央卸売市場会計	69,288	0.1	69,129	0.1	159	0.2	69,129	-
	公設地方卸売市場 会計	443,789	0.6	438,538	0.6	5,251	1.2	438,538	-
	大森山動物園会計	698,036	1.0	566,146	0.8	131,890	23.3	567,046	900
	廃棄物発電会計	298,630	0.4	261,087	0.4	37,543	14.4	406,087	145,000
	病院事業債管理 会計	1,188,642	1.7	1,101,259	1.6	87,383	7.9	1,748,159	646,900
	学校給食費会計	1,349,761	1.9	1,348,302	2.0	1,459	0.1	1,348,302	-
	国民健康保険事業 会計	30,374,793	43.6	30,316,776	44.1	58,017	0.2	31,775,794	1,459,018
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業会計	51,566	0.1	89,523	0.1	△ 37,957	△ 42.4	89,523	-
	介護保険事業会計	30,089,214	43.2	29,479,733	42.9	609,481	2.1	30,322,057	842,324
	後期高齢者医療 事業会計	3,331,532	4.8	3,362,412	4.9	△ 30,880	△ 0.9	3,496,473	134,061
企業 会計 (3 会計)	水道事業会計	11,689,036	35.7	11,463,055	34.0	225,981	2.0	10,934,962	△ 528,093
	下水道事業会計	19,762,848	60.4	21,088,195	62.5	△ 1,325,347	△ 6.3	20,876,085	△ 212,110
	農業集落排水事業 会計	1,271,208	3.9	1,181,186	3.5	90,022	7.6	1,124,952	△ 56,234

29. 一般会計歳入款別集計

区 分 款 別		31 年 度 当 初		30 年 度 当 初			
		予 算 額 (A)	構 成 比 %	予 算 額 (B)	構 成 比 %		
1.	市 税	[100.0]	43,418,576	32.3	[100.0]	43,013,008	33.7
内 訳	市 民 税	[45.5]	19,744,608	14.7	[45.7]	19,666,607	15.4
	固 定 資 産 税	[44.6]	19,382,725	14.4	[44.2]	19,009,649	14.9
	軽 自 動 車 税	[1.7]	746,920	0.6	[1.7]	715,873	0.6
	市 た ば こ 税	[4.6]	2,004,614	1.5	[4.8]	2,085,065	1.6
	鉱 産 税	[0.0]	7,039	0.0	[0.0]	5,897	0.0
	特 別 土 地 保 有 税	[0.0]	0	0.0	[0.0]	0	0.0
	入 湯 税	[0.1]	32,207	0.0	[0.1]	32,976	0.0
	事 業 所 税	[3.5]	1,500,463	1.1	[3.5]	1,496,941	1.2
2.	地 方 譲 与 税		982,789	0.7		940,156	0.7
3.	利 子 割 交 付 金		71,211	0.1		80,488	0.1
4.	配 当 割 交 付 金		102,208	0.1		50,034	0.0
5.	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		79,981	0.1		39,090	0.0
6.	地 方 消 費 税 交 付 金		6,690,698	5.0		6,426,498	5.0
7.	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		53,839	0.0		58,069	0.0
8.	自 動 車 取 得 税 交 付 金		90,372	0.1		196,300	0.1
9.	環 境 性 能 割 交 付 金		44,861	0.0		0	0.0
10.	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金		4,154	0.0		4,615	0.0
11.	地 方 特 例 交 付 金		483,660	0.4		241,065	0.2
12.	地 方 交 付 税		20,008,000	14.9		20,160,000	15.8
13.	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		68,500	0.0		70,500	0.1
14.	分 担 金 及 び 負 担 金		843,270	0.6		1,192,441	0.9
15.	使 用 料 及 び 手 数 料		2,405,808	1.8		2,423,839	1.9
16.	国 庫 支 出 金		21,984,153	16.3		20,290,578	15.9
17.	県 支 出 金		9,215,195	6.9		8,511,968	6.7
18.	財 産 収 入		198,459	0.1		207,836	0.2
19.	寄 附 金		201,553	0.1		200,053	0.2
20.	繰 入 金		4,957,586	3.7		3,966,509	3.1
21.	繰 越 金		700,000	0.5		700,000	0.5
22.	諸 収 入		8,893,527	6.6		9,033,953	7.1
23.	市 債		13,001,600	9.7		9,923,000	7.8
	計		134,500,000	100.0		127,730,000	100.0

[] 内は市税総額に対する構成比である。

単位：千円

比較増減 (A) - (B)	増減率 %	30年度最終		補正額 (C) - (B)
		予算額(C)	構成比 %	
405,568	0.9	[100.0] 43,500,462	33.0	487,454
78,001	0.4	[45.6] 19,842,501	15.0	175,894
373,076	2.0	[44.5] 19,358,481	14.7	348,832
31,047	4.3	[1.6] 715,873	0.6	0
△ 80,451	△ 3.9	[4.7] 2,038,467	1.6	△ 46,598
1,142	19.4	[0.0] 7,169	0.0	1,272
0	0.0	[0.0] 0	0.0	0
△ 769	△ 2.3	[0.1] 32,976	0.0	0
3,522	0.2	[3.5] 1,504,995	1.1	8,054
42,633	4.5	947,478	0.7	7,322
△ 9,277	△ 11.5	80,488	0.1	0
52,174	104.3	102,208	0.1	52,174
40,891	104.6	79,981	0.1	40,891
264,200	4.1	6,391,600	4.8	△ 34,898
△ 4,230	△ 7.3	58,069	0.0	0
△ 105,928	△ 54.0	196,300	0.2	0
44,861	皆増	0	0.0	0
△ 461	△ 10.0	4,615	0.0	0
242,595	100.6	241,065	0.2	0
△ 152,000	△ 0.8	20,160,000	15.3	0
△ 2,000	△ 2.8	70,500	0.1	0
△ 349,171	△ 29.3	1,103,041	0.8	△ 89,400
△ 18,031	△ 0.7	2,418,031	1.8	△ 5,808
1,693,575	8.3	20,610,027	15.6	319,449
703,227	8.3	8,981,142	6.8	469,174
△ 9,377	△ 4.5	390,051	0.3	182,215
1,500	0.7	230,816	0.2	30,763
991,077	25.0	4,657,054	3.5	690,545
0	0.0	1,505,709	1.1	805,709
△ 140,426	△ 1.6	9,095,672	6.9	61,719
3,078,600	31.0	11,091,900	8.4	1,168,900
6,770,000	5.3	131,916,209	100.0	4,186,209

30. 一般会計歳出款別集計

款 別	区 分	31 年 度 当 初		30 年 度 当 初	
		予 算 額(A)	構 成 比 %	予 算 額(B)	構 成 比 %
1.	議 会 費	692,376	0.5	730,424	0.6
2.	総 務 費	17,727,888	13.2	14,839,279	11.6
3.	民 生 費	50,844,121	37.8	48,785,958	38.2
4.	衛 生 費	9,317,905	6.9	9,426,595	7.4
5.	労 働 費	652,448	0.5	562,453	0.4
6.	農 林 水 産 業 費	2,914,237	2.2	2,721,847	2.1
7.	商 工 費	8,934,971	6.6	8,720,742	6.8
8.	土 木 費	13,896,246	10.3	13,621,670	10.7
9.	消 防 費	4,149,998	3.1	3,848,383	3.0
10.	教 育 費	11,132,398	8.3	10,149,196	8.0
11.	災 害 復 旧 費	246,838	0.2	372,943	0.3
12.	公 債 費	13,890,573	10.3	13,850,509	10.8
13.	諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0
14.	予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1
	計	134,500,000	100.0	127,730,000	100.0

単位：千円

比較増減 (A) - (B)	増減率 %	30年度最終		補正額 (C) - (B)
		予算額(C)	構成比%	
△ 38,048	△ 5.2	728,930	0.6	△ 1,494
2,888,609	19.5	16,640,644	12.6	1,801,365
2,058,163	4.2	49,434,186	37.5	648,228
△ 108,690	△ 1.2	9,474,590	7.2	47,995
89,995	16.0	540,060	0.4	△ 22,393
192,390	7.1	3,140,684	2.4	418,837
214,229	2.5	8,717,013	6.6	△ 3,729
274,576	2.0	13,915,221	10.5	293,551
301,615	7.8	3,889,157	2.9	40,774
983,202	9.7	10,470,380	7.9	321,184
△ 126,105	△ 33.8	1,120,338	0.9	747,395
40,064	0.3	13,765,486	10.4	△ 85,023
0	0.0	1	0.0	0
0	0.0	79,519	0.1	△ 20,481
6,770,000	5.3	131,916,209	100.0	4,186,209

31. 一般会計歳入財源別集計

単位：千円

種別	款別	31年度当初		30年度当初		比較増減 (A) - (B)	増減率 %
		予算額(A)	構成比 %	予算額(B)	構成比 %		
自主財源	市税	43,418,576	32.3	43,013,008	33.7	405,568	0.9
	分担金及び負担金	843,270	0.6	1,192,441	0.9	△ 349,171	△ 29.3
	使用料及び手数料	2,405,808	1.8	2,423,839	1.9	△ 18,031	△ 0.7
	財産収入	198,459	0.1	207,836	0.2	△ 9,377	△ 4.5
	寄附金	201,553	0.1	200,053	0.2	1,500	0.7
	繰入金	4,957,586	3.7	3,966,509	3.1	991,077	25.0
	繰越金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
	諸収入	8,893,527	6.6	9,033,953	7.1	△ 140,426	△ 1.6
	計	61,618,779	45.8	60,737,639	47.6	881,140	1.5
	繰入金を除く自主財源	(56,661,193)	(42.1)	(56,771,130)	(44.4)	(△109,937)	(△0.2)
依存財源	地方譲与税	982,789	0.7	940,156	0.7	42,633	4.5
	利子割交付金	71,211	0.1	80,488	0.1	△ 9,277	△ 11.5
	配当割交付金	102,208	0.1	50,034	0.0	52,174	104.3
	株式等譲渡所得割交付金	79,981	0.1	39,090	0.0	40,891	104.6
	地方消費税交付金	6,690,698	5.0	6,426,498	5.0	264,200	4.1
	ゴルフ場利用税交付金	53,839	0.0	58,069	0.0	△ 4,230	△ 7.3
	自動車取得税交付金	90,372	0.1	196,300	0.2	△ 105,928	△ 54.0
	環境性能割交付金	44,861	0.0	0	0.0	44,861	皆増
	国有提供施設等 所在市助成交付金	4,154	0.0	4,615	0.0	△ 461	△ 10.0
	地方特例交付金	483,660	0.4	241,065	0.2	242,595	100.6
	地方交付税	20,008,000	14.9	20,160,000	15.8	△ 152,000	△ 0.8
	交通安全対策特別交付金	68,500	0.0	70,500	0.1	△ 2,000	△ 2.8
	国庫支出金	21,984,153	16.3	20,290,578	15.9	1,693,575	8.3
	県支出金	9,215,195	6.9	8,511,968	6.7	703,227	8.3
市債	13,001,600	9.7	9,923,000	7.8	3,078,600	31.0	
計	72,881,221	54.2	66,992,361	52.4	5,888,860	8.8	
合計	134,500,000	100.0	127,730,000	100.0	6,770,000	5.3	

※構成比の端数は財源別の計で端数処理しているため、款ごとの構成比の計と一致しないことがある。

32. 一般会計歳出性質別分類

単位：千円

区 分		31 年 度 当 初		30 年 度 当 初		比較増減 (A) - (B)	増減率 %
		予 算 額 (A)	構 成 比 %	予 算 額 (B)	構 成 比 %		
消 費 的 経 費	人 件 費	22,172,373	16.5	21,946,381	17.2	225,992	1.0
	物 件 費	16,505,633	12.3	15,905,954	12.5	599,679	3.8
	維 持 補 修 費	1,955,905	1.5	1,887,031	1.5	68,874	3.6
	扶 助 費	34,877,999	25.9	33,765,039	26.4	1,112,960	3.3
	補 助 費 等	11,741,297	8.7	11,647,208	9.1	94,089	0.8
	計	87,253,207	64.9	85,151,613	66.7	2,101,594	2.5
投 資 的 経 費	補 助 事 業	8,114,620	6.0	3,588,256	2.8	4,526,364	126.1
	単 独 事 業	3,476,032	2.6	3,908,658	3.0	△ 432,626	△ 11.1
	県 営 事 業 負 担 金	314,540	0.2	84,922	0.1	229,618	270.4
	災 害 復 旧 事 業	246,838	0.2	372,943	0.3	△ 126,105	△ 33.8
	計	12,152,030	9.0	7,954,779	6.2	4,197,251	52.8
公 債 費	13,890,573	10.3	13,850,509	10.8	40,064	0.3	
積 立 金	236,976	0.2	237,709	0.2	△ 733	△ 0.3	
投 資 及 び 出 資 金	1,109,436	0.8	1,124,068	0.9	△ 14,632	△ 1.3	
貸 付 金	7,057,595	5.3	7,135,833	5.6	△ 78,238	△ 1.1	
繰 出 金	12,800,183	9.5	12,275,489	9.6	524,694	4.3	
歳 出 合 計	134,500,000	100.0	127,730,000	100.0	6,770,000	5.3	

33. 市債計画一覧

単位：千円

会計別	種目別	金額	市債の目的	金額
一般会計	総務債	2,737,300	集会所類似施設建設債	2,300
			コミュニティ施設整備債	592,600
			公用車整備債	12,600
			複合施設整備債	1,600
			文化施設整備債	2,033,000
			駅周辺施設整備債	43,300
			庁舎整備債	51,900
	民生債	167,200	社会福祉施設建設債	36,000
			児童福祉施設建設債	131,200
	衛生債	450,100	斎場整備債	35,000
			清掃施設整備債	415,100
	労働債	27,500	勤労者福祉施設整備債	27,500
	農林水産業債	295,700	農業基盤整備債	190,300
			公共施設等除却債	105,400
	商工債	5,600	観光施設整備債	5,600
	土木債	2,428,100	道路橋りょう整備債	1,013,700
			港湾整備債	28,800
			土地区画整理事業債	849,100
			街路事業債	103,000
			公園整備債	159,100
			駅周辺施設整備債	190,400
			公営住宅建設債	78,200
	急傾斜地崩壊対策事業債	5,800		
	消防債	317,100	消防施設整備債	317,100
	教育債	1,015,400	教育研究施設整備債	37,800
			小学校建設債	558,000
			中学校建設債	35,800
高等学校建設債			4,800	
社会教育施設建設債			211,700	
体育施設整備債			167,300	
災害復旧債	74,500	林業施設災害復旧債	4,900	
		土木施設災害復旧債	69,600	
臨時財政対策債	5,483,100	臨時財政対策債	5,483,100	
	計	13,001,600		
特別会計	地方卸売市場施設整備債	29,300	公設地方卸売市場施設整備債	29,300
	動物園施設整備債	159,100	大森山動物園施設整備債	159,100
	市立秋田総合病院貸付債	562,500	地方独立行政法人市立秋田総合病院貸付債	562,500
	計	750,900		
企業会計	水道事業企業債	1,016,900	水道事業建設改良費	1,016,900
	下水道事業企業債	3,320,200	下水道事業建設改良費等	3,320,200
	農業集落排水事業企業債	46,100	農業集落排水事業建設改良費	46,100
	計	4,383,200		
	合計	18,135,700		

34. 一般会計から他会計への繰出金等調 (31年度当初)

単位：千円

会 計 名		金 額	備 考
特 別 会 計	土 地 区 画 整 理 会 計	984,337	繰 出 金
	市 有 林 会 計	136,903	〃
	市 営 墓 地 会 計	-	
	中 央 卸 売 市 場 会 計	28,138	繰 出 金
	公 設 地 方 卸 売 市 場	98,701	〃
	大 森 山 動 物 園 会 計	429,240	〃
	廃 棄 物 発 電 会 計	-	
	病 院 事 業 債 管 理 会 計	-	
	学 校 給 食 費 会 計	53,654	繰 出 金
	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	2,527,277	〃
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	3,330	〃
	介 護 保 険 事 業 会 計	4,415,266	〃
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	802,101	〃
	計	9,478,947	
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	120,031	負担金等 25,455 出資金 94,576
	下 水 道 事 業 会 計	4,353,099	負担金等 3,500,303 出資金 852,796
	農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	523,908	負担金等 411,854 出資金 112,054
	計	4,997,038	
合 計		14,475,985	

35. 年度別経費の人口、世帯負担額（歳出）

単位：円、人、世帯

年度別	区分	金額	一世帯当たり	一人当たり	備考	
24年度 (決算)	一般会計	128,911,444,268	970,061	403,647	人口	319,367
	特別会計	64,085,531,091	482,245	200,664		世帯
	合計	192,996,975,359	1,452,306	604,311		
25年度 (決算)	一般会計	123,269,994,635	921,879	387,415	人口	318,186
	特別会計	66,566,441,250	497,820	209,206		世帯
	合計	189,836,435,885	1,419,699	596,621		
26年度 (決算)	一般会計	127,675,869,082	948,346	403,658	人口	316,297
	特別会計	69,460,930,328	515,939	219,607		世帯
	合計	197,136,799,410	1,464,286	623,265		
27年度 (決算)	一般会計	137,283,051,925	1,015,805	436,741	人口	314,335
	特別会計	72,409,425,263	535,783	230,358		世帯
	合計	209,692,477,188	1,551,588	667,099		
28年度 (決算)	一般会計	132,496,078,212	983,230	422,849	人口	313,341
	特別会計	72,513,173,414	538,107	231,419		世帯
	合計	205,009,251,626	1,521,337	654,269		
29年度 (決算)	一般会計	130,976,976,847	970,171	421,275	人口	310,906
	特別会計	74,037,964,251	548,413	238,136		世帯
	合計	205,014,941,098	1,518,584	659,411		
30年度 (最終予算)	一般会計	131,916,209,000	975,308	428,227	人口	308,052
	特別会計	72,811,045,000	538,320	236,360		世帯
	合計	204,727,254,000	1,513,628	664,587		
31年度 (当初予算)	一般会計	134,500,000,000	990,267	439,623	人口	305,944
	特別会計	69,659,598,000	512,874	227,687		世帯
	合計	204,159,598,000	1,503,141	667,310		

※一世帯当たり、一人当たりの数値は、端数処理しているため、各会計の計と一致しないことがある。

36. 年度別市税の人口、世帯負担額

単位：円、人、世帯

年度別	区分	金額	一世帯当たり	一人当たり	備考	
24年度 (決算)	市税総額	42,725,566,046	321,511	133,782		
	市民税	18,997,886,277	142,959	59,486	人口	319,367
	固定資産税	19,481,916,608	146,602	61,002	世帯	132,890
	その他の税	4,245,763,161	31,949	13,294		
25年度 (決算)	市税総額	43,704,138,311	326,843	137,354		
	市民税	19,587,473,706	146,486	61,560	人口	318,186
	固定資産税	19,707,881,226	147,386	61,938	世帯	133,716
	その他の税	4,408,783,379	32,971	13,856		
26年度 (決算)	市税総額	43,826,574,626	325,533	138,561		
	市民税	19,809,982,365	147,144	62,631	人口	316,297
	固定資産税	19,570,301,336	145,364	61,873	世帯	134,630
	その他の税	4,446,290,925	33,026	14,057		
27年度 (決算)	市税総額	43,605,177,233	322,650	138,722		
	市民税	19,990,298,201	147,915	63,596	人口	314,335
	固定資産税	19,173,666,161	141,873	60,998	世帯	135,147
	その他の税	4,441,212,871	32,862	14,129		
28年度 (決算)	市税総額	43,391,463,911	322,000	138,480		
	市民税	19,680,898,092	146,048	62,810	人口	313,341
	固定資産税	19,325,837,177	143,414	61,677	世帯	134,756
	その他の税	4,384,728,642	32,538	13,993		
29年度 (決算)	市税総額	43,631,565,392	323,187	140,337		
	市民税	19,551,509,387	144,822	62,886	人口	310,906
	固定資産税	19,765,333,760	146,406	63,573	世帯	135,004
	その他の税	4,314,722,245	31,960	13,878		
30年度 (最終予算)	市税総額	43,500,462,000	321,616	141,211		
	市民税	19,842,501,000	146,703	64,413	人口	308,052
	固定資産税	19,358,481,000	143,125	62,842	世帯	135,256
	その他の税	4,299,480,000	31,788	13,957		
31年度 (当初予算)	市税総額	43,418,576,000	319,673	141,917		
	市民税	19,744,608,000	145,371	64,537	人口	305,944
	固定資産税	19,382,725,000	142,707	63,354	世帯	135,822
	その他の税	4,291,243,000	31,595	14,026		

※一世帯当たり、一人当たりの数値は、端数処理しているため、各会計の計と一致しないことがある。

37. 地方交付税調

単位：千円

区 分	30年度(A)	29年度(B)	比較(A)-(B)	28年度	27年度	26年度
普通交付税	18,369,347	19,041,730	△672,383	19,451,597	20,708,452	21,526,013
特別交付税	1,463,410	1,893,714	△430,304	1,733,492	1,571,095	1,631,101
計	19,832,757	20,935,444	△1,102,687	21,185,089	22,279,547	23,157,114

38. 普通交付税調

単位：千円

区 分	30年度(A)	29年度(B)	比較(A)-(B)	28年度	27年度	26年度
基準財政需要額	55,711,544	56,478,990	△767,446	56,990,308	57,429,455	57,091,449
基準財政収入額	37,342,197	37,392,704	△50,507	37,491,827	36,721,003	35,565,436
交付基準額	18,369,347	19,086,286	△716,939	19,498,481	20,708,452	21,526,013
交付額	18,369,347	19,041,730	△672,383	19,451,597	20,708,452	21,526,013
財政力指数	0.68	0.67		0.66	0.65	0.63

第4章 観光文化スポーツ部

[観光文化スポーツ部]

1. 観光・コンベンションの振興

- (1) 多言語案内等推進事業 (予算額 11,268千円)
年々増加する外国人観光客に対し、文化施設等の展示内容を多言語で案内することで本市の歴史・文化への理解を深め、旅の満足度向上につなげるとともに、Wi-Fi環境を整備し、国内外の観光客の利便性を図る。
ア QRコードでの多言語案内 5か所
イ Wi-Fi環境の整備 9か所
- (2) 竿燈まつり振興事業 (予算額 15,911千円)
国重要無形民俗文化財「竿燈」の保存・振興等、交流人口の拡大、および地域活性化を図るため、秋田竿燈まつりの開催を支援する。
竿燈まつり 8月3日(土)～6日(火) (30年度入込数 約130万人)
- (3) ヤートセ秋田祭支援事業 (予算額 900千円)
市民参加型であるとともに観光誘客にも資するヤートセ秋田祭の振興等を図るため、運営を支援する。
ヤートセ秋田祭 6月22日(土)～23日(日) (30年度入込数 約2万6千人)
- (4) インバウンド誘客促進事業 (予算額 11,652千円)
インバウンド誘客を促進するため、県と連携して現地プロモーションやトップセールス等を行うほか、台湾台南市と観光、文化、スポーツなど様々な分野で交流することで相互の理解を深め、交流人口の拡大を図る。
- (5) 観光施設維持管理経費 (予算額 48,306千円)
秋田市が所管する観光施設の維持管理・運営等を行う。
ア 河辺ユフォーレ公園施設 河辺地域振興(株)が指定管理
イ 雄和6施設 (株)雄和振興公社が指定管理
ウ 雄和高尾山レクリエーション施設 市が直接管理
- (6) 観光施設整備等経費 (予算額 96,677千円)
観光客等の安全で快適な利用に供するため、老朽化等に伴う施設の改修・修繕を計画的に行う。今年度は雄和ふるさと温泉新井戸さく井工事を行う。
- (7) 観光プロモーション事業 (予算額 30,597千円)
本市の認知度やイメージを高めるため、竿燈公演を核とした効果的な各種観光プロモーションを展開するほか、民間団体と連携した観光誘客活動を展開する。
- (8) 秋田市観光振興協働交付金 (予算額 82,000千円)
本市観光振興の担い手である公益財団法人秋田観光コンベンション協会に対して交付金を交付し、同協会の機能強化を図るとともに各種事業を実施する。
- (9) ギュギュっとあきた週末イベントリレー開催経費 (予算額 2,000千円)
9月から10月にかけて中心市街地でリレー形式により行われるイベントのPRを効果的に実施するため、本市や秋田商工会議所、民間団体等で組織する実行委員会事務局に対し、負担金を拠出する。
- (10) オール秋田「食と芸能」大祭典開催経費 (予算額 15,000千円)
県内の豊かな伝統芸能と食文化を集結したイベントを県都秋田市で開催し、県内外からの交流人口の拡大と県内周遊観光の拡充に取り組む。
- (11) 観光客等受入促進事業 (予算額 6,963千円)
クルーズ船観光客に対し、秋田を満喫してもらうための食や伝統芸能のイベントを開催するほか、大型コンベンションやイベント等で来訪者の多い日に秋田駅でおもてなし民謡で出迎える。また、秋田市観光myタクシーを利用した観光客に対し、費用の一部を補助する。

- (12) 秋田中央横軸連携周遊観光促進事業 (予算額 1,333千円)
 来訪する外国人個人旅行者の県内広域周遊観光を促進するため、新幹線等でつながる秋田市・男鹿市・大仙市・仙北市の4市が連携し、個人旅行者向けの4市を周遊する二次アクセスの整備等に取り組む。
- (13) ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」魅力発信事業 (予算額 5,500千円)
 ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」に登録された県内の3行事が「これが秋田だ！食と芸能大祭典2019」に参加し、各行事および各市の魅力を広く発信する。
- (14) 秋田犬ふれあい事業 (予算額 9,864千円)
 国内外で知名度が高い「秋田犬」とふれあいができる場を千秋公園内に設け、本市への来訪者の市内滞在時間の増加や中心市街地への新たな人の流れとにぎわいの創出等を図る。
- (15) まちなか観光案内拠点整備事業 (予算額 88,039千円)
 まちなか観光推進のため、大町地区に国登録有形文化財「旧大島商会店舗」を移設して観光案内所を設け、民俗芸能伝承館（ねぶり流し館）や羽州街道など外町の見所等を紹介する観光案内機能を強化する。

2. にぎわい創出

- (1) 中心市街地にぎわい創出事業 (予算額 13,697千円)
 中心市街地のにぎわいを継続するため、にぎわい広場でのイベント等様々な取組を支援するとともに、にぎわい広場を市民が集う憩いの場となるように整備するほか、にぎわい交流館等の情報発信機能を充実させ、中心市街地の魅力アップと継続的なにぎわい創出を図る。
- (2) にぎわい交流館等施設管理費 (予算額 146,493千円)
 にぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場の維持管理・運営等を行う。
 にぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場 あきたまちづくり共同企業体が指定管理
- (3) 北前船日本遺産推進事業 (予算額 5,050千円)
 日本遺産に認定された自治体と連携し、北前船寄港地の情報発信等に取り組むとともに、全国の北前船寄港地で開催されるフォーラムへの参加、酒田市との交流事業により地域の活性化、観光誘客を図る。
- (4) 秋田港大型クルーズ船誘致等事業 (予算額 41,014千円)
 クルーズ船寄港による本市への誘客を図るため、クルーズ船誘致活動を行うほか、秋田港に寄港するクルーズ船の歓迎セレモニー等を実施する。
- (5) 秋田市ポートタワー・秋田港振興センター管理運営経費 (予算額 82,880千円)
 秋田港のシンボル施設である秋田市ポートタワーと秋田港振興センターを市施設として適切に管理運営することにより、より多くの人が集い、憩い、周辺一帯ににぎわいをもたらす場とし、秋田港本港地区の活性化および秋田港の振興を図る。
 ア 秋田市ポートタワー「セリオン」 (株)秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービスが指定管理
 イ 秋田港振興センター「セリオンプラザ」 (株)秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービスが指定管理
- (6) 秋田市ポートタワー・秋田港振興センター修繕経費 (予算額 37,882千円)
 秋田市ポートタワーと秋田港振興センターについて、施設等の劣化や機能低下に対して、適切に修繕・更新することにより、長期間にわたり有効活用を図る。

3. 文化振興

- (1) 文化の振興
 秋田市文化振興条例（昭和58年3月）の制定とともに、文化振興基金270,000千円を設置（平成30年度末262,980千円）し、その運用益等を芸術、学術等で広く市民文化の振興に貢献した個人、団体の諸活動に対する顕彰等に充てる。
 また、市民の自主的な文化活動や中学校、高等学校等の文化部活動、特別支援学校における文化活動を支援するとともに、活動の場、鑑賞の機会、情報の提供に努める。

(2) ふるさと文化創造発信事業 (予算額 14,200千円)

秋田ならではの文化芸術事業を支援することにより、文化芸術による国内外への情報発信や交流人口の拡大に、にぎわいの創出を図る。また、市役所1階市民の座でミニコンサートを開催する。

(3) 文化財の保護および活用

文化財愛護思想の普及を図るとともに、文化財の指定や保存を推進するなど、文化財の保護および活用に努める。

秋田市内の指定文化財一覧 (平成31年4月1日現在)

種別 指定区分	有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物			計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡古文書	考古資料	歴史資料	有形民俗		無形民俗	史跡	名勝	天然記念物		
国	8	—	1	—	1	2	1	—	2	3	3	1	1	23	
県	3	12	10	27	17	19	10	—	4	2	5	—	1	110	
市	8	16	19	21	23	13	19	2	7	10	8	2	11	159	
計	19	28	30	48	41	34	30	2	13	15	16	3	13	292	

(4) 文化財保存事業補助金 (予算額 514千円)

文化財の保護と活用を図るために、重要文化財嵯峨家住宅・天徳寺・三浦家住宅の管理費の一部と、秋田のイタヤ箕製作技術継承のための経費を補助する。

(5) カモシカ食害対策事業 (予算額 3,300千円)

特別天然記念物カモシカの保護と農作物への食害を防止するため、農業被害に対して防護網や忌避臭袋を支給する。

(6) 遺跡事前発掘調査事業 (予算額 3,500千円)

宅地造成などの開発行為から埋蔵文化財を保護するために、事前に発掘調査を行う。

(7) 地蔵田遺跡公開活用事業 (予算額 1,884千円)

弥生時代前期の集落跡である国指定史跡地蔵田遺跡(平成8年11月6日指定)を、郷土学習の生きた教材として有効活用するとともに、史跡の周知を促進するために情報発信を行う。

(8) 重要文化財天徳寺保存修理事業補助金 (予算額 25,200千円)

重要文化財天徳寺(本堂・書院・開山堂)の保存修理にかかる事業費の一部を補助する。

(9) 旧松倉家住宅修復整備事業 (予算額 80,294千円)

県指定有形文化財旧松倉家住宅(平成29年3月24日指定)を将来にわたって継承し、一般公開などの有効活用を図るため整備を行う。

(10) 羽州街道歴史観光推進事業 (予算額 16,368千円)

魅力ある文化財が存在する旧羽州街道について、ウォーキングガイドや映像ソフトを活用した情報発信やイベントを通じて観光資源としての認知度を高め、歴史を活かした都市の魅力向上を図る。

(11) 秋田城跡歴史資料館 (予算額 126,503千円)

平成28年4月に、国指定史跡秋田城跡(昭和14年9月7日指定)の調査研究成果の公開と活用の総合拠点として開館した。

史跡秋田城跡の発掘調査、環境整備および土地の公有化を長期計画に基づいて継続的に実施するほか、出土遺物の科学保存処理を行う。

ア 平成30年度入館者数 10,123人

イ 利用案内

- ・休館日 年末年始(12月29日～1月3日)
- ・開館時間 午前9時00分～午後4時30分

・観覧料	一般（大学生を含む）	令和元年9月30日まで	200円（160円）
		令和元年10月1日から	210円（160円）
			（ ）は団体20人以上の料金
	年間観覧券	令和元年9月30日まで	300円
		令和元年10月1日から	310円
	高校生以下		無料
	くるりん周遊パス（市立の文化施設の共通観覧券）		500円

(12) 千秋美術館 (予算額 217,752千円)

昭和33年、秋田市美術館として設立。平成元年に市制100周年を記念してアトリオン内に移転、開館した。市の中心部に位置し、市民が気軽に立ち寄り優れた美術品に親しむことができる都市型美術館である。

秋田蘭画をはじめ、寺崎廣業など郷土ゆかりの作家・作品のほか、洋画家・岡田謙三、写真家・木村伊兵衛などの作品を収蔵する。館蔵品による常設展示、国内外の優れた作品による企画展を開催している。

ア 平成30年度入館者数 50,692人

イ 利用案内

・休館日	年末年始(12月29日～1月3日)、アトリオン全館点検日(9月・2月)		
・開館時間	午前10時～午後6時（入館は午後5時30分まで）		
・観覧料	常設展	一般	令和元年9月30日まで 300円（240円） 令和元年10月1日から 310円（250円）
		大学生	令和元年9月30日まで 200円（160円） 令和元年10月1日から 210円（160円）
			（ ）は団体20人以上および 県立美術館との相互割引の料金
		高校生以下	無料

企画展は企画毎に異なるが、常設展も観覧できる。

年間観覧券	一般	2,500円
	大学生	1,000円

くるりん周遊パス（市立の文化施設の共通観覧券） 500円（企画展観覧は別途料金が必要）

(13) 赤れんが郷土館 (予算額 120,645千円)

昭和60年、郷土の歴史のおよび文化的所産の保存と活用を通じ、市民の教育と文化の向上に資するための施設として開館した。建物は明治45年に建築された旧秋田銀行本店本館で、昭和56年に市制施行90周年記念として銀行から市に寄贈されたものであり、平成6年には国の重要文化財（建造物）に指定されている。

郷土の歴史・文化に関わる企画展を開催しているほか、版画家・勝平得之と鍛金家・関谷二郎の作品、本市の伝統工芸品を常設展示している。

また、各種学習講座・講演会や文化財を利活用した赤れんが館コンサート等を開催している。

ア 平成30年度入館者数 22,681人

イ 利用案内

・休館日	年末年始（12月29日～1月3日）、展示替期間		
・開館時間	午前9時30分～午後4時30分		
・観覧料	一般（大学生を含む）		令和元年9月30日まで 200円（160円） 令和元年10月1日から 210円（160円）
	〃	年間観覧券	令和元年9月30日まで 500円 令和元年10月1日から 520円
	〃	民俗芸能伝承館との共通観覧券	令和元年9月30日まで 250円（200円） 令和元年10月1日から 260円（210円）
			（ ）は団体20人以上の料金
	高校生以下		無料
	くるりん周遊パス（市立の文化施設の共通観覧券）		500円

(14) 民俗芸能伝承館「愛称：ねぶり流し館」 (予算額 44,682千円)

平成4年、竿燈・土崎神明社祭の曳山行事・梵天など郷土の民俗行事や秋田万歳・黒川番楽・山谷番楽・羽川剣ばやしなどの民俗芸能の展示と伝承のための施設として開館した。

来館者が気軽に竿燈にチャレンジできる施設として活用されているほか、後継者育成のための練習や発表の場として練習室等の貸出しも行っている。

ア	平成30年度観覧者数	41,531人	
イ	平成30年度施設使用者数	10,260人	
ウ	利用案内 (民俗芸能伝承館・旧金子家住宅)		
	・休館日	年末年始(12月29日～1月3日)	
	・開館時間	民俗芸能伝承館 午前9時～午後9時(練習室等を利用した場合) 旧金子家住宅 午前9時～午後4時30分(土蔵等を利用した場合)	
	・観覧時間	午前9時30分～午後4時30分	
	・観覧料	一般(大学生を含む)	100円(80円)
		〃 赤れんが郷土館との共通観覧券	令和元年9月30日まで 250円(200円) 令和元年10月1日から 260円(210円) ()は団体20人以上の料金
		高校生以下	無料
	くるりん周遊パス(市立の文化施設の共通観覧券)		500円

(15) 旧金子家住宅

江戸時代後期の建築様式を継承した町屋の特徴を残した建物として、平成9年に市の有形文化財に指定され、平成16年度までに主屋と土蔵の復元整備を終えた。平成17年度から商家の店先を再現展示するとともに、土蔵と和室を展示会等の多目的利用が可能なスペースとして貸出しを行っている。

ア	平成30年度観覧者数	41,531人
イ	平成30年度施設利用者数	310人

(16) 佐竹史料館 (予算額 77,713千円)

平成2年、秋田藩主佐竹氏関連の歴史資料の収集と展示を目的に開館した。復元した久保田城御隅櫓や、御物頭御番所などの施設と連携して秋田の藩政時代を紹介している。

ア	平成30年度入館者数	16,095人	
イ	利用案内		
	・休館日	年末年始(12月29日～1月3日)、展示替期間	
	・開館時間	午前9時～午後4時30分	
	・料金	一般	100円(80円)
			()は団体20人以上の料金
		高校生以下	無料
		年間観覧券	令和元年9月30日まで 200円 令和元年10月1日から 210円
	くるりん周遊パス(市立の文化施設の共通観覧券)		500円

(17) 久保田城御隅櫓(くぼたじょうおすみやぐら)

久保田城本丸北西の隅に位置していた櫓を、市制100周年を記念して展望室を加えて復元した。久保田城や佐竹氏の歴史をパネル展示などにより紹介している。

ア	平成30年度入館者数	33,256人	
イ	利用案内		
	・休館日	12月1日～3月31日	
	・開館時間	午前9時～午後4時30分(市立小・中学校の夏季休業期間は、午前9時～午後7時)	
	・料金	一般	100円(80円)
			()は団体20人以上の料金
		佐竹史料館の年間観覧券持参者および高校生以下	無料
	くるりん周遊パス(市立の文化施設の共通観覧券)		500円

(18) 御物頭御番所（おものがしらごばんしょ）

久保田城内の二ノ門（長坂門）の開閉および管理と城下の警備、火災の消火などを担当していた物頭（足軽の組頭）の詰所であり、城内に唯一残っている藩政時代（18世紀中頃）の建物として、平成2年に市の有形文化財（建造物）に指定されている。

(19) 旧黒澤家住宅

藩政期に建てられた上級武家住宅。主屋をはじめ表門、米蔵、土蔵、木小屋、氏神堂などが当時のまま残っているのは全国でも例がなく、平成元年に国の重要文化財に指定されている。昭和63年に市内中通から一つ森公園内に移築している。

ア 平成30年度入館者数 1,165人

イ 利用案内

- ・休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
- ・開館時間 午前9時30分～午後4時30分
- ・料金 一般 100円（80円）
（ ）は団体20人以上の料金
- 高校生以下 無料

くるりん周遊パス（市立の文化施設の共通観覧券） 500円

(20) 旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園

江戸時代に整備された旧藩主佐竹氏の御休所で、東北地方の大名庭園や庭園文化を知る上で重要である。平成19年に国の名勝に指定された。平成26年から修復整備を行い、平成29年10月から一般公開を行っている。

ア 平成30年度入園者数 6,409人

イ 利用案内

- ・休園日 年末年始（12月29日～1月3日）
- ・開園時間 午前9時～午後4時30分（4月～11月）
午前9時30分～午後4時（12月～3月）
- ・入園料 一般 令和元年9月30日まで 200円（160円）
令和元年10月1日から 210円（160円）
（ ）は団体20人以上の料金
- 高校生以下 無料

年間入園券 令和元年9月30日まで 500円

令和元年10月1日から 520円

くるりん周遊パス（市立の文化施設の共通観覧券） 500円

(21) 文化会館

（予算額 207,354千円）

昭和55年、市民の芸術文化活動の拠点として開館した。大・小ホールのほか会議室、練習室、展示ホール等を備え、公演・発表および会議の場として活用されている。

また、すぐれた芸術の鑑賞機会の提供や、市民参加型の事業を実施し、芸術文化の啓蒙を図っている。

ア 平成30年度利用者数 443,214人

イ 主な施設

- ・大ホール 収容定員 1,188人（うち車いす用スペース3、補助席9）
- ・小ホール 収容定員 400人（うち車いす用スペース3、母子席6、補助席3）
- ・会議室 大会議室、第1会議室から第7会議室、和室会議室
- ・練習室 第1練習室、第2練習室、リハーサル室、和室練習室
- ・展示ホール 第1展示ホール、第2展示ホール

ウ その他の施設

- ・茶室
- ・託児室
- ・喫茶

◎文化施設

施設名	開 年 設 度	構 造	面 積 (㎡)	備 考
秋田城跡歴史資料館	平28	鉄筋コンクリート 平屋建	947.00	平28.4開館 展示施設 324.0㎡ 管理運営施設 623.0㎡
野外音楽堂	昭46	鉄筋コンクリート	69.00	野外ステージ
千秋美術館	昭33	鉄骨鉄筋コンクリート	2,933.63	平元.11アトリオン内に移転
赤れんが郷土館	昭60	煉瓦造一部RC3階建	1,899.99	国指定重要文化財（建造物）
民俗芸能伝承館	平4	鉄骨造5階建	1,340.02	展示室、練習室、会議室
旧金子家住宅	平17	木造2階建	607.92	市指定有形文化財（建造物）
佐竹史料館	平2	鉄筋コンクリート高床式 平屋建	518.86	
旧黒澤家住宅	平元	木造平屋建	343.39	国指定重要文化財（建造物）
御物頭御番所	昭63	木造中2階建	125.70	市指定有形文化財（建造物）
久保田城御隅櫓	平元	鉄筋コンクリート 三層4階建	430.36	
文化会館	昭55	鉄骨鉄筋コンクリート造一 部鉄骨造 5階建	14,284.10	
地藏田遺跡 出土品展示施設	平25	御所野総合公園管理事務所 内	139.27	
如斯亭庭園	平29	庭園	4,054.99	国指定名勝

4. スポーツの振興

- (1) 体育振興各種激励金 (予算額 5,072千円)
トップアスリートの競技力向上と競技スポーツの普及振興を目的に、「国際大会に出場する選手」および「全国・東北大会に出場する小中学生」に対し激励金を支給する。
- (2) ジュニアアスリート支援事業 (予算額 1,434千円)
2020年東京オリンピック世代となるジュニアアスリートの競技活動を支援するため、スポーツ栄養学やメンタルトレーニングなどのセミナーを開催し、競技力向上に努めるほか、トップアスリートになるための心構えや意識付けを明確にするため、オリンピックを招聘した「トップアスリート講演会」の開催や、実技指導を実施する。
- (3) 市民スポーツ活動振興事業 (予算額 21,652千円)
全市一斉スポーツレクリエーション大会・ラジオ体操のつどいなどの開催や、地区スポーツ大会・教室への助成事業および競技団体やスポーツ少年団の育成事業を（一財）秋田市体育協会に委託する。
- (4) はずむスポーツ都市推進事業 (予算額 11,478千円)
はずむスポーツ都市のPRに努めるとともに、幅広い世代が健康づくりに取り組めるイベントや各種スポーツ教室等を実施する。
ア 健康のつどい
イ はずむスポーツ教室
ウ 「はずむスポーツ都市」第7回フロアカーリング交流大会
- (5) チャレンジデーの開催 (予算額 3,441千円)
市民総参加型イベント「チャレンジデー」への参加を通じて、市民のスポーツに対する関心と習慣化を喚起するとともに、誰もが気軽に健康づくりに取り組み、地域の活性化や絆づくりにつながる豊かなスポーツライフの実現を目指す。
- (6) 生涯スポーツの振興 (予算額 6,965千円)
ア 学校体育施設開放事業
地域の身近なスポーツ施設である学校体育施設を開放し、気軽にスポーツに親しむことができる環境を提供する。
ア) 指定開放日 4月から11月までの毎週水曜日に、個人および10人未満のグループを対象に、施設を開放。開放時間は、グラウンドが午前6時から午前7時30分、体育館が午後7時から午後9時まで。
イ) 団体使用 学校区内の住民10人以上で構成された団体は、「学校体育施設使用団体」として各学校単位で登録し、学校教育に支障のない範囲で施設を使用。
イ スポーツ推進委員の育成
ウ 学校開放スポーツ教室の開催
エ ニュースポーツの普及・貸出用具の整備
- (7) スポーツホームタウン推進事業 (予算額 53,435千円)
トップスポーツクラブの活動支援、バナーのぼり等の掲出によるホームゲームのPRなどを行い、チームの経営・活動基盤を強化するとともに、市民が地元クラブを応援する気運を高めるほか、日本のトップレベルの選手が集う本市開催の世界大会等に支援し、交流人口の拡大を図る。
- (8) 体育施設整備補修等経費 (予算額 249,125千円)
・八橋陸上競技場空調設備更新工事
・秋田市立体育館設備改修工事
・秋田市立体育館卓球台購入経費
・雄和新波野球場仮設トイレ借上料
・八橋球場ラグビーゴールポスト設置工事

(9) ホストタウン交流事業

(予算額 61,229千円)

平成28年12月9日に登録された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流計画に基づき、フィジー共和国とのスポーツおよび文化交流を通じ、地域経済の活性化と交流人口の拡大を推進し、ラグビーワールドカップ2019大会における事前合宿の受け入れを行うとともに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での事前合宿誘致を目指す。

(10) 障がい児者スポーツ活動応援事業

(予算額 778千円)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に市民のスポーツに対する関心が高まる中、障がい者がよりスポーツに親しむことができる支援体制や環境を整備する。

ア 障がい者スポーツ指導員の養成

- ・初級障がい者スポーツ指導員養成講習会参加者への受講料助成

イ 障がい児者スポーツのつどい（仮称）の開催

- ・障がい児者スポーツに関するイベントを開催

◎市体育施設の概要

施設名	所在地	収容人員 (人)	電話	規模 (㎡)	施設の内容
陸上競技場 (ソユースタジアム)	八橋運動公園 1-10	20,125	823-1472	29,458	第2種公認競技場 1周400m(8コース) 全天候型
硬式野球場 (さきがけ八橋球場)	八橋運動公園 1-7	16,421	867-1000	17,631	両翼100m、中堅122m マットフェンス張 LED付磁気反転表示スコアボード(H18.2)
球技場 (あきぎんスタジアム)	八橋運動公園 1-1	4,992	883-1870	16,268	メインスタンド 鉄筋コンクリート造PC造 一部鉄骨造3階建 延床面積 1,493.73㎡ 電光得点盤 夜間照明柱8基、 メタルハライド灯 1.0KW 128個 天然芝(寒冷型西洋芝)
第2球技場 (スペースプロジェクト・ ドリームフィールド)	八橋運動公園内	730		10,900	観覧席 倉庫、夜間照明設備 メタルハライド灯 1.5KW 60個 人工芝
健康広場				11,100	倉庫、夜間照明設備 メタルハライド灯 1.5KW 60個
相撲場		2,000		3,362	改良野芝ひめの 盛土芝張、土俵上屋付 (4本柱)
テニスコート		2,000		7,644	砂入人工芝コート6面 本部席、夜間照明柱6基 メタルハライド灯 1.0KW 16個
〃				3,854	グリーンサンドコート4面、 用具庫
多目的グラウンド				13,250	管理倉庫、ダッグアウト 四阿、夜間照明設備 コンクリート柱6基、 メタルハライド灯 1.5KW 90個
市立体育館 (CNAアリーナ★あきた)	八橋本町六丁目 12-20	6,100	866-2600	11,433	鉄筋コンクリート2階建 競技場面積 メインアリーナ 2,540㎡ サブアリーナ 836㎡ 卓球室 324㎡ ジョギングコース 250m 固定観覧席 メインアリーナ 2,468人 ロールバックスタンド 900人 サブアリーナ 300人 計 3,668人 更衣室、シャワー室、会議室、 多目的ホール

施設名	所在地	収容人員 (人)	電話	規模 (㎡)	施設の内容
茨島体育館	茨島一丁目4-71		865-1417	2,323	鉄骨・鉄筋コンクリート造 3階建 体育館 923.40㎡ 武道場 399.33㎡ トレーニング室 145.35㎡ ミーティングルーム、更衣室、 シャワー室
茨島運動広場	茨島一丁目12-12		865-1417 (茨島体育館)	4,045	
河辺体育館	河辺和田字上中野 186	240	882-3654	2,205	鉄骨一部鉄筋コンクリート造 2階建 事務室、ホール、更衣室、器具 室、放送室、電気室
雄和体育館	雄和妙法字上大部 95-1	384	886-2844	2,571	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建 事務室、ホール、小ホール 更衣室、ミーティングルーム
雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠 259		887-2318	1,121	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建 事務室、更衣室、 ミーティングルーム
河辺岩見三内野球場	河辺三内字上野 58-2		882-3654 (河辺体育館)	26,873	両翼91m、中堅120m、 用具室、器具室、屋外便所
河辺和田野球場	河辺和田字和田224		882-3654 (河辺体育館)	14,733	両翼91m、中堅120m、 審判控室、用具室、 カウント表示盤
河辺戸島野球場	河辺戸島字上野 50-1		882-3654 (河辺体育館)	12,000	両翼91m、中堅110m、 審判室、用具室、屋外便所
スポパークかわべ	河辺岩見 字萱森上野17-2		881-2411	65,171	管理棟 168.37㎡ 木造平屋建 サッカー場 9,750㎡ 多目的広場 11,952㎡ グラウンド・ゴルフ場 20,999㎡
北野田公園 アリーナ・テニスコート	河辺北野田高屋 字小高37-1	400	881-1950	56,000	アリーナ 砂入人工芝 (テニスコート2面分) 事務室、会議室、ロッカー・ シャワー室 テニスコート 砂入人工芝コート(8面) 夜間照明(4灯×8塔)
雄和新波野球場	雄和新波字寺沢 31-1		887-2318 (雄和南 体育館)	11,521	両翼90m、中堅110m、 事務室、更衣室、審判員室、放 送室、便所、バックネット
雄和花の森野球場	雄和石田字蟹沢39	1,300	886-2844 (雄和体育館)	96,182	メインスタンド 鉄筋コンクリート2階建 348.84㎡ 両翼100m、中堅122m、 事務室、更衣室、審判員室、放 送室、便所、バックネット バックスクリーン、 スコアボード、屋外トイレ
花の森テニスコート	雄和石田字蟹沢41		886-2844 (雄和体育館)	1,814	砂入人工芝コート(2面) 夜間照明(4灯×4基)

施設名	所在地	収容人員 (人)	連絡先	電話	規模 (㎡)	施設の内容
土崎市民グラウンド	土崎港西四丁目 3-1		北部市民サービスセンター	846-1133	9,400	夜間照明設備 鉄筋コンクリート柱 高さ20m 6基 メタルハライド灯 1.5KW 60個
勝平市民グラウンド	新屋豊町153-1		勝平屋内 ゲートボール場	866-1055	23,547	野球場1面、多目的広場 1面 夜間照明設備 コンクリート柱高さ21m 7基・20m 4基 メタルハライド灯 1.0KW 76個
勝平屋内 ゲートボール場	新屋豊町1-31			866-1055	996	ゲートボールコート2面 休憩室
光沼近隣公園 テニスコート	土崎港相染町字 沼端77			847-4602	1,490	砂入り人工芝コート2面
屋内多目的運動場 (光沼アリーナ) 一つ森公園 弓道場	下北手桜字蛭沢 62-1		一つ森公園 コミュニティ 体育館	831-8300	1,151 射場 158 36	砂入人工芝コート ゲートボール場2面 6人立ち
横森地域運動広場	横森三丁目 3-1				8,342	野球場1面
西部地域運動広場	新屋大川町 20-5		西部市民サービス センター	828-4217	9,148	野球場1面
北部地域運動広場	下新城笠岡字 笠岡47		下新城地区コミュニティ センター	873-2112	8,755	野球場1面
手形中台地域 運動広場	手形字中台 59-2				7,102	多目的広場
飯島地域運動広場	飯島字古道92		飯島地区コミュニティ センター	845-1731	12,911	野球場1面
外旭川地域 運動広場	外旭川八幡田 一丁目18		外旭川地区コミュニティ センター	868-5075	10,170	野球場1面
湯野目地域運動広場	雄和下黒瀬字 湯野目39				1,758	多目的広場
下浜八田地域 運動広場	下浜八田字餅田 42-2				4,097	多目的広場

5. 秋田拠点センターアルヴェ・秋田市民交流プラザ管理室

秋田拠点センターアルヴェは、秋田駅東西の一体的なまちづくりを実現するため、秋田市と民間事業者とが連携して、平成16年7月にオープンした官民複合施設である。

(1) 秋田市民交流プラザ管理室 (予算額 311,229千円)

アルヴェ公共棟である秋田市民交流プラザは、市民交流の場の創出、市民生活の向上、地域の活性化などを目的として、駅東サービスセンター、子ども未来センター、自然科学学習館、市民交流サロンにおいて各種行政サービスが行われているほか、きらめき広場や多目的ホール、音楽交流室や洋室などの有料貸出施設も有しており、さまざまなイベントや各種会合に利用されている。

また、秋田駅東西連絡自由通路（ぼぼろード）および秋田駅東口駅前広場の維持管理業務も行っている。
有料貸出施設

- ・きらめき広場(660㎡) ・多目的ホール(410㎡)
- ・洋室A(35㎡)、洋室B(55㎡)、洋室C(120㎡)、和室(44畳)、調理室(50㎡)
- ・音楽交流室A(35㎡)、音楽交流室B(25㎡)、音楽交流室C(25㎡)、音楽交流室D(105㎡)

(2) 官民連携秋田駅周辺活性化事業 (予算額 6,527千円)

秋田駅周辺の活性化を図るため、アルヴェ管理組合や民間事業者と連携し、にぎわい創出を目的とした各種集客イベントを開催している。

6. 大森山動物園

昭和48年9月に秋田市中心部の千秋公園内にあった「秋田市児童動物園」を秋田市西部の丘陵地に位置する大森山公園内に移転し、開園した。

開園後も、ゾウ、キリンの導入などの施設整備を進めるとともに、各種行事の開催を行うほか、近年はふれあい教室や体験学習などの教育普及活動も実施している。

[沿革]

昭和25年8月1日	千秋公園内に「秋田県児童会館附属動物園」を開設
昭和28年4月1日	秋田市に移管され、「秋田市児童動物園」と改称
昭和48年9月1日	大森山公園内に移転し、「秋田市大森山動物園」と改称
昭和56年4月1日	「サル山」オープン
平成3年4月1日	「大型動物舎」完成（市制100周年事業）、ゾウ・キリン展示開始
平成9年4月26日	「ふれあいランド」オープン
平成14年3月21日	「チンパンジーの森」オープン
平成15年10月4日	「王者の森」オープン
平成18年1月1日	「秋田市大森山動物園条例」施行
平成19年3月31日	研修ホール・管理棟「ミルヴェ館」オープン
平成20年3月26日	動物健康管理センター「森のびょういん」オープン
平成21年3月31日	大型遊具施設宝くじ遊園「アソヴェの森」オープン
平成22年3月31日	動物園再整備基本構想策定
平成23年3月19日	「さるっこの森」オープン
平成26年7月24日	「ビジターセンター」および「ウエルカム動物舎」オープン
平成27年3月19日	ネーミングライツ導入

(1) 入園者数 272,631人（平成30年度）
開園期間：4月1日～12月2日・1月5日～2月24日までの土日、祝日・
3月16日～3月31日

(2) 面積
ア 総面積 150,070㎡（うち水面面積 20,100㎡）
イ 管理施設面積 建物 7,388㎡ 展示場 13,226㎡

(3) 飼育展示動物数 合計99種567点（平成31年3月31日現在）

内訳 : 哺乳類 53種346点 鳥類 26種148点 は虫類 12種 25点
魚類 3種18点 無脊椎動物 1種 23点

- (4) 入園料 令和元年9月30日まで 大人 720円 団体 520円 高校生以下無料
年間利用券(動物園パスポート) 1,230円
令和元年10月1日から 大人 730円 団体 530円 高校生以下無料
年間利用券(動物園パスポート) 1,250円

- (5) 公園施設 開設面積69.31ha(動物園15ha含む)
ア 主な施設 グリーン広場:面積14,000㎡、かまど、水洗トイレ、四阿
展望台 : 標高123m
キャンプ場 : 面積3,000㎡、炊事場、テントサイト、トイレ
駐車場 : 10箇所、797台
その他 : 彫刻の森、散策路

(6) 主な行事

月	名 称	内 容 等	平成29年度	平成30年度
4	飼育の日イベント	動物園裏側探検・キーパーズトークなど	3,998人入園	6,768人入園
5~11	3 園館連携スタンプラリー	加茂水族館、GAOと共催	453組参加	476組参加
4~5	ゴールデンウィークイベント	シルヴェンジャーショーなど	36,146人入園	34,149人入園
5	どうぶつサイエンス	5大陸別に動物を観察しよう~南アメリカ大陸編~	31人参加	14人参加
6	春の動物ふれあいフェスティバル	動物パレードなど	194人入園	3,897人入園
7	移動動物園@新屋鹿嶋祭		—	527人参加
7	写生大会	親子で楽しむ写生大会	246点出品	473点出品
7	サマースクール	飼育体験など(2日間)	49人参加	33人参加
7	移動動物園@道の駅おが		—	約500人
7	移動動物園@風鈴まつり		—	91人
8	夜の動物園		13,873人入園	15,221人入園
8	自然観察会	大森山公園の観察など	9人参加	15人参加
8	移動動物園@あきた元気祭り		291人参加	411人参加
8	塩曳湧水生生物調査イベント		34人参加	19人参加
9	移動動物園@白瀬南極フェア		—	63人参加
9	「デザインので生物の魅力を知ろう!」イベント		—	5人
10	大森山アートプロジェクト	彫刻の森ガイドツアーなど	5,732人入園	3,210人入園
10	秋の動物ふれあいフェスティバル	動物園de借り物競走など	5,237人入園	361人入園
10	どうぶつサイエンス	5大陸別に動物を観察しよう~アジア大陸編~	27人参加	20人参加
10	移動動物園@秋田産応援フェスタ		—	460人参加
10	移動動物園@果樹試験場天王分園		—	138人参加
11	いい夫婦の日イベント	夫婦・カップル限定のイベント・サービス	112人入園	1,116人入園
11	移動動物園@秋田中央シルバーエリア感謝祭		—	135人参加
12	さよなら感謝祭	セレモニーほか	523人入園	3,251人入園
12	「地球が壊れる前に」上映会		—	50人参加
1~2	雪の動物園	干支展など(18日間)	10,433人入園	18,234人入園
3	通常開園	無料エサやり体験など(2日間)	3,384人入園	4,254人入園
3	移動動物園@道の駅おが		—	200人参加

(7) 教育普及活動実施状況

項 目		年 度		平成29年度		平成30年度	
なかよしタイム	一 般	264回	33,881人参加	264回	38,328人参加		
ふれあい教室	団 体	117団体	3,472人参加	116団体	3,548人参加		
体 験	学 習	50団体	1,093人参加	62団体	1,249人参加		
職 場 訪 問	・ 講 話	36団体	2,666人参加	11団体	1,379人参加		
教 職 員 お よ び 企 業 研 修		1団体	1人参加	1団体	2人参加		
団 体 ツ ア ー 特 別 サ ー ビ ス		7団体	513人参加	4団体	161人参加		

※上記は全て延べ数

第5章 市民生活部

[市民生活部]

1. 秋田市斎場

(1) 秋田市斎場 (予算額 95,294千円)

ア 所在地 秋田市外旭川字山崎537番地

イ 現況

- (ア) 敷地面積 14,331.05m²
- (イ) 建物面積 4,501.17m² (鉄筋コンクリート造、2階建)
- (ウ) 開設年月日 昭和31年8月 (平成23年11月1日改築完成)
- (エ) 火葬炉 普通炉12基
- (オ) 職員数 18人

内訳：斎場長(再任用)1人
 管理業務5人(内、再任用3人、嘱託職員1人)
 火葬業務12人(内、再任用5人)

(2) 斎場使用料(平成23年11月1日改正)

区分	13歳以上	13歳未満	死胎 (妊娠4箇月以上)	人体の一部	死胎 (妊娠4箇月未満)	胞衣等
市民	無料	無料	無料	10,000円	10,000円	10,000円
市民以外	61,000円	41,000円	21,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(3) 斎場利用数(平成30年度)

区分	市民				市民以外				合計				人体の一部等
	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	
件数	3,494	8	32	3,534	130	1	5	136	3,624	9	37	3,670	30

(4) 斎場火葬炉維持修繕経費 (予算額 21,288千円)

火葬業務を円滑に行うため、火葬炉の修繕を行う。

(5) 斎場特定天井耐震改修経費 (予算額 46,735千円)

地震等災害時に脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井(特定天井)について、改修を進める。

2. 平和公園(墓地公園)

(予算額 45,789千円)

市街地の北側約2kmの地点に位置する泉字五庵山(通称天徳寺山)一帯約70ha(21万坪)の丘陵にあり、この公園の中に明るい近代的な墓域を造成している。

墓地の第一期工事は昭和41年度から45年度まで1,617区画、第二期工事は、48年度から52年度まで1,151区画、第三期工事は54年度に用地を取得し、55年度から59年度まで1,625区画を造成した。

さらに平成元年度240区画、4年度320区画、8年度324区画を造成し、総計5,277区画の墓地が完成した。

なお、現在は、墓域内未利用地の造成等により、総区画数は5,284区画となったほか、新たに整備した合葬墓(埋蔵体数1,500体分)について、平成30年度に使用許可を行った。

3. 南西墓地

(予算額 2,883千円)

秋田市の南部・西部地区が、距離的要因により平和公園の利用者が少なく、しかも新興住宅地が増加している状況にあったことから、市民全体の利便性を考慮して、平成11年度豊岩地区に556区画造成したもので、植栽

やあずまや、築山などを配置した、平和公園に準じた墓園的な墓地となっている。

平成17年度で全区画の使用許可を終了している。

4. 河辺墓地

(予算額 3,797千円)

市町合併に伴い旧河辺町から引き継ぎした、総区画数684区画の墓地である。

平成18年度に危険箇所の改修や未使用墓域の一部改修工事（区画再編工）を行い157区画を整備、20年度には未使用墓域157区画を整備し、現総区画数の684区画となった。

整備した区画については、平成19年度から使用許可を開始し、26年度で全区画の使用許可を終了した。

5. 北部墓地

(予算額 4,680千円)

市民の墓地需要に対し、計画的に墓地を提供するため平成21年度から事業に着手し、23年度に1期分558区画を整備および供用を開始し、23年度から28年度で558区画を使用許可した。第2期整備分536区画は平成29年度から供用を開始し、29年度は100区画、30年度は63区画を使用許可した。平成31年度については100区画を募集するほか、新たに整備した合葬墓（埋蔵体数1,500体分）についても使用者を募集する。

6. 自治振興

(1) コミュニティ施設の整備

(予算額 655,623千円)

地域住民の自主的で健全な自治活動の振興を図るため、活動拠点となるコミュニティセンター等の建設および既存施設の改修等を行う。

・仁井田地区コミュニティセンター（仮称）建設事業	297,026千円
・金足地区コミュニティセンター（仮称）建設事業	250,255千円
・下北手地区コミュニティセンター改築事業	27,092千円
・上北手地区コミュニティセンター改築事業	1,089千円
・コミュニティセンター等特定天井耐震改修事業	72,777千円
・コミュニティセンター等施設改修	7,384千円

(2) 町内防犯灯LED化事業

町内会等で管理する水銀灯や蛍光灯など既設の防犯灯について、ESCO事業により、消費電力の少ない環境にやさしい10W LED防犯灯に取り替え、その後はESCO事業者により、10年間一括維持管理を行う。

・ESCOサービス契約額	536,013千円（平成24年度から平成26年度で支払い済み）
・契約期間	平成24年3月30日から平成34年9月30日

(3) 町内会等に対する補助

ア まちあかり・ふれあい推進事業

(予算額 76,373千円)

地域自治活動を活発化するため「まちあかり・ふれあい推進事業」として町内会等に対し助成するほか、防犯灯にかかる年間電気料（予算の範囲内で80%を限度）を助成する。

・町内自治活動助成金	28,510千円
・防犯灯電気料助成金	41,099千円
・灯具交換・補修費助成金	206千円
・町内防犯灯新設委託料	5,080千円

イ 集会所類似施設整備・建設費助成事業

(予算額 12,200千円)

地域の活動の拠点となる集会所類似施設の建設および整備費の一部を補助する。

25町内会 12,200千円

[集会所類似施設補助金]

補助金の名称 および種類	補助対象事 業の種類	補助の要件および補助対象経費	補助金の 交付額	補助金 の限度 額	経費使途区分
建設費等補助 金	新築、建替 え、増改築 (当該部分 の床面積の 合計が50㎡ 以上のもの)、購入	(1) 床面積50㎡以上99㎡以内。ただし、これに満たない新築又は購入の場合において、敷地の建ぺい率、町内会等の規模等の理由により、市長が必要と認めるときは、この限りでない。	床面積1㎡当たり10,000円を乗じて得た額	99万円	新築費、増改築費、購入費(解体費、備品購入費、土地購入費、事務費を除く。)
		(2) 床面積99㎡を超える施設であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの ア 災害時において避難所として地区住民を無償で受け入れる施設であること。 イ 台所又は調理場を有していること。 ウ 浴室、シャワー室等衛生上の配慮がなされていること。 エ 災害用の備蓄倉庫を有していること。 オ 玄関および出入口付近にスロープを有していること。 カ 車椅子利用者および介助者が利用することができるトイレを有していること。 キ 各室およびこれらを結ぶ経路に段差がないこと。 ク 出入口の戸が引戸、折戸等であること。	事業費に3分の1を乗じて得た額	500万円	
営繕費等補助 金	営繕および 附帯施設の 整備、修繕 等	(1) 100,000円以上200,000円未満	60,000円	定額	営繕費(床面積50平方メートル未満の増改築費を含む。)、附帯施設整備費
		(2) 200,000円以上	100,000円		
備品購入費補 助金	備品の購入	(1) 60,000円以上100,000円未満	30,000円	定額	備品購入費
		(2) 100,000円以上	50,000円		

(4) 集会所類似施設建設資金貸付制度

(予算額 2,300千円)

上記の建設費の一部補助のほかに貸付を行う。

1 町内会 2,300千円

- ア 貸付対象 50㎡以上の建物(集会所建設費補助制度に準ずる)
- イ 貸付限度 7,000千円 ただし、対象事業費から補助額を差し引いた必要資金の75%以内
- ウ 貸付利率 0.5%以内
- エ 貸付期間 10年(元利均等年賦)

(5) コミュニティセンター化の推進

市民協働のもとで都市内地域分権を進める一環として、住民主体による地域自治活動の推進を図るため、地域センターのコミセン移行を進める。

(6) 防犯活動推進事業

(予算額 1,044千円)

防犯に対する市民意識の高揚を図り、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、防犯活動や暴力追放運動を推進する。

(7) 住居表示整備

(予算額 2,713千円)

住居表示実施区域において、建物の新改築に当たっての住居番号決定、住居表示実施証明のほか、住居表示案内板および街区表示板の設置又は更新を行う。

令和元年7月1日に牛島・仁井田地区の各一部で住居表示を実施する。

(8) 地域センター

地域自治活動の把握、地域住民団体の育成援助や住民票、印鑑証明等の交付又は、取次ぎおよび事務連絡を行うため、地域センターを設置している。金足地区コミュニティセンター（仮称）の開館に併せ廃止する。

◎コミュニティセンター・地域センター等施設一覧

・コミュニティセンター（29館）

施設名	建設年度	構造	面積 (m ²)	備考
旭川地区 コミュニティセンター	昭和51	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建	754.39	
飯島地区 〃	52	〃	999.79	平成3.12増築 平成23.4.1コミセン化
寺内地区 〃	53	〃	655.51	平成23.4.1コミセン化
檜山地区 〃	54	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨平屋建	1,647.84	昭和61年体育館新設 平成17年会議室棟増設
東地区 〃	54	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建	809.50	
勝平地区 〃	平成24	鉄骨造2階建	1,299.50	児童センター併設 (369.78m ²)
外旭川地区 〃	昭和58	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建	994.95	
将軍野地区 〃	60	〃	664.49	平成23.4.1コミセン化
茨島地区 〃	49	鉄筋コンクリート造4階建の うち1、2階を使用	700.30	昭和63.4コミセン開館
泉地区 〃	平成2	鉄筋コンクリート造2階建	1,107.60	
明德地区 〃	4	〃	944.60	
大住地区 〃	5	〃	1,022.25	
浜田地区 〃	6	木造平屋建	466.03	平成23.8増築
港北地区 〃	7	鉄筋コンクリート造2階建	999.46	
八橋地区 〃	10	〃	997.80	
旭北地区 〃	15	〃	1,017.76	
河辺岩見三内地区 〃	8	鉄骨造平屋建	779.86	平成17.1.11合併承継 岩見三内連絡所併設
保戸野地区 〃	17	鉄筋コンクリート造2階建	1,093.46	
川尻地区 〃	18	鉄骨造2階建	1,303.64	児童センター併設 (345.08m ²)
下新城地区 〃	5	木造平屋建	487.35	平成21.4.1コミセン化

豊岩地区 〃	6	〃	487.90	平成21.4.1コミセン化
下浜地区 〃	昭和56	〃	519.07	平成3.4増築 平成21.4.1コミセン化
旭南地区 〃	平成21	鉄骨造2階建	809.59	児童館(303.60㎡)併設
上北手地区 〃	3	木造平屋建	339.52	平成25.4.1コミセン化
太平地区 〃	8	〃	620.23	平成28.4.1コミセン化
下北手地区 〃	2	〃	446.56	平成28.4.1コミセン化
桜地区 〃	28	鉄骨造2階建	726.96	
上新城地区 〃	昭和63	木造平屋建	374.77	平成30.4.1コミセン化
飯島南地区 〃	平成30	鉄骨造2階建	738.26	

・地域センター（1館）

施設名	建設年度	構造	面積(m ²)	備考
金足地域センター	平成元	木造平屋建	445.60	平成6年増築

・コミュニティ類似施設（8館）

施設名	建設年度	構造	面積(m ²)	備考
ふれあい交流館かわべ	平成14	鉄骨造2階建	762.45	平成17.1.11合併承継 和田駅舎併設
雄和基幹集落センター	昭和53	鉄筋コンクリート造2階建	463.83	平成17.1.11合併承継 大正寺連絡所併設
雄和地区北部コミュニティ施設	昭和57	木造平屋建	340.88	平成17.1.11合併承継
雄和農林漁家婦人活動促進施設	平成7	木造平屋建	193.77	平成17.1.11合併承継
雄和山村交流センター	平成14	木造平屋建	153.19	平成17.1.11合併承継
雄和左手子交流センター	平成16	木造平屋建	146.24	平成17.1.11合併承継
河辺岩見温泉交流センター	平成28	木造+鉄筋コンクリート造平屋建	602.21	
下新城交流センター	昭和51	鉄筋コンクリート造2階建	1,610.87	旧北部公民館

7. 市民協働・都市内地域分権の推進

(予算額 58,819千円)

(1) 地域支援事業

コミュニティセンター等を巡回し地域の各種相談に対応するとともに、「地域づくり交付金」により、地域課題の解決や地域の活性化等に取り組む団体を支援する。

(2) 市民協働・市民活動支援事業

市民活動団体のアイデアと能力を活用しながら、市と市民活動団体が協働する取り組みを促進するため、協働サポート交付金による支援を行う。また、「つむぎすと」を育成するとともに、「市民協働ミーティング」や市民活動を支援する講座等を開催する。

(3) 地域まちづくり推進事業

市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを実践する。

8. 男女共生社会の推進

(予算額 2,327千円)

誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会が形成されるよう、家庭や学校、職場、地域など、生活のあらゆる場面において男女共生の理解が浸透し、行動へとつながるための取組を推進する。

(1) 市民行動計画の推進

「秋田市男女共生推進会議」の意見を取り入れながら、男女共生の視点を取り入れた施策・事業の連携のもと、「第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の推進に努めるとともに、同計画の周知を進め、男女共生の理念の啓発を図る。

(2) 男女共生講座等の実施

市民の意識啓発を図るため、身近なテーマから男女共生社会への理解を深める市民講座や、企業、地域等へ出向く出張講座等を開催する。

9. 女性の活躍推進

(予算額 7,445千円)

女性活躍推進法の施行を踏まえ、仕事と家庭生活との両立および一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境づくりを一層推進し、女性の活躍を促進する。

(1) 女性の活躍推進シンポジウムの開催

女性活躍の意識啓発を図るシンポジウムを開催するとともに、広く市民に向けて、企業・団体等の活動を紹介したパネル展、ブース展を開催する。

(2) ウーマンワーク・ラボの実施

女性のキャリアアップや就業継続を支援するため、企業・各種団体の管理職および中堅社員対象の研修会を開催するとともに、育休中や育児をしながら再就職を目指す女性を対象としたセミナーや相談会などを実施する。

10. 家族・地域の絆づくりの推進

(予算額 3,114千円)

家族や地域の絆のもと、支えあいの市民共生社会の実現を目指し、人と人とのつながりや思いやりの心を見つめ直す機会を提供して、絆を大切にしようとする機運を醸成する。

(1) 絆映画上映会の開催

人と人とのつながりや、家族・地域の絆を感じさせる映画を選定し、「絆映画上映会」を開催すると同時に、絆について考えを深める機会を創出する。

(2) 小学校における絆の学習の実施

市内の各小学校に講師を派遣し、命や食の大切さ、絆を大切にするコミュニケーションをテーマに授業を実施する。

(3) 絆のコンサートの開催

絆をテーマとした市民参加型のコンサートを開催し、家族・地域の絆の大切さを、歌や音楽を通じた強いメッセージとして発信する。

11. 総合窓口業務

(予算額 27,639千円)

(1) 総合案内

市役所を訪れる方に、窓口の案内をする。

・平成30年度 案内件数 35,797件

(2) 窓口案内電話

市民からの問い合わせ等に適切な部署を案内する。

・平成30年度 案内件数 46,195件

12. 住民基本台帳、戸籍関係の異動・届出等取扱件数

(1) 住民基本台帳の異動取扱件数年度別の推移

単位：件

区分	年度	26	27	28	29	30
合 計		32,801	32,879	31,560	31,177	30,685
転 入		7,386	7,387	7,144	6,929	6,788
転 出		7,522	7,667	7,675	7,559	7,262
転 居		7,695	7,951	7,107	7,127	7,179
出 生		2,197	2,048	1,910	1,857	1,793
死 亡		3,509	3,482	3,567	3,625	3,506
世 帯 分 離		593	519	533	553	558
世 帯 合 併		228	198	226	204	185
世 帯 主 変 更		2,620	2,557	2,539	2,569	2,347
住 所 修 正		7	7	9	9	317
帰 化		-	-	-	-	-
国 籍 取 得		-	-	-	-	-
在 留 記 載		17	25	25	24	27
在 留 消 除		314	366	306	223	184
職 権 回 復		2	0	1	0	0
職 権 削 除		63	39	29	38	24
そ の 他		648	633	489	460	515

(2) 戸籍の届出件数年度別の推移

単位：件

事件の種類		年度	26	27	28	29	30
合 計			14,044	13,654	13,333	13,099	12,550
1	出生		3,061	2,941	2,734	2,638	2,504
2	国籍留保		11	15	21	20	15
3	認知		31	30	27	26	24
4	養子縁組		234	221	224	190	155
5	養子離縁		77	99	60	72	66
6	法69条の2・73条の2		10	13	1	6	8
7	婚姻		2,933	2,874	2,758	2,675	2,558
8	離婚		745	722	695	702	615
9	法75条の2・77条の2		290	268	262	283	244
10	親権・後見・後見監督・保佐		28	22	14	12	15
11	死亡		4,053	4,023	4,135	4,168	4,064
12	失踪		7	6	6	6	2
13	復氏		7	8	8	8	5
14	姻族関係終了		13	11	16	17	19
15	相続人廃除		0	0	0	0	0
16	入籍		589	495	508	544	472
17	分籍		68	62	61	42	56
18	国籍取得		2	2	2	0	0
19	帰化		6	9	11	9	6
20	国籍喪失		6	1	2	2	2
21	国籍選択		1	7	2	1	2
22	外国国籍喪失		0	0	0	0	0
23	氏の変更		30	43	40	34	32
24	名の変更		9	15	7	12	4
25	転籍		1,444	1,378	1,361	1,271	1,353
26	就籍		0	0	0	0	0
27	訂正・更正		326	297	300	274	261
28	追完		1	2	1	4	2
29	その他		7	13	11	22	9
30	不受理申出		55	77	66	61	57

(3) 戸籍・住民票写し等の証明書取扱通数（平成30年度） ※コンビニ交付が開始した10月からの平均 単位：枚

種類	月別	計	月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計		392,006	32,667	34,461	31,607	32,999	36,355	32,122	28,491	33,500	31,561	28,184	28,864	31,616	42,246	
現 戸 籍	謄本 (全部事項)	35,014	2,918	2,865	2,874	2,758	2,854	3,262	2,633	3,399	3,115	2,583	2,712	2,869	3,090	
	抄本 (個人事項)	8,530	711	776	698	590	1,080	723	533	740	694	633	713	631	719	
	交付機	13,657	1,138	1,377	1,022	1,080	1,280	955	922	1,231	1,178	1,118	1,136	1,064	1,294	
	コンビニ	455	※76	0	0	0	0	0	1	41	64	59	106	76	108	
	一部事項証明	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	記載事項 証明	4	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	届書写し	62	5	3	10	6	2	3	2	4	3	6	13	4	6	
	受理 (普通)	538	45	39	32	43	50	37	54	42	61	41	64	30	45	
	受理 (上質)	43	4	1	1	0	10	1	5	0	6	3	5	9	2	
	計	58,306	4,859	5,063	4,638	4,479	5,276	4,982	4,150	5,457	5,121	4,443	4,749	4,683	5,265	
除 籍 原 戸 籍	謄本	38,494	3,208	3,042	2,991	2,846	3,356	3,663	3,013	3,652	3,503	2,709	3,178	3,222	3,319	
	抄本	394	33	34	31	30	30	40	20	29	28	45	37	34	36	
	記載事項 証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	38,888	3,241	3,076	3,022	2,876	3,386	3,703	3,033	3,681	3,531	2,754	3,215	3,256	3,355	
住 民 基 本 台 帳	住民票の 写し	106,033	8,836	10,042	7,789	9,395	11,287	8,085	7,485	8,053	7,833	8,461	7,161	8,231	12,211	
	交付機	56,755	4,730	5,691	4,365	5,280	5,474	4,344	3,914	4,666	4,105	3,674	3,957	4,440	6,845	
	コンビニ	1,389	※231	0	0	0	0	0	2	182	194	162	237	267	345	
	広域交付	210	18	15	23	17	15	18	21	20	7	22	20	21	11	
	通知カード 再交付	1,254	105	123	109	92	98	121	84	106	91	74	82	88	186	
	個人番号カード 再交付	83	7	6	3	11	1	9	4	1	14	8	5	11	10	
	附票の 写し	20,106	1,676	1,328	1,540	1,630	1,953	2,103	1,546	2,190	1,891	1,302	1,395	1,562	1,666	
	閲覧	3,873	323	0	1,400	230	39	931	16	307	523	83	65	264	15	
計	189,703	15,809	17,205	15,229	16,655	18,867	15,611	13,072	15,525	14,658	13,786	12,922	14,884	21,289		
印 鑑	印鑑登録 証交付	10,792	899	1,039	921	937	910	820	777	885	807	699	806	834	1,357	
	印鑑登録 証明書	20,761	1,730	1,815	1,797	1,681	1,745	1,513	1,672	1,699	1,590	1,482	1,509	1,755	2,503	
	交付機	66,371	5,531	5,608	5,445	5,827	5,642	5,042	5,279	5,595	5,214	4,468	5,093	5,611	7,547	
	コンビニ	905	※151	0	0	0	0	0	1	129	142	126	132	172	203	
	計	98,829	8,236	8,462	8,163	8,445	8,297	7,375	7,729	8,308	7,753	6,775	7,540	8,372	11,610	
自動車臨時 運行許可	2,913	243	311	280	269	265	207	277	270	251	220	156	156	251		
諸証明ほか	3,292	274	338	272	266	264	236	224	257	238	199	276	254	468		
電子証明書	75	6	6	3	9	0	8	6	2	9	7	6	11	8		

13. 国民年金

(予算額 3,984千円)

(1) 加入の状況 (第1号被保険者のみ)

各年度末 単位：人

年度	第1号被保険者		
	強 制	任 意	合 計
27	33,515	485	34,000
28	32,001	453	32,454
29	30,130	402	30,532
30	29,352	379	29,731

14. 国民健康保険事業

(予算額 30,374,793千円)

(1) 国保加入状況 (平成31年4月1日現在)

被保険者数 59,386人

世帯数 39,523世帯

(2) 保険給付

ア 給付割合 0歳～義務教育就学前 8割
 義務教育就学～65歳未満 7割
 65歳以上70歳未満の前期高齢者 7割
 70歳以上75歳未満の前期高齢者 8割又は7割

イ その他の保険給付

(ア) 出産育児一時金 420,000円 (平成27年1月1日改正)

産科医療補償制度登録分娩機関での出産は一児につき42万円、それ以外は40万4千円を支給

(イ) 葬 祭 費 50,000円 (平成9年4月1日改正)

(3) 保険税

ア 賦課方式 3方式 (昭和57年4月1日改正)

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割

イ 算定基準

所得割 前年中の総所得金額－基礎控除 (33万円)

ウ 納付回数 普通徴収 9回 (7月～3月) 特別徴収 6回 (4月～2月)

エ 保険税率

年 度	区 分	税 率			課 税 限 度 額 (円)
		所 得 割	均等割 (円)	平 等 割 (円)	
27	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	520,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	170,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
28	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	540,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
29	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	540,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
30	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	580,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
31	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	610,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000

オ 国保事業概要

区 分		年 度		29 (決 算)	31 (当 初)
国 保 加 入 (3月～2月平均)	被 保 険 者 数			62,419 人	58,078 人
	世 帯 数			40,866 世帯	39,205 世帯
保 険 税 負 担 状 況 (現年度分)	世帯当たり	最 高		890,000 円	960,000 円
		※最 低		24,800 円	24,800 円
		平 均		132,563 円	128,506 円
	1 人 当 た り 平 均			86,789 円	86,747 円
保 険 税 収 納 率 (現 年 度 分)				88.83 %	89.08 %
療 養 諸 費	費 用 額			26,051,393 千円	26,245,436 千円
	保 険 者 負 担 分			19,006,358 千円	19,147,926 千円
	1 人 当 た り 費 用 額			417,363 円	451,900 円
	1 人 当 た り 保 険 者 負 担 分			304,496 円	329,693 円
そ の 他 の 保 険 給 付	出 産 育 児 一 時 金 (1件単価)			420,000 円	420,000 円
	葬 祭 費 (1件単価)			50,000 円	50,000 円
予 算 額 (3 1)	歳 入			36,779,772 千円	30,374,793 千円
決 算 額 (2 9)	歳 出			35,335,995 千円	30,374,793 千円
	差 引			1,443,777 千円	0 円
一 般 会 計 繰 入 額				2,466,220 千円	2,527,277 千円

※ 最低の金額は介護分を含む場合のものを記載

(4) 国民健康保険普及員制度

国保事業の円滑な運営に資する目的で、昭和58年3月より普及員制度を実施している。

保険税や市税の徴収、口座振替による納付の勧奨および各種届け出の連絡等に従事し、収納率向上や国保事業の啓発に努めている。

(5) 高額療養費融資斡旋制度（昭和51年11月10日から実施）

国保に加入している世帯で、医療費の支払いに困っている方に対し資金の融資をあっせんすることにより、その世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度である。

ア 融 資 額 高額療養費として支給される額以内（1万円以上）

イ 融 資 期 間 高額療養費の支給日まで

ウ 利 子 市が全額負担（年利3.23%、30年4月1日改正）

エ 返 済 高額療養費支給日に元金および利子を全額一括返済

オ 取扱金融機関 秋田銀行秋田市役所支店

カ 利 用 状 況 (平成30年度実績)

(ア) 申 込 件 数 11 件

(イ) 融 資 額 2,949,333 円

(ウ) 1 件 当 た り 融 資 額 268,121 円

(6) 保健事業

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成している。

事業名	対象者	助成内容	平成30年度実績
はり・きゅう・マッサージ (昭和61年度から実施)	国民健康保険加入者で 55歳以上75歳未満の方	1回800円 (年40回以内)	利用件数 9,936 件 助成額 7,949 千円
健康診査 (平成9年度から実施)	国民健康保険加入者	大腸がん 胃がん 子宮頸がん 前立腺がん 乳がん 自己負担分 を全額助成	利用件数 17,305 件 助成額 24,032 千円
健康表彰 (平成28年度から実施)	国民健康保険加入世帯 で1年間医療機関を受診していない等の一定要件に該当するもの	該当世帯にカタログギフトを贈呈	表彰世帯数 129 世帯 実績額 565 千円

15. 健康診査等

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業 (予算額 182,344千円)

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐために、特定健康診査と特定保健指導を実施する。

第2期データヘルス計画に基づき平成31年度は健診受診率40.0%、保健指導実施率44.0%を目標とする。

- ・対象者 40～75歳未満の国民健康保険加入者（ただし、妊産婦、長期入院者、施設入所者など告示で定める者、労働安全衛生法に基づく事業者健診等、特定健康診査に相当する健康診査を受けた者を除く。）

(2) 後期高齢者健康診査事業 (予算額 108,402千円)

高齢者の生活の質を確保し、かつ生活習慣病を早期発見するために、健康診査を実施する。

- ・対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

(3) 人間ドック保健事業 (予算額 36,285千円)

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成する。

- ・対象者 35歳以上の国民健康保険加入者（加入月数12か月以上）

(4) 糖尿病重症化予防事業 (予算額 279千円)

糖尿病が重症化するリスクの高い未治療者、治療中断者を治療に結びつける。また、重症化するリスクの高い通院患者に対し、主治医の判断により腎不全、人工透析への移行を予防するために保健師・管理栄養士による保健指導を実施する。

16. 後期高齢者医療制度

(予算額 6,652,768千円)

(1) 加入状況（平成31年4月1日現在）

秋田市の被保険者数 47,504人（秋田県全体の被保険者数 192,556人）

(2) 保険給付

ア 給付割合 9割または7割（自己負担割合 1割または3割）

イ その他の保険給付

(ア) 高額療養費

(イ) 入院時の食事代

(ウ) 葬祭費 50,000円

(3) 保険料

ア 賦課額の算定

保険料は、所得割額と被保険者均等割額の合計額

所得割額は、前年の総所得額（基礎控除後の額）に所得割率を乗じた額

所得割率	均等割額（円）	賦課限度額（円）
8.07/100	39,710	620,000

イ 納付回数

(ア) 普通徴収 8回（7月～2月）

(イ) 特別徴収 6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

(4) 秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金

保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合に対し、保険料納付金、療養給付費および事務費など運営に係る経費を負担する。

17. 西部市民サービスセンター

(予算額 147,600千円)

所在地 秋田市新屋扇町13番34号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成21	鉄筋コンクリート造（3階建）	3,643.69

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

（西部地域住民自治協議会を指定管理者としている。）

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

18. 新屋ガラス工房

(予算額 103,301千円)

所在地 秋田市新屋表町5番2号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成29	木造一部鉄筋コンクリート造 (平屋一部2階建)	1,373.13

新屋地域の歴史とものづくりの精神を伝承し、住民主体のまちづくりを推進するため、ガラス作品の展示・販売、ガラス制作体験・講座の実施、展示スペース・工房設備の貸出しのほか、イベントの開催や地域団体との連携等を行う。

19. 北部市民サービスセンター

(予算額 206,590千円)

所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成23	鉄筋コンクリート造（3階建）	5,581.54

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・体育館・和室・洋室等の貸出施設を備える。

（北部地域住民自治協議会を指定管理者としている。）

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

20. 土崎みなと歴史伝承館

(予算額 43,303千円)

所在地 秋田市土崎港西三丁目10番27号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成29	鉄筋コンクリート造 (2階建) 一部鉄骨造	1,393.98

土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、資料の展示や学習の場の提供などにより、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行う。(土崎みなと街づくり協議会を指定管理者としている。)

21. 河辺市民サービスセンター

(予算額 80,441千円)

所在地 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

建築年度	構造	面積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,385.55

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(河辺の郷自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(1) 河辺岩見温泉交流センター管理運営

(予算額 42,475千円)

河辺岩見温泉交流センターの適切な施設管理・運営を行う。

(河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会を指定管理者としている。)

22. 雄和市民サービスセンター

(予算額 77,681千円)

所在地 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

建築年度	構造	面積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,724.22

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(雄和市民協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

小規模水道施設を利用している地域の生活水の管理運営を行う。

(対象施設 雄和藤森地区：9戸、雄和中ノ沢地区：12戸)

23. 南部市民サービスセンター

(予算額 184,593千円)

所在地 秋田市御野場一丁目5番1号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成26	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,229.44

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(1) 南部市民サービスセンター別館

所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成30	鉄筋コンクリート造 (2階建)	1,632.00

地域の生涯学習を推進する。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

24. 東部市民サービスセンター

(予算額 162,888千円)

所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地3

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成27	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,538.98

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス（住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続きを除く。）を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(東部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

25. 中央市民サービスセンター

(予算額 230,204千円)

所在地 秋田市山王一丁目1番1号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成28	鉄筋コンクリート造 (本庁地上6階、搭屋1階、地下1階)	本庁30,946.86㎡のうち2、3階部分の一部

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス（住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続きを除く。）を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(中央地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

26. 駅東サービスセンター

(予算額 512千円)

所在地 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センター アルヴェ1階

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成16	鉄筋鉄骨コンクリート造 (5階建)	236.00

(事務所部分のみ)

住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金等の事務を取り扱っている。

27. 相談事業

(予算額 5,893千円)

(1) 市民相談

市民の個人的な相談や苦情の受付を行い、問題解決に当たる。

・平成30年度 相談総件数 3,500件

(2) 専門相談（無料相談）

弁護士、司法書士、社会保険労務士、公証人、税理士、行政書士、行政相談委員および人権擁護委員による無料相談を実施する。

・平成30年度	法	律	315件						
	司	法	書	士	140件				
	年	金	・	社	会	保	険	等	19件
	公	証	人	・	遺	言	35件		
	税	務	49件						
	行	政	書	士	13件				
	行	政	5件						
	人	権	・	困	り	ご	と	29件	

(3) 市民相談主任者

市政に対する相談、要望および苦情に関して、関係各課所室との密接な連絡により、速やかにかつ適切に処理するため、各課所室に市民相談主任者（原則として課長補佐）を設置する。

(4) 犯罪被害者等支援

「犯罪被害者等支援総合窓口」において、犯罪被害者等からの様々な相談に応じ、適切に担当部署や関係機関を紹介するとともに、市役所における各種手続の窓口一元化を図る。

また、「秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例」に基づき、犯罪行為により死亡した市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し、見舞金を支給する。

28. 消費生活

(予算額 14,667千円)

(1) 消費者啓発事業

消費生活に関する知識の普及に努めるほか、消費者被害の未然防止を図るための情報提供を行う。

ア 消費者問題講演会

消費生活の諸問題について認識を深めて合理的な判断力を養い、安全で豊かな市民生活の充実向上を図ることを目的として開催する。

イ 消費者講座・消費生活パネル展

消費者が主体的に行動できるように、身近な情報を提供し、安全で快適な消費生活の実現を図ることを目的として開催する。

ウ 消費生活出前講座

消費者被害の未然防止のため、地域および学校関係に出向き開催する。

(2) 消費生活相談・消費生活審議会

ア 消費生活相談

消費生活に関する苦情や相談に応じ、助言、情報提供、あっせん等を行う。

・平成30年度 相談総件数 1,682件

イ 消費生活審議会

市民の安全で快適な消費生活を実現するため、消費生活に関する重要な事項を調査審議する。

(3) 消費者行政強化事業

ア 高齢者等の被害防止事業

高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、見守り等の活動を行うネットワークを運営する。

イ 成年年齢の引下げに伴う消費者教育事業

民法改正による成年年齢引下げに対応するため、これらの知識を有する教員および消費生活相談員を養成し、中高生および保護者を対象とした消費者教育を行う。

ウ 消費生活相談員等レベルアップ事業

各消費生活相談員が国の指定する研修会に参加し、多様化・複雑化する消費者問題について正確かつ分かりやすい情報を消費者へ提供する。

29. 計量事業

(予算額 2,645千円)

昭和55年4月に計量検査所を設置し、計量器の定期検査、事業所や店舗への立入検査等を実施し、適正計量の普及に努めている。

[平成30年度検査業務実績]

(1) 定期検査

項目	受検戸数 (戸)	受検器数 (器)	不合格数 (器)	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
集合検査	247	589	4	0.7	474,600
所在場所検査	23	503	3	0.6	563,560
合計	270	1,092	7	0.6	1,038,160

(2) 全国一斉商品量目立入検査

項目	検査日数 (日)	検査戸数 (戸)	検査件数 (件)	不正件数 (件)	不正率 (%)	
量目	中元時	5	8	565	7	1.2
	年末・年始時	5	8	547	6	1.1
目	計	10	16	1,112	13	1.2

第6章 福祉保健部

[福祉保健部]

1. 福祉保健関係の法定計画

いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。

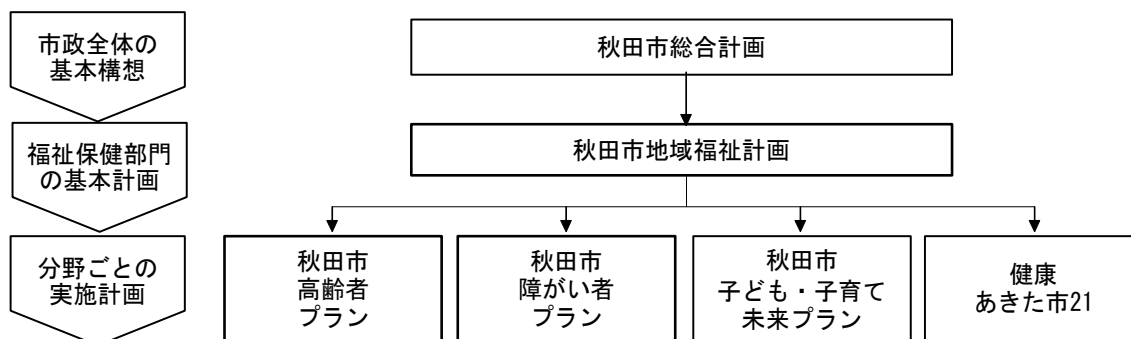
これにより、本市では、個人の尊厳を尊重する視点から、市民一人ひとりの生活全体に着目し、地域での自立した生活を支援するという基本的な考え方に基づいて、利用者主体・市町村中心の福祉サービスの基盤整備を進めています。

一方で、公的な福祉サービスだけでは対応できない様々な生活課題が社会の変化とともに顕在化しており、今後の人口減少社会・少子高齢社会においては、さらなる増加・多様化が見込まれる福祉ニーズへの対応が大きな課題となっています。

このようなことから、地域での自立した生活を支援するためには、基本的な福祉ニーズについては分野ごとの公的な福祉サービスを地域生活という視点で再編・統合して対応しつつ、公的な支援(公助)と市民による支え合いの取組み(共助)、市民一人ひとりの努力(自助)とを連携させ、協働しながら総合的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、「秋田市地域福祉計画」を福祉保健部門の基本計画として位置づけ、他の法定計画を統合して福祉全体の共通理念と各計画の基本方向を示す計画としています。そして、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「健康あきた市21」を分野ごとの実施計画として位置づけ、それぞれの分野固有の施策、達成目標などを示す計画としています。

福祉関係の法定計画の位置づけ



現行計画の名称	計画年度	策定の根拠
第4次秋田市地域福祉計画	H31～R5	社会福祉法第107条
第9次秋田市高齢者プラン (第7期秋田市介護保険事業計画)	H30～R2	老人福祉法第20条の8 (市町村老人福祉計画) 介護保険法第117条 (市町村介護保険事業計画)
第5次秋田市障がい者プラン (第5期秋田市障がい福祉計画) (第1期秋田市障がい児福祉計画)	H30～R5 H30～R2 H30～R2	障害者基本法第11条第3項 (市町村障害者計画) 障害者総合支援法第88条 (市町村障害福祉計画) 児童福祉法第33条の20 (市町村障害児福祉計画)
第2次秋田市子ども・子育て未来プラン (秋田市子ども・子育て支援事業計画)	H27～H31	子ども・子育て支援法第61条 (市町村子ども・子育て支援事業計画) 次世代育成支援対策推進法第8条(市町村行動計画)
第2次健康あきた市21	H25～R4	健康増進法第8条第2項

2. 生活保護

(1) 生活保護の状況

区 分	平成30年3月31日 現在		平成31年3月31日 現在	
	世 帯 数 (世帯)	人 員 (人)	世 帯 数 (世帯)	人 員 (人)
生 活 保 護	4,285	5,390	4,351	5,420
生 活 扶 助	3,741	4,731	3,787	4,748
住 宅 〃	3,285	4,138	3,318	4,133
教 育 〃	154	212	141	207
介 護 〃	1,025	1,061	1,072	1,119
医 療 〃	3,839	4,622	3,864	4,637
葬 祭 〃	65	65	60	60
生 業 〃	1,294	1,469	1,176	1,278
出 産 〃	0	0	0	0

※葬祭、生業、出産扶助は各年度の適用延べ数

(2) 年度別推移

(年度平均)

年 度	被保護世帯数 (世帯)	被 保 護 人 員 (人)	保 護 率 (%)		
			市	県	国
24	4,125	5,426	16.82	14.6	16.8
25	4,146	5,392	16.76	14.5	17.0
26	4,187	5,414	16.91	14.6	17.0
27	4,224	5,431	17.04	14.8	17.1
28	4,269	5,426	17.12	14.8	16.9
29	4,286	5,389	17.18	14.6	16.8
30	4,324	5,397	17.34	14.5	16.6

3. 高齢者福祉

(1) 高齢社会の状況

ア 65歳以上人口の推移

(各年10月1日現在)

年	総人口 (人)	65歳以上			70歳以上		75歳以上		
		人口 (人)	比率 (%)	県 (%)	全国 (%)	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)
24	321,783	81,092	25.2	30.6	24.1	60,662	18.9	42,357	13.2
25	320,154	83,354	26.0	31.5	25.1	61,819	19.3	43,320	13.5
26	318,700	86,472	27.1	32.6	26.0	62,996	19.8	43,991	13.8
27	315,814	88,713	28.6	33.8	26.6	63,156	20.4	44,599	14.4
28	313,668	90,610	29.4	34.7	27.3	63,378	20.6	45,485	14.8
29	311,178	92,321	30.2	35.6	27.7	65,790	21.6	46,570	15.3
30	308,482	93,869	31.0	36.4	28.1	67,939	22.5	47,614	15.7

※総務省の統計、秋田県年齢別人口統計調査および秋田市年齢各歳別人口による。

※平成27年以降の割合については、年齢不詳を除いた人口で算出

イ 65歳以上在宅要援護高齢者の推移

(各年10月1日現在)

年	ひとり暮らし高齢者 (人)	寝たきり高齢者 (人)	その他高齢者 (人)
23	9,526	299	—
24	9,865	265	—
25	10,077	226	—
26	10,613	201	—
27	10,910	194	—
28	11,369	189	—
29	11,124	—	7,690
30	11,043	—	7,323

※平成29年度から分類区分を変更。

※「その他高齢者」とは、高齢者のみの世帯、日中独居世帯、同居者病弱世帯等で支援が必要な者、認知症状のある者のうち単独での避難が困難な者。

(2) エイジフレンドリーシティの推進

市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる「高齢者にやさしい社会」の確立を目指す。

ア エイジフレンドリーシティ推進事業 (予算額 240千円)

秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会を開催し、計画の進捗管理を行う。

イ エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業 (予算額 967千円)

市と連携してエイジフレンドリーシティの実現に取り組んでいこうとする事業者・団体等をエイジフレンドリーパートナーとして登録し、その取組を支援する。

ウ エイジフレンドリーシティ普及啓発事業 (予算額 5,198千円)

エイジフレンドリーシティ情報の発信とエイジフレンドリーシティカレッジの開催等により、市民の意識啓発、市民活動の促進を図る。

エ 高齢者生活支援情報提供事業 (予算額 1,876千円)

送迎や配達など、高齢者の暮らしに役立つサービスを掲載した冊子を作成し配布する。

(3) 生きがいと社会参加

ア 高齢者コインバス事業 (予算額 140,392千円)

満65歳以上で、市が交付する資格証明書を有するかが市内の路線バス、マイ・タウンバスを利用する際に、100円で乗車できるよう助成することにより高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進する。

(ア) 対象者 満65歳以上

(イ) 助成 市が交付する「コインバス資格証明書」を提示すると、市内の路線バス、マイ・タウンバスに100円の現金で乗車できるように助成

(ウ) 所得制限 なし

(エ) 利用区間 秋田市内

(オ) 利用機関 市内の路線バス（リムジンバス、高速バスを除く）、マイタウン・バス

イ 介護支援ボランティア制度 (予算額 7,560千円)

介護保険第1号被保険者で要介護認定を受けていない健康なかが介護保険施設等で行うボランティア活動について、活動時間に応じポイントを付与し、年間最大5,000円を交付する。

	登録人数	活動人数(延)
30年度	555人	3,017人

ウ 傾聴ボランティア養成事業 (予算額 412千円)

中高年者を対象として、「人の気持ちに寄り添い、その人の話を否定することなく、受け止めて「聴く」心のケアのボランティア」を養成する講座を開催する。

	受講人数
30年度	36人

エ 老人クラブ補助事業 (予算額 12,674千円)

老人クラブが実施する会員の教養の向上、健康の増進および地域社会との交流等の活動に補助するとともに、秋田市老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動や老人スポーツ大会などに対し補助する。

[老人クラブの推移]

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ク ラ ブ 数	202	194	191	183	180	176	168
会 員 数 (人)	8,965	8,361	7,947	7,328	7,070	6,650	6,198
加 入 率 (%)	8.2	7.6	7.1	6.5	6.2	5.8	5.4

オ 敬老会補助事業 (予算額 40,000千円)

敬老の日を中心に市内各地区において敬老会を主催する地区社会福祉協議会に対し事業費を補助する。

カ いきいき長寿祝い事業 (予算額 2,899千円)

長寿の節目を迎える高齢者に対し、祝い金を贈呈することにより敬老の意を表するとともに、長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚を図る。

年 齢	内 容
満 99 歳 (白寿)	祝い状、祝い金 2 万円

キ 老人いこいの家

老人いこいの家2か所と老人と子どもの家(体育館付)を設置し、高齢者の憩いの場などとして提供する。(指定管理者:市社会福祉協議会)

[施設の概要]

区 分	八橋老人いこいの家	飯島老人いこいの家	大森山老人と子どもの家
建 設 年 月	昭和47年9月	昭和50年3月	昭和55年1月
構 造	鉄筋コンクリート 平屋建	鉄筋コンクリート 平屋建	鉄筋コンクリート 平屋建
面 積 (m ²)	533.32	527.40	977.87
30年度利用者数(人)	5,616	15,182	17,758

ク 雄和ふれあいプラザ

高齢者の趣味活動や各種会合の場として提供する。(指定管理者：市社会福祉協議会)

[施設の概要]

建設年月	平成12年1月
構造	木造平屋建
面積(m ²)	297.30
30年度利用者数(人)	2,850

ケ 河辺高齢者健康づくりセンター

高齢者の健康づくりの場として提供する。(指定管理者：河辺地域振興株式会社)

[施設の概要]

建設年月	平成16年3月
構造	鉄骨造平屋建
面積(m ²)	535.11
30年度利用者数(人)	13,976

(4) 高齢者福祉サービス

ア 地域支援事業

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業

- a 介護予防・生活支援サービス事業 (予算額 827,312千円)

要支援認定者等が要介護状態となることを予防するために訪問型・通所型サービスを提供する。

- b 介護予防ケアマネジメント事業 (予算額 122,871千円)

地域包括支援センターが要支援認定者等に対するアセスメントを行い、本人の状態に応じた目標を設定し、サービス利用についてのケアプランを作成する。

- c 通所型介護予防事業 (予算額 5,526千円)

要支援認定者および事業対象者とされたかたに対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各プログラムを提供し、要介護状態になることを予防するとともに、自立した生活を目指す。(運動機能向上1コース12回、口腔機能向上および栄養改善1コース各3～6回)

- d 訪問型介護予防事業 (予算額 4,981千円)

閉じこもり、うつ等の心身の状況により、通所形態での事業への参加が困難な要支援認定者等に、保健師等が居宅を訪問して必要な相談・指導を行う。

- e はつらつくらぶ事業 (予算額 9,339千円)

65歳以上のかたに対し、介護予防の基礎的な知識の普及・啓発を行うことを目的に、仲間づくりのほか、体力づくりとその習慣化を重視した教室を開催する。

・「クアドーム ザ・ブーン」、「河辺高齢者健康づくりセンターおよびユフォーレ」、「秋田県中央地区老人福祉総合エリア」の3か所で行う水中運動を取り入れた介護予防教室

・地域施設を拠点として地域包括支援センターや在宅介護支援センター等が行う介護予防教室

- f 認知症予防事業 (予算額 1,098千円)

65歳以上のかたに対し、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症予防のための教室を地域の身近な場所で開催するとともに、教室終了後も自らが認知症予防に継続して取り組むことができるよう支援

する。

- g 通所型介護予防フォローアップ事業 (予算額 2,314千円)
介護予防・生活支援サービス事業の終了者等に対し、地域の身近な会場で通所型介護予防事業のプログラムを提供し、主体的かつ継続的に介護予防に取り組むことができるよう支援する。
- h 健康づくり・生きがいがづくり支援事業 (予算額 15,802千円)
地区の社会福祉協議会が地域の実情に応じて、高齢者を対象に実施する軽スポーツ、趣味活動などの健康づくり・生きがいがづくりに対し、支援を行う。また、日頃家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進と、心身機能低下の防止を目的に、老人いこいの家2か所と老人と子どもの家、雄和ふれあいプラザを会場に、レクリエーションや健康教室等の「いきいきサロン」を開催する。
- i 介護予防活動支援事業 (予算額 579千円)
身体機能の維持向上のため、自主的かつ継続的に介護予防に取り組む65歳以上のかたのグループに対し、「いいあんべえ体操」パンフレットや介護予防手帳などが入ったスタートパックを配布し、活動の継続を支援する。
- (イ) 包括的支援事業
- a 地域包括支援センター運営事業 (予算額 370,231千円)
高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、地域包括ケアを推進する地域の中核拠点として、①介護予防ケアマネジメント②本人や家族に対する総合的な相談・支援③虐待防止などの権利擁護④包括的・継続的ケアマネジメント支援⑤地域ケア会議の推進⑥認知症地域支援推進員の配置による認知症の人や家族を地域で支える体制づくりなどを実施する。
- b 地域包括支援センター運営協議会 (予算額 296千円)
地域包括支援センターの設置、運営、評価に関する事項ならびに地域における関係機関とのネットワークの形成に関する事項などを協議する。
- c 在宅医療・介護連携推進事業 (予算額 28,710千円)
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護関係者との協力体制を強化し、多職種協働による在宅医療・介護サービスの一体的な提供体制を構築する。
- d 高齢者生活支援体制整備事業 (予算額 65,345千円)
生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」「協議体」を設置し、高齢者を含めた地域住民の自助・互助などを活用した多様なサービスの充実を図る。
- e 認知症対策推進事業 (予算額 9,795千円)
認知症になってもできる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるように、認知症初期集中支援チームの運営や、医療と介護の連携強化など地域における認知症支援体制の構築を図る。
- (ウ) 任意事業
- a 成年後見制度利用支援事業 (予算額 8,821千円)
介護保険サービスを利用し、または利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者などのうち、親族等の申立権者からの申立てが期待できない者について、市長が申立人となり後見等開始申立てを行うほか、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の一部を助成する。
- b 「食」の自立支援事業 (予算額 18,151千円)
ひとり暮らしなどの高齢者および身体障がい者であって、身体の衰えや心身の障がいおよび傷病などの理由により調理が困難な場合、栄養のバランスのとれた食事（昼食又は夕食）を提供（1日1回

で、週3回まで)し、安否の確認を行うとともに、健康維持・増進という観点からアセスメントを行う。

c 認知症サポーター養成事業 (予算額 546千円)

地域や職域において、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターを養成する。

d 緊急通報システム事業 (予算額 19,746千円)

65歳以上のひとり暮らし等のかたが急病など緊急事態が発生したとき、緊急ボタンを押すことにより、関係機関や地域の協力員に救助を求めることができる装置を貸与する。また、「お元気コール」により週1回、安否の確認を行う(30年度末設置数 524台)。

e 家族介護継続支援事業 (予算額 13,149千円)

・家族介護用品支給事業

要介護4・5の高齢者を在宅で介護する非課税世帯の家族および第2号被保険者で本人が非課税である家族に対し、月額6,250円を限度に介護用品(紙おむつ等の5品目)を支給する。

・家族介護慰労事業

要介護4・5の高齢者を在宅で介護し、かつ1年間介護サービスの利用がない、非課税世帯の家族に対し、慰労金10万円を支給する。

f 福祉用具・住宅改修支援事業 (予算額 60千円)

ケアマネジャーが住宅改修費に関する理由書を作成するにあたり、居宅介護支援の提供を受けていない場合、理由書の作成に支援を行う。(1件 2,000円)

g 介護給付適正化事業 (予算額 9,734千円)

ケアプランの点検や審査、給付実績情報の分析等により、介護給付の適正化を図る。

イ 在宅サービス事業

(ア) 高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業 (予算額 14,089千円)

冬期間の安全確保のため、ひとり暮らし等の高齢者等に対し、シルバー人材センターから援助員を派遣し、玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せを行う(1回1時間以内で週2回まで)。また、豪雪時に自力で雪下ろしが困難な高齢者等の世帯に対し、雪下ろし等に要する費用の一部を助成する。

(イ) 要保護高齢者等シェルター事業 (予算額 186千円)

養護者による虐待等により保護が必要と判断された、要支援・要介護認定を受けていない高齢者等を、特別養護老人ホーム等において一時的に保護する。

(ウ) いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費助成事業 (予算額 4,024千円)

後期高齢者医療制度に加入しているかたに、市が指定した施術所ではり・きゅう・マッサージを受けられる場合、1回の受療につき800円の助成が受けられる受療券(年度内15枚)を交付する。

	交付者数	使用枚数
30年度	843人	5,186枚

(5) 地域保健・福祉活動推進事業 (予算額 1,821千円)

市民福祉の向上を図るため、民間団体の行う保健・福祉活動に対して、事業費の一部を補助する。(30年度助成実績 7団体)

(6) 秋田市老人福祉センター(ふれあいセンター)

高齢者の創作活動や生きがいつくりの場、憩いの場としてはもちろん、障がい者や母子・父子・児童関係の団体、ボランティアグループなど、広く福祉にかかわる人も各種大会、会合などに利用できるほか、福祉に関する各種相談を行うことを目的として平成3年4月に開設した(指定管理者:市社会福祉協議会)。

ア	建設費	712,753千円		
	内訳	国庫補助金	59,440千円	県補助金 42,007千円
		起 債	448,900千円	一般財源 162,406千円

イ 建物概要

	鉄筋コンクリート3階建	延床面積	3,169.1m ²
内訳	老人福祉センター		2,548.8m ²
	老人デイサービスセンター		620.3m ²

ウ 業務概要

高齢者の生きがいと健康づくり事業（平成30年度参加者延べ 752人）

エ 30年度利用状況

総利用者	44,807人
内 訳	個人利用者 24,269人（男12,733人 女11,536人）
	団体利用者 12,529人（1,285団体）
	デイサービス 7,084人
	付設作業所 925人

(7) 秋田市御所野交流センター（御所野ふれあいセンター）

世代間の交流を図るとともに、健康に関する相談および教養の向上を目的とする施設として、中央地区老人福祉総合エリア（※）に平成9年4月1日に開設した（指定管理者：秋田けやき会）。

ア 建設費 609,781千円

イ 建物概要 鉄筋コンクリート1階建 延床面積 1,169m²
（多目的ホール、プレイルーム、機能訓練室、会議室）

ウ 業務概要

地域との交流事業、健康相談、育児相談、機能訓練、教養講座の実施（平成30年度参加者延べ5,111人）

エ 30年度利用状況

プレイルーム	4,938人
多目的ホール	4,752人
会議室等	3,477人

※中央地区老人福祉総合エリア

秋田新都市内に、県と共同で、高齢者の福祉・保健・医療・生きがいづくり等の機能を集約した老人福祉総合エリアの建設を進めたものであり、このうち、市が受け持っている、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ケアハウスおよび御所野交流センターについては平成9年4月に、県が受け持っているコミュニティセンター、総合相談センター、生きがい活動施設、屋内温水プールおよび屋内運動広場については平成9年7月にオープンしている。

(8) 秋田市河辺総合福祉交流センター

福祉サービスの推進、市民の教養の向上および交流の促進等を図り、保健福祉活動を円滑かつ効果的に実施するとともに、市民に自主的な健康の維持および地域福祉活動の場を提供するために、平成11年8月に開設した。

ア 建設費 995,033千円

イ 建物概要 鉄筋コンクリート一部2階建 延床面積 2,110.69m²
（三世代交流ホール、高齢者カルチャールーム、調理実習室、健康学習室等）

ウ 業務概要

各種イベント、講演会、予防接種、集団健診（平成30年度参加者延べ 7,602人）

エ 30年度利用状況

福祉・保健関係 4,032人

イベント関係等 3,570人

4. 障がい者福祉

(1) 身体障がい児（者）の推移 ※（ ）は18歳未満（障がい児）再掲（各年度末現在）

年度	視覚 (人)	聴覚 (人)	平衡機能 (人)	音声言語 そしゃく(人)	肢体 (人)	内部 (人)	計 (人)
26	844 (7)	1,073 (28)	11 (0)	199 (2)	7,957 (116)	4,166 (63)	14,250 (216)
27	829 (8)	1,043 (29)	11 (0)	193 (1)	7,751 (118)	4,119 (65)	13,946 (221)
28	803 (8)	1,058 (26)	11 (0)	192 (1)	7,558 (120)	4,160 (65)	13,782 (220)
29	802 (9)	1,085 (28)	12 (0)	194 (1)	7,353 (113)	4,232 (61)	13,678 (212)
30	794 (7)	1,120 (26)	12 (0)	195 (1)	7,312 (108)	4,308 (60)	13,741 (202)

(2) 等級、障がい別の状況 (平成31年3月31日現在)

級	視覚 (人)	聴覚 (人)	平衡機能 (人)	音声言語、 そしゃく(人)	肢体 (人)	内部 (人)	計 (人)
1	276	90	0	3	1,339	2,894	4,602
2	217	228	0	6	1,525	44	2,020
3	65	137	7	113	1,610	690	2,622
4	61	266	0	73	1,840	680	2,920
5	123	2	5	0	672	0	802
6	52	397	0	0	326	0	775
合計	794	1,120	12	195	7,312	4,308	13,741

(3) 知的障がい児（者）の推移 (各年度末現在)

年度	軽度(人)	中度(人)	重度(人)	最重度(人)	合計(人)
26	549	465	606	504	2,124
27	615	469	617	516	2,217
28	648	460	612	512	2,232
29	691	474	611	514	2,290
30	677	499	633	525	2,334

(4) 程度別の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		総数 (人)	軽度 (人)	中度 (人)	重度 (人)	最重度 (人)
総 数		障がい児	218	84	57	84
		障がい者	459	415	576	441
内	施設利用	障がい児	111	50	41	60
		障がい者	179	275	486	343
訳	在宅	障がい児	107	34	16	24
		障がい者	280	140	90	98

(5) バス運賃無料化事業

(予算額 61,028千円)

身体障がい者、知的障がい者に対し、市内の路線バス運賃を無料にすることにより、経済的負担の軽減を図るとともに生活圏を拡げ、社会参加を促進する。

(6) タクシー料金の助成

(予算額 31,288千円)

重度身体障がい児(者)〔内部機能障害1級、下肢、体幹および視覚障害1～3級〕が通院する際に、タクシー料金の一部を助成する。

(7) 意思疎通支援事業

(予算額 11,086千円)

聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある方が通院あるいはPTAなどの用務で外出する際に、意思疎通支援者(手話通訳者または要約筆記者等)を派遣し、意思疎通の充実を図る。

・平成31年4月1日現在 手話通訳者(設置)4人、手話通訳者(派遣)12人、要約筆記者等24人

(8) 地域活動支援センター運営事業

(予算額 37,491千円)

在宅の障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供を行う地域活動支援センターを運営するため、NPO法人等に運営を委託又は運営費の補助を行う。

・平成31年4月1日現在 民間が設置する地域活動支援センター 3か所

・平成31年4月1日現在 委託する地域活動支援センター 3か所

(9) 障がい者アート活動支援事業

(予算額 2,192千円)

障がいのあるかたのアート活動への支援を通じて、芸術性の高い「表現する力」を有するかたを発掘し、のちの芸術分野における就労等に結びつけるとともに、社会参加に対する市民の理解促進を図り、地域における共生社会の実現を目指す。

(10) 障がい者等自発的活動支援事業

(予算額 1,521千円)

「障がい者に対する理解の深化」や、日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁の除去」などに向けた活動を行っている、障がいのあるかたやその家族、地域住民などからなる団体に補助を行う。

(11) 障がい者共生社会実現関連事業

(予算額 1,057千円)

市民一人ひとりが共生社会の理念を理解し、具体的な取組ができるよう条例の周知・啓発を図るほか、障がいのあるかたの権利擁護に関する相談や障がいを理由とする差別への相談体制の整備や相談従事者等の研修会を開催するなど、共生社会の実現を目指した事業を実施する。

(12) 障がい児通所施設利用料無償化事業

(予算額 417千円)

障がい児が、児童発達支援および医療型児童発達支援等を利用した際の利用者負担を無償にする。

(13) 自立支援給付費制度

(予算額 6,164,667千円)

日常生活を営む上で支援が必要な身体障がい児(者)、知的障がい児(者)、精神障がい児(者)又は難病等患者などが、居宅介護などの訪問系サービス、生活介護などの日中活動系サービス、施設入所支援などの居住系サービス等を利用した場合、サービスに要する費用を給付する。

(14) 障がい児通所給付費制度 (予算額 733,047千円)

障がいのある在宅障がい児が自立に必要な基礎的知識および技能の習得などを目的に、放課後等デイサービスなどを実施する施設を利用した場合、サービスに要する費用を給付する。

5. 医療費の助成

心身障がい児（者）の健康保持と経済負担の軽減を図ることを目的に、国の制度とあわせて県および市独自の医療給付事業を実施している。

(1) 福祉医療 (予算額 1,499,290千円)

高齢身体障がい者、重度心身障がい児（者）の医療費を助成

・対象者

(ア) 身体障害者手帳（1～3級）又は療育手帳A所持者（社保本人所得制限適用）

(イ) 65歳以上の身体障害者手帳（4～6級）所持者（社保本人非該当、所得制限適用）

(2) 医療費の給付状況 (平成30年度実績)

		支給金額 (千円)	支給件数 (件)	受給者数 (人)
福祉医療費 (県制度活用部分)	心身障がい児（者）	1,454,829	388,160	11,998

*乳幼児、ひとり親家庭等の児童に対する給付は平成25年度から子ども未来部で実施。

6. 民生委員・児童委員

(予算額 63,680千円)

民生委員・児童委員は民生委員法に基づき社会奉仕の精神をもって、地域福祉の増進に努めている。

各委員は、それぞれの地域で、すべての人が安心してその人らしい自立した生活ができるように、常に住民の立場に立った相談、支援活動を行っている。

・任期3年(現委員任期:H28.12.1~R1.11.30)※H28.12.1に一斉改選を実施

・市内38地区に714人(定数・主任児童委員含む)を配置

○民生委員・児童委員の活動状況(平成30年度相談・支援件数)

・高齢者に関すること (12,935件)

・障がい者に関すること (769件)

・子どもに関すること (4,513件)

・その他 (3,889件)

7. 介護保険

(1) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料(年額)

単位:円

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
基準額×0.50	基準額×0.70	基準額×0.75	基準額×0.90	基準額	基準額×1.20
37,392	52,349	56,088	67,306	74,784	89,741
第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
基準額×1.30	基準額×1.50	基準額×1.60	基準額×1.70	基準額×1.75	基準額×1.80
97,220	112,176	119,655	127,133	130,872	134,612

※第1段階から第3段階までについては、低所得者の保険料軽減強化により、それぞれ「基準額×0.375(28,044円)」、「基準額×0.575(43,001円)」、「基準額×0.725(54,219円)」に軽減されます。

(2) 要介護認定者数 (30年度末)

区 分	人 数	割 合
要 支 援 1	2,921	14.8 %
要 支 援 2	2,576	13.0 %
要 介 護 1	4,408	22.3 %
要 介 護 2	3,264	16.5 %
要 介 護 3	2,898	14.7 %
要 介 護 4	2,185	11.1 %
要 介 護 5	1,497	7.6 %
合 計	19,749	100.0 %

- (3) 介護保険低所得利用者負担軽減事業 (予算額 167千円)
 生計困難者に対する利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対し、軽減額の一部を助成する。

8. 指導監査等

福祉関係各法等に基づき、本市の区域内に設置され事業を行う社会福祉法人の設立認可、指導監督等および社会福祉施設、サービス事業所等に対する指導監査等を実施。

(1) 指導監督(平成30年度実績)

- ア 社会福祉法人 21法人
- イ 社会福祉施設

種 別	施 設 数
児 童 福 祉 施 設 (母 子 生 活 支 援 施 設)	3
老 人 福 祉 施 設	28
障 害 者 支 援 施 設	6

(2) 指導監査(平成30年度実績)

- ア 介護サービス事業所

種 別	事 業 所 数
居 宅 介 護 支 援 事 業	8
短 期 入 所 生 活 介 護 事 業	8
短 期 入 所 療 養 介 護 事 業	2
通 所 介 護 事 業	2
地 域 密 着 型 通 所 介 護 事 業	3
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 事 業	3
訪 問 介 護 事 業	2
訪 問 看 護 事 業	1
介 護 予 防 訪 問 介 護 事 業	1
介 護 予 防 訪 問 看 護 事 業	1
介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業	8
介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 事 業	2

介護予防特定施設入居者生活介護事業	3
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	2
認知症対応型共同生活介護事業	1
認知症対応型通所介護事業	1
小規模多機能型居宅介護事業	1
介護予防認知症対応型共同生活介護事業	1
介護予防認知症対応型通所介護事業	1
介護予防小規模多機能型居宅介護事業	1

イ 障害福祉サービス事業所

種 別	事業所数
居 宅 介 護 事 業	12
重 度 訪 問 介 護 事 業	10
同 行 援 護 事 業	4
短 期 入 所 事 業	8
共 同 生 活 援 助 事 業	2
施 設 入 所 支 援 事 業	6
宿 泊 型 自 立 訓 練 事 業	1
生 活 介 護 事 業	11
就 労 移 行 支 援 事 業	1
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業	10
自 立 訓 練 事 業 (生 活 訓 練)	1
自 立 訓 練 事 業 (機 能 訓 練)	1
計 画 相 談 支 援 事 業	5
地 域 移 行 支 援 事 業	4
地 域 定 着 支 援 事 業	4
障 害 児 相 談 支 援 事 業	2

9. 地方独立行政法人市立秋田総合病院の支援等

平成26年4月1日に設立した地方独立行政法人市立秋田総合病院に対して、設置者としてその活動を支援するとともに、法人評価委員会の運営等を行う。

- (1) 地方独立行政法人市立秋田総合病院運営費負担金・交付金 (予算額 1,290,910千円)
地方独立行政法人市立秋田総合病院の安定した運営に資するため、運営費負担金および運営費交付金を交付する。
- (2) 病院法人評価・支援経費 (予算額 387千円)
地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会の運営等を行う。

10. 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で自立支援の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 自立相談支援事業 | (予算額 16,317千円) |
| (2) 住居確保給付金支給事業 | (予算額 1,488千円) |
| (3) 子どもの学習・生活支援事業 | (予算額 20,913千円) |
| (4) 家計改善支援事業 | (予算額 833千円) |
| (5) 就労準備支援事業 | (予算額 3,838千円) |

11. 参考

○秋田市社会福祉協議会

- | | | |
|----------|----------------------------|---|
| (1) 所在地 | 秋田市八橋南一丁目8番2号(昭和27年4月法人認可) | |
| (2) 機関組織 | 理事17人・評議員44人・監事4人 | |
| (3) 事務局 | 事務局長他職員25人 | |
| (4) 会員 | 一般会員(世帯) | |
| | 特別会員(個人) | 地区社福協役員、社会福祉事業施設の役員および職員、民生委員・児童委員、社会福祉機関ならびに団体の役員および職員、学識経験者、その他個人 |
| | 特別会員(団体) | 社会福祉事業施設、社会福祉機関および団体、企業、法人等 |

(5) 30年度の主な事業

ア 地域福祉活動推進事業

地区社会福祉協議会の活動支援、秋田市民生児童委員協議会との連携、地域元気アップ事業、見守りネットワーク事業、救急医療情報キット事業(安心キット事業)、福祉協力員の設置および活動の推進、ふれあい福祉相談センター、地区社協ブロック研修会、地域福祉活動合同研修会、地区社協事務担当者研修会、地区社協の拠点づくり・事務機器整備支援事業、子育て支援事業、ふれあいレクリエーション事業(生きがい・介護予防機器貸出)、地域支え合い体制づくり支援車両等貸出事業、地区社会福祉協議会研修支援事業、地域福祉おむすびネット

イ 在宅福祉サービス事業

福祉機器貸出事業、移送車等の貸出事業、ふれあいさん派遣事業、安心探知機補助事業

ウ ボランティア活動の育成と支援

ボランティア基金による活動支援、ボランティアの育成と活動推進、ボランティアセンター事業、介護支援ボランティア制度の運営、除雪支援

エ 生活福祉支援関連事業

生活福祉資金の貸付の受付および償還指導、市民小口資金の貸付および償還指導、り災世帯に対する見舞金支給、緊急食支援事業、地域サロン強化事業

オ 福祉啓発事業

福祉施設との連携、社会福祉大会の開催、広報活動、器具・機材の貸出事業、福祉教育推進事業

カ 福祉団体活動への助成

福祉関係諸団体への助成

キ 組織運営と財政基盤の強化

会員の拡大、理事会・評議員会、ボランティア基金管理運営委員会、表彰者審査委員会の開催

ク 善意銀行

善意銀行の運営

ケ 職員の資質の向上と派遣

職員研修、研修会への参加、職員派遣

コ 指定管理者

雄和ふれあいプラザ、秋田市老人福祉センター、秋田市老人いこいの家（八橋、飯島、大森山）

サ 受託事業

障がい児者日中一時支援事業、手話通訳者設置事業、いきいきサロン事業、地域型はつらつクラブ事業、ボランティアセンター運営事業、介護支援ボランティア制度運営事業、地域包括支援センター運営事業（八橋、河辺、川元）、福祉サービス利用援助事業、河辺総合福祉交流センター管理事業、高齢者生活支援体制整備事業（八橋、河辺、川元）

シ 介護保険事業

ホームヘルパー事業、居宅介護支援事業、通所介護事業

ス その他

共同募金委員会事務局への協力、ボランティア連絡協議会事務局への協力、老人福祉施設連絡協議会事務局への協力、地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会事務局への協力

秋田市保健所

1. 保健総務

(1) 健康あきた市21の推進

平成24年度に策定した「第2次健康あきた市21（計画期間：平成25年度から令和4年度までの10年間）」に基づき、生活習慣の改善や市民の健康づくり運動を支援していくとともに、健康づくりに関する情報提供や健康フォーラムの開催等により、市民の健康意識の向上を図る。

(2) 医務

- ・診療所、助産所、歯科技工所、施術所などの届出、許可
- ・病院、診療所などの立入検査
- ・病院の開設許可申請などの受付
- ・医療法人の申請などの受付
- ・医療、保健、衛生関係の免許申請の受付
- ・医療に関する相談、苦情等の受付

ア 医療施設数および病床数

(平成30年10月1日現在)

区分	施設数		病床数		全国（人口10万対） （平成29年10月1日）	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	施設数	病床数
医療施設						
病院	23	7.5	5,447	1,765.7	6.6	1,227.2
医科診療所	283	91.7	236	76.5	80.1	77.6
歯科診療所	170	55.1	—	—	54.1	0.1
合計	476	154.3	5,683	1,842.2	140.9	1,304.8

イ 医療・保健関係者数（秋田県衛生統計年鑑より）（平成28年12月31日現在・隔年報）

区分	実数（人）	人口10万対	全国（人口10万対）
医療・保健関係者			
医師	1,227	391.2	251.7
歯科医師	242	77.2	82.4
薬剤師	857	273.2	237.4
保健師	150	47.8	40.4
助産師	162	51.6	28.2
看護師	4,518	1,440.4	905.5
准看護師	823	262.4	254.6
歯科衛生士	410	130.7	97.6
歯科技工士	156	49.7	27.3

(3) 薬務

- ・薬局、店舗販売業、医療機器販売業の許可および監視指導
- ・卸売販売業、配置販売業の申請等の受付
- ・毒物劇物販売業の登録および監視指導
- ・麻薬及び向精神薬取締法に関する申請等の受付

(4) 厚生統計

- ・人口動態調査、国民生活基礎調査等

(5) 献血推進（平成30年度） 単位：人

種 別	200mL	400mL	計
献血者数	200	4,605	4,805

(6) 休日在宅診療当番医制(眼科) 単位：人

利用者数(平成30年度)	208
--------------	-----

(7) 奨学金返還助成制度

看護師・准看護師を対象に、市内医療機関等に就職することなどを要件とした奨学金返還助成制度を実施することにより、人材を確保し、看護師不足の解消を図る。

2. 健康管理

(1) 感染症予防（平成30年度）

(予算額 8,532千円)

ア 感染症発生届出の受理

・結核	18件
・腸管出血性大腸菌感染症	31件
・E型肝炎	3件
・A型肝炎	3件
・つつが虫病	1件
・ライム病	1件
・レジオネラ症	4件
・アメーバ赤痢	3件
・ウイルス性肝炎（E型およびA型を除く）	1件
・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4件
・急性脳炎	7件
・クロイツフェルト・ヤコブ病	1件
・劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1件
・侵襲性インフルエンザ菌感染症	5件
・侵襲性肺炎球菌感染症	7件
・水痘（入院例に限る）	2件
・梅毒	10件
・播種性クリプトコックス症	1件
・百日咳	51件
・風しん	4件

イ 感染源の調査

・病原体検査件数	132件
----------	------

(2) 結核予防（平成30年度）

(予算額 15,041千円)

ア 結核患者数（概数）

新登録患者数(H30年)			登録患者数(H30年末)	
患者数 (人)	罹患率 (人口10万対)	喀痰塗抹 陽性患者数(再)	患者数 (人)	登録率 (人口10万対)
18	5.8	4	30	9.7

イ 結核医療費公費負担事業

	申請件数	承認件数
入院患者の医療(37条)新規	8	8
入院患者の医療(37条)継続	21	21
結核患者の医療(37条2)新規	32	30
結核患者の医療(37条2)継続	26	26

ウ 訪問支援

実数 42件、延数 278件

エ 電話相談

実数 137件、延数 1,024件

(3) エイズ予防(平成30年度)

(予算額 3,151千円)

ア エイズクリニック(HIV抗原抗体検査など)

区 分	回 数 (回)	検査相談実施者数(人)	
		HIV	性感染症
エイズクリニック(日中)	24	155	136
エイズクリニック(夜間)	12	88	79
世界エイズデー関連検査	2	18	8
HIV検査普及週間関連検査	1	8	18
計	39	269	241

※性感染症検査はクラミジア抗体検査と梅毒抗体検査を実施

イ 随時健康相談

電話・来所 187人

(4) 肝炎ウイルス検査(平成30年度)

	B型肝炎(人)	C型肝炎(人)	回数等
保健所方式	67	67	12回
医療機関方式	185	182	

(5) 難病対策(平成30年度)

(予算額 1,499千円)

ア 難病相談、訪問支援

- ・難病医療相談 3回 50人
- ・来所相談 随時 284人
- ・電話相談 随時 1,457人
- ・訪問支援 実数 6人 延数 6人

イ 特定医療費(指定難病)

- ・特定医療費申請受付 申請数 3,440件

(6) 精神保健福祉対策(平成30年度)

(予算額 3,592千円)

ア こころの相談・健康教育

- ・精神科医による「精神保健福祉相談」 24回 22件
- ・保健師等による「こころの相談」 延 2,612件
- ・こころの健康アップ講座 2回 38人
- ・その他健康教育 7回 364人

イ 訪問指導 延 21件

ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 2,365人

エ 自立支援医療（精神通院）受給者数	4,339人
オ バス無料化事業対象者数	484人

(7) 自殺対策事業（平成30年度） （予算額 10,215千円）

自殺対策基本法に基づき、従前の「秋田市自殺総合対策事業計画」を包含した「秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画」を策定し、民・学・官の連携による自殺対策を推進する。

ア 秋田市自殺対策庁内連絡会議	4回開催
イ 秋田市自殺対策ネットワーク会議	4回開催
ウ 秋田市自殺対策ネットワーク会議 自殺未遂者対策検討部会	2回開催
エ 自殺予防街頭キャンペーン	4回
オ 仲間づくり支援事業	3地区 119人
カ ゲートキーパー研修	5回 380人
キ 傾聴の普及・啓発	2回 167人
ク 高齢者の傾聴パンフレットの配布	

(8) 地域自殺対策強化事業（平成30年度）

ア 秋田市自殺対策強化事業		
・臨床心理士による「こころのケア相談」	48回	66人
・こころのケア相談セミナー	5回	255人
・依存症セミナー	1回	69人
・若者の心理に関する研修会	1回	85人
・自殺対策パンフレットの作成・配布		
・若者向けパンフレットの作成・配布		
イ 関係団体補助事業（6団体に対し活動強化のために補助金を交付）		
・地域サロン強化事業	・心といのちの相談会	
・緊急食支援事業	・心といのちのホットライン	
・遺族の集い	・ゲートキーパー養成研修事業	
・グリーンケアへの啓発事業	・つなぐ相談事業	
・若者の語り場	・生きづらさを支える研修会	
・若者向け相談会		
・生きる包括支援研修会		

(9) 予防接種事業（平成30年度）

（予算額 633,494千円）

区 分	接種者（延べ人）
四種混合	7,788
二種混合	2,209
不活化ポリオ	23
麻しん風しん	4,290
日本脳炎	10,951
B C G	1,889
H i b 感染症	7,738
小児の肺炎球菌感染症	7,723
ヒトパピローマウイルス感染症	48
水痘	3,931
B型肝炎	5,821
高齢者のインフルエンザ	45,813
高齢者の肺炎球菌感染症	9,269

(10) 風しん抗体検査費・予防接種費助成事業

（予算額 24,381千円）

ア 風しん抗体検査費助成事業

妊娠を希望する女性およびその配偶者等ならびに昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に風しん抗体検査費を全額公費負担で実施する。

イ 風しん予防接種費助成事業

抗体検査の結果、抗体価が低い妊娠を希望する女性およびその配偶者等に対し任意予防接種費を一部助成する。また、抗体価が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対し定期予防接種を全額公費負担で実施する。

(11) ロタウイルスワクチン接種費助成事業（平成30年度）

（予算額 9,480千円）

ア ロタリックス（1価） 1,627件 （2回接種、一回当たり3,000円助成）

イ ロタテック（5価） 1,128件 （3回接種、一回当たり2,000円助成）

3. 衛生検査

（予算額 37,612千円）

(1) 環境衛生（平成30年度）

ア 理容、美容、クリーニング、興行場、公衆浴場、旅館の許認可・監視指導（許認可38件・監視110件）

イ 温泉を利用することの許可・監視指導（許可0件・監視1件）

ウ 遊泳用プール、水道施設等の届出受理・監視指導（届出9件・監視41件）

(2) 食品衛生（平成30年度）

ア 飲食店や食品の製造・販売など食品営業施設の営業許可・監視指導
（営業許可1,989件、監視指導3,349件）

イ 食中毒事件発生 1件

ウ 食品衛生の苦情相談 132件

(3) 狂犬病予防および動物の愛護・管理（平成30年度）

ア 犬の登録申請頭数 775頭

イ 狂犬病予防注射済票交付 10,474件（再交付を除く）

ウ 放浪犬の捕獲抑留 16頭

エ	捕獲抑留犬の返還	7頭
オ	咬傷事故発生	9件
カ	犬および猫に関する苦情相談受理	656件（犬218件、猫438件）
キ	犬のしつけ教室・パピー教室	4回
ク	猫の飼い方教室	2回
ケ	小・中学校出前講座	2回
コ	犬および猫の引取り	犬2頭、猫161匹
サ	負傷動物の収容	犬2頭、猫35匹（犬は放浪犬捕獲数および猫は引取数の内数）
シ	犬および猫の譲渡	犬8頭、猫102匹

(4) 試験検査（平成30年度）

ア	食中毒関係検査	134検体
イ	食品等の収去検査	350検体
ウ	事業所排水等の検査	92検体
エ	感染症の検査	88検体
オ	免疫血清検査	269検体

4. 保健予防

(1) 各種検診事業

（予算額 210,597千円）

ア 胃がん検診（平成30年度）

受診者	要精検者	要精検率
4,570人	327人	7.2%

イ 胸部検診（肺がん・結核）（平成30年度）

受診者	要精検者	要精検率
8,882人	784人	8.8%

ウ 大腸がん検診（平成30年度）

受診者	要精検者	要精検率
17,299人	1,108人	6.4%

エ 子宮頸がん検診（平成30年度）

受診者	要精検者	要精検率
6,803人	97人	1.4%

オ 乳がん検診（平成30年度）

受診者	要精検者	要精検率
4,346人	309人	7.1%

カ 前立腺がん検診（平成30年度）

受診者	要精検者	要精検率
4,715人	306人	6.5%

キ 骨粗鬆症検診（平成30年度）

受診者	要精検者	要精検率
2,465人	383人	15.5%

ク 歯周疾患検診（平成30年度）

受診者	要精検者	要精検率
1,445人	1,106人	76.5%

ケ 後期高齢者歯科健診（平成30年度）

受診者	要治療者	要治療率
215人	156人	72.1%

(2) がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業（平成30年度）（予算額 1,432千円）

医療用ウィッグ	乳房補正具	ウィッグ・補正具	合計
96人	13人	5人	114人

(3) 健康教育・健康相談事業

ア 健康づくり推進事業

（予算額 5,773千円）

(ア) 健康教育（平成30年度）

項目	内容	総数	主な事業（抜粋）	
			地域健康講話会	栄養改善学級
回数		93回	4回	12回
参加者数		2,603人	163人	219人

(イ) 健康相談（平成30年度）

開催回数	参加者数
225回	315人

イ 介護予防健康相談教育事業

（予算額 4,949千円）

(ア) 健康教育（平成30年度）

項目	内容	総数	主な事業（抜粋）			
			体づくり教室	いいあんべえ 体操教室	栄養改善学級	歯科健康講話会
回数		404回	32回	7回	30回	2回
参加者数		7,787人	758人	149人	535人	92人

(イ) 健康相談（平成30年度）

開催回数	参加者数
363回	3,288人

ウ 介護家族健康教育事業（平成30年度）

（予算額 81千円）

- ・健康教育 年3回 介護家族 54人

エ 歩くべあきた健康づくり事業（平成30年度）

（予算額 1,033千円）

- ・身体活動不足を感じている就業者（71チーム 275人）

オ 歩くべあきた高齢者健康づくり事業（平成30年度）

（予算額 853千円）

- ・65歳以上の市民（32チーム 100人）

(4) 地域保健推進員活動支援事業（平成30年度）

（予算額 1,288千円）

地域保健推進員の資質向上と情報交換のための研修会の開催や、活動事業補助金を交付するなど、各地域で自主的な健康づくり活動に取り組めるよう支援する。

- ・40地区 保健推進員 1,384人
- ・研修会 2回 90人

(5) 食の環境づくり推進事業

- ・食の健康づくり応援店の登録

(6) 特定給食施設指導

- ・特定給食施設に係る各種届出および栄養管理報告書の受理
- ・特定給食施設研修会および特定給食施設への指導助言

(7) 健康増進情報システム

(予算額 15,079千円)

市で行う公的健診等から得られた健康に関する多様な情報について、一元管理するもので、端末機による健診結果、保健指導状況などの検索、照会および各種集計帳票等の出力ができるものである。

さらに、単年のデータ管理だけでなく検診結果の年度間推移などが自在に捉えられるよう、過年度における個人の健康に関するデータを蓄積し、住民の健康増進に役立てていくものである。

ア 住民健診（がん検診等）

イ 予防接種

ウ 保健指導（健康教育、健康相談）

エ 母子保健（乳幼児健診、妊産婦健診）

オ 医療費公費（養育医療、小児慢性疾病、特定・一般不妊治療）

5. 秋田市保健センター

昭和62年4月、保健サービス等を総合的に行うことにより、市民の健康増進を図ることを目的として設置された。健康相談・教育事業、幼児健康診査等の会場として利用されている。

(1) 建物概要

- ・鉄筋コンクリート2階建
- ・延床面積 2,527.80m²（内訳 保健センター部門 1,902.97m² 医師会部門 624.83m²）

(2) 平成30年度主な利用者の状況

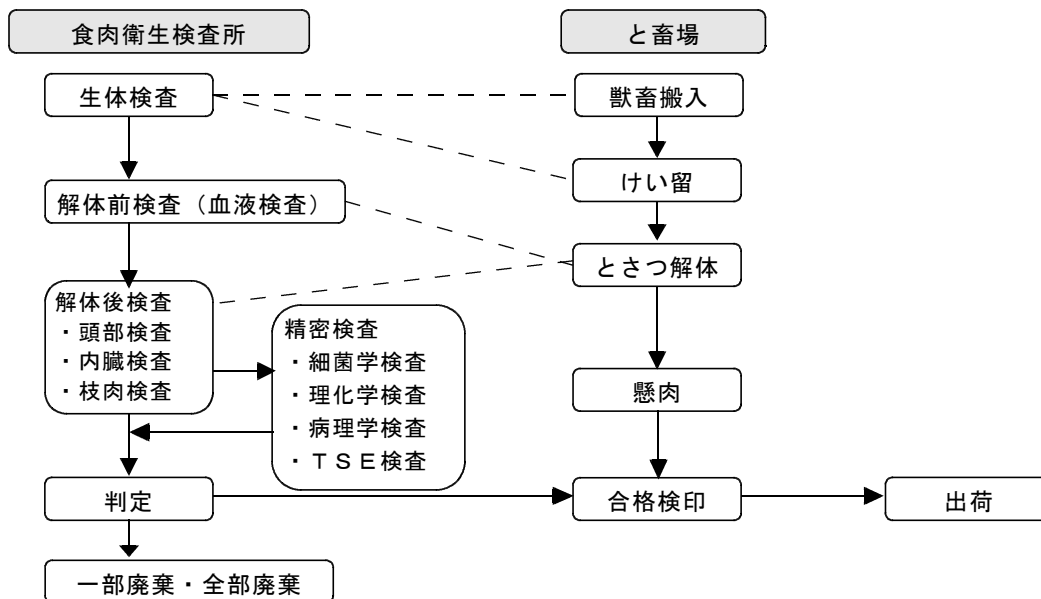
- ・健康相談： 902人
（病態別食生活相談・育児相談等）
- ・健康教育： 3,771人
（離乳食教室・両親学級・健康と栄養講話会等）
- ・幼児健康診査：4,148人

秋田市食肉衛生検査所

(予算額 37,366千円)

「と畜場法」および「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、獣医師（と畜検査員、食鳥検査員）が、と畜検査および食鳥処理の衛生指導を実施し、安全で衛生的な食肉の供給を図る。

と畜検査フローチャート



1. 食肉に供する獣畜の食肉衛生検査（と畜検査）（平成30年度）

牛	馬	豚	めん羊	山羊	計
4,347頭	227頭	159,233頭	126頭	1頭	163,934頭

2. 伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査（平成30年度）

牛	めん羊	山羊
0頭	0頭	0頭

※ 平成29年4月より月齢区分による検査は廃止となり、牛およびめん羊については、生体検査で疑いのあるもののみ検査を行う。

3. 残留有害物質モニタリング検査（平成30年度）

牛 1,002件、豚 1,970件、鶏 174件

4. 枝肉の拭き取り検査（平成30年度）

牛 778件、豚 570件

5. 認定小規模食鳥処理場監視（平成30年度）

処理場数 2施設、監視件数 2件

第7章 子ども未来部

[子ども未来部]

1. 次世代育成支援

- (1) 次期秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市子ども・子育て支援事業計画）の策定（予算額 2,362千円）
子ども・子育て支援法および次世代育成支援対策推進法に基づき、令和2年度から5年間を計画期間とする「次期秋田市子ども・子育て未来プラン」を策定する。
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進（予算額 4,463千円）
- ア 元気な子どものまちづくり認定・表彰事業
仕事と子育ての両立支援や、子育てにやさしい活動に取り組む企業を認定・表彰し、社会全体で子どもを生き育てやすい環境づくりを進める。
- イ 秋田市版イクボス宣言プロジェクト
秋田市イクボス企業同盟として、加盟企業が相互に連携しながら、だれもが働きやすい職場環境づくりに取り組むことを支援するとともに、部下の仕事と子育ての両立を応援する上司を目指す「子育て応援リーダー宣言～秋田市版イクボス宣言～」のさらなる普及を図り、子どもを安心して生き育てられる社会の実現を目指す。
- ウ 秋田市オリジナル父子手帳
父親向けに、妊娠・出産期から子育て期にわたり、子どもの成長や家族の歩みを記録する秋田市オリジナル父子手帳「パパと〇〇ちゃんのおもいでぶっく」を配布する。
- (3) ふたりの出会い応援事業（予算額 5,703千円）
- ア シングルズカフェ秋田
20代から30代の独身男女を対象としたシングルズカフェを開催し、出会いの場を提供する。また、映画鑑賞と交流会を組み合わせた出会いの場を開催するほか、セミナー開催により真剣な交際、結婚を意識付ける取組を実施する。
- イ あきた結婚支援センター登録料の補助
シングルズカフェ秋田に参加した実績のある秋田市在住者に、登録料の半額を補助し、会員登録を促す。マッチングなどの支援を受けやすくすることで結婚を支援する。
- (4) 若者支援（予算額 6,333千円）
社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、一人ひとりの課題に寄り添い伴走型で支援する若者のためのしごと塾を開催する。

2. 母子福祉

- (1) 災害遺児への援助（予算額 40千円）
交通遺児のほか、労働災害、自然災害で、遺児となった義務教育終了前の子どもたちに対し、年1回12月に1人5,000円の激励金を支給している。
- ア 対象者 8人
- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付（予算額 12,092千円）
母子父子家庭や寡婦の生活安定を図るため、修学資金などを貸し付けしている。
- ア 資金の種類 事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・就学支度・結婚
- イ 貸付金額・据置期間・償還期限・利率は資金の種類によって異なる。

(3) 児童夜間養護等（トワイライトステイ）事業 (予算額 1,584千円)

仕事の都合等で保護者の帰宅が恒常的に夜間に及んだり、休日に不在等の際、児童に対する生活指導や家事の面等で支障が生じている場合に、その児童を母子生活支援施設に通所させ、生活指導する。

ア 実施施設 秋田婦人ホーム、秋田聖徳会若草ハイム

イ 事業費単価 平日 1,500円、土曜日・日曜日・祝日 2,700円

(4) 児童短期入所生活援助（ショートステイ）事業 (予算額 1,345千円)

保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難な場合、児童福祉施設等に入所させることにより、子育て支援を進める。

ア 実施施設 秋田赤十字乳児院、感恩講児童保育院、聖園天使園、秋田わかばハイム

イ 事業費単価 10,700円（2歳未満児） 5,500円（2歳以上児）

(5) 母子生活支援施設 (予算額 184,954千円)

母子世帯において児童の福祉に欠ける場合、当該母子世帯を母子生活支援施設において保護するとともに、自立に向けた支援を行う。

(平成31年4月1日現在)

名称	経営主体	所在地	開設	定員 (世帯)	職員 (人)	敷地 (m ²)	建物 (m ²)
秋田婦人ホーム	(福)秋田婦人ホーム	檜山古川新町41-2 TEL 831-1467	S 8.11.25	20	15	城南園と共用 3,420.79	1,432.80
秋田わかばハイム	(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	南通築地2-6 TEL 832-3624	S 16.4.1	20	15	1,694.49	1,362.83
秋田聖徳会若草ハイム	(福)秋田聖徳会	川元小川町1-4 TEL 823-1208	S 11.10.1	20	14	1,382.00	1,394.70

3. 子ども福祉医療 (予算額 684,849千円)

乳幼児、小中学生、ひとり親家庭等の児童の健康保持と経済負担の軽減を図ることを目的に、県の制度と合わせて市独自の医療給付事業を実施している。

(1) 乳幼児の医療費を助成

ア 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（2歳以上の外来のみ所得制限適用）

イ 0歳児、父母の市（区町村）民税所得割が非課税の乳幼児は保険診療に係る自己負担金額の全額を助成
ウ 父母ともに又はいずれかの市（区町村）民税所得割が課税の1歳から6歳児は保険診療に係る自己負担金額の半額を助成（受給者は半額を負担するが、その上限額は1レセプト千円まで）

(2) 小中学生の医療費を助成

ア 6歳に達する日以後の最初の4月1日から中学校又は特別支援学校の中学部修了年度の3月31日までの間にある児童（所得制限適用）

イ 父母の市（区町村）民税所得割が非課税の児童は保険診療に係る自己負担金額の全額を助成

ウ 父母ともに又はいずれかの市（区町村）民税所得割が課税の児童は保険診療に係る自己負担金額の半額を助成（受給者は半額を負担するが、その上限額は1レセプト千円まで）

(3) ひとり親家庭、父母のいない児童、父又は母が重度の身体障害者手帳保持者である家庭の児童の医療費を助成

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（社保本人非該当、所得制限適用）

(4) 医療費の給付状況（平成30年度実績）

		支給金額 (千円)	支給件数 (件)	受給者数 (人)	備 考
福祉医療費	乳 幼 児・小中学生	516,610	362,274	20,287	平成31. 3. 31現在
(県制度活用部分)	ひ と り 親 家 庭 等 の 児 童	98,918	46,303	3,157	〃
福祉医療費（市単独制度部分）		15,839	6,664	326	〃

4. 青少年の非行防止および健全育成

(1) 少年指導センター (予算額 2,488千円)

地域における総合的かつ計画的な少年指導の拠点として、少年の非行防止に関係する機関・団体および少年指導委員による街頭巡回、有害環境の浄化、広報活動を通して非行防止活動の推進を図る。

また、少年相談活動として、相談専用電話『わかくさ相談電話』（TEL 884-3868）を設置し、青少年に関わる悩みや心配事の相談に応じる（平成30年度街頭巡回指導実施延べ回数103回、活動延べ人数819人、わかくさ相談電話相談件数18件）。開所時間は午前9時～午後5時。

(2) 社会教育関係団体等の育成・活性化

社会教育関係団体が行う社会教育事業等に対して補助金を交付し、自主的かつ適切な活動をするための支援を行う。

社会教育関係補助団体等（平成30年度）

名 称	会 員 等	補助額（千円）
青少年育成秋田市民会議	加入団体 51 個人 121人	100

(3) 青少年の健全育成

青少年健全育成関係団体と連携し、各団体等が行っている青少年健全育成に関する活動や事業の支援に努め、青少年の健全育成を図る。

5. 児童福祉

(1) 延長保育事業 (予算額 83,421千円)

保護者の勤務形態の多様化に対応するため、保育時間を延長して児童を保育する。

ア 保育時間 実施施設で設定

イ 保育料 実施施設で設定（公立保育所は1日200円、上限月3,000円）

ウ 実施施設 82施設（私立76施設、公立6施設で実施）

(2) 一時預かり事業 (予算額 133,279千円)

保護者のパート就労や疾病等により、一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する。

ア 保育時間 実施施設で設定

イ 保育料 実施施設で設定（公立保育所は1日1,400円）

ウ 実施施設 74施設（私立68施設、公立6施設で実施）

(3) 障がい児保育事業 (予算額 58,633千円)

障がい児に対し専任の保育士を配置するなどし、障がい児の受け入れを図る。

(4) 特定保育事業 (予算額 2,149千円)

保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、短時間保育（1日あたり4時間）を実施する。

(5) 病児・病後児保育事業（病後児対応型） (予算額 22,484千円)

病気回復期で家庭や保育所等での保育が困難な児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就

労の両立を支援する。

あきた保育園、あおぞら幼保連携型認定こども園、ナーサリーふじで実施。

- (6) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）（予算額 26,226千円）
児童が保育中に体調不良となった場合の緊急対策として、保護者が迎えに来るまでの間一時的に預かる。
やまばと保育園、ごしょの保育園、牛島ルンビニ園、グリーンローズてがた保育園、あきた中央こども園、あおぞらなないろ園で実施。
- (7) 病児・病後児保育事業（病児対応型）（予算額 25,858千円）
病気の回復期に至らず、家庭や保育所等での保育が困難な児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。
市立秋田総合病院、中通総合病院で実施。
- (8) すこやか子育て支援事業（予算額 162,965千円）
認定こども園、認可外保育施設およびへき地保育所等に入園している児童の保育料を一定の所得制限のもと一部補助することにより、子育ての経済的負担の軽減を図る。
- (9) 認定こども園預かり保育料助成事業（予算額 5,088千円）
認定こども園で預かり保育を利用する1号認定の児童の預かり保育料を一定の所得制限のもと一部補助することにより、子育ての経済的負担の軽減を図る。
対象人員 1,100人
- (10) 認可外保育施設保育料助成事業（予算額 4,392千円）
認可外保育施設（幼稚園2歳児、事業所内保育所を除く）へ入所している児童の保育料と認可保育所保育料との差額（それぞれ(8)すこやか子育て支援事業費助成後）に対して一定の所得制限のもと一部補助することにより、子育ての経済的負担の軽減を図る。
- (11) 第2子以降保育料無償化等事業（予算額 210,153千円）
現在第1子を持つ世帯で、平成28年4月2日以降に子どもが生まれた世帯を対象として、一定の所得制限のもと、第2子以降の保育料を無償化又は半額助成することで、子育て環境の向上および出生数の増加を図る。
- (12) 第1子保育料無償化事業（予算額 53,068千円）
平成30年4月2日以降に第1子が生まれた世帯を対象として、一定の所得制限のもと、当該子どもの保育料を無償化することで、子育て環境の向上および出生数の増加を図る。
- (13) ブックスタート推進事業（予算額 2,556千円）
4か月以上1歳未満の乳児とその保護者を対象に、市立図書館等において読み聞かせを行うとともに、絵本等を入れたブックスタートパックを配布する。
- (14) 幼児園運営委託事業（予算額 33,527千円）
幼児園3か所の運営を委託する。
- (15) 子ども広場運営事業（予算額 20,663千円）
フォンテAKITA内に、子育てを行う市民の交流および情報交換の場を提供するとともに、託児等を行うことにより子育てを支援する。
- (16) 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業（予算額 245千円）
幼保連携型認定こども園に必要な保育教諭の確保に当たり、特例制度（保育士資格および幼稚園教諭免許状の取得に必要な試験等が一部免除となる制度）を利用して、職員に当該資格又は免許状を取得させた園に対し補助を行う。
- (17) 3歳未満児定員拡大推進事業（予算額 1,528千円）
平成30年度に3歳未満児定員拡大による新規雇用保育士の賃金等の補助事業を実施した施設に対し、拡大

したことにより減額となった給付費の差額を補助する。

- (18) 保育士人材確保推進事業 (予算額 7,724千円)
 保育士等の就労を支援することで、保育士不足の解消を図り、保育施設における受入枠拡大につなげる。
- (19) 企業主導型保育推進事業 (予算額 10,000千円)
 企業主導型保育事業を推進し、保育受入枠の拡大につなげ、待機児童の解消を図る。
- (20) 奨学金返還助成事業 (予算額 3,752千円)
 保育士・保育教諭を対象に、市内認可保育所等に就職することなどを要件とした奨学金返還助成を行い、人材確保を図る。
- (21) 子ども・子育て支援システム更新経費 (予算額 59,003千円)
 教育・保育施設の利用にかかる支給認定および利用決定、保育料算定を円滑に行うため、新たに子ども・子育て支援システムを構築する。
- (22) 市内特定教育・保育施設および特定地域型保育事業一覧
 年齢別入所状況 (平成31年4月1日現在)

公立保育所

施設名	定員 (人)	3歳未満児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計(人)	開所時間	一時預かり
寺内保育所	120	41	21	49	111	7:00~19:00	○
河辺保育所	150	42	19	60	121	7:00~19:00	○
岩見三内保育所	39	12	9	14	35	7:00~19:00	○
新波保育所	34	6	3	6	15	7:00~19:00	○
川添保育所	89	24	12	23	59	7:00~19:00	○
雄和中央保育所	33	8	4	9	21	7:00~19:00	○
公立計	465	133	68	161	362		

私立保育所

施設名	定員 (人)	3歳未満児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計(人)	開所時間	一時預かり
第一ルンビニ園	150	63	28	52	143	7:00～20:00	○
第二ルンビニ園	150	59	31	55	145	7:00～20:00	○
城南園	60	25	13	6	64	7:00～19:00	○
日新保育園	150	55	30	59	144	7:00～19:00	○
勝平保育園	150	64	29	60	153	7:00～19:00	○
あきた保育園	90	39	18	34	91	7:00～19:00	○
はねかわ保育所	50	14	9	16	39	7:00～19:00	○
白百合保育園	210	91	37	80	208	7:00～20:00	○
白百合いずみ保育園	120	54	23	40	117	7:00～20:00	○
こぼと保育園	110	46	22	44	112	7:00～19:00	○
大野保育園	140	63	24	49	136	7:00～19:00	○
かんば保育園	130	56	23	41	120	7:00～19:00	○
北保育園	45	21	10	18	49	7:00～19:00	
やまばと保育園	70	39	16	29	84	7:00～19:00	○
ひがし保育園	70	31	13	29	73	7:00～19:00	○
みどり保育園	70	31	15	27	73	7:00～19:00	○
さくら保育園	100	42	20	39	101	7:00～19:00	○
グリーンローズ保育園	50	44	—	—	44	7:00～19:00	○
こひつじ保育園	72	32	15	29	76	7:00～19:00	○
ごしよの保育園	180	76	31	65	172	7:00～20:00	○
ふじ保育園	120	52	25	47	124	7:00～19:00	○
こどものくに保育園	60	28	13	24	65	7:00～19:00	○
あさひ保育園	90	41	17	36	94	7:00～20:00	○
上北手保育園	100	46	17	45	108	7:00～19:00	○
みつば保育園	40	18	6	15	39	7:00～19:00	○
わかこま第一保育園	110	46	18	34	98	7:00～20:00	○
わかこま第二保育園	90	37	15	19	71	7:00～20:00	○
秋田駅東保育園	69	61	—	—	61	7:00～19:00	○
南通りすこやか保育園	60	22	11	19	52	7:00～20:00	○
こどものいえ保育園	28	11	5	10	26	7:00～20:00	○
こぐま保育園	30	11	5	10	26	7:00～19:30	○
ナーサリーふじ	120	46	22	43	111	7:00～21:00	○
かわしり保育園	60	27	12	20	59	7:00～20:00	○
ほどの保育園	72	35	12	24	71	7:00～20:00	○
グリーンローズてがた保育園	70	33	14	29	76	7:00～20:00	○
牛島ルンビニ園	70	34	14	28	76	7:00～20:00	○
ナーサリー土崎	120	52	24	42	118	7:00～20:00	○
かわぐち保育園	60	24	11	20	55	7:00～20:00	○
キッズステーションしょうぐんの	39	31	—	—	31	7:00～19:00	
くれよんハウス	60	23	8	23	54	7:00～20:00	
やどめ保育園	70	32	13	28	73	7:00～19:00	○
みそのベビー保育園	70	61	—	—	61	7:30～19:00	
愛美保育園	60	31	13	20	64	7:00～20:00	○
キッズ秋田ひろおもて保育園	40	16	8	12	36	7:00～19:00	
あらやほいくえん	36	21	0	0	21	7:00～19:00	○
ばんだ保育園	30	13	5	1	19	7:00～20:00	○
私立計	3,941	1,796	695	1,338	3,829		

認定こども園

施設名	定員 (人)	3歳未満児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計(人)	開所時間	預かり保育
のびのびこども園	135	18	17	37	72	7:00～19:00	○
にいだこども園	216	86	44	77	207	7:00～19:00	○
こまどり幼稚園・保育園	140	50	30	71	151	7:30～19:00	○
四ツ小屋	80	36	16	35	87	7:00～19:00	○
外旭川わんわんこども園	145	28	22	64	114	7:00～19:00	○
聖園幼稚園	70	5	24	47	76	7:30～19:00	○
聖霊幼稚園・保育園	46	21	10	24	55	7:30～18:30	○
土崎幼稚園	10	0	4	2	12	7:30～18:30	○
土崎カトリックこども園	75	31	22	39	92	7:30～18:30	○
山王幼稚園・保育園	146	40	28	62	130	7:00～19:00	○
太陽幼稚園 ベビー園	87	37	19	36	92	7:00～19:00	○
けやき平こども園	50	16	7	13	36	7:00～19:00	○
勝平幼稚園 ひよこ保育園	93	39	18	40	97	7:30～19:00	○
あさひかわこども園	78	29	13	36	78	7:00～19:00	○
あおぞらこども園	120	50	21	45	116	6:30～20:00	○
港北幼稚園	10	0	3	3	6	7:20～19:00	○
ひかり幼稚園	30	9	8	13	30	7:30～18:30	○
ルーテル愛児幼稚園	60	0	26	48	74	7:00～19:00	○
ウェルビューいずみこども園	90	45	18	36	99	7:00～19:00	○
御所野幼稚園	52	4	11	26	41	7:00～19:00	○
あきた風の遊育舎	196	89	39	79	207	7:00～19:00	○
こうほく風の遊育舎	146	64	26	54	144	7:00～20:00	○
あきた中央こども園	110	47	19	46	112	7:00～19:30	○
サン・パティオこども園	86	37	18	28	83	7:00～19:00	○
あおぞらなないろ園	99	45	14	7	66	6:30～20:00	○
秋田認定こども園	70	27	15	26	68	7:00～19:00	○
ならやま認定こども園	90	42	18	37	97	7:00～19:00	○
認定こども園計	2,530	895	510	1,041	2,446		

※定員・児童数は2号、3号認定

小規模保育事業所

施設名	定員 (人)	3歳未満児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計(人)	開所時間
カナリヤベビー園	19	11	0	0	11	7:00～19:00
大町子供の家	18	11	0	0	11	7:00～18:00
めばえ保育園	19	10	0	0	10	7:30～19:00
エンジェルハウスかつひら	12	8	0	0	8	7:30～19:00
ナーサリースクール小鳥の木	12	1	0	0	1	7:30～18:30
秋田みなと園	19	10	0	0	10	7:00～18:30
Kid'sPatio!あきたルーム	16	9	0	0	9	7:30～18:30
さくらんぼ保育園	19	14	0	0	14	7:00～18:00
豆の木保育園	19	14	0	0	14	7:30～18:30
きらきら保育園	12	7	0	0	7	7:30～18:30
わかばベビー保育園	14	10	0	0	10	7:30～18:30
シエルアンジュ園	18	14	0	0	14	7:00～20:00
広面みなと園	19	14	0	0	14	7:00～18:30
もりのらくえん	14	5	0	0	5	7:00～20:00
チェリッシュ保育園	19	8	0	0	8	7:30～19:00
シエル2号館	18	1	0	0	1	7:00～20:00
小規模保育事業所計	267	153	0	0	153	

事業所内保育事業所

施設名	定員 (人)	3歳未満児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計(人)	開所時間
オレンジリー	7	3	0	0	3	8:00～21:00
ほっくんキッズハウス	7	2	0	0	2	7:30～18:30
し～な保育園	9	8	0	0	8	7:00～19:00
きらら保育園かんと通り	15	11	0	0	11	7:00～21:00
事業所内保育事業所計	38	24	0	0	24	

※定員・児童数は地域枠

その他

施設名	定員 (人)	3歳未満児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計(人)
広域受託	-	8	2	4	14

合計

	定員 (人)	3歳未満児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計(人)
総合計	7,241	3,009	1,275	2,544	6,828

- (23) 子ども未来センター運営事業 (予算額 13,972千円)

地域や関係機関との連携を強化しながら児童福祉環境の充実を図る。

- ・子育てや家庭等に関する総合相談
- ・女性の悩み相談
- ・親子のふれあい広場の開催
- ・子育てに関する情報の提供
- ・地域における子育て支援および育児サークルの支援
- ・子育てボランティアの育成

- (24) 子育て支援ネットワーク事業 (予算額 325千円)

地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、地域主導による子育て支援活動を継続できるよう支援する。

- (25) 児童虐待防止推進事業 (予算額 12,088千円)

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、関係機関との連携強化や支援体制を整備し、子どもとその家庭等に対し、必要な支援を一体的に行う。

- (26) 養育支援訪問事業 (予算額 1,092千円)

養育支援が必要であると判断した家庭に対し、養育支援を行う者がその居宅を訪問し、家事援助・育児支援、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

- (27) ファミリー・サポート・センター運営事業 (予算額 9,898千円)

子育てを支援する人（協会員）と支援してもらいたい人（利用会員）の相互援助活動により一時預かり等を行い、子育て家庭を支援する。

- (28) ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 (予算額 2,003千円)

ファミリー・サポート・センター利用会員の経済的負担を軽減し、働きながら安心して子育てができるよう支援するため、ファミリー・サポート・センター利用料金の1/2の助成を行う。

- (29) 子育てサービス利用者支援事業 (予算額 3,889千円)

子育て家庭と多様な教育・保育施設等や子育て支援事業等とのマッチングを行い、子育て家庭が最適な子育て支援サービスを利用できるよう支援する。

- (30) 在宅子育てサポート事業 (予算額 38,655千円)

在宅で子育てをしている家庭に対し、複数の子育て支援サービスが受けられる①「子育てサポートクーポン券」および大森山動物園年間パスポート引換券を交付する。また、平成30年4月2日以降に生まれた第3子以降の就学前児童を在宅で子育てをしている家庭に対して、②「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。

- ・事業対象 ①就学前児童を在宅で育児中の家庭
②平成30年4月2日以降生まれの第3子以降の就学前児童を在宅で育児中の家庭
- ・支援サービス内容
 - ア わんぱくキッズのおでかけプラン (①、②共通)
 - イ 在宅ママ・パパのゆっくりプラン (①、②共通)
 - ウ 親子の絵本プラン (①、②共通)
 - エ なかよし親子でおでかけプラン (①、②共通)
 - オ はいポーズ!プラン (①、②共通)

- カ 急な病気でも安心プラン (②のみ)
キ いつでもお助けタクシープラン (②のみ)

6. 幼稚園

- (1) 幼稚園就園奨励事業 (予算額 198,701千円)
保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減し、従来型の幼稚園への就園を奨励するため、幼稚園就園奨励費補助金等を交付する。
対象人員 869人
- (2) 幼稚園すこやか子育て支援事業 (予算額 4,669千円)
新制度対象の幼稚園、従来型の幼稚園に入所している児童の保育料を一定の所得制限のもと助成することにより、子育ての経済的負担の軽減を図る。
新制度対象の幼稚園 対象人員 189人
従来型の幼稚園 対象人員 615人
- (3) 幼稚園預かり保育料助成事業 (予算額 4,751千円)
預かり保育を利用する満3歳以上の幼稚園入園児童の預かり保育料を一定の所得制限のもと一部補助することにより、子育ての経済的負担の軽減を図る。
対象人員 809人
- (4) 幼稚園一時預かり事業 (予算額 7,833千円)
新制度対象の幼稚園が実施する一時預かり（保護者のパート就労や疾病等により、一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する）について、費用の一部を補助する。
- (5) 私学振興助成事業 (予算額 3,616千円)
幼稚園教育の振興を図るため、秋田市私立幼稚園（従来型）に対し、運営費および事業費の一部を補助する。

7. 放課後児童対策

- (1) 児童館活動の充実
児童館等42施設で、安全な遊び場を提供するとともに、児童厚生員による遊びの指導を行う。
また、秋田市が委嘱した地域の各種団体関係者等で構成する運営委員会や、地域のボランティア組織である児童育成クラブ等を活用し、地域と連携した児童の健全育成を図る。
- ア 児童館の利用時間
児童の利用は、月曜日から金曜日までは午後1時30分～午後6時30分。ただし、小学校の長期休業期間や土曜日等は午前8時30分～午後6時30分（児童の利用時間帯以外は一般利用も可能）。
- イ 児童館運営体制の強化 (予算額 30,151千円)
各館に児童厚生員を2名配置しているほか、利用児童数が多い12児童館に1名増員し、児童のきめ細かい指導と運営管理の強化を図る。
また、特別な支援を要する児童が利用する4児童館等に児童館補助員（臨時職員）を配置し、利用児童へのきめ細かい指導体制を整備する。
さらに、児童館等および放課後児童クラブの職員の指導を行うため2名配置していたコーディネーターを2名増員し、指導体制の強化を図る。
- (2) 放課後児童健全育成事業 (予算額 362,452千円)
国の子ども・子育て支援交付金を活用して、留守家庭児童の親の会など民間団体に、放課後児童の保育を行う放課後児童クラブ（47クラブ）の運営を委託する。
- (3) 放課後子ども教室推進事業 (予算額 52,585千円)
放課後子ども教室推進事業を、児童館等において、児童館運営事業と並行して実施し、利用児童を指導・管理する教育活動推進員を各館に配置（児童厚生員と兼務）するとともに、子どもたちへの自主学習を支援

する学習アドバイザーを配置するなどして、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を提供する。児童厚生員兼教育活動推進員96名、学習アドバイザー11名、コーディネーター4名を配置する。

(4) 児童館等整備事業

(予算額 85,125千円)

放課後の子どもたちに安全・安心な居場所を提供するため、建築から39年が経過し老朽化が進行した広面児童館について移転改築を行う(令和3年度開館予定。今年度は、用地取得、造成工事等を実施)。

また、明德児童センターおよび飯島児童センターについては、老朽化がみられる屋根および外壁に関する大規模改修を実施し、施設の長寿命化を図る。

◎ 児童厚生施設

施設名	開設年度	構造	延床面積(m ²)	備考
浜田児童館	昭45	木造平屋建	105.94	平13増築
将軍野児童館	昭49	木造2階建	168.48	
旭北児童館	昭52	木造平屋建	184.87	
仁井田児童館	昭54	〃	240.93	
広面児童館	昭55	〃	230.21	
土崎児童館	昭55	〃	345.46	
大住児童館	昭57	木造2階建	250.23	
日新児童館	昭59	〃	257.53	
旭川児童館	昭60	木造一部鉄骨造 2階建	297.00	
泉児童センター	昭62	木造一部鉄骨造 平屋建	303.29	
土崎南児童センター	平元	〃	314.82	
港北児童センター	平2	〃	315.09	
四ツ小屋児童センター	平3	〃	317.99	
飯島南児童センター	平4	〃	317.99	
明德児童センター	平5	〃	323.79	
寺内児童センター	平6	〃	313.02	
東児童センター	平8	〃	322.34	
飯島児童センター	平8	〃	346.12	
外旭川児童センター	平10	〃	361.88	
高清水児童センター	平11	木造一部鉄骨造 2階建	454.58	
下北手児童センター	平12	木造一部鉄骨造 平屋建	405.29	
築山児童センター	平14	木造一部鉄骨造 2階建	491.06	旧築山児童館 昭48開設
桜児童センター	平15	〃	462.90	
金足西児童館	平16	木造一部鉄骨造 平屋建	219.45	
川尻児童センター	平19	川尻地区コミュニティセンター内	345.66	旧川尻児童館 昭48開設
旭南児童館	平21	旭南地区コミュニティセンター内	303.59	旧旭南児童館 昭50開設
保戸野児童館	平23	木造平屋建	281.55	旧保戸野児童館 昭49開設
中通児童館	平24	〃	252.57	旧中通児童館 昭58開設
勝平児童センター	平24	勝平地区コミュニティセンター内	369.78	旧勝平児童館 昭48開設 昭和63増改築
牛島児童センター	平25	木造一部鉄骨造 2階建	370.19	旧牛島児童館 昭56開設
上北手児童館	平26	木造平屋建	278.65	旧上北手児童室 平17開設
御所野児童センター	平27	木造2階建	498.14	旧御所野児童室 平16開設
雄和児童センター	平28	鉄筋コンクリート 3階建	732.84	雄和農村環境改善センターを利活用
八橋児童館	平29	木造平屋建	293.97	旧八橋児童館 昭51開設

8. 母子保健

- (1) 乳幼児健康診査事業 (予算額 72,033千円)
乳幼児健康診査や2歳児歯科健康診査を行い、乳幼児の発育・発達の確認、疾病の早期発見および保健指導を行う。
- (2) 妊産婦保健事業 (予算額 198,464千円)
医療機関において妊産婦健康診査を行い、疾病の早期発見・早期治療を促進し、健康管理の向上を図るとともに、保健指導を必要とする妊産婦および新生児に対して訪問指導を行う。
- (3) 未熟児養育医療給付事業 (予算額 23,676千円)
入院を必要とする未熟児（1歳未満）に対し、養育に必要な医療の給付を行う。
- (4) 小児慢性特定疾病支援事業 (予算額 72,941千円)
対象疾病に罹患する18歳未満（継続の場合は20歳到達まで）の児童に対し医療費を給付するとともに、相談等により自立を支援する。また、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する。
- (5) 不妊治療費助成事業 (予算額 73,480千円)
不妊治療を受けた夫婦に対し、経済的負担の軽減をはかるため、治療に要する費用の一部を助成する。
・特定不妊治療
1回の治療につき20万円（初回は30万円、一部治療は10万円）まで助成。男性不妊治療はさらに15万円（初回は30万円）まで上乗せ。妻の年齢40歳未満は通算9回、40歳以上は通算3回まで。43歳未満が対象。
・一般不妊治療 通算2年間、5万円まで助成
- (6) 育児支援事業 (予算額 5,892千円)
育児不安や育児ストレス等を未然に防ぎ、安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいる家庭に対して訪問指導を行う。
- (7) 栄養指導事業 (予算額 484千円)
乳幼児を対象に望ましい食習慣・生活習慣が確立できるよう、健康教育および健康相談を行う。
- (8) 幼児フッ化物塗布事業 (予算額 5,685千円)
幼児のむし歯罹患率の減少およびむし歯予防に対する保護者の意識付けと正しい知識の普及をはかるため、フッ化物塗布を行う。
・対象 2歳児、3歳児、4歳児、5歳児
・実施方法 歯科医療機関で年1回実施
- (9) 幼児発達支援事業 (予算額 1,906千円)
教育・保育施設などの集団生活の中で表面化する発達障がい等行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続的支援を行う。
- (10) 妊娠期からの相談支援事業 (予算額 6,658千円)
妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的支援を提供する。
- (11) 産前・産後サポート事業 (予算額 1,515千円)
妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立感の解消を図る。
- (12) 母子保健事業 (予算額 586千円)
乳幼児のいる保護者や妊産婦に対し、妊娠・出産・育児に関する情報提供や保健指導を行う。

第8章 環 境 部

[環 境 部]

1. 環境保全対策

秋田市環境基本計画に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に実施する。また、平成23年3月に策定し、平成28年3月に改定した秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を総合的に推進し、市域の温室効果ガス排出量の削減を図る。

また、環境関係法令や主要企業と締結している公害防止協定などの適正な運用により、環境汚染物質や騒音等の削減を図り、市民の健康の保護と生活環境の保全に努めるとともに、自然環境の保全対策を推進する。

(1) 環境基本計画の推進

平成24年3月に改定した秋田市環境基本計画の進捗管理を行い、環境施策の実施状況等を取りまとめ、年次報告書を作成・公表する。

(2) 地球温暖化対策の推進

(予算額 1,604千円)

秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を総合的に推進する。家庭における環境配慮の取組や、省エネルギー、新エネルギー等について市民に広く情報発信するほか、エコドライブを啓発するイベント・講習会および事業者との情報交流のための各種説明会等を開催し、日常活動や事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減を図るなど、市民や事業者に対し、地球温暖化防止のための啓発や支援を積極的に行う。また、秋田市役所環境配慮行動計画およびエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく取組を着実に推進し、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減する。

(3) 地球温暖化対策実行計画策定経費

(予算額 2,390千円)

地球温暖化対策の推進に関する法律により中核市以上の自治体に策定が義務づけられている地球温暖化対策実行計画は、5年ごとに見直すこととしており、令和2年度の改定に向けて、温室効果ガス排出量の将来推計業務および市民・事業者意識調査結果の取りまとめ等の準備作業を実施する。

(4) 再生可能エネルギー発電事業

(予算額 73,800千円)

再生可能エネルギー導入の促進と温室効果ガスの削減を図るため、秋田市総合環境センター最終処分場跡地において民間事業者との包括的施設リース契約によるメガソーラー事業を継続して実施する。

(5) 再生可能エネルギー導入支援事業

(予算額 21,810千円)

再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止および地域経済の活性化等を図るため、市内に設置する住宅用太陽光発電システム、木質ペレットボイラーまたは木質ペレットストーブに対し設置費の一部を補助する。

(6) 次世代エネルギーパーク運営経費

(予算額 2,842千円)

市内の多様な新エネルギー施設等を気軽に見学できる体制を市が整備し、市内外からの見学者を受け入れることで、地球温暖化対策やエネルギー政策に関する理解と関心を高め、環境意識の醸成などを図る。

(7) 情報統合管理基盤運用経費

(予算額 21,820千円)

「情報統合管理基盤」の適切な運用を通じ、市有施設のエネルギー使用の分析等を通じた効果的なエネルギー管理を行う。

(8) 地域E S C O事業

(予算額 8,316千円)

平成24年度に省エネルギー改修等を行った秋田テルサ、サンライフ秋田、保健センターおよび山王中学校の市有4施設についてE S C Oサービスを継続して実施する。

(9) あきエコどんどんプロジェクト事業

(予算額 6,246千円)

市民が気軽に楽しみながら環境配慮行動に取り組むシステムを運用することで、民生家庭部門からの温室効果ガス排出量の削減を図る。

(10) 未来の暮らし創造事業

(予算額 223千円)

将来の環境制約下においても持続可能な「心豊かな暮らし」を実現するため、未活用の地域資源を有する

市内特定地域において市民参加型の座談会・勉強会を実施し、秋田らしい「低炭素で温暖化防止に資する」暮らし方を考えた取組や事業の立案を推進する。

(11) 中小企業等省エネ促進事業 (予算額 50,219千円)

経済産業省等が実施する無料の省エネ診断結果を踏まえて、中小企業者等が行う省エネ設備の導入や、既存設備の運用改善等に必要な経費の一部について補助することにより、中小企業者等の取り組む省エネを促進し、温室効果ガス排出量の効率的な削減を図る。

(12) 有害化学物質対策等の推進 (予算額 9,795千円)

大気、水質、土壌などの環境中のダイオキシン類調査およびダイオキシン類の排出が予想される施設への立入検査を実施する。また、環境大気中のアスベスト濃度調査および環境基準が定められているベンゼンなどの有害大気汚染物質等のモニタリングを実施する。

(13) 環境保全対策の推進 (予算額 68,330千円)

環境関係法令や公害防止協定等に基づき、工場・事業場に対する指導・立入検査等を行うとともに、大気、水質、騒音等の調査を実施し、ホームページ、年次報告書等により情報の提供に努める。また、大気、水質、騒音等の公害苦情について、発生源への指導や当事者間での話し合いの仲介等により早期解決に努める。

ア 公害防止協定および環境保全協定（ゴルフ場）

(ア) 日本製紙(株)秋田工場	昭和45年5月21日	平成18年12月15日（最終改正）
(イ) 秋田製錬(株)	昭和45年12月28日	平成22年11月30日（最終改正）
(ウ) 東北電力(株)秋田火力発電所	昭和46年9月1日（協定）	平成19年3月27日（最終改正）
	平成23年6月10日（覚書）	
(エ) 秋田住友ベーク(株)	昭和49年8月1日	平成26年12月24日（最終改正）
(オ) アルフレッサファインケミカル(株)	昭和52年9月12日	平成31年1月22日（最終改正）
(カ) T i a n m a J a p a n(株)	平成2年10月19日	平成29年7月1日（最終改正）
(キ) 秋田ジンクリサイクリング(株)	平成21年2月24日	平成30年11月9日（最終改正）
(ク) (株)ホクエツ	平成7年9月29日	
(ケ) (株)三井光機製作所秋田工場	平成3年7月1日	平成27年5月26日（最終改正）
(コ) 大成ロテック(株)	平成6年7月28日	
(サ) (有)BMJ河辺処理センター	平成16年10月26日	
(シ) 秋田観光開発(株)	平成4年9月1日	平成22年3月1日（最終改正）
(ス) (株)南秋田カントリークラブ	平成4年9月1日	平成22年3月1日（最終改正）
(セ) 太平山総合開発(株)	平成4年9月1日	平成22年3月1日（最終改正）
(ソ) (公財)秋田市総合振興公社	平成5年6月1日	平成22年3月1日（最終改正）
(タ) (株)松美造園建設工業	平成5年6月1日	
(チ) (株)秋田椿台ゴルフクラブ	平成5年3月30日	平成22年3月1日（最終改正）
(ツ) ノースハンプトンゴルフ倶楽部(株)	平成3年11月20日	平成22年3月1日（最終改正）

イ 公害関係苦情受付状況

単位：件

種類	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
大 気 汚 染		47	30	40	47	44	34	36	33	22	22	36
水 質 汚 濁		0	1	0	0	1	2	3	0	3	4	4
騒 音		23	18	14	12	17	22	23	16	33	24	21
振 動		9	5	4	6	4	7	3	4	1	2	1
悪 臭		17	10	9	26	27	30	27	13	19	17	21
そ の 他		1	0	0	2	4	5	7	14	10	7	4
計		97	64	67	93	97	100	99	80	88	76	87

(14) 自然環境保全対策の推進と環境学習の実施および市民活動への支援 (予算額 4,467千円)

自然環境保全対策では、平成16年度および平成21、22年度に実施した秋田市内の自然環境現況調査の結果をもとに、市民や事業者等への情報提供や開発行為等への指導・助言を行い、自然環境保全行政を推進するとともに、補完調査やモニタリング調査を実施する。

環境学習については、主に小・中学生を対象とした環境学習サポート事業を学校へ出向いて実施する。

そのほか、秋田市自然環境保全条例に基づく市民活動計画として認定した市民団体の活動を引き続き周知・支援するとともに、新たな市民活動計画の立ち上げを促すため、ホームページや広報あきた等によりPRを行うとともに市民団体同士の交流会を実施する。

(15) 自然環境体験活動促進事業 (予算額 1,802千円)

市民の自然環境の保全意識の向上および環境活動に取り組む民間団体の育成を図るため、自然体験教室・自然観察会等を開催する民間団体に対して、交付金を交付する。

(16) ホタル生息環境保全事業 (予算額 601千円)

ホタルを豊かな自然の象徴と捉え、ホタルが生息できる環境づくりを行っている団体を支援する。

平成31年度は、3地区のホタルの生息環境を改善するため、植栽および水路の整備を実施する。

(17) ミズバショウ群生地調査経費 (予算額 395千円)

岩見三内地区にあるミズバショウ群生地は、陸化に伴い、その生育域が縮小している。ミズバショウ群生地の利活用の検討のため、基礎資料を収集する。

2. 清掃事業（ごみ、し尿）

(1) 一般廃棄物処理計画人口（平成31年3月31日現在 住民基本台帳）

区 分		人 口（人）
住 民 基 本 台 帳 人 口		308,163
ご み 計 画 収 集 人 口		308,163
し尿処理人口内訳	し尿くみ取り人口	11,299
	公共下水道人口	258,467
	農業集落排水人口	8,637
	浄化槽人口	29,760

(2) ごみ処理事業

市全域を対象に、家庭から町内の集積所に出されたごみの収集・処理を行う。「粗大ごみ」は、申し込みにより戸別方式（証紙貼付）の収集としている。また、事業所から出るごみは、事業者自ら処分するか、市が許可した業者に依頼する。

ア ごみの分別区分

（平成31年4月1日現在）

区 分		収集回数	収 集 方 法	収 集 形 態	
家 庭 ぐ む み		週 2 回	・ステーション方式 委託6,604カ所	・委託51台 秋田協同清掃㈱ 11台 大洋ビル管理㈱ 9台 (有)協伸産業 9台 秋田清掃事業協同組合 10台 (株)河辺清掃社 3台 (協)秋田クリーン 9台	
資 源	金 属 類	月 1 回 (水)			
	ペ ッ ト ボ ト ル	月 2 回 (水)			
化 物	空 き び ん	月 2 回			・委託 (公財)秋田市総合振興公社 13台 ・古紙回収 協同組合秋田古紙回収協会 12台
	ガ ス ・ ス プ レ ー 缶	月 2 回			
	空 き 缶	月 2 回			
	使 用 済 み 乾 電 池	月 2 回			
	古 紙	月 2 回			
	使 用 済 み 小 型 家 電	随 時	・拠点回収（市内44カ所）	・直営（市）	
粗 大 ぐ む み		申し込み制	・戸別方式（証紙貼付）	・委託 (公財)秋田市総合振興公社 3台	
水 銀 含 有 ぐ む み		月 2 回	・ステーション方式 委託6,604カ所	・委託 (公財)秋田市総合振興公社 13台	

イ ごみ排出量

単位：t

年度		26	27	28	29	30
区分						
家庭ごみ	委託	60,827	59,624	58,460	57,601	56,583
	許可	39,119	38,514	38,173	37,470	35,024
	直接搬入	3,789	3,823	4,018	4,411	4,508
	小計	103,735	101,961	100,651	99,482	96,115
粗大ごみ	委託	558	519	481	484	544
	許可	604	646	597	624	544
	直接搬入	2,392	2,360	2,152	2,682	2,845
	小計	3,554	3,525	3,230	3,790	3,933
資源物	委託	5,045	4,916	4,764	4,711	4,679
	その他	12,638	11,799	11,077	10,484	10,039
	許可	614	603	578	606	608
	直接搬入	46	47	47	45	46
	小計	18,343	17,365	16,466	15,846	15,372
水銀	委託	—	—	5	15	16
公共系ごみ		2,013	1,886	1,702	1,867	1,690
総量	委託	66,430	65,059	63,710	62,811	61,822
	その他	12,638	11,799	11,077	10,484	10,039
	許可	40,337	39,763	39,348	38,700	36,176
	直接搬入 (公共系ごみ含む)	8,240	8,116	7,919	9,005	9,089
	合計	127,645	124,737	122,054	121,003	117,126

※端数処理により数値が合わない場合があります。

ウ 資源化物処理実績（総合振興公社分）

単位：t

年度	26	27	28	29	30
区分					
空きびん	2,705	2,736	2,643	2,523	2,353
空きかん	1,015	943	917	865	821
ペットボトル	828	816	819	851	937
使用済み乾電池	19	20	12	16	16
ガス・スプレー缶	3	4	4	5	3
計	4,570	4,519	4,395	4,259	4,129

※端数処理により数値が合わない場合があります。

エ 集団回収実績（1月から12月までの実績）

単位：t

品目	年	26	27	28	29	30
古紙類		3,874.7	3,733.6	3,567.2	3,434.0	3,297.0
金属類		29.7	34.2	11.4	32.2	42.5
空きびん		16.9	13.2	31.2	9.7	8.1
繊維類		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他		0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		3,921.7	3,781.1	3,609.9	3,475.9	3,347.8

※ びんの重量は、1本の平均重量を0.7kgとして推計した。

オ 集団回収奨励金交付実績

項目	年	26	27	28	29	30
交付団体数（団体）		566	572	572	572	587
延べ実施回数（回）		4,806	4,908	5,280	5,323	5,520
奨励金対象回収量（t）		3,921	3,781	3,609	3,476	3,348
奨励金交付額（千円）		14,760	14,354	13,905	13,583	13,348

カ ごみ処理手数料

区分	単位	金額	施行期日
家庭ごみ（おむつ、刈草、落葉 およびせん定枝を除く）	指定袋容量 1リットル	1円	平成24年7月1日～
搬入された一般廃棄物	※10キログラム	115円(117円)	平成26年4月1日～

※廃棄物が10kg未満であるとき、または10kg未満の端数があるときは、10kgとして計算するものとする。

※搬入された一般廃棄物欄の（ ）内の金額は、消費税率の改正に伴う10月1日からの料金

キ 主な施策

(ア) 不法投棄対策経費 (予算額 11,949千円)

職員、不法投棄監視員および委託によるパトロール、監視カメラの活用、「不法投棄ゼロ宣言事業」の実施ならびに関係機関等との連携などにより、不法投棄の防止に努めるとともに、早期の原状回復が図られるよう指導を行う。

(イ) ごみ減量対策事業 (予算額 24,693千円)

市民団体等が自主的に実施する資源集団回収の普及促進を図るとともに、集団回収の実施団体および回収業者に対し、奨励金を交付する。また、ごみ減量キャンペーンやごみ減量・分別説明会等を開催するとともに、より多くの市民の目に触れるよう、全戸配布されている冊子などにごみ減量に関するコラムを掲載するなど各種媒体・様々な手法を用いて、より効果的な啓発に努める。さらに、衣類の拠点回収を新たに開始し、家庭ごみ減量を促進する。

(ウ) 粗大ごみ戸別収集事業 (予算額 50,897千円)

高齢者への対応やごみ減量対策の一環として、申込みによる戸別方式（証紙貼付）の収集を実施する。

(エ) ごみ集積所巡回事業 (予算額 1,964千円)

ごみ集積所における収集後の排出、資源化物の抜取り、不適正排出などに対処するため、巡回による調査・指導を行う。

(オ) 家庭ごみ処理手数料収納管理関連経費 (予算額 15,295千円)

家庭ごみ用指定袋の小売登録事業者および卸売登録事業者から、指定袋の受注、発注および納品の数量報告を受け、数量の把握、ごみ処理手数料の徴収事務等を行う。

また、製造登録事業者ごとの容量別家庭ごみ用指定袋について、検査機関による規格検査の実施により確認を行う。

(カ) ごみ集積所設置費補助事業 (予算額 8,105千円)

ごみ集積所の収集箱等の設置や修繕および被せネットの購入等に係る経費を補助し、各町内等の負担軽減を図る。

(キ) 生ごみ減量促進事業 (予算額 7,304千円)

生ごみの減量を一層推進するため、家庭でできる生ごみを堆肥化する容器の購入補助に加え、新たに電気式生ごみ処理機の購入に対して補助するほか、水切りの啓発や食品ロス対策を強化し、生ごみ減量につながる取組についての周知を行う。

(ク) 一般廃棄物処理施設整備基金積立金 (予算額 235,321千円)

家庭ごみに係るごみ処理手数料の歳入の総額に相当する額のおおむね2分の1について、処理施設の整備等の関連事業に要する経費へ充てるための基金に積立する。

(ケ) 「ごみ減量アクション」開催経費 (予算額 316千円)

にぎわい交流館を拠点とし、3Rが体験できる講座等を実施するほか、季節に応じた減量啓発と情報提供を実施する。

(コ) 廃棄物発電事業 (予算額 298,630千円)

廃棄物発電によって生じた余剰電力を電気事業者へ売却する。

(3) し尿処理事業

し尿の収集業務は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている6業者を地域割りし、秋田地域の一般家庭のし尿については原則として月1回の定期収集を行っている。

ア し尿処理実績

単位：k0

項目	年度	25	26	27	28	29	30
し尿		22,012	19,498	18,341	17,067	16,295	15,204
浄化槽汚泥		21,792	22,271	21,855	21,432	21,425	21,620
合計		43,804	41,769	40,196	38,499	37,720	36,824

イ し尿くみ取り料金

(平成30年4月1日から適用)

取扱区分	単 位	し尿くみ取り料金	
		秋 田 地 域	河 辺 ・ 雄 和 地 域
定 額 制	一人につき月額（一歳未満を除く）	556円(566円)	—
従 量 制	1800まで	2,181円(2,222円)	
	1800を超える180ごとに	218円(222円)	

※上記料金は「秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱」において行政指導しているもの。秋田地域は一般世帯には定額制を適用し、事業所等または定額制により難しいものには従量制を適用する。河辺・雄和地域は従量制を適用する。定額制における世帯構成員は、前月の初日現在の人員（年齢1歳に満たないものを除く）とする。

※し尿くみ取り料金欄の()内の金額は、消費税率の改正に伴う10月1日からの料金

(4) 浄化槽

ア 浄化槽設置整備事業

年 度	26	27	28	29	30
補 助 基 数 (基)	2	1	1	2	0
補 助 金 額 (千円)	704	352	352	704	0

イ 浄化槽保守点検業者登録件数 (平成30年度)

単位：件

新 規		更 新		抹 消
申 請	登 録	申 請	登 録	
0	0	19	19	0

ウ 浄化槽設置届出件数 (平成30年度)

単位：件

人槽	～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～
合計	46	34	5	6	1	0	0	0	0	0

(5) 一般廃棄物処理施設一覧表

平成31年4月作成

施設名称		総合環境センター	
分類		ごみ処理施設（溶融施設）	ごみ処理施設（前処理破碎施設）
所在地		河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1	同 左
着工		平成10年9月 (増強) 平成21年10月	同 左
竣工		平成14年3月 (増強) 平成24年3月	同 左
敷地面積		432,000.00m ²	左に含む
建築面積		工場棟他 9,784m ² 管理棟 1,399m ² (増強) 用役棟 310m ²	左に含む
延床面積		工場棟他 25,896m ² 管理棟 2,830m ² (増強) 用役棟 620m ²	左に含む
建物構造		RC・SRC・S 地上6階地下1階 (増強) 用役棟 RC 2階	左に含む
プラントメーカー		新日本製鐵(株) (増強) 日鉄エンジニアリング(株)	同 左
処理方式		全連続直接高温溶融炉 (シャフト炉式ガス化溶融炉)	2軸剪断式
公称能力		460 t / 日 (230 t / 日 × 2基)	10 t / 5 h
建設費		20,462,582千円 (増強) 4,966,500千円	左に含む
財源内訳	国庫補助	6,927,415千円 (増強) 996,394千円	左に含む
	起債	12,029,200千円 (増強) 2,976,200千円	左に含む
	一般財源	1,505,967千円 (増強) 993,906千円	左に含む
	その他	— —	—

※ 表中の(増強)とは、処理能力増強等工事の略。

施設名称		総合環境センター	
分類		リサイクルプラザ (再資源化施設)	第2リサイクルプラザ (金属回収施設)
所在地		秋田市河辺豊成 字虚空蔵大台滝1番地1	秋田市河辺豊成 字虚空蔵大台滝1番地3
着工		平成9年9月	平成16年10月
竣工		平成11年3月	平成18年9月
敷地面積		総合環境センター敷地に含む	同左
建築面積		2,551.84m ²	2,034.61m ²
延床面積		5,062.13m ²	3,013.38m ²
建物構造		鉄骨造一部鉄筋コンクリート3階建	鉄骨造一部 鉄骨鉄筋コンクリート4階建
プラントメーカー		三菱重工業(株)	日鉄エンジニアリング(株)
処理方式		(空きびん) : 手選別 (空きかん) : 磁選機、 アルミ選別機、 圧縮機 (ペットボトル) : 圧縮機	(粗大ごみ、金属類) 二軸剪断破碎 + 縦型回転破碎 + 機械選別
公称能力		(空きびん) : 36 t / 5 h (空きかん) : 28 t / 5 h (ペットボトル) : 10 t / 5 h	32 t / 5 h
建設費		1,946,500千円	1,614,400千円
財源内訳	国庫補助	973,250千円	387,325千円
	起債	924,500千円	1,210,500千円
	一般財源	48,750千円	16,575千円
	その他	—	—

施設名称		総合環境センター	
分類		最終処分場	
所在地		秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内	
開設年月		旧埋立地 昭和42年11月 新埋立地 昭和54年4月	
埋立期間		旧埋立地 昭和42年～平成元年 新埋立地 昭和54年～	
埋立地面積		旧埋立地 297,000m ² 新埋立地 191,000m ²	
埋立地有効面積		旧埋立地 150,000m ² 新埋立地 97,000m ²	
埋立容量		旧埋立地 2,270,000m ³ 新埋立地 1,500,000m ³	
処分場の分類		管理型	
浸出水処理方法		旧埋立地 除鉄処理+砂ろ過 新埋立地 Ca除去+標準活性汚泥法+凝集沈殿法+砂ろ過	
浸出水処理能力		旧埋立地 900m ³ /日 新埋立地 1,100m ³ /日	
処理水質		BOD 20mg/ℓ以下 COD 30mg/ℓ以下 SS 10mg/ℓ以下 DXN 10pg-TEQ/ℓ以下	
建設費		一期工事 (S52～S53) 720,082千円 二期工事 (H13～H15) 2,366,250千円	
財源内訳	国庫補助	一期工事 215,746千円 二期工事 239,098千円	
	起債	一期工事 473,800千円 二期工事 1,944,800千円	
	一般財源	一期工事 30,536千円 二期工事 182,352千円	
	その他	-	

※ DXNとは、ダイオキシン類を表す。

施設名称	汚泥再生処理センター	
分類	し尿処理施設 (175kℓ/日)	
所在地	秋田市向浜一丁目13番1号	
着工	平成23年9月	
竣工	平成25年1月	
敷地面積	45,835.55m ²	
建築面積	2,752.30m ²	
延床面積	4,543.52m ²	
建物構造	鉄筋コンクリート3階建地下1階	
プラントメーカー	水ing(株)	
処理方式	固液分離・希釈放流方式	
公称能力	175kℓ/日	
建設費	860,710千円	
財源内訳	国庫補助	231,605千円
	起債	541,200千円
	一般財源	87,905千円
	その他	—

3. 産業廃棄物

平成30年度実績 申請件数 42件 許可件数 42件

単位：件

種 類	新 規		更 新		変 更		譲受・借受		合併・分割	
	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可
産業廃棄物収集運搬業	1	0	15	15	0	0	—	—	—	—
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	0	0	4	3	0	0	—	—	—	—
産業廃棄物処分業	1	3	14	14	2	2	—	—	—	—
特別管理産業廃棄物 処分業	0	0	2	2	0	0	—	—	—	—
産業廃棄物 処理施設設置	2	2	—	—	0	0	1	1	0	0
一般廃棄物 処理施設設置	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0
合 計	4	5	35	34	2	2	1	1	0	0

第9章 産業振興部

[産業振興部]

I. 商工業の振興

1. 企業の活性化の推進

(1) 商店街振興事業

地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりを促進するため、意欲ある商店街を支援する。

ア 商店街振興事業資金貸付事業 (予算額 5,000千円)

商店街が各種事業を実施する際、「つなぎ資金」として無利子で一時的に貸し付けを行い、商店街の資金繰りを支援する。

イ 商店街ソフト事業 (予算額 4,300千円)

商店街の競争力強化を図るため、商店街等が実施する各種ソフト事業に対して補助する。

ウ 商店街街路灯等電気料補助事業 (予算額 1,300千円)

商店街の振興、交通安全、防犯等のため、商店街等が共同で設置した街路灯等の電気料に対して補助する。(補助率 電気料の35%以内)

エ 商店街共同施設設置事業 (予算額 276千円)

公共の利便に供する公共性の高い共同施設の整備に補助する。

オ 商店街ブラッシュアップ事業 (予算額 500千円)

外部専門員を交えたワークショップ等によりブラッシュアップした事業計画を特別認定し、事業費の一部を補助する。(補助率 対象経費の50%以内、限度額500千円)

(2) 商店街空き店舗対策事業 (予算額 5,170千円)

空き店舗解消による商店街のにぎわいを創出するため、商店街および秋田市立地適正化計画における都市機能誘導区域の空き店舗への出店に対して補助する。

(3) 商業関係団体助成事業 (予算額 11,400千円)

市内中小企業者の経営の改善発達を促進するため、秋田商工会議所と河辺雄和商工会の経営改善普及事業等を支援する。

(4) 中小企業金融対策事業 (予算額 6,241,402千円)

ア 一般事業資金、小口零細企業資金、創業資金、創業資金(無担保・無保証人枠)、産業活力創造資金(緊急経営支援資金枠、新商品等開発資金枠、農商工連携促進資金枠、新分野進出資金枠、設備近代化資金枠、商店街空き店舗等利用資金枠、商業施設整備資金枠)からなる融資制度

市内中小企業の経営安定と健全な発展を促進するため、長期・低利の融資あっせんを行う。

- ・ 預託先 各金融機関
- ・ 保証料補助 236,923千円
- ・ 預託金 6,000,000千円
- ・ 利子補給金 4,479千円

イ 秋田市中企業融資あっせん状況(一般事業資金)

種 別	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
総 数	413	3,999,219	532	6,143,907	575	6,223,376	536	5,928,071	
業 種 別	建 設 業	114	1,125,529	145	1,595,112	125	1,525,380	129	1,508,418
	製 造 業	28	284,270	62	641,880	64	629,374	55	580,297
	飲 食 業	26	171,500	20	211,050	31	261,725	17	189,005
	卸・小売業	131	1,141,560	155	1,811,960	169	1,833,789	163	1,884,671
	サービ業	114	1,276,360	150	1,883,905	186	1,973,108	172	1,765,680

※ 「秋田市中企業融資あっせん制度」一覧表はP146~149に掲載

- (5) 中心市街地商業集積促進事業 (予算額 236,284千円)
- 中心市街地の店舗集積による商業地としての魅力向上と活性化を図るため、中心市街地内の空き店舗および大型商業施設内の空きテナントへの出店を支援する。
- ア 中心市街地出店促進融資あっせん制度
設備近代化資金、空き店舗利用資金からなる融資制度
- ・預託先 各金融機関
 - ・保証料補助 4,584千円
 - ・預託金 160,000千円
 - ・利子補給金 5,127千円
- イ 中心市街地商業集積促進事業補助制度
中心市街地内の空き店舗や大型商業施設内の空きテナントに出店する者に対し、賃借料等の一部を補助する。
- ・賃借料補助 41,889千円
 - ・改装費補助 20,000千円
 - ・宣伝広告費補助 4,000千円
 - ・事務費等 684千円
- (6) チャレンジオフィスあきた運営経費 (予算額 20,035千円)
チャレンジオフィスあきたの機能を適切に維持できるよう、施設の維持管理を行う。
- (7) 創業支援事業 (予算額 20,782千円)
専門職員によるチャレンジオフィスあきた入居者の育成と経営基盤の強化を行うほか、起業しようとする者等に対して、必要経費の一部を補助し、本市における創業を支援する。
- (8) 中小企業振興基本条例推進事業
条例の制定を契機とし、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、本市経済の持続的な発展および市民生活の向上を目指す。
- ア 推進会議関連経費 (予算額 596千円)
秋田市中小企業振興推進会議を設置し、指針内容の検討や各種施策の検証・評価を行うとともに、条例シンポジウムを開催する。
- イ 創業支援拠点整備事業 (予算額 51,386千円)
創業や新たな事業の創出促進に関する取組拡充のため、本市インキュベーション施設を中心市街地空きオフィスへ移転し、起業家同士の交流促進および創業機運の醸成を図る。
- ウ 中小企業成長支援事業 (予算額 50,000千円)
官民一体となった中小企業成長支援ファンドを創設し、創業期から成長・成熟期までを横断的に支援する体制を構築する。
- (9) キャッシュレス化対応検討経費 (予算額 561千円)
関連技術の動向や先進地の取組等を踏まえながら、本市における決済のキャッシュレス化について、対応方針を検討する。
- (10) 廃止石油坑井保全事業 (予算額 5,008千円)
黒川鉱山の鉱業権者が経営難により油の湧出防止をせず閉山することから、放置による河川等への原油流出防止のため、湧出油の汲み出し等の保全措置を行う。

秋 田 市 中 小 企 業 融 資

市のあっせんを受けるには、市税（市民税、固定資産税、事業所税）を完納していること、事業に必要な許認可を受けていることが必要です。
⑬、⑭の制度を除き、秋田県信用保証協会の保証を得ることが必須条件となります。この場合、信用保証料については、市が補助します。

用途	制度名	対象者(概略)	資金用途
事業資金が必要なき	① 一般事業資金	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること	運転資金 設備資金
	② 小口零細企業資金	次の要件を満たす従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の会社または個人等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④申請時点において、秋田県信用保証協会保証の債務残高が2,000万円以下であること	運転資金 設備資金
	③ 創業資金	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を有すること ③事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業歴が5年未満であること（法人は設立後5年未満） ④商工団体が経営指導を行った事業計画書を添付すること（引き続き6ヶ月以上経営指導を受けること） 無担保・無保証人枠（法人で創業した者の経営者保証を免除） 次の要件を満たす小規模企業者のうち、株式会社、合同会社および企業組合 ①市内に住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を有すること ③事業が1年以上5年未満であり、現在も継続していること ④申請時点において、秋田県信用保証協会保証の債務残高が存在しないこと ⑤商工団体が経営指導を行った事業計画書を添付すること（引き続き6ヶ月以上経営指導を受けること）	運転資金 設備資金
取引先での倒産等困るとき	④ 産業活力創造資金（緊急経営支援資金枠）	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④秋田市融資要綱で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害等の被害により、経営の安定に支障を生じているもの	運転資金 設備資金
新製品等を開発し、商品化する	⑤ 産業活力創造資金（新商品等開発資金枠）	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運転資金 設備資金
農漁業と連携し、携製開品等を商品化する	⑥ 産業活力創造資金（農商工連携促進資金枠）	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、農林漁業者と連携し、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運転資金 設備資金
会社が新たな分野に事業の取組む	⑦ 産業活力創造資金（新分野進出資金枠）	次のいずれかに該当する中小企業者 ①親会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する親会社が、市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと ②子会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する子会社が、設立後1年未満であり、親会社と異なる事業を行うこと ③既存の会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する会社が、既存の業種と異なる事業を行うこと	設備資金
事業所や店舗等を改装・改築し、新たな設備を整える	⑧ 産業活力創造資金（設備近代化資金枠）	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ただし、港湾輸送関連設備は、業種を限定しない ①市内に1年以上住所を有すること（組合は1年未満も可） ②市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること（組合は1年未満も可）	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費、車両の取得費および保証金・権利金等入居に要する資金 （ただし、港湾輸送設備については、港湾輸送関連設備の整備に要する資金）

※1 セーフティネット保証制度（1～4および6号）を利用した場合、0.2%控除

※2 創業等関連保証、創業関連保証又は、セーフティネット保証制度（1～4および6号）を利用しない場合、0.2%加算

あ っ せ ん 制 度 一 覧 表

主 な 融 資 内 容					
限 度 額	利 率	返 済 期 間	償 還 方 法	保 証 人 ・ 担 保 等	取 扱 金 融 機 関
3,000万円	年1.75% (※1)	10年以内 (据置1年以内含む)	一括 または 分割	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合 ・岩手銀行 ・北日本銀行 ・荘内銀行 ・きらやか銀行 ・七十七銀行
2,000万円 (既存の保証付 の借入高がこれ を超過した額を 控除した額)	年1.55%	10年以内 (据置1年以内含む)	一括 または 分割	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は原則不要	
2,000万円 (他借入含め対 象事業費の80% 以内) ※自己資金20%以上	年1.55% (※2) (条件付きで 借入から3年間 年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	一括 または 分割	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	
500万円 (他借入含め対 象事業費の80% 以内) ※自己資金20%以上	年1.55% (条件付きで 借入から3年間 年1.0%の利子補給)			・不要	
3,000万円	年1.75% (※1)	10年以内 (据置2年以内含む)	一括 または 分割	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合
3,000万円 (対象事業費の 80%以内)	年1.75% (※1) (借入から3年間 年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	
3,000万円 (対象事業費の 80%以内)	年1.75% (※1) (借入から3年間 年1.5%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	
1,000万円 (対象事業費の 80%以内)	年1.75% (※1) (借入から3年間 年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人の代表 者のみ ・担保は必要による	
5,000万円 (対象事業費の 80%以内) 組合等は 1億円 (対象事業費の 80%以内)	年1.75% (※1) (借入から5年間 年0.75%の利子補給)	10年以内 (据置6ヶ月以内含む) ※組合等においては、 10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合 ・商工組合中央金庫

用途	制度名	対象者(概略)	資金用途
商店街の空き店舗を利用するとき	⑨ 産業活力創造資金 (商店街空き店舗等利用資金枠)	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ①商店街の空き店舗等を利用すること ②市内に1年以上住所を有すること(創業は1年未満も可) ③市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費および保証金・権利金等入居に要する資金
組合で施設を整備するとき	⑩ 産業活力創造資金 (商業施設整備資金枠)	組合等(事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・協業組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)	組合等の事業共同化のための共同施設または、公衆の利便に寄与する共同施設の建物建築費
中心市街地へ出店する場合や設備を整備しようとするとき(※3)	⑪ 中心市街地出店促進設備近代化資金	中心市街地へ出店する場合や設備を整備する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ①県内に1年以上住所を有すること(組合は1年未満も可) ②県内で1年以上事業所を有し、現に県内で事業を営むもの ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(組合は1年未満も可)	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費、車両の取得費および保証金・権利金等入居に要する資金
	⑫ 中心市街地出店促進空き店舗利用資金	中心市街地へ出店する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ①中心市街地内の空き店舗等に入居、また新・改築すること ②県内に1年以上住所を有すること(創業は1年未満も可) ③県内で1年以上事業所を有し、現に県内で事業を営むもの ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費および保証金・権利金等入居に要する資金
製造業で設備を整備するとき	⑬ 中小製造業設備資金	①市内で同一業種を1年以上行っているもので、製造業・製造小売業の中小企業者、組合等 ②チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者である中小企業者、組合等 ③自己所有の工作物(建築物・施設)からアスベストの除去等を行うため、廃石綿の処理に係る計画書を秋田市環境部廃棄物対策課に提出する中小企業者、組合等	設備資金およびアスベスト対策工事資金
市の工業団地を取得するとき	⑭ 中小企業用地取得資金	市長が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者、組合等	市が特定する団地等(新都市・西部・豊岩)の用地取得資金

※3 中心市街地とは、秋田市中心市街地活性化基本計画において定められた区域および秋田市中心市街地活性化アクションプランに定める計画区域をいいます。

主 な 融 資 内 容					
限 度 額	利 率	返 済 期 間	償 還 方 法	保 証 人 ・ 担 保 等	取 扱 金 融 機 関
5,000万円 (対象事業費の 80%以内)	年1.75% (※1) (借入から5年間 年1.0%の利子補給)	10年以内 (据置6ヶ月以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合 ・商工組合中央金庫
5億円 (対象事業費の 80%以内)	年1.75% (※1) ※10年以上年2.05%	15年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要	
5,000万円 (対象事業費の 80%以内) 組合等は 1億円 (対象事業費の 80%以内)	年1.75% (※1) (借入から5年間 年1.25%の利子補給)	10年以内 (据置6ヶ月以内含む) ※組合等においては、 10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合
5,000万円 (対象事業費の 80%以内)	年1.75% (※1) (借入から5年間 年1.5%の利子補給)	10年以内 (据置6ヶ月以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人は原則法人は代表 者のみ、個人は不要 ・担保は必要による	
1億円 (対象事業費の 85%以内)	年2.75%以下の金融機 関所定金利(全期間 2.0%を上限に利子補 給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人、担保は必要によ る	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合
1億円 (用地取得金額 の85%以内)	年2.75%以下の金融機 関所定金利(借入から 3年間2.0%を上限に利 子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	元金均等 月割返済	・保証人、担保は必要によ る	・秋田銀行 ・北都銀行

2. 企業立地・事業拡大の推進

(1) 企業誘致と設備投資の促進

雇用吸収力や本市産業への経済的、技術的波及効果が高い企業の立地促進を図るため、適切な情報収集のもと、学術・研究機関の研究成果や地元企業の技術蓄積・人材等の地域産業資源、商工業振興条例の奨励措置等を有効活用しながら、トップセールスを含めた積極的かつ効率的な誘致活動を展開するとともに、既存企業の設備投資を促進する。

ア 企業誘致活動 (予算額 8,906千円)

県等関係機関や市東京事務所との連携を図りながら、情報収集活動によりセレクトした企業の訪問を重点的に実施し、本市への進出を促進する。また、誘致済企業のフォローアップを行い、事業拡大や新増設を促す。

イ 商工業振興奨励措置事業 (予算額 286,689千円)

新規企業の誘致や既存企業の振興、雇用の拡大等を奨励するため、商工業振興条例に基づく認定企業に対して、助成を行う。

ウ 工業団地の整備 (予算額 2,339千円)

快適な事業環境の提供を図るため、西部工業団地の環境整備を行うとともに、市工業団地の用地を分譲・貸付けするための活動を行う。

エ 在京経済人交流懇談会の開催 (予算額 2,358千円)

秋田商工会議所と共催する本市と関わりのある在京経済人との懇談会では、本市の施策、立地環境等をPRし、新規企業の誘致や既存企業の受発注拡大を促進する。

(2) 中小製造業設備資金融資あっせん制度 (予算額 234,864千円)

秋田市における中小製造業の設備投資を促進するため、中小企業者等に対する設備資金の融資あっせんその他必要な措置を行う。

(3) 中小企業用地取得資金融資あっせん制度 (予算額 1,346千円)

本市が開発した工業団地に企業の立地を促進するため、中小企業者等に対し、用地取得資金の融資あっせんその他必要な措置を行う。

誘致企業の概要（平成元年以降の受入企業）

（平成31年4月1日現在）

No.	誘致年度	企業名	主要製品名	住所
1	元	広澤工業(株) 秋田工場	OA機器部品、音響機器部品	御所野湯本四丁目1-1 (秋田新都市産業区内)
2	元	ヒーハイスト精工(株) 秋田工場	特殊ベアリング、メカトロ関連部品	豊岩小山字下田454（豊岩工業団地内）
3	元	リコーシステム開発(株) (リコーITソリューションズ(株) 秋田事業所)	各種ソフト	大町三丁目5-1秋田大町ビル
4	2	(株)五十鈴製作所 秋田工場	低圧鋳造機、大型加工部品	御所野湯本四丁目1-4 (秋田新都市産業区内)
5	2	コスモ工機(株) 秋田工場	水道用配水管継手、上下水道用機器材(大口径管)	下浜羽川字五郎池126-2 (下浜工業団地内)
6	3	(株)富士食品 (株)エフ・リンク・コーポレーション 秋田工場)	冷凍食品	新屋島木町1-36（西部工業団地内）
7	3	成幸工業(株) (アキタテクノス(同))	OA・FA機器用特殊ベアリング、同機器関連精密部品	豊岩小山字下田452（豊岩工業団地内）
8	3	(株)ヤマテコーポレーション	自動車部品	御所野湯本四丁目1-5 (秋田新都市産業区内)
9	3	ネグロス電工(株) 技術部秋田研究所	電設資材等の研究開発・製造	御所野湯本四丁目1-7 (秋田新都市産業区内)
10	7	秋田レアメタル(株)	ガリウム・インジウム、二酸化ゲルマニウム、五酸化タンタル	飯島字古道下川端217-9
11	7	(株)大商 (株)大商金山牧場)	生鮮食肉各種	新屋島木町1-39（西部工業団地内）
12	8	日本レスポンスサービス(株) (キヤノンカスタマーサポート(株))	OA機器に関するレスポンスサービス	御所野湯本六丁目2-7 (秋田新都市産業区内)
13	8	(株)ジエムコ (三菱マテリアル電子化成(株))	化成品（導電粉、ゲルマニウム、高純度リン等）	茨島三丁目1-18
14	8	日本新金属(株)	タングステン粉、炭化タングステン粉等、粉末冶金用素材	茨島三丁目1-18
15	11	秋田ガルバー(株)本社工場	熔融亜鉛メッキ加工	向浜一丁目7-3（向浜金属団地）
16	11	秋田石英(株) (株)SUMCO JSQ事業部)	シリコン単結晶製造用高純度石英ルツボ	茨島五丁目14-10
17	14	(株)プレステージ・インターナショナル 秋田BPOキャンパス	顧客サポートサービス受託	新屋島木町1-172（西部工業団地内）
18	15	コーセー化粧品販売(株) 受注センター (株)コーセー受注センター)	販売先からの受注業務	山王六丁目1-3コーセービル内
19	16	損害保険ジャパン日本興亜(株) CRファクトリー	保険業務に関する顧客サービス	新屋島木町1-188（西部工業団地内）
20	16	秋田エルピーダメモリ(株) (パワーテックテクノロジー秋田(株))	半導体の先端・特殊パッケージ開発・設計・組立・製造	雄和石田字山田89-2

No.	誘致年度	企業名	主要製品名	住所
21	19	(株) エス・エフ・ティー 秋田開発センター	組込ソフトなどのソフトウェア開発	中通二丁目2-32住友生命ビル7F
22	20	秋田ジンクリサイクリング(株)	亜鉛	飯島字古道下川端217-9
23	20	(株) U M N ファーマ	医療品製造	御所野湯本四丁目2-3 (秋田新都市産業区内)
24	20	D O W A テクノロジー(株) 秋田エンジニアリングセンター	プラント設計・建設・設備管理	飯島字古道下川端217-9
25	20	(株) アイケイコーポレーション (株) バイク王&カンパニー	自動二輪車の買取・小売サービス(コールセンター)	旭北錦町1-14秋田錦町ビル7F
26	23	王子チョダコンテナ(株)秋田事業所 (王子コンテナ(株)秋田事業所)	段ボール箱の製造・販売	御所野湯本六丁目2-34 (秋田新都市産業区内)
27	24	秋田ペレット(株)	木質ペレットの製造・販売	河辺戸島字七曲台120-13 (七曲臨空港工業団地内)
28	25	(株) 元氣屋秋田製麺工場	ラーメン(生麺)の製造・販売	河辺諸井字大部511
29	25	(株) エレックス極東 秋田ネットワークセンター	電気保安業務に係るコールセンター業務	山王二丁目1-53秋田山王21ビル6F
30	25	ヤマトパッキングサービス(株) 秋田流通トリニティーセンター	調達・販売支援ソリューション	土崎港相染町字沖谷地170-1 (秋田港産業団地内)
31	26	(株) エスツーカー秋田事業所	データセンターハウジング事業、サーバホスティング事業	中通二丁目2-32山二ビル9F
32	26	コーセープロビジョン(株) コールセンター	通信販売専用化粧品の受注業務	山王六丁目1-3コーセービル6F
33	27	(株) テクノス秋田	ICTサポート、各種システム開発、ICT人材育成・教育、BPOサービス	中通三丁目2-44秋田河北ビル5階
34	27	(株) レオパレス21 東日本ビジネスサポート秋田支店	コールセンター	中通二丁目4-22 レオパレスFlat秋田
35	28	(株) 日本財託管理サービス 秋田コールセンター	コールセンター	中通二丁目4-19 商工中金 第一生命ビル7階
36	28	エア・ウォーター・メディエイチ(株) 秋田サテライトセンター	医療器材等の受託滅菌業務	御所野下堤四丁目2-6
37	29	(株) ジェイテクトIT開発センター秋田	ソフトウェア開発	中通四丁目2-7 日本生命秋田 中央通ビル3F
38	29	(株) パワー・オプティマイザー	ソフトウェア開発	山王中園町9-12-2
39	30	セルスペクト(株)パソロジーセンター	医療機器の設計・開発と製造及び販売	新屋町字砂奴寄4-21
40	30	(株) ブロードバンドセキュリティ 秋田支店	インターネットサポート業	市内
41	30	(株) バイトルヒクマ秋田事業所	システム開発	土崎港南三丁目13-52

※企業名欄の()は組織変更後のものを示す。

※撤退・操業の見込みのない企業は除く。

3. 雇用の拡大と質の向上

若年者の早期離職を抑制するとともに正規雇用化を促進し、雇用の安定と女性の職域拡大を図るほか、秋田市シルバー人材センターを通じて高齢者の就業を支援する。

また、勤労者に対し、秋田市勤労者総合福祉センター（秋田テルサ）、秋田市中高齢労働者福祉センター（サンライフ秋田）等の文化、教養、スポーツ等の場を提供し、勤労者福祉の向上に努めるほか、勤労者への金融の円滑化を図るため、東北労働金庫に対して原資預託を実施するとともに、勤労者の福利厚生の上昇および労働者の職業訓練や雇用促進を図るため、各種事業を実施している労働福祉団体の育成に努める。

(1) 雇用対策の充実

ア 雇用機会の拡大

雇用機会の拡大を図るため、誘致企業をはじめ市内企業に対し、求人票の早期提出を働きかけるとともに、高齢者や障がい者の雇用促進について、関係機関と連携をとりながら啓発に努める。

イ 秋田市シルバー人材センターの充実 （予算額 11,786千円）

高齢化社会にあつて、臨時的・短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大を図るため、秋田市シルバー人材センターの充実および運営の安定化に努める。

ウ 出稼ぎ援護対策 （予算額 105千円）

出稼ぎ者の安全就労推進のため、健康診断を実施する。

エ 若年者就業支援事業 （予算額 7,333千円）

高校生を対象に早期離職の抑制や職業観を醸成するための就職支援講座を実施する。

オ フレッシュマン就労継続サポート事業 （予算額 3,145千円）

新卒新入社員の早期離職を抑制するため「フレッシュマンの集い」と先輩社員を対象とした「メンター育成講座」を開催する。

カ 資格取得助成事業 （予算額 5,935千円）

就職や正規雇用転換、正規雇用者のキャリアアップ等に役立つ資格の取得費用を補助する。

キ アンダー40正社員化促進事業 （予算額 180,436千円）

安定した質の高い雇用の拡大による地元定着の促進を図るため、市内の事業所に勤務する40歳未満の非正規雇用者を正社員化した事業主に対して補助する。

ク なでしこ秋田・働く女性応援事業 （予算額 15,770千円）

働く女性の活躍フィールドの拡大を図るため、女性が働きやすい職場環境の整備をした企業に対して補助する。

(2) 労働福祉対策の強化

ア 労働者福祉の向上

労働者の福祉向上のため、秋田市勤労者福祉サービスセンターを支援するとともに、労働福祉団体の育成強化を図る。

労働金庫預託金	{	一般貸付金	160,000千円
		勤労者福祉サービスセンター育成資金	5,000千円

イ 労働安全衛生・労働災害防止対策の充実

労働者の安全で健康な生活を確保するため、労働安全衛生および労働災害防止対策の拡充について、関係機関と連携をとりながら働きかけていく。

ウ 秋田市勤労者体育センター（西部体育館） （予算額 4,472千円）

秋田市勤労者体育センターの活用により勤労者の健康増進に努める。

エ 秋田市勤労者総合福祉センター（秋田テルサ） （予算額 129,402千円）

勤労者をはじめとする市民に教養文化の向上、健康増進の場を提供する。

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造、地上5階地下1階建

(イ) 延床面積 10,153m²

- (ウ) 総建設費 7,588,000千円
- (エ) 施設内容 体育館、トレーニングルーム、エクササイズルーム、浴室、サウナ、シャワー室、研修室、視聴覚室、図書コーナー、実習室、多目的ホール、リハーサル室、会議室、文化教室、サークル室、ハローワークプラザ御所野、フレッシュワークAKITA（(公財)秋田県ふるさと定住機構が設置）、コーヒールウンジ等
- オ 秋田市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ秋田） (予算額 51,133千円)
中高年齢労働者の福祉に関する事業を行う。
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造2階建
- (イ) 延床面積 2,822.37m²
- (ウ) 総建設費 580,415千円
- (エ) 施設内容 研修室、講習室、クラブ室、体育館、トレーニングルーム、温水プール、スポーツサウナ、ジョギングコース
- カ 秋田市リフレッシュガーデン (予算額 14,759千円)
- (7) 面積 93,975m²
- (イ) 施設内容 ゴルフコース（9ホール1,195ヤード・パー29）、クラブハウス
- キ 技能功労者等の表彰 (予算額 473千円)
技能労働者の社会的、経済的地位と技能水準の向上および産業の発展に資するため、優秀な技能者を表彰する。
- ク 職業訓練センターの活用 (予算額 652千円)
職業訓練センター内にある共同高等職業訓練校の活用を図り、必要な基礎知識と技能の習得を促進する。

4. 貿易と物流の拡大

市内企業の貿易参入の促進および貿易の拡大等のため、必要施策を展開することで本市貿易産業の振興を図る。

- (1) 対岸経済交流事業 (予算額 9,578千円)
中国、台湾およびASEANなどで開催される見本市や商談会等に民間企業とともに参加し、海外における販路開拓の支援を実施する。
- (2) 海外展開促進事業 (予算額 4,550千円)
市内企業の国際コンテナ貨物利用や海外での販路活動費に対して支援することにより、貿易関連産業の拡大および秋田港の利用促進を図る。
- (3) 貿易産業振興事業 (予算額 700千円)
県や経済団体が実施する海外経済ミッション等に参加し、市内企業の輸出有望商品や貿易対象地域を発掘することによって、貿易関連産業の振興を図る。
- (4) 貿易関連団体等の振興 (予算額 4,841千円)
日本貿易振興機構（ジェトロ）秋田貿易情報センターや一般社団法人秋田県貿易促進協会の運営費の一部を負担するほか、貿易関連団体等の活動に参加し、その振興を図る。
- (5) 秋田港コンテナ航路開設促進事業 (予算額 15,490千円)
国際コンテナ貨物利用等に際して補助支援を行うとともに、県や民間団体とともにポートセールス等を実施することにより、秋田港の利用定着を図る。
- (6) 県施行秋田港整備事業負担金 (予算額 10,000千円)
平成30年度改訂の秋田港港湾計画に従い、本港地区のセリオン周辺をクルーズ拠点として整備する県の重要港湾改修事業に対し、事業費の一部を負担する。

II. 農林水産業の振興

1. 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出

- (1) 都市農村交流促進事業 (予算額 1,012千円)
首都圏などの県外在住者を対象に、農業や自然、地域文化を体験する魅力を発信し、都市と農村の交流を促進する。
・都市農村交流事業
- (2) アグリビジネス普及・啓発事業 (予算額 949千円)
農林水産業と他産業との融合等による多様なビジネスを普及・啓発することにより、アグリビジネスへの関心を高めるとともに、人材の育成を行う。
・人材育成研修の実施
・アグリビジネス総合ガイドパンフレットの作成
- (3) 6次産業化シーズ育成事業 (予算額 6,183千円)
6次産業化を通じた地域活性化に取り組む農村地域への支援や、6次産業化の実践者や意欲を持つ農業者を対象に加工技術研修等を行う。
・さとびあ活性化協議会の運営
・加工技術研修
・加工研修室の運営・専任職員の雇用
- (4) 6次産業化起業・事業拡大支援事業 (予算額 15,221千円)
6次産業化促進活動を行うとともに、農林水産加工品の製造・販売に取り組んでいる事業者を支援する。
・専任指導員の雇用・活動推進
・農産品加工施設の新設・増改築、農家レストラン等の整備、商品開発・改良の経費に対する助成
・秋田市6次産業化懇話会の運営
- (5) 農商工連携ビジネス支援事業 (予算額 7,645千円)
農業者および商工業者等のマッチングを支援し、農商工連携ビジネスの推進を図るとともに、アグリビジネスの事業者の発掘・育成を行う。
・農商工連携コーディネート・支援等
・アグリビジネス事業者育成支援
・農商工連携イベント支援
- (6) 地域特産品販売促進等事業 (予算額 7,350千円)
県内外展示会への出展支援、首都圏等への地域特産品等のセールスプロモーションの展開をとおして、地元産品の知名度向上・販路拡大を図る。また、市内工芸品のPRや販路拡大のため、工芸品まつりの開催等を支援する。
・展示会・商談会等への出展助成
・海外市場販促活動支援
・地域特産品のPR活動
・工芸振興事業
- (7) 農業ブランド確立事業 (予算額 35,442千円)
「秋田市農業ブランド確立総合戦略」に基づき、「農家のパーティ」をブランドネームとして、各種イベントや情報発信などを総合的に展開することにより本市農業ブランドを確立していくほか、えだまめなどの本市有望産品の商品開発等を実施する。
・農産品等の普及活動および情報発信によるPR
・秋田中央地域地場産品活用促進協議会の活動支援

- ・秋田市産品の活用促進
 - ・えだまめを用いた商品開発と販路開拓
 - ・地場産品食材加工施設整備の事業化活動支援
- (8) 農山村地域活性化センター運営事業 (予算額 34,669千円)
- 本市の農山村の多様な地域資源を活用し、農業、自然、地域文化等に関する体験および学習を通じて市民の交流等を促進することにより、農山村地域の活性化を図る。
- ・農山村地域活性化センター（旧上新城中学校を改修）指定管理料
 - ・農山村地域活性化事業（国庫補助対象分）
 - ・農山村地域活性化センター利活用経費

2. 農林水産業経営の確立と食料の安定供給

経営状況（旧河辺町・旧雄和町を含む）

資料：2015年世界農林業センサス

区分		年次		
		H 22	H 27	増 減
経営耕地面積 (ha)		7,032	6,254	△778
1戸平均経営耕地面積 (ha)		2.01	2.34	0.33
経営規模	1 ha 未満 (%)	31.6	28.3	△3.3
	1 ha～2 ha 未満 (%)	36.4	33.6	△2.8
	2 ha～3 ha 未満 (%)	14.4	15.8	1.4
	3 ha 以上 (%)	17.6	22.3	4.7
販売農家戸数 (戸)		3,495	2,676	△819
戸数業別	専業 (戸)	788	716	△72
	専兼1種兼業 (戸)	377	328	△49
	専兼2種兼業 (戸)	2,330	1,632	△698

「県都『あきた』成長プラン」や「緑あふれる新県都プラン」における農林水産業・農村分野の基本計画として策定した『第5次秋田市農林水産業・農村振興基本計画』に基づき各施策を推進する。

- (1) 優秀農業者等表彰事業 (予算額 495千円)
- 農業者の経営発展による地域農業の振興を図るため、意欲的に農業経営や技術向上に取り組む農業者等を表彰する。
- (2) 農業経営安定資金預託金 (予算額 500,000千円)
- 農業者の経営安定、規模の拡大や生産性の向上を図るため、JA秋田なまはげに融資原資を預託し、低利で円滑な融資を行う。
- (3) 人・農地プラン作成促進事業 (予算額 490千円)
- 集落・地域が抱える人・農地の問題解決のため、集落・地域の話し合いにより、「人・農地プラン」の作成を促進する。
- (4) 農地集積・集約化対策事業 (予算額 35,309千円)
- 農地の中間的受け皿である農地中間管理機構の積極的活用により、担い手への農地集積と集約化を促進する。
- (5) 担い手育成・確保事業 (予算額 3,513千円)
- 本市農業を担う人材を確保するため、担い手の掘り起こし活動や集落営農の組織化、法人化の支援を行う。

- (6) 新規就農支援事業 (予算額 46,687千円)
農業で自立しようとする意欲あふれる新規就農者への支援を行い、将来の本市農業を支える担い手の育成・確保を図る。
- ・ 未来農業のフロンティア育成研修事業
 - ・ 農業研修生担い手交流事業
 - ・ 農業人材力強化総合支援事業
 - ・ 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業
 - ・ ミドル就農者経営確立支援事業
 - ・ 移住就農者農業経営安定支援事業
- (7) 地産地消推進事業 (予算額 176千円)
地場産物の消費拡大を図るため、市内農産物・加工品の直売活動や、学校給食における市内産農産物の利用拡大により地産地消を推進する。
- (8) 一步先行く農業法人フォローアップ事業 (予算額 14,645千円)
法人経営の中核となる人材育成を支援し、経営力の高い農業法人を育成する。また、県外からの移住者の就農促進のほか雇用就農の職場環境改善を図る。
- ・ 雇用確保の支援事業
 - ・ はまれ おらほの楽農LIFE支援事業
 - ・ 農業法人職場環境改善支援事業
- (9) 基盤整備関連経営体育成等促進計画策定経費 (予算額 3,658千円)
農業生産基盤の整備および担い手への農地の利用集積による効率的な経営を推進するため、県営ほ場整備事業の事業採択要件となる「基盤整備関連経営体育成等促進計画」を作成する。
- (10) 経営所得安定対策推進事業 (予算額 21,045千円)
経営所得安定対策の円滑な実施を図るため、趣旨、内容の周知等の普及推進活動や対象作物の作付面積等の確認作業を行う。また、秋田市農業再生協議会が実施する取組を支援する。
- (11) 稲作・大豆生産振興事業 (予算額 170千円)
良質米等の生産による農業所得の向上と安定化を図るため、稲作・大豆作物の生産振興に向けた支援・指導を行う。
- (12) 中山間地域農業支援事業 (予算額 2,414千円)
中山間地域の資源を活かした創意あふれる計画を策定し、地域特産物等の生産体制の強化に必要な農業用機械や繁殖素牛の導入を支援し、特色ある中山間地域農業の展開を図る。
- (13) 家畜衛生対策事業 (予算額 2,041千円)
獣医師による定期的な畜産農家巡回や家畜伝染病の予防接種に要する経費を助成する。
- (14) 乳和牛増産支援対策事業 (予算額 4,546千円)
優良な繁殖雌牛の導入や優秀な県産種雄牛の計画交配を推進し、受胎率向上を図るとともに、削蹄の実施による健康管理のための経費に助成する。また、放牧を推進し繁殖用素牛等の健康増進、飼料費の削減および農家の労力軽減等を図る。
- ・ 乳用牛（初妊牛）、肉用牛（優良雌牛）の導入に対する助成
 - ・ 県有種雄牛の人工授精に対する助成
 - ・ 人工授精治療費に対する助成
 - ・ 削蹄、放牧に対する助成
- (15) 肉用牛生産拡大支援事業 (予算額 5,760千円)
「秋田牛」生産基盤の強化・拡大を図るため、大規模肉用牛団地を整備した経営体が肥育素牛を導入す

る際の必要経費の一部を支援する。

- (16) 第39回全国豊かな海づくり大会・あきた大会開催経費負担金 (予算額 49,968千円)
本年、9月7日、8日に本市を会場に開催される全国豊かな海づくり大会の経済波及効果等を踏まえ、開催地として応分の負担を行う。
- (17) 耕畜連携資源循環推進事業 (予算額 216千円)
米の乾燥調整施設等や大規模肉用牛飼養施設等の排出物を活用した堆肥の積極的な利活用を促進するため、耕畜連携による堆肥化と供給システムの仕組みづくりに対し支援する。
- (18) 栽培漁業定着推進事業 (予算額 240千円)
沿岸漁業における水産資源の維持・増殖を促進し、漁獲量の安定化を図るため、種苗の放流を支援する。
・ガザミ(50万尾)の放流に対する助成
- (19) 内水面資源維持対策事業 (予算額 2,230千円)
内水面漁業における水産資源の維持・増殖を図るため、アユなどの稚魚の放流を支援する。また、環境保全意識の醸成を図るため、旭川と新城川において市民参加による稚魚の放流イベントを支援する。
- (20) 園芸作物生産振興事業 (予算額 20,975千円)
園芸作物の生産農家や新たに取り組む農業者等に対し、生産基盤の整備や設備等の導入を支援するほか、園芸振興品目の展示や現地研修に活用する実証ほ場を設置し、栽培技術の向上を図る。
・生産基盤の整備および設備等の導入支援
・園芸作物実証ほ場の設置
・既存野菜産地技術継承事業
- (21) 園芸作物担い手育成事業 (予算額 9,799千円)
園芸作物に取り組む担い手の育成と周年型農業の普及促進を図るため、新規就農研修や冬期農業研修、園芸農業チャレンジ研修等を実施する。
- (22) 園芸作物販売促進支援事業 (予算額 1,448千円)
園芸作物の販売促進のため、生産物の安全性の検査や流通拡大に向けた取組を支援する。
・園芸作物残留農薬等検査費補助金
・販路拡大支援対策
- (23) ネットワーク型園芸拠点育成事業 (予算額 73,895千円)
雄和相川地内および上北手大戸地内で計画されている園芸メガ団地と連携したサテライトタイプの園芸拠点整備を支援する。
・事業地 雄和相川地内、上北手大戸地内
・事業期間 平成30～31年度(雄和相川地内)、平成31年度～令和2年度(上北手大戸地内)
・取組作目 えだまめ8ha、ねぎ3ha(雄和相川地内)
えだまめ5ha、ねぎ3ha、ダリア600坪(上北手大戸地内)
・整備内容 生産に要する施設・機械等の導入支援
- (24) 園芸振興センター管理運営経費 (予算額 70,986千円)
新規就農者等の育成と園芸作物の生産拡大の拠点となる園芸振興センターの管理運営を行う。
・施設面積 研修・展示エリア4.5ha(施設1.7ha 露地2.8ha)、管理エリア1.0ha、営農エリア1.7ha
・建築物 管理棟、研修棟、作業棟、格納庫 各1棟
・生産施設 軽量鉄骨ハウス1棟、パイプハウス19棟、堆肥舎1棟
- (25) 担い手確保・経営強化支援事業 (予算額 25,000千円)
地域の中心となる経営体が行う施設等の導入を支援する。
・事業地 豊岩豊巻地内

- ・取組作目 いちご
 - ・整備内容 パイプハウス4棟、高設栽培プラント一式
- (26) 農道舗装事業 (予算額 8,000千円)
 農業活動および農業生産性の向上を図るため、農道舗装を実施する。
- ・継続地区 雄和芝野新田、雄和左手子
 - ・新規地区 飯島
 - ・舗装延長 L=400m
- (27) 市単独土地改良事業補助金 (予算額 4,650千円)
 国・県の補助対象とならない小規模な土地改良事業に対し助成する。
- ・水路改修2箇所、揚水機1箇所
- (28) 県営土地改良施設等整備事業負担金 (予算額 233,748千円)
 生産基盤の整備や災害の防止を図るためのほ場、用排水路、ため池等の整備を行う県営事業の円滑な実施を図るために事業費の一部を負担する。
- ・農地集積加速化基盤整備事業 雄和平沢ほか11地区
 - ・農地中間管理機構関連ほ場整備事業 十八石堰
 - ・ため池等整備事業 平沢大堤ほか5地区
 - ・戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 雄和左手子ほか1地区
 - ・特定農業用管水路等特別対策事業 雄和1地区
- (29) 森林整備地域活動支援事業 (予算額 10,300千円)
 計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林経営計画の作成および森林境界の明確化を支援する。
- (30) 農地農業用施設災害復旧事業 (予算額 1千円)
 豪雨等により被災した農地・農業用施設の機能回復のため、国庫補助金等により復旧工事などを実施し、農家経営の安定を図る。
- (31) 林業施設災害復旧事業 (予算額 9,567千円)
 豪雨により被災した林道の機能回復のため、復旧工事を実施する。
- ・林道名 羽黒線、東台沢線
- (32) 森林管理受託事業 (予算額 32,740千円)
 「新たな森林管理システム」(森林所有者の意向等を受けて、市が森林の経営管理を行う制度)の施行に基づき、意向調査に向けた市有林の現況調査を実施し、中長期管理計画を策定する。

3. 豊かな農山村の形成

- (1) 環境保全型農業直接支援対策事業 (予算額 1,674千円)
 良好な自然環境を守り、環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、環境保全型農業に取り組む農業者の組織する団体を支援する。
- (2) 中山間地域等振興対策事業 (予算額 1,799千円)
 中山間地域の適切な農業生産活動等を通じて、耕作放棄地の防止、農業農村の有する多面的な機能維持・発揮等を図る。
- (3) 多面的機能支払交付金活動支援事業 (予算額 269,711千円)
 農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源かん養、景観形成等)の維持・発揮を図るため、水路・農道等の地域資源の保全と地域資源の質的向上を図る共同活動等を支援する。
- ・農地維持支払交付金 83組織

- ・資源向上支払交付金（共同活動） 57組織
 - ・資源向上支払交付金（長寿命化） 9組織
- (4) 森林環境保全整備事業 (予算額 6,677千円)
 森林の生産性と公益的機能の向上を図るため、緊急に間伐が必要な森林において実施する間伐に加え、間伐材の一部を木質バイオマスとして活用するための経費の一部を助成する。
 ・間伐補助 A=200ha
- (5) 森林病虫害等防除事業 (予算額 11,504千円)
 松くい虫・ナラ枯れ被害木の伐採などにより被害の拡大を防止するほか、薬剤の散布や樹幹注入により予防対策を行う。また、町内の景観などを松くい虫被害から守るため、共同防除を実施する町内会に薬剤を配布する。
- (6) 有害鳥獣駆除捕獲対策事業 (予算額 6,354千円)
 人身および農作物への被害を防止するため、「鳥獣被害対策実施隊」により、ツキノワグマ等の駆除を実施する。
- (7) ヤマビル被害防止対策事業 (予算額 811千円)
 ヤマビルによる吸血被害を防止するため、駆除を行う関係町内会に散布用の薬剤を交付する。
 ・金足黒川・吉田、下新城小友、上新城湯ノ里・白山・石名坂・小又・道川、仁別
- (8) 水と緑の森づくり事業 (予算額 31,625千円)
 森林環境の保全を図るため、「秋田県水と緑の森づくり税」を活用し、松くい虫被害等により枯れたマツ林やナラ林等で、枯損木の伐採等を行うほか、森林公園の再整備を実施する。
 ・マツ林・ナラ林等景観向上事業 調査40.30ha、伐採300.00m³
 ・森や木とのふれあい空間整備事業 調査・測量・設計、園路整備等
- (9) 造林事業（市有林会計） (予算額 63,959千円)
 造林木の良質化と森林の公益的機能の高度発揮を図るため、除伐・枝打・間伐等を実施する。
 ・搬出間伐 83.00ha
 ・作業道 12,450m

[保有形態別森林面積]

資料：平成29年度版秋田県林業統計

単位：ha

総計	国 有 林				民 有 林				
	合計	林野庁所管		その他の 官庁所管	合計	公 有 林			財 産 区
		国有林	官 行 造林地			小 計	県	市	
61,474	24,630	24,361	207	61	36,844	4,869	1,494	3,347	27

有 林						
私 有 林		公 有 林				
小 計	個 人	森林総合 研究所	林業公社	会 社	社 寺	その他
31,976	18,617	226	3,619	2,483	215	6,815

(注) 民有林面積は、単位未満を四捨五入しているため、その合計面積と民有林面積総数は一致しない。

- (10) オフセット・クレジット制度活用推進経費（市有林会計） (予算額 183千円)
 環境・地球温暖化対策の重要性について市民意識の醸成を図るため、市有林の間伐施業により認証・発行されたオフセット・クレジットの販売を推進する。

Ⅲ. 卸売市場

(予算額 中央卸売市場 69,288千円 公設地方卸売市場 443,789千円)

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産および流通の円滑化を図るため、昭和50年2月17日に中央卸売市場を開設し同年3月1日開業、平成4年度には花き部を開設し総合卸売市場としての機能の充実をはかり、秋田市および県内一円の生鮮食料品等の安定供給を担っている。

流通環境や消費者ニーズ等に柔軟に対応するため、平成24年4月1日に青果部と水産物部を公設地方卸売市場へ移行し、指定管理者制度を導入した。花き部については、中央卸売市場として引き続き取引業務を行う。

[卸売市場の概要]

○ 面積 中央卸売市場3,144m² 公設地方卸売市場136,376m² 計139,520m² (約42,279坪)

○ 市場関係業者 (H31. 4. 1現在)

(中央卸売市場)

卸売業者 …… 花き部 1社 関連事業者 …… 第2種 1社

仲卸業者 …… 花き部 3社 売買参加者 …… 花き部 102人

(公設地方卸売市場)

卸売業者 …… 青果部 2社 関連事業者 …… 第1種 18社

水産物部 2社 第2種 4社

金融機関 1行

仲卸業者 …… 青果部 6社 売買参加者 …… 青果部 87人

水産物部 5社 水産物部 100人

(1) 市場使用料（規則）

種 別	金 額		
	中央卸売市場	公設地方卸売市場	
卸売業者市場使用料	卸売金額（消費税額および地方消費税額を含む）の1000分の3に相当する額および卸売場の面積1㎡につき月額159円	卸売場の面積1㎡につき月額384円	
屋外卸売場使用料	1㎡につき月額42円	—	
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第48条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額（消費税額および地方消費税額を含む）の1000分の3および仲卸売場の面積1㎡につき月額795円	仲卸売場の面積1㎡につき月額459円	
買荷保管積込所使用料	1㎡につき月額265円	1㎡につき月額96円	
関連事業者市場使用料	甲	1㎡につき月額1,166円	(A) 1㎡につき月額918円 (B) 1㎡につき月額765円
	乙	1㎡につき月額848円	1㎡につき月額612円
	丙	—	1㎡につき月額535円
卸売業者事務所使用料	1㎡につき月額636円	1㎡につき月額382円	
仲卸業者事務所使用料	1㎡につき月額636円	1㎡につき月額382円	
倉庫使用料	甲	1㎡につき月額795円	1㎡につき月額459円
	乙		1㎡につき月額382円
	丙		1㎡につき月額235円
保温庫使用料	1㎡につき月額244円	—	
水産加工所使用料	—	1㎡につき月額459円	
青果共同加工センター使用料	—	1㎡につき月額459円	
事務室使用料	—	1㎡につき月額229円	
会議室使用料	1回（3時間以内）につき530円	1回（3時間以内）につき402円	
駐車場使用料	—	1㎡につき月額50円	
空地使用料	—	1㎡につき月額24円	
電話設備使用料	1基につき月額477円	1基につき月額362円	
暖房使用料	1㎡につき月額64円	1㎡につき月額48円	
運輸施設使用料	—	1㎡につき月額306円	

※卸売金額および販売金額に係る市場使用料以外の市場使用料については、消費税額および地方消費税額を別途徴収するものとする。

(2) 平成30年度取扱実績

(平成30年4月～平成31年3月)

種 別	区 分	取 扱 数 量 (トン・千本)	取 扱 金 額 (千円)
青 果 部	野 菜	34,234	8,646,293
	果 実	11,716	3,835,222
	加 工 品	624	190,174
	計	46,574	12,671,689
水 産 物 部	鮮 魚	7,191	5,276,063
	冷 凍 品	1,446	1,337,159
	塩 干 加 工 品	4,135	3,610,247
	計	12,772	10,223,469
花 き 部	切 花	27,606	1,868,218
	鉢 物	490	79,274
	植 木 ・ そ の 他	102	4,534
	計	28,198	1,952,026
合 計			24,847,183

注：四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

第10章 建設部

[建設部]

1. 道路の整備

(1) 市道の整備

市道の整備は、都市計画道路などの幹線道路の整備の重点化を図るとともに、一般生活関連道路の改良、舗装、交通安全施設等についても、計画的かつ効率的に実施している。さらに、橋りょうなどの道路ストックについて、長寿命化等を目的に調査点検および補修・補強を計画的かつ重点的に実施している。

また、私道の整備は、私道等整備補助金要綱に基づいて実施している。

ア 本年度道路整備計画（平成31年4月1日現在）

(ア) 道路改良事業	13路線	176,100千円
(イ) 側溝改良事業	29路線 4,020m	240,000千円
(ウ) 私道整備補助金	3路線	4,050千円
(エ) 地方道路交付金事業	2路線、1地区	85,600千円
(オ) 交通安全施設等整備（道路照明灯、防護柵、反射鏡ほか）		75,500千円
(カ) 橋りょう整備事業 新川橋		210,000千円
(キ) 人にやさしい歩道づくり事業		59,000千円
(ク) 除排雪関係経費		1,100,000千円
(ケ) 道路維持修繕事業		246,587千円
(コ) 地下道等改修事業		26,140千円
(サ) 道路附属施設改修事業		40,000千円
(シ) 消融雪施設整備事業		86,000千円
(ス) 消融雪施設整備計画策定経費		682千円
(セ) 道路橋長寿命化修繕計画策定事業		58,377千円
(ソ) 橋りょう修繕事業		463,000千円
(タ) 冬みち安全安心対策除雪強化事業		1,652千円
(チ) 公共土木施設災害復旧事業（道路・河川）		237,268千円
(ツ) 秋田駅西口駅前広場改修事業		210,000千円
(テ) 電線共同溝整備事業		282,000千円

イ 秋田市市道認定および廃止基準要綱（平成22年12月1日施行） ※一部抜粋

（認定の基本要件）

第2条 市道として認定する道路は、法令その他別段の定めのあるものを除き、現に一般交通の用に供されている維持管理上支障のない道路であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条および第4条に定める要件を備え、公共性が高いものでなければならない。

- (1) 重要な公共施設に通じる道路であること。
- (2) 起点および終点がともに国道、県道又は市道（以下「公道」という。）に接続している道路であること。
- (3) 起点および終点のどちらか一端が公道に接続し、かつ、他端が道路の機能を有する法定外公共物に接続している道路であること。
- (4) 行き止まり道路（これに準ずる道路を含む。以下同じ。）の場合は、一端が公道に接続し、かつ、地域の生活に密着している道路であること。
- (5) 国道又は県道の線路変更もしくは廃止により、市道として存置する必要があると認める道路で

あること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市道として認定することができる。

(1) 市が施行する道路新設又は道路改良事業の予定路線

(2) 専ら自転車および歩行者の通行の用に供する道路のうち、特に必要と認められるもの

(道路構造上の要件)

第3条 市道の認定に係る道路の構造上の要件は、次のとおりとする。

(1) 道路の幅員（法敷等を除く。以下同じ。）は、6メートル以上であること。ただし、他にこれに代わる道路がない場合又は公共施設に通じる道路の場合は、4メートル以上とすることができる。

(2) 前条第1項第4号に規定する行き止まり道路の場合は、幅員が6メートル以上で、かつ、延長は35メートルを超えるものであること。

(3) 交差箇所については、原則として道路の幅員に応じて隅切りを設けること。

(道路用地の要件)

第4条 道路用地は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 道路用地と道路用地以外の土地との境界が明確であること。

(2) 寄附により、所有権が市に移転できる道路用地であること。

(3) 道路用地に植栽、建築物等で道路として使用上の支障となる物件がないこと。

(4) 道路用地に所有権以外の権利が存在しないこと。ただし、第2条第2項第1号に規定する路線を除く。

(2) 道路の現況

ア 市道

(各年度末現在)

年度	路線数	実延長 (m)	舗装 (m)	砂利道 (m)	舗装率 (%)	橋梁	
						数	延長 (m)
18	7,299	1,904,394	1,666,679	237,715	87.5	720	10,292
19	7,344	1,909,323	1,672,623	236,700	87.6	721	10,326
20	7,366	1,912,070	1,674,295	237,775	87.6	721	10,326
21	7,399	1,915,629	1,678,908	236,721	87.6	722	10,326
22	7,412	1,917,274	1,680,025	237,249	87.6	722	10,326
23	7,444	1,923,355	1,685,643	237,712	87.6	722	10,326
24	7,466	1,941,682	1,703,832	237,850	87.8	722	10,326
25	7,502	1,946,191	1,707,969	238,222	87.8	724	10,953
26	7,534	1,951,525	1,712,816	238,709	87.8	721	11,011
27	7,553	1,953,247	1,714,232	239,015	87.8	707	11,288
28	7,582	1,956,276	1,717,122	239,154	87.8	711	11,394
29	7,604	1,958,865	1,719,507	239,358	87.8	715	11,671
30	7,615	1,959,858	1,720,266	239,592	87.8	715	11,671

イ 国道・県道

(各年度末現在)

年度	国 道			県 道		
	延 長 (m)	舗装率 (%)	橋 梁 数	延 長 (m)	舗装率 (%)	橋 梁 数
17	59,536	100.0	36	310,380	92.3	213
18	59,536	100.0	36	310,659	92.3	210
19	59,536	100.0	36	313,641	93.6	208
20	59,536	100.0	38	353,010	93.3	233
21	59,536	100.0	38	308,813	92.3	203
22	61,049	100.0	38	312,415	92.2	202
23	59,696	100.0	37	304,034	92.0	199
24	59,696	100.0	37	301,524	92.0	196
25	59,696	100.0	37	337,280	94.8	219
26	59,696	100.0	37	337,275	94.8	219
27	59,696	100.0	38	337,094	94.8	218
28	59,696	100.0	38	337,094	94.8	218
29	59,696	100.0	38	337,094	94.8	218

(3) 道路除排雪対策

(予算額 1,100,000千円)

誰もが安全・安心して通行できる円滑な冬期道路交通を確保するため、道路除排雪対策本部を設置し、市直営と委託業者による道路除排雪を実施する。

ア 平成30年度の状況

- ・道路除排雪対策本部の設置日 平成30年11月13日
- ・除雪の出動時期 出動の判断基準値を路面積雪深10センチメートルと定め、積雪深が基準値を超えた場合、あるいは、基準値を超えることが予想される場合に出動する。
- ・除雪体制 車道1,901km、歩道267kmを対象に、市直営と委託業者249社を配置
- ・主要な除雪機械台数 市27台、民間497台、計524台
- ・雪捨て場 9カ所（大規模）、685カ所（街区公園等）

(4) 都市計画道路の整備

ア 整備の基本方針

都市計画道路の基本骨格をなす都心環状道路、市街地環状道路、外周部環状道路や、それらを結ぶ分散導入路、および秋田市全体からみた交通体系も考慮した、効率的な道路網の整備を図っていくものとする。

イ 整備状況

路 線 数	88路線
計 画 延 長	277.0km
整 備 済 延 長	207.0km
整 備 率	74.7% (平成30年度末現在)

ウ 整備の進め方

都市計画道路の整備は、市街地内においては街路事業、それ以外は幹線道路整備事業などとして事業の促進を図るとともに、国、県が行う事業についても整備促進に努めている。

2. 河川

秋田市の主な河川は、北部を流れる馬踏川および西部下浜地区を流れる下浜鮎川や雄和地域を流れる中の沢川などの子吉川水系に属する普通河川を除いて雄物川水系に属し、そのほとんどが市東部の太平山に源を発し、市中心部を流れる旭川や河辺地域を流れる岩見川をはじめ、1級、2級、準用、普通河川が扇状をなして秋田平野を潤しながら雄物川と合流、日本海に注いでいる。

(1) 市内の河川数と延長（平成31年4月1日現在）

区 分	本 数	延 長 (m)	河 川 名
1 級 河 川 (直轄)	1	35,300	雄物川 (全延長 133 k m)
〃 (県)	23	213,385	旧雄物川、旭川、太平川、新城川、道川、猿田川、八田川、草生津川、砥沢川、地蔵川、寺沢川、岩見川、梵字川、神内川、三内川、岩見杉沢川、岩見小又川、安養寺川、小友沢川、平尾鳥川、新波川、繫川、神ヶ村川
2 級 河 川 (県)	2	20,720	下浜鮎川、馬踏川
準用河川 (市)	6	19,000	宝川、白熊川、船沢川、会沢川、繫沢川、小出沢川
普 通 河 川	46	117,590	従来から川と称されていた自然河川 一般的に水路と呼ばれる農業用排水路等は除く。
計	78	405,995	

(2) 河川改修

本市では、市街地を流れる普通河川古川について、下流域の浸水被害の軽減と河川の環境整備を図るため、平成12年度から仁井田工区に着手し、18年度で事業を終了した。引き続き、平成19年度から牛島工区に着手し、整備を進めている。

河川名	全 体 計 画		平成30年度以前		平 成 31 年 度		令 和 2 年 度 以 降	
	延 長 (m)	事業費 (千円)	延 長 (m)	事業費 (千円)	延 長 (m)	事業費 (千円)	延 長 (m)	事業費 (千円)
古 川	改修(H12~H18) (仁井田工区) 270	327,137	測量調査 1 式 用地 2,854m ² 護岸 270 分流樋門 1 基 橋梁架替 1 式	327,137				
			改修(H19~) (牛島工区) 798	705,158	測量等調査 1 式 補償 1 式 護岸 589 管理橋架替 1 式	523,658	測量等調査 1 式 補償 1 式 護岸 75	51,500

3. 都市緑化の推進

(1) 都市緑化の条例体系等

第13次秋田市総合計画では、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を将来都市像の一つとして設定しており、うるおいとやすらぎを得られる景観の形成を目指すこととしている。

これまで、「公園都市秋田市をつくる条例」（昭和48.10・昭和61.3一部改正）に基づき都市の緑化に努めてきたが、本市をめぐる環境の変化、市民ニーズの多様化により新たな制度体系に再構築する必要があるため、平成14年7月、「良好な生活環境を確保すること」を目的とする「秋田市都市緑化の推進に関する条例」を制定し、平成15年3月には、「秋田市都市緑化の推進に関する基本方針」を定め、都市緑化の推進や市民の主体的な取り組みを支援する基本的事項について方向性を示した。

また、この基本方針のアクションプログラムである「秋田市都市緑化推進計画」を平成16年3月に策定し、平成16年度からは、この計画に基づき都市の公園・緑地・学校などの公共公益施設や、民有地の緑化・美化の総合的かつ一体的な施策展開を図り、しあわせを実感できる、緑豊かで魅力あるまちづくりを推進してきた。

平成19年度には、市町合併や景観緑三法の施行に伴い、本市の緑のマスタープランである「秋田市緑の基本計画」を改定し、市街地の身近な緑の充実に向けた新たな目標（緑の量と質）を設定するとともに、緑化重点地区の拡充を行い、都市緑化の推進を図ることとした。

さらに、「秋田市緑の基本計画」の改定に伴い、都市の緑化を具体的に展開することを目的とした「秋田市都市緑化推進計画」を平成23年2月に変更し、計画的に緑の保全や緑化の推進に取り組んできた。

しかしながら、「秋田市緑の基本計画」の策定から10年が経過し、緑を取り巻く社会情勢の変化により、地球温暖化対策や生物多様性の保全、防災・減災、さらには観光拠点など、緑が持つ多機能性に対する期待や求められる役割、重要性が高まってきたことから、平成31年3月に「秋田市緑の基本計画」を改定し、これまでの、緑の量的な確保や保全といった取り組みに留まらず、本市が有する多彩な緑を活かすことに視点を広げ、市民の心にうるおいを与え、より魅力ある住みよいまちづくりを推進することとしている。

○「秋田市都市緑化の推進に関する条例」の主な制度

ア 街区等の緑化

特に緑化が必要な街区を「緑化街区」として指定し、必要なルールづくりや支援を重点的に行う。道路を築造したときや、工場等を設置したときは、これらの敷地の緑化に努めなければならない。

緑地協定（平成31年3月31日現在）

(ア) 町内緑化 16町内会 1,961戸

イ 保存樹の指定

歴史のある樹木、樹林、美観上優れた樹木等を保存樹として指定し、その保存に努める。保存樹の保存に影響を及ぼす、枝条の切除、剥皮、断根、伐採等を規制する。

ウ 空閑地の美化

空閑地等を放置して、雑草が繁茂するなど著しく美観を損ない、または良好な生活環境の確保に支障があるときは、所有者等に対して雑草の除去等の必要な協力を要請する。

エ 開発行為の届出

法令で土地利用上の制限を受けない区域で、開発行為をしようとするときは、あらかじめ届出をしてもらい、必要により助言、または指導を行い、緑化の推進等を図る。

(2) 都市緑化推進事業

ア 空閑地美化事業

空閑地除草指導実績

単位：件

年 度	25	26	27	28	29	30
除 草 指 導 件 数	42	67	52	51	38	43

イ 保存樹管理事業

指定保存樹（平成31年3月31日現在）

(ア) 単独樹木 217本（122カ所）

(イ) 貴重樹木 458本（35カ所）

(ウ) 並 木 244本（14カ所）

(エ) 樹 林 1,007本（5カ所）

計 1,926本（176カ所）

ウ 緑のまちづくり活動の支援

平成20年度より（財）秋田市総合振興公社が創設した「緑のまちづくり活動支援基金」により、地域が行う緑のまちづくり活動に支援している。

なお、秋田市総合振興公社は、平成25年4月に財団法人から公益財団法人に移行している。

4. 公園緑地の現況と整備

都市公園の整備にあたっては、市民が身近な施設として実感できる緑を充実させるため、都市域における水と緑の公的空間確保量として「市街地における緑地率」、また高齢者、障がい者をはじめ、誰にでも優しく安心して、自由に利用できる公園の「公園のバリアフリー化」を推進し、市民に身近なみどりを創出し「みどりの健康文化都市」を実現する。

(1) 都市計画公園の現況

（平成31年3月31日現在）

区 分	数	面 積 (ha)	区 分	数	面 積 (ha)
街 区 公 園	179	40.79	墓 園	2	18.46
近 隣 公 園	8	17.92	広 域 公 園	2	196.90
地 区 公 園	2	9.50	緑 地	4	43.55
総 合 公 園	5	258.19	緑 道	2	2.10
運 動 公 園	1	21.73	広 場	2	0.74
風 致 公 園	—	—			
歴 史 公 園	1	2.34	計	208	612.22

ア 都市計画公園整備率（開設面積） 28.57%

イ 都市計画区域の緑地率 75.9%（「秋田市緑の基本計画」目標値（2030）現状以上）

ウ 都市公園のバリアフリー化率 64.6%（「秋田市緑の基本計画」目標値（2030）85%）

(2) 主な公園の概要

ア 千秋公園（開設面積16.36ha）

本公園は、藩主佐竹氏の居城であった久保田城跡を利用した本市のシンボリックな公園であるとともに百年の長い年月を刻んできた歴史と文化に培われた都市公園として、市民はもとより県民や観光客にも広く親しまれている。また、市街地の中心部となる中央街区の北側に位置し、閑静な緑の空間を提供している。

そのため、歴史性、象徴性を重視し、市民に親しまれる魅力ある総合公園として保全整備することを目的に、昭和56年に「千秋公園整備基本計画」を策定し、この計画に基づき、茶室、せせらぎ、中土橋、観

光バス専用駐車場、松下坂駐車場、御物頭御番所、御隅櫓、二の丸売店、裏門坂階段等の整備、大手門・穴門堀の水質浄化、公衆便所の水洗化を実施した。

さらに、高齢者にやさしい公園づくりをテーマに、平成6年度から8年度にかけて、長坂などへの手すりの設置、階段の改良、照明灯設置、公園東側内堀の汚泥浚せつ、ベンチの設置、ポケットパーク等の整備を実施した。

また、平成8年度は、既往計画である「千秋公園整備基本計画（昭和56年）」について、時代のニーズや市民意識の変化、公園をとりまく市街地の状況の変化等により、公園に求められる機能の見直しが急務となったことから、市民の財産である千秋公園のより一層の利用と活性化につながる方策を検討することとし、公園再整備の基本方針となる「千秋公園再整備基本計画」（マスタープラン）を策定した。

再整備計画のテーマは、「水と緑と歴史的資質を活かした市民による公園づくり」とし、基本方針「市民の参加」「自然環境の保全」「歴史的資質の活用」によって方向づけることとした。

これに基づき、平成11年度から12年度まで表門、平成13年度から17年度まで自然ゾーン、平成18年度から22年度まで歴史ゾーンを整備した。平成23年度には穴門堀の南西角地に外堀ポケットパークが完成し、平成24年度からは、市民交流ゾーン整備とさくら景観整備を実施している。平成26年度に外堀水質浄化整備および二の丸エリアが完成したことから、平成28年度は胡月池エリアの園路整備を実施した。

平成29年度には、平成8年度に策定した千秋公園再整備基本計画を社会情勢や市民ニーズ等の変化に対応した整備計画に改定し、平成30年度は胡月池エリアの園路整備、胡月池のポンプ更新とさくら景観整備を実施した。

[主な施設]

(ア) 御物頭御番所（おものがしらごばんしょ）

久保田城内の二ノ門（長坂門）の開閉の管理と城下の警備、火災の消火等を担当していた物頭（足軽の組頭）の詰所であり、城内に唯一残っている藩政時代の建物として往時の姿を今に伝えている。

- ・昭和63年4月開館 建設費 19,551千円（改修費）
- ・木造中2階建（18世紀中頃の建造物である。）

(イ) 表門

表門は久保田城本丸の玄関門で、一ノ門とも呼ばれ警備上からも重要な地点とされた。

現在の表門は、絵図や発掘調査の成果をもとに再建したもので、佐竹二十万石の正門にふさわしい壮大なものとなっている。

- ・平成13年3月完成 建設費 266,175千円
- ・建築面積 79.0㎡ 延べ床面積 103.30㎡（一階 46.7㎡ 二階 59.6㎡） 高さ 12.46m

イ 一つ森公園（開設面積70.08ha）

本公園は都市環境の保全、緑の空間に囲まれたレクリエーションと憩いを享受できる基幹的総合公園として都市計画決定された。全体計画面積71.7ha、事業年度を昭和53年度から平成18年度とし、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として、緑豊かな中に静的レクリエーションと動的レクリエーションを共存させるため、それぞれの施設を配置している。

また、昭和61年10月に昭和天皇御在位60年記念健康運動公園の一つとして指定を受け、これまでにつつじ園、さくら広場、自由広場、ロックガーデン、日本庭園、多目的広場、ジョギングコース、コミュニティ体育館、弓道場、入口広場、テニスコート、公園南側園路、体育館南側広場を整備した。

[主な施設]

(ア) コミュニティ体育館

- ・平成5年8月1日開館
- ・建設費 830,000千円
- ・延床面積 2,688㎡
- ・平成30年度利用者 9,779人

(イ) 友誼亭 (ゆうぎてい)

秋田市と中国蘭州市の友好都市提携5周年を記念して、昭和62年に建てられた中国の伝統的建築様式のあずまや。朱塗りの柱に支えられた六角形の屋根、金色の相輪が青空に輝き、一つ森公園のシンボルともなっている。

ウ 太平山リゾートパーク

(ア) 太平山リゾート公園 (開設面積91.01ha)

本公園は、太平山周辺の豊かで良好な自然環境と温泉を活用し、同地を四季を通じて魅力あるリゾート地として整備し、市民の健康増進や広域観光の拠点として集客力を高め、地域産業の活性化を図ることを目的に、平成元年3月策定の「秋田市太平山リゾートパーク総合整備計画調査報告書」に基づき、元年度から整備を進めてきた。

平成3年度には中心施設であるクアドーム「ザ・ブーン」、4年度には休憩所および太平山スキー場「オーパス」、6年度にはテニスの森、オートキャンプ場が供用を開始しているほか、これまで水鳥の池(第一調節池)、野鳥の森(第二調節池)、駐車場などを整備した。

また、その後の経済、社会情勢等の変化に対応するため、平成6年度には事業全体の見直しを行い、メインコンセプトを市民開放型・市民福祉型の「シビック・リゾート」として、市民をはじめ、より多くの人々が気軽に訪れ、楽しむことができる公園を目指し整備を進めることとした。

平成9年度には、展望風呂付大広間、新オートキャンプ場内にトレーラーハウス(10台)、平成11年度には新オートキャンプ場でオートキャンプサイト18区画、平成15年度にはグラウンド・ゴルフ場(約3.3ha)の供用を開始した。花公園については、平成12年度にエントランス広場、平成20年6月にセンターガーデンが完成した。平成20年度末には、公園全体の安全を図るための施設整備と芝生広場の整備を行い、事業が完了した。

[主な施設]

施設の管理運営については、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、太平山観光開発株式会社を指定している。

a クアドーム・展望風呂付大広間「ザ・ブーン」

温泉を利用したクア施設。プール(センタープール、流れるプール、ジャグジープール、ウォータースライダー、屋外プール、露天風呂、サウナ等)、リラックス室、レストラン、売店、無料休憩所等。平成9年4月には、展望風呂(ヒノキ風呂(一部)、岩風呂、寝湯、湿式低温サウナ、露天風呂等)、大広間を開設。

- ・供用開始 平成3年8月29日
- ・建設費 約4,920,000千円(クアドーム約4,560,000千円+展望風呂約360,000千円)
建設：クアドーム：第三セクター(太平山観光開発(株))
展望風呂：秋田市
- ・施設概要 全体：建築面積 約7,288.47㎡
延床面積 約11,582.47㎡
クアドーム：鉄筋コンクリート造、膜屋根造、地上2階地下1階
最大高さ 約24m、最大直径 約100m
建築面積 約6,680㎡
延床面積 約10,690㎡(内、プール室3,430㎡)
展望風呂：鉄筋コンクリート造、地上1階地下1階
建築面積 約608.47㎡ 延床面積 約892.47㎡

- ・利用料金 令和元年9月30日まで
大人 510円、中・高生 410円、小学生以下 300円、3歳未満無料。
令和元年10月1日から
大人 520円、中・高生 415円、小学生以下 310円、3歳未満無料。
1年間使用券もある。
 - ・利用者 198,603人（平成30年度）
- b オートキャンプ場
- ピクニックの森・オートキャンプ場
- ・供用開始 平成6年8月1日
 - ・建設費 約70,000千円
 - ・施設概要 テントサイト15区画、電源、炊事棟、シャワー等
- 新オートキャンプ場
- ・供用開始 平成11年4月27日
 - ・建設費 約100,000千円
 - ・施設概要 テントサイト18区画、電源、炊事棟、シャワー等
 - ・利用料金 令和元年9月30日まで
宿泊：2,110円／1区画
日帰り：1,050円／1区画
令和元年10月1日から
宿泊：2,155円／1区画
日帰り：1,075円／1区画
 - ・利用者 3,334人（オートキャンプ場のみの利用者）（平成30年度）
- c テニスの森
- ・供用開始 平成6年8月1日
 - ・建設費 約280,000千円
 - ・施設概要 砂入り人工芝7面（内4面ナイター設備完備）、クラブハウス、シャワー等
 - ・利用料金 令和元年9月30日まで
一般 210円／1面／1時間、高校生以下 無料（秋田市在住、在学の18歳未満）
令和元年10月1日から
一般 215円／1面／1時間、高校生以下 無料（秋田市在住、在学の18歳未満）
 - ・利用者 7,339人（平成30年度）
- d トレーラーハウス
- ・供用開始 平成19年8月1日
 - ・利用料金 令和元年9月30日まで
宿泊：11,310円／1台
令和元年10月1日から
宿泊：11,520円／1台
 - ・施設概要 家型トレーラーハウス5台（冷暖房、キッチン、冷蔵庫、バス、トイレ）
 - ・利用者 1,995人（平成30年度）
- e グラウンド・ゴルフ場
- ・供用開始 平成15年11月1日
 - ・建設費 約210,000千円

- ・施設概要 常設4コース32ホール（芝生面積約2.8ha）、休憩所（210㎡）（休憩スペース・売店・トイレ・事務所等）、四阿（あずまや）、水飲み場、放送設備、休憩ベンチほか
 - ・利用料金 令和元年9月30日まで
大人 300円／1回、高校生以下 無料（秋田市在住、在学の18歳未満）
令和元年10月1日から
大人 310円／1回、高校生以下 無料（秋田市在住、在学の18歳未満）
 - ・利用者 24,397人（平成30年度）
- f 森林学習館「木こりの宿」
- ・供用開始 昭和63年4月
 - ・建設費 約240,000千円
 - ・施設概要 研修室、和室6室（宿泊定員29名）、浴室、食堂、事務室
 - ・利用料金 令和元年9月30日まで
1泊大人（中学生以上）3,130円（食事別）、小人（小学生）2,360円（食事別）
入浴：大人 300円、小人（小学生）150円
研修室：4時間まで 2,360円／1室、4時間超 5,860円／1室
和室：4時間まで 1,740円／1室、4時間超 3,490円／1室
令和元年10月1日から
1泊大人（中学生以上）3,185円（食事別）、小人（小学生）2,410円（食事別）
入浴：大人 310円、小人（小学生）155円
研修室：4時間まで 2,410円／1室、4時間超 5,970円／1室
和室：4時間まで 1,780円／1室、4時間超 3,560円／1室
 - ・利用者 21,854人（平成30年度）
- g ピクニックの森
- ・供用開始 昭和56年（家族旅行村）
 - ・施設概要 バンガロー4棟（令和元年9月30日まで520円／1棟、令和元年10月1日から530円／1棟）、フリーテントサイト、炊事場、トイレ、運動広場、水の広場、子供の広場、郷土料理広場、休憩所等
 - ・利用者 バンガロー 709人（平成30年度）
- h 植物園
- ・供用開始 平成元年6月
 - ・施設概要 植栽樹木約250種（約4,000本）、自然林452種（高木109種）、四阿（あずまや）
 - ・利用者 5,293人（平成30年度）
- i スキー場「オーバス」
- ・供用開始 平成4年12月20日
 - ・建設費 約3,030,000千円
 - ・施設概要 スキー場面積約 118ha、標高差 195m（標高 330m～135m）、最大斜度25°、ゲレンデ6コース（総延長6km）、高速クワッドリフト1基、ペアリフト2基、人工降雪機9台、ナイター設備、圧雪車2台、スキーセンター（公園休憩所）等
 - ・利用料金 令和元年9月30日まで
11回券：大人 2,050円、小学生以下 1,020円、高齢者（60歳以上）1,540円
1日券：大人 2,050円、小学生以下 1,020円、高齢者（60歳以上）1,540円
4時間券：大人 1,230円、小学生以下 610円、高齢者（60歳以上）920円

令和元年10月1日から

11回券：大人 2,100円、小学生以下 1,050円、高齢者(60歳以上) 1,550円

1日券：大人 2,095円、小学生以下 1,045円、高齢者(60歳以上) 1,570円

4時間券：大人 1,255円、小学生以下 625円、高齢者(60歳以上) 940円

・利用者 34,553人(平成30年度)

エ 雄物川河川緑地

1級河川である雄物川の自然環境の保全と河川景観に配慮しつつ、河川敷の有効利用を図り、スポーツやレクリエーションの場として市民に提供するため、昭和63年度に整備基本計画を策定し、平成2年度から「スポーツゾーン」の整備を実施しており、これまでに多目的広場、野球場、テニスコート、ゴルフ場「秋田リバーサイドグリーン」、ゲートボール場、花壇、園路等が完成している。

オ 新屋海浜公園

新屋海浜公園は本市南西部に位置し、昭和30年に風致公園として指定され、平成4年度から連絡道の舗装、モニュメント整備、あずまや築造等、園路広場整備を実施した。

カ ヘそ公園

本公園は秋田県の中心に位置しており、昭和63年3月に旧河辺町が開設した。

地域産業振興ならびに観光レクリエーションの場として利用者に憩いの場を提供し、地域観光資源の有効活用を図っている。園内には、ラジコン広場やバーベキューハウスなどがある。

キ 竹の花公園

竹の花公園は、昭和51年に旧雄和町が開設し、自然に囲まれた環境の中で、地域住民の憩いの場として親しまれてきた。テントサイトやバーベキューコーナー、炊事場などもあり、幅広く利用できる。

第11章 都市整備部

[都市整備部]

1. 都市計画

(1) 都市計画のあゆみ

ア 秋田市総合都市計画の策定

都市計画法に基づくまちづくりとしては、昭和2年、旧都市計画法適用都市としての指定を受け、昭和5年に都市計画区域12,970haを指定したことに始まる。

しかし、戦前の都市計画事業は、土崎～秋田～新屋を結ぶ幹線道路（通称：新国道）などの整備や、局部的な下水道事業、工業団地の造成を目的とする区画整理事業等にすぎなかった。

その後、土崎の一部を除き、大きな戦禍を被ることもなく終戦を迎えたが、社会的なしくみが大きく変わりゆくなかで、新しい時代にふさわしいまちづくりの総合的な指針が必要とされることとなった。

このため、昭和27年、総合都市計画基礎調査実施対象都市として国の指定を受け、昭和32年には「秋田市総合都市計画」を策定。この計画は先進的な取り組みとして全国的にも高い評価を得、なかでも一団地の官公庁施設、公園配置計画等は、モデル都市計画として海外にまで紹介された。その後も、40年、56年、平成3年、平成13年と、概ね10年ごとに見直しを行い、平成23年3月、都市計画法に基づく都市計画マスタープランとして、第6次秋田市総合都市計画を策定した。

イ 土地利用の規制・誘導

法定都市計画についても、上記の計画を基本に決定・変更を加えるものとしており、昭和45年の新都市計画法施行を受けて、昭和46年に秋田市と周辺3町で構成される秋田都市計画区域37,758ha（うち秋田市30,900ha）および市街化区域6,310ha、市街化調整区域24,590haを定めるとともに、48年には8種類からなる用途地域を指定。現在の法定都市計画の骨格が築かれた。

なお、用途地域については、平成4年の都市計画法および建築基準法の改正を受けて平成8年4月2日、秋田都市計画の区域の全面的な指定替え（8種類から12種類）を行った。

その後、平成17年1月には1市2町の合併により新たに河辺都市計画区域（区域区分なし）10,450haが市域に加わり、2つの都市計画区域を有することとなった。

これを受け、平成22年度に策定した第6次秋田市総合都市計画において、本市が目指す地域拠点を核に既存の都市機能の活用・連携を強化した集約型都市構造の実現を図るため、同一の土地利用規制のもとで適切に誘導するとした方針により、河辺都市計画区域を秋田都市計画区域と統合して、引き続き区域区分制度による規制誘導を行うこととした。

現在の都市計画区域は、行政区域の約46%にあたる41,437haを指定し、うち7,586haを市街化区域、33,851haを市街化調整区域として開発誘導を行っている。

ウ 市街地の整備

戦後、旧都市計画法時代には、昭和36年の秋田国体をはずみとして、一団地の官公庁施設の整備、駅前、城南、川尻、駅東地区の土地区画整理事業、手形陸橋、臨海バイパス（国道7号）の整備などが進められ、現在の都市部が形成された。

また、新都市計画法が施行された昭和45年には、八橋終末処理場が完成し、下水道事業が本格化。さらに48年には「公園都市秋田市をつくる条例」が、49年には「秋田市宅地造成事業指導協議要綱」が制定され、公園整備や都市緑化など、身近な生活環境の整備にも力が注がれるようになった。

50年代に入ってから、秋操地区土地区画整理事業、秋田駅前市街地再開発事業、秋田新都市開発事業（御所野ニュータウン）等の新しい事業に着手したほか、街路事業の積極的な推進が図られてきた。

平成に入ってから、秋田自動車道や秋田新幹線、秋田中央道路など広域交通体系が整備されたほか、秋田駅東第三地区、西北地区、拠点地区（H18完了）の土地区画整理事業に着手し秋田駅周辺のリニューアルを図るとともに、中通一丁目地区市街地再開発事業の完成等により中心市街地の活性化を推進してい

るところである。

(2) 第6次秋田市総合都市計画の概要

- ア 策定年度 平成23年3月
- イ 目標年次 平成42年
- ウ 目的・位置づけ

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね20年後を展望した「目指すべき都市の姿」を描き、その実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針等を示すまちづくりの長期的、総合的な指針である。

エ 「目指すべき都市の姿」と5つのまちづくりの目標

目指すべき都市の姿「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」

5つのまちづくりの目標

- 旧3市町が一体となった都市構造の形成
- コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成
- 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり
- 市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり
- 秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり

(3) 都市計画決定状況

ア 都市計画区域

指定年月日	行政区域		都市計画区域		市街化	市街化	備考
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	*人口 (人)	区域 (ha)	調整区域 (ha)	
平成26・7・1 秋田都市計画区域	90,607	308,163	41,437	302,988	7,586	33,851	

*人口は、平成31年3月31日現在の数値を以下により算定

・都市計画区域人口 308,163人×H27国勢調査時の秋田都市計画区域内人口割合 =302,988人

イ 地域地区

(ア) 用途地域

決定年月日	第1種低層 住居専用地域	第2種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域
平成31・2・1 告示	2,106 (27.8)	13 (0.2)	717 (9.5)	488 (6.4)	1,489 (19.6)	91 (1.2)

準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
5.8 (0.1)	355 (4.7)	390 (5.1)	828 (10.9)	250 (3.3)	852 (11.2)	7,586 (100.0)

- (イ) 防火地域 16.8ha (中央街区)
- (ウ) 準防火地域 1,609ha
- (エ) 特別用途地区 828ha
- (オ) 高度利用地区 6.2ha (秋田駅前、中通一丁目)
- (カ) 臨港地区 663ha (秋田港)
- (キ) 風致地区 1,664.5ha (城跡ほか8地区)

ウ 都市施設

- (ア) 道路 88路線 277.035km
- (イ) 公園・緑地・広場 263カ所 2,121.88ha
- (ウ) 下水道
秋田市公共下水道 (秋田地域) 排水区域 7,384ha

- | | | |
|----------------|------|-------|
| 秋田市公共下水道（河辺地域） | 排水区域 | 239ha |
| 秋田市公共下水道（雄和地域） | 排水区域 | 228ha |
- (エ) 河川 9,400m（雄物川）
- (オ) その他 一団地の官公庁施設（1）、汚物処理場（1）、ごみ処理場（1）、学校（6）、市場（1）、火葬場（1）、駐輪場（1）、と畜場（1）
- エ 市街地開発事業
- | | | |
|--------------|------|-----------|
| (ア) 土地区画整理事業 | 15地区 | 1,146.5ha |
| (イ) 市街地再開発事業 | 2地区 | 6.0ha |
- オ 地区計画 20地区 412.5ha
- (4) 秋田市立地適正化計画の概要
- ア 策定年度 平成30年3月
- イ 目標年次 2040年
- ウ 目的・位置付け
- 都市再生特別措置法に基づく居住および都市機能の立地の適正化を図るための計画であり、本市では、都心・中心市街地と6つの地域中心を核とする多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を図るための実施計画となるもの。
- エ 計画の目標
- 目標1 高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らしの実現
- 目標2 子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現
- 目標3 集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、県都「あきた」の新たな都市型生活の実現
- オ 誘導区域
- | | |
|--------------|---------|
| (ア) 居住誘導区域 | 3,009ha |
| (イ) 都市機能誘導区域 | 630ha |

2. 景観の創造および保全

(1) 景観形成のための制度の流れ

昭和61年4月、自然景観と調和のとれた都市景観形成を推進するため「公園都市秋田市をつくる条例」に都市景観の整備に関する事項を追加した。

昭和63年5月、全国19都市とともに「都市景観モデル都市」に指定されたことを受けて、秋田市の景観の現状と今後の課題、目標、方針を内容とする「秋田市都市景観形成指針」を平成元年に策定した。

平成6年3月、魅力ある街なみを創り出すため、都市景観形成についての検討が行われ、都市景観形成推進委員会から「みんなの愛する美しいあきたをめざしての提言書」が提言された。

平成7年3月、市民が親しみと愛着をもてる、また訪れる人々に誇れる、美しい風格のある都市景観の形成を図るための実行計画として、「都市景観整備プログラム」を策定した。

平成14年7月、目指すべき都市の姿の実現と、市民主体のまちづくりを支える仕組みとして、新しいまちづくりの制度体系をつくり、「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」、「秋田市都市景観条例」を公布し、平成15年3月に「秋田市都市景観形成に関する基本方針」を定めた。

平成15年4月、「秋田市都市景観条例」の規定に基づく大規模行為等の届出制度を開始した。

平成21年3月、景観法に基づき「秋田市景観計画」を策定した。

平成21年10月、景観法および秋田市景観計画に基づく景観施策を展開するため、「秋田市都市景観条例」を

全部改正するとともに、名称を「秋田市景観条例」に改めた。

(2) 景観形成のための施策

市民の景観に対する意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年度から「市民が選ぶ都市景観賞」、昭和58年度から道路愛護推進事業により「市民に親しまれる道路愛称」を募集し、決定してきた。

また、平成3年度から景観に関するデザインコンテストなどの「景観イベント」を実施している。

- 市民が選ぶ都市景観賞 98施設（内景観活動賞1）（昭和57年度から平成21年度）
- 市民に親しまれる道路愛称 33件（昭和58年度から平成22年度）

平成21年3月には、市民や事業者と行政が一体となって、秋田らしい魅力ある景観づくりに取り組むとともに、より良い景観を次世代に引き継ぐため、景観法に基づく秋田市景観計画を策定した。

- 秋田市景観計画に関するこれまでの主な取組

19年度 本市の景観資源を発掘するため、市内7地域で「景観ミーティング」を開催

20年度 「景観に関するアンケート調査」を実施

景観ミーティングの結果を基に「秋田市景観マップ2008」を作成

21年度 景観法および秋田市景観計画に基づく景観施策を展開するため、「秋田市都市景観条例」を全部改正するとともに、名称を「秋田市景観条例」に改めた

これまでの「秋田市都市景観条例」の規定に基づく大規模行為等の届出制度から景観法に基づく届出制度へ移行（11月から）

22年度 地域の景観まちづくり活動を自主的かつ継続的に行う1団体に対し、「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

23年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

地域の景観まちづくりに関する自主的な活動を行う1団体を「景観まちづくり団体」に登録

歴史的建造物や樹木等を地域の貴重な景観資源と位置づけ、保存していくための修理や修景等に対して補助する「景観重要建造物等保存事業費補助金」制度により、2件の歴史的建造物の修理に対し補助金を交付

24年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1団体を「景観まちづくり団体」に登録

3件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

25年度 2団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

26年度 2団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

3件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

27年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

28年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

1件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

29年度 1団体に対し「秋田市景観まちづくり活動支援助成金」を交付

3件の歴史的建造物の修理に対し「景観重要建造物等保存事業費補助金」を交付

(3) 地区計画

通町ほか20地区の地区計画は、地区の特性を考慮し、周辺環境との調和を図るため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、建ぺい率、容積率、壁面の位置および建築物の高さ、建築物の意匠、垣さくの構造、屋外広告物などの規制・誘導を行い、良好なまちづくりの創出維持に努めている。

(4) 屋外広告物関連事業

良好な景観形成を図るため、屋外広告物の適正な維持管理、表示への規制・誘導や景観阻害要因となる違法広告物の防止策を行い、周辺景観との調和に努めている。

平成17年7月から、屋外広告業の登録制度を行い、平成30年4月から、屋外広告物の安全点検を義務化している。

3. 市街地の開発整備

(1) 宅地開発の指導

宅地開発については、開発許可制度および秋田市宅地開発に関する条例等に基づく指導により、開発事業者の協力を得て、公共施設等の計画的な整備を促進し、良好な住環境の整備に努めている。

また、開発許可の対象とならない小規模な宅地開発についても、建築基準法の道路位置指定制度に基づいた指導等により良好な宅地水準を確保している。

(2) 土地区画整理事業

令和元年度は、秋田駅東第三地区（公共団体区画整理補助事業約45.5ha）は、都市計画道路1路線（延長76m）、区画道路10路線（延長764m）の築造工事および本工事に係る建物28戸の移転補償等を行う。

秋田駅西北地区（公共団体区画整理補助事業約5.8ha）は、都市計画道路1路線（延長30m）の築造工事等を行う。

土地区画整理事業施行一覧表

(平成31年4月26日現在)

地区名	事業主体	施行期間	施行面積 (ha)	減歩率			総事業費 (百万円)
				公共 (%)	保留地 (%)	合算 (%)	
秋田駅東第三	市	H5～R12	45.47	25.01	—	20.43	48,300
秋田駅西北	市	H6～R10	5.78	36.89	—	22.05	14,900

施行期間は清算期間5カ年を含まない

土地区画整理事業完了分

(平成31年4月1日現在)

事業主体	箇所	施行面積 (ha)
市	13	664.60
組合	9	168.42
個人	49	551.28
共同	5	36.96
県	3	30.45
合計	79	1,451.71

(3) 市街地再開発事業

ア 秋田駅前地区

昭和49年に都市計画決定を行い、事業の推進に努めてきている。

施行地区3.1haのうち、合意形成された部分から順次事業を進め、昭和55年11月には南地区（本工区、駐車場工区）、同59年4月には中央地区と広場が、それぞれオープンした。

イ 中通一丁目地区

平成12年に都市計画決定を行い、施行区域のうち1.7haについて事業に着手、平成24年7月に「エリアなかいち」としてオープンした。

(4) 中心市街地活性化の推進

第1期中心市街地活性化基本計画（平成20年7月～平成26年6月）では、歩行者・自転車通行量が増加するなど、にぎわいの創出には一定の効果があったものの、その効果は限定的なものであったことから、第2期中心市街地活性化基本計画（平成29年3月内閣総理大臣認定）に基づき、中心市街地の更なる活性化に向けた取組を推進している。

4. 住環境の整備

(1) 建築確認申請の状況

平成30年度の建築確認件数（指定確認検査機関含む）は、1,751件であり、その内専用住宅に係る件数は1,469件と約84%を占めている。

専用住宅確認件数

単位：件

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新 築	1,347	1,225	1,281	1,256	1,196	1,335
改 築	7	0	0	3	1	1
増 築	229	168	171	179	139	133
計	1,583	1,393	1,452	1,438	1,336	1,469

(2) 秋田市住生活基本計画の推進

住環境整備の支援に関すること、住宅の耐震診断・改修に関すること等について、ホームページへの掲載やホームページにアクセスできない市民に対して、パンフレットにより情報の提供を行うなど普及啓発に努めるほか、空き家の利活用推進を図るため、民間不動産取引業団体等と連携した空き家所有者等に対する相談会を実施する。

住生活基本計画推進経費 195千円

(3) 既存住宅リフォームへの助成

市民の居住環境の向上および建設業をはじめとする関連業者への経済波及効果を図ることを目的として、住宅の増改築やリフォームに対して助成を行っている。

住宅リフォーム支援事業補助金 90,000千円

(4) 空き家利活用による定住への助成

空き家利活用による定住促進を目的に、空き家バンクに登録された空き家又は不動産関係団体加盟事業者が取扱う物件を購入又は賃借して、市外から移住し、定住する方等（秋田市中心市街地活性化基本計画区域内および秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内の登録物件は市民も利用可）へ改修費用等の一部を助成している。

空き家定住推進事業補助金 12,500千円

(5) 多世帯同居・近居による定住への助成

子育てや高齢者世帯が安心して暮らせる環境づくりを目的に、多世帯家族が同居又は家族が所有し、居住している住宅のそばに市外から近居する場合に住宅改修費用等の一部を助成している。

多世帯同居・近居推進事業補助金 48,000千円

(6) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転等を行う者に対し、必要な助成を行うことにより、がけ地近接等危険住宅の移転を促進し、住民の災害防止と生命の安全を確保する。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 5,754千円

5. 公的住宅の整備

(1) 公的住宅の建設

公的住宅の建設については、居住水準の向上、団地敷地の有効活用を図るため、老朽化した既存住宅の建替えを中心に行っている。

平成31年度は、高梨台市営住宅の建替事業にかかる事後家屋調査を行う。

31年度事業費 2,200千円（事後家屋調査および工事補償）

[市営住宅管理戸数]（平成31年4月1日現在）

単位：戸

種別 建設年度	木 造		簡易耐火構造		中層耐火構造			高 層	計
	平屋建	2階建	平屋建	2階建	3階建	4階建	5階建	6～8階建	
S29～H元				160	226	304	634		1,324
H2		8			23		54		85
3					20	25	37		82
4	10					25	37		72
5		4			21	25	37		87
6					38	43		23	104
7							64		64
8						29	32		61
9					24				24
10					24				24
11		7							7
12					18				18
14					30				30
16						42			42
20						76		54	130
21							58	72	130
27	8	10							18
28	8	10							18
29	4	20							24
計	30	59	0	160	424	569	953	149	2,344

(2) 既存市営住宅の改修

既存市営住宅の居住性の向上・安全性の確保や長寿命化を図るため、計画的に改修工事を実施する。

平成31年度は旭南市営住宅において、外壁改修工事を行う。

改修経費 125,895千円

(3) 特定公共賃貸住宅等

中堅所得者のファミリーや単身者向けの住宅として特定公共賃貸住宅等を管理している。

単位：戸

種別 建設年度	木 造		簡易耐火構造		中層耐火構造			高 層	計
	平屋建	2階建	平屋建	2階建	3階建	4階建	5階建	6～8階建	
元		2							2
2		6							6
3		4					24		28
6	4								4
計	4	12					24		40

6. 交通政策

平成28年度に策定した「第2次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、まちづくりと一体となった、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現に向けた取り組みを進めている。

(1) 地方バス路線維持対策事業

市中心部の路線バスを運行する事業者に対し補助金を交付し、路線の維持・確保を図っている。

(2) バス交通総合改善事業

市郊外部における路線バスの廃止代替交通として、下浜・浜田・豊岩地区において秋田市マイタウン・バス西部線、金足・下新城・上新城・外旭川笹岡地区において北部線、雄和・河辺地域において南部線、上北手・太平木曾石地区において東部線を運行し、市民の移動手段の確保を図っている。

また、各地域において運行協議会を開催し、マイタウン・バスの利便性の向上や効率的な運行について協議を行っている。

(3) 中心市街地循環バス運行事業

秋田駅周辺とエリアなかいちで創出されたにぎわいを波及させることを目的に、中心市街地循環バスを運行している。

(4) 泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業

鉄道とバスの連携による公共交通ネットワーク上の新たな交通結節点として、令和3年3月末の開業を目指し、泉・外旭川新駅（仮称）等の整備を進めている。

(5) 交通系ICカード導入検討事業

公共交通利用者の利便性向上やバス事業者による効果的な運行を図るため、交通系ICカード導入の検討を進めている。

(6) 地域生活交通導入検討事業

持続可能な移動手段の確保に向け、「地域の交通を地域が守り育てる」意識の醸成を図る仕組みを持った新たな移動手段の導入について検討を行う。

(7) 公共交通活性化基金の積立て

将来にわたり市民が安心して利用することができる公共交通の実現に向け、公共交通の活性化を図るため、基金への積立てを行う。

7. 交通安全対策等

平成28年度に策定した「第10次秋田市交通安全計画」に基づき、交通安全知識の普及に努めるほか、交通安全施設の整備・充実を促進し、歩行者・自転車利用者の安全を図っている。

(1) 交通安全意識の高揚

子どもと高齢者等の交通安全意識の高揚を図るため交通安全指導員2人を配置し、各種交通安全教室を開催している。また、「交通指導隊」への支援を行い、市民総ぐるみの交通安全運動の推進を図っている。

ア 交通安全教室開催（平成30年度）

幼 児 — 249回・18,765人 その他（未就園児等） — 57回・3,248人

高齢者等 — 62回・3,705人

イ 交通指導隊（秋田中央地区、秋田臨港地区、秋田東地区） 51人（平成31年4月1日現在）

（ア）活動実績 街頭立哨等 1人年間 112回

(2) 平成30年中（1月～12月）の市内における交通事故発生件数

件数 803件 死者 7人 負傷者 946人

(3) 放置自転車等対策

「秋田市自転車等の放置防止に関する条例」により秋田駅周辺を自転車等の放置禁止区域、放置規制区域に指定し、市民の生活環境の保全に努めている。

ア 自転車等駐車場設置状況

本年4月1日現在の収容台数は、6,767台となっており、JR各駅周辺での駐輪需要に対処している。

（ア）有料自転車等駐車場

名 称	収容台数	位 置
秋田駅西地下自転車駐車場	800	秋田市中通二丁目10番1号
秋田駅東自転車等駐車場	2,650	秋田市東通仲町4番3号

(イ) 無料自転車等駐車場

名 称	収容台数	位 置
牛島駅東自転車等駐車場	147	秋田市牛島西一丁目312番3および537番2
牛島駅西自転車等駐車場	46	秋田市牛島西一丁目308番3および699番
新屋駅前自転車等駐車場	489	秋田市新屋扇町3番3
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	86	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林23番7
下浜駅前自転車等駐車場	53	秋田市下浜羽川字下野1番107
追分駅前自転車等駐車場	501	秋田市金足追分字海老穴216番6
追分駅東自転車等駐車場	196	秋田市金足追分字海老穴257番6
土崎駅前自転車等駐車場	314	秋田市土崎港中央六丁目375番38、83番17および83番19
土崎図書館前自転車等駐車場	332	秋田市土崎港中央六丁目375番12および375番13
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場	581	秋田市土崎港北一丁目87番6および79番1
上飯島駅自転車等駐車場	182	秋田市飯島鼠田一丁目86番3
大張野駅自転車等駐車場	10	秋田市河辺神内字四国14番3
アトリオン広場地下自転車駐車場	260	秋田市中通二丁目3番27号
四ツ小屋駅東自転車等駐車場	120	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林62番6および61番2

イ 平成30年度撤去実施状況

秋田駅周辺の自転車等放置禁止・規制区域における放置自転車等の状況

(ア) 警告札付け 自転車 1,500台

(イ) 整理移動 自転車 266台

(ウ) 引き取り 自転車 185台

(4) 違法駐車等の防止対策

「秋田市違法駐車等の防止に関する条例」により、秋田駅前周辺を違法駐車防止重点地域に指定し、交通の妨げや交通事故の原因ともなる違法駐車等を防止し、快適な交通環境と市民の安全な生活環境の整備と保全に努めている。

第12章 教育委員会

[教育委員会]

1. 学校教育

秋田市立学校児童・生徒数

(令和元年5月1日現在)

区 分	校 数 (校)	児童生徒数 (人)	区 分	校 数 (校)	児童生徒数 (人)
小 学 校	41	13,700	専 修 学 校	1	87
中 学 校	23	6,811			
高 等 学 校	2	841	計	67	21,439

(1) 学校施設・設備の充実

小・中・高等学校等の増改築や施設等改修事業等を計画的に進め、多様化する教育内容に対応した施設の充実を図り、児童生徒が心のゆとりを持てる教育環境の整備に努める。

・本年度の主な事業計画	(予算額)
小学校大規模改造事業 (明德小)	245,519千円
小学校大規模改造事業 (川尻小)	235,319千円
小学校大規模改造事業 (土崎南小)	260,279千円
小学校施設等改修経費 (外壁改修ほか)	230,780千円
中学校施設等改修経費 (外壁改修)	31,163千円
小学校トイレ環境改善事業	193,729千円
中学校屋根等防水改修事業	62,500千円
御所野学院高等学校施設等改修経費 (冷房設備更新)	16,800千円

(2) 学校プールの設置状況

(令和元年5月現在)

区 分	学 校 数 (校)	プール設置数
小 学 校	41	38
中 学 校	23	20
高 等 学 校	2	1

(3) 小・中学校図書更新経費

(予算額 20,040千円)

児童生徒が読書活動を通じて豊かな人間性や感性、読解力をはぐくむために、学校図書館図書の整備充実を図る。

(4) 「人権の花」運動実施経費

(予算額 1,526千円)

児童に、命の大切さや相手への思いやりといった人権尊重思想をはぐくみ、より豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的として、「人権の花」運動を実施する。

(5) 就学奨励事業

(予算額 367,817千円)

ア 就学援助

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。

イ 特別支援教育就学奨励

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、必要な援助を行う。

(6) 学校給食

ア 学校給食の歴史

- 昭和7年 貧困家庭児童対策として、土崎小学校と旭北小学校において学校給食を実施した。
- 昭和22年 旧市内の小学校で輸入缶詰による副食給食を開始した。
- 昭和26年 副食給食16校のうち12校がパン、ミルク副食の完全給食B型（週4回）を実施した。
- 昭和32年 完全給食A型（週5回）に移行を開始した。
- 昭和34年 旧雄和町で学校給食を開始した。
- 昭和37年 下北手中学校と下浜中学校で、併設小学校から運搬する方式で学校給食を開始した。
- 昭和38年 豊岩中学校で、併設小学校から運搬する方式で学校給食を開始した。
- 昭和41年 旧秋田市の全小学校で完全給食A型（週5回）への移行を完了した。
- 昭和44年 旧河辺・雄和町で学校給食センターを設立。センター方式に移行し、完全給食を開始した。
- 昭和50年 秋田市学校給食会を設置し、副食材料の共同購入を開始した。これに伴い、学校給食に共同献立を採用した。
- 昭和52年 旧秋田市の小・中学校で米飯給食を開始した。
- 昭和53年 財団法人として秋田市学校給食会が認可された。
- 昭和54年 城東中学校の新築に併せ、中学校で初めて単独校方式による完全給食を実施した。以後、学校の増改築事業に併せ単独校方式あるいは共同調理場方式により、中学校の給食を順次開始した。
- 平成5年 全小・中学校において学校給食を実施し、現在に至る。
- 平成8年 O-157による食中毒予防対策として、生野菜の使用を禁止した。
- 平成25年 公益法人制度改革に伴い、財団法人秋田市学校給食会が一般財団法人へ移行した。
- 平成29年 学校給食費を市が公金として管理する「公会計」方式に移行した。

イ 米飯給食

本市の学校給食における米飯給食は、昭和52年に週1回で開始した。その後、昭和54年には実施回数を週2回に増やし、平成元年からは週3回、平成20年度は週3.25回、平成21年度からは週3.5回、平成23年度からは週4回へ移行している。

また、平成13年度から弁当箱方式から飯重缶による米飯給食への切り替えを年次計画で進め、平成18年度までに全ての小・中学校において飯重缶への切り替えが終了した。

ウ ドライシステム方式への移行

平成8年度に仁井田小学校の給食室に初めてドライシステムを採用し、平成26年度までに11か所の調理場が移行している。今後も校舎の大規模改造等にあわせ整備を進め、より安全で衛生的な学校給食の実施に取り組んでいく。

エ 給食用強化磁器汁碗の整備

ステンレス製汁碗から強化磁器製汁碗への切り替えを行うもので、平成29年度までに小学校41校、中学校23校で切り替えを実施し、全ての小・中学校において整備を完了した。

オ 給食実施状況表

(令和元年5月1日現在)

区分	学校数(校)	児童生徒数(人)	1食当たり 給食費 (円)	栄養教諭および 学校栄養職員 (人)	技能技師 (調理員)(人)
小学校	41	13,701	270	16	42
中学校	23	6,811	320	9	10
計	64	20,512		25	52

(7) 児童生徒・教職員の健康管理

ア 児童生徒の健康管理

学校医（96人）、学校歯科医（63人）、学校薬剤師（67人）による定期健康診断、健康相談、保健指導および学校環境衛生諸検査等を実施し、健康の保持増進に努めている。

結核の感染や発病を予防するため「秋田市小中学校結核対策委員会」を設置し、り患者の早期発見や精密検査・観察の指示等に関する専門的検討を行っているほか、脊柱側弯症の早期発見、早期治療を図るため、小学校6年生および中学校2年生（女子）を対象にモアレ検査を実施している。

う歯予防対策事業として、秋田市歯科医師会との共催で「よい歯のコンクール」を、秋田市歯科医師会の後援で「歯の健康教室」を開催し、歯に関する健康知識の普及と啓発に努めている。

健康診断実施予定

（平成31年4月1日現在）

	実施期間	対象児童生徒数 (秋田商業高校、御所野学院高校、美大附属高等学院含む)
定期健康診断	4月8日～6月末日	21,434人
就学時健康診断	10～11月	2,232人

イ 小・中学校フッ化物洗口事業

歯質強化に効果があると見込まれるフッ化物洗口を、希望した児童生徒に対し週1回行う。

ウ 教職員の健康管理

7～8月に定期健康診断を実施し健康の保持増進に努めている。また、健康管理医（各校1人）による検診結果等に対する指導や相談の実施など、教職員の執務環境の充実に努めている。

(8) 特別支援学級新設経費

（予算額 1,216千円）

新設される特別支援学級において、障がいに対応した教育を行うため教材備品を購入する。

学 校	学 級
土崎小学校	知的障害特別支援学級
港北小学校	肢体不自由特別支援学級
土崎南小学校	自閉症・情緒障害特別支援学級
飯島小学校	知的障害特別支援学級
仁井田小学校	自閉症・情緒障害特別支援学級
金足西小学校	知的障害特別支援学級
大住小学校	難聴特別支援学級
秋田南中学校	自閉症・情緒障害特別支援学級
秋田西中学校	病弱・身体虚弱特別支援学級
外旭川中学校	自閉症・情緒障害特別支援学級
秋田北中学校	知的障害特別支援学級
泉中学校	自閉症・情緒障害特別支援学級
将軍野中学校	知的障害特別支援学級
勝平中学校	知的障害特別支援学級
飯島中学校	知的障害特別支援学級
岩見三内中学校	自閉症・情緒障害特別支援学級、難聴特別支援学級
河辺中学校	知的障害特別支援学級、難聴特別支援学級

(9) 通学支援事業

（予算額 557千円）

公共交通機関を利用し距離や身体的状況等により通学が困難な児童生徒の保護者に対して、通学に要する経費の負担軽減を図るため、通学費の一部を補助する。

ア 補助対象者

(ア) 小学校

- a 片道の通学距離が4 km以上の児童
 - b 片道の通学距離が4 km未満の児童のうち、校長が通学上の安全等を確保するため、公共交通機関を利用する必要があると認める第1学年から第3学年までの児童
 - c 片道の通学距離が4 km未満の児童のうち、身体的理由により、校長が公共交通機関を利用する必要があると認める第1学年から第6学年までの児童
- (イ) 中学校
- a 片道の通学距離が6 km以上の生徒
- (10) 情報教育環境整備事業 (予算額 168,163千円)
児童生徒の情報化対応能力を向上させるため、小・中学校の情報教育用機器を更新する。
- (11) 秋田市立小学校警備事業 (予算額 32,872千円)
小学生が安全に学校生活を送ることができるよう、全ての市立小学校に、警備員を1名ずつ配置する。
- (12) 学校適正配置の推進 (予算額 2,853千円)
少子化の進行により将来の児童数が減少しても、子どもたちにとって良好な教育環境を確保するため、平成31年3月に策定した秋田市小・中学校適正配置基本方針に基づき、市内7つの地域ブロックごとに、保護者と地域の代表者等で構成する地域ブロック協議会を開催し、学校統合の方向性について検討する。
- (13) 「はばたけ 秋田っ子」教育推進事業 (予算額 1,156千円)
市内の中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を開催するほか、複数の学校が協力して合同体験を行う「学校群合同体験活動」を実施し、感動体験の充実を図る。
- (14) 中学校部活動外部指導者派遣事業 (予算額 3,093千円)
各中学校の派遣希望をもとに、専門的な技術を有する社会人を中学校の運動部および文化部に派遣する。
- (15) 外国語指導助手の活用 (予算額 8,774千円)
英語教育の充実を図るため、外国語指導助手(37人)を雇用し、小学校、中学校、高等学校および中高一貫校に配置する。
- (16) 小学校外国語活動外部指導者派遣事業 (予算額 2,736千円)
小学校における外国語活動の充実に資するため、市内在住のネイティブスピーカーや海外生活経験者などを外部指導者として各校に派遣する。
- (17) 小・中学校教育活動経費 (予算額 25,030千円)
市立小・中学校において、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて、体験的な学習等の一層の充実が図られるよう、特色ある教育活動を支援する。
- (18) 特別支援教育推進事業 (予算額 188,419千円)
- ア 学校行事等支援
障がいのある児童生徒が長時間の学校行事、校外学習等に参加する際にサポーターを派遣する。
 - イ 学級生活支援
通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度、学級の実情等に応じてサポーターを派遣する。
 - ウ 日本語指導支援
国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒に対してサポーターを派遣する。
- (19) 適応指導センター「すくうる・みらい」の運営 (予算額 2,303千円)
適応指導教室「すくうる・みらい」を中心として、不登校児童生徒に対して集団に適応できるよう個別指導するほか、保護者・教職員に対する支援を行う。また、臨床心理士が配置されていない小・中学校に、児童生徒が悩みや不安を気軽に話せる第三者的な存在として「学校派遣相談員」を配置する。
- (20) 教職員研修推進事業 (予算額 3,573千円)
教職員としての豊かな人間性を培うとともに、職務上必要とする専門的な資質や今日的な教育課題に適切に対応できる能力を育成する研修を実施する。

- (21) いじめ防止対策推進事業 (予算額 634千円)
いじめの未然防止に係る取組の充実や早期発見の工夫、解決に向けた誠意ある対応など、本市におけるいじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進する。
- (22) 学校給食支援員配置事業 (予算額 21,152千円)
学校給食の安全確保および食育の推進を図るため、栄養士免許等を有する支援員を配置する。
- (23) スクールカウンセラー配置経費 (予算額 653千円)
臨床心理士資格保有者をスクールカウンセラーとして学校に配置し、不登校やいじめなどの生活上の問題で心に悩みを抱える生徒とその保護者等に対する相談体制の充実を図る。
・配置校 秋田商業高等学校、御所野学院高等学校、秋田公立美術大学附属高等学院
- (24) 学校司書配置事業 (予算額 20,241千円)
学校図書館の環境整備や読書活動の一層の充実を図るため、学校司書を配置する。
- (25) イングリッシュスクール運営経費 (予算額 339千円)
外国語指導助手を活用し、小・中学生を対象とした英語による体験活動等を実施する。
- (26) コミュニティ・スクール推進事業 (予算額 3,213千円)
保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」を設置し、学校、家庭、地域が互いに協力し合う体制づくりを支援する。
- (27) 部活動指導員配置事業 (予算額 6,112千円)
中学校部活動を担当する教員の多忙化を解消するとともに、部活動の質的向上を図るため、専門的な知識・技能を有する非常勤職員を配置する。
- (28) 学校給食費管理費 (予算額 1,347,761千円)
平成29年度から学校給食費を秋田市が公金として管理する「公会計」方式に移行したことに伴い、食数の管理や給食費の収納管理、給食食材の調達等を行う。
- (29) 教育研究所施設改修経費 (予算額 42,000千円)
教育研究所の老朽化した施設設備の改修工事を計画的に行い、施設の適切な維持管理に努める。

2. 社会教育

- (1) 生涯の各時期に対応した学習機会の提供
青少年を主体とした講座や、高等教育機関等との連携による専門講座を開設するほか、市民の社会教育活動の拠点である市民サービスセンターおよび図書館等の社会教育施設を中心に、各種の学級や講座を開設するなど、各種事業を実施する。
また、子どもたちの情報活用能力を育成するため、プログラミングに興味・関心がある小学校高学年および中学生を対象とするICT講座を開催する。
乳幼児期の教育については、乳幼児学級および家庭教育学級を開設するほか、電話による個別相談ならびに幼稚園および保育所等を訪問して親の悩みなどの解決にあたる教育相談事業を実施して、家庭の教育力の向上を支援する。
- (2) 新成人のつどい開催事業 (予算額 1,655千円)
新成人の門出を祝福し、新成人としての責任と自覚を促す機会とする「新成人のつどい」を実施する。
- (3) 市民サービスセンターにおける社会教育活動
中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の各市民サービスセンターにおいて、地域に密着した学習活動を展開する。
ア 各種学級、講座、研修会等の開催
イ グループ、サークルの育成
ウ 成長段階別(乳幼児、青少年、成人、高齢者)による学習活動の推進
エ 文化、スポーツ、レクリエーション活動の充実

オ 地域関係団体との学習活動の連携

カ 市民憲章活動の推進

- (4) 視聴覚ライブラリー (予算額 591千円)

社会教育、学校教育に利用される視聴覚機器、教材を整備し、貸出しおよび視聴覚教育の相談や機器の操作技術を指導して、学習方法の改善と効率化に努めている。

開館時間・休館日は中央図書館明德館河辺分館と同じである。

教材利用状況（平成30年度）

種 別	利用本数（本）	利用人数（人）
16ミリフィルム	104	3613
ビデオテープ	34	1638
DVD	367	5,605

- (5) 將軍野高齢者学習センター（松林館）

高齢者に自主的な学習の場を提供し、自ら学ぶ喜びと生きがいづくりや市民の地域活動の推進を図っている。

開館時間は午前9時～午後10時、休館日は年末年始（12月29日～1月3日）

利用状況（平成30年度） 学習活動、レクリエーション等 1,162件 6,615人

- (6) 社会教育関係団体等の育成・活性化

社会教育関係団体が行う社会教育事業等に対して補助金を交付し、自主的かつ適切な活動をするための支援を行う。

社会教育関係補助団体等（平成30年度実績）

名 称	会 員 等		補助額（千円）
秋田市PTA連合会	単位団体 67	会員 20,186世帯	100

- (7) 太平山自然学習センター（まんだらめ） (予算額 69,345千円)

自然豊かな太平山リゾート公園内に開設した宿泊研修施設で、青少年の心身の健全育成および市民の生涯学習の推進を図っている。

ア 平成30年度利用実人数 宿泊利用 106団体 6,636人 日帰り利用 30団体 1,367人

イ 利用案内

・利用対象 教育活動の一環としての学習を目的とした学校および生涯学習の推進を図ることを目的とした団体や個人

・休 館 日 毎月第2・4月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）

- (8) 自然科学学習館（秋田市民交流プラザ内） (予算額 19,665千円)

市民の科学に対する関心と次代を担う青少年の知的好奇心を高めるため、科学に親しむ場と目的に応じた多様な学習機会を提供している。

ア 平成30年度総来館者数 213,033人

イ 利用案内

・開館時間 午前9時～午後6時

・休 館 日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は次の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）

- (9) 市立図書館 (予算額 208,395千円)

中央図書館明德館を中心とした図書館サービス網を形成し、中央図書館明德館文庫（フォンテ文庫）、河辺分館、土崎、新屋、雄和図書館および移動図書館イソップ号で、迅速な貸出、返却、調査相談等を行っている。また、市民の日常生活に必要な資料の収集保存と読書活動の普及拡大に努めるとともに、各種講座、講演会、資料展示等を随時行っている。

ア 図書館資料の充実・整備 (予算額 20,135千円)

市民の生涯学習に必要な各種の資料を広く収集し、蔵書の充実に努める。

イ 各種行事の開催 (予算額 6,506千円)
読書や学習活動の場としてより親しんでもらうため、講座、講演会、子ども向け行事などを開催する。

ウ かぞくぶっくぱっく事業 (予算額 7,000千円)
子育て世帯の家族全員が読書に親しめるよう、さまざまな内容かつ世代別の本を5冊詰め合わせた福袋的なパック (子どもの年齢に応じた4種類)を用意して貸出しする。

エ 子ども読書活動の推進 (予算額 378千円)
読書意欲の向上等を図るため、児童生徒を対象として選書体験事業を実施するほか、乳幼児や児童向けに貸出履歴を自ら印字できる「読書の記録帳」を発行する。

オ 利用案内

・開館時間	平	日	中央図書館明德館	午前9時～午後7時 (7月は午後8時まで)
			中央図書館明德館文庫 (フォンテ文庫)	午前10時～午後8時 (子どもライブラリーは午後6時まで)
			中央図書館明德館河辺分館	午前10時～午後6時
			土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館	午前10時～午後7時
	土・日・祝日		中央図書館明德館	午前9時～午後5時
			中央図書館明德館文庫 (フォンテ文庫)	午前10時～午後8時 (子どもライブラリーは午後6時まで)
			中央図書館明德館河辺分館	午前10時～午後5時
			土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館	午前10時～午後5時

・休館日 月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日)

資料整理日 (毎月末日。末日が土・日曜日の場合は開館)、年末年始 (12月29日～1月4日)、31年度特別整理期間 (11月18日～12月2日)

中央図書館明德館文庫はフォンテAKITAの定休日

カ 平成30年度入館者数	中央図書館明德館	251,484人
	中央図書館明德館文庫	119,450人
	中央図書館明德館河辺分館	15,390人
	土崎図書館	71,961人
	新屋図書館	76,818人
	雄和図書館	10,135人

キ 平成30年度貸出点数	中央図書館明德館	391,878点
	中央図書館明德館文庫	8,546点
	中央図書館明德館河辺分館	38,193点
	土崎図書館	124,509点
	新屋図書館	118,970点
	雄和図書館	22,393点
	移動図書館 (イソップ号)	36,938点

※貸出点数は雑誌・視聴覚資料を含む

◎ 社会教育関係・文化施設

施設名	開年 設 度	構 造	面 積 (㎡)	備 考
太平山自然学習センター (まんだらめ)	平15	鉄筋コンクリート 一部3階建	5,336.97	宿泊棟本館、大屋根研修棟、炊事棟、物置
自然科学学習館	平16	拠点センター内	645.58	4 Fフロア (科学実験、ワークショップ等) 5 Fフロア (展示物、解説デジタル情報等)
将軍野高齢者学習センター (松林館)	昭64	木造平屋建	274.93	和室、茶室、陶芸室、トレーニング室
中央図書館 明徳館 (ほくとライブラリー 明徳館)	昭58	鉄筋コンクリート2階建、 塔屋2階建	4,806.43	蔵書点数 317,952点 (平31.3.31現在)
中央図書館 明徳館 河 辺 分 館 (ほくとライブラリー 明徳館 河辺分館)	平19	河辺総合福祉交流センター 内	378.10	蔵書点数 24,833点 (平31.3.31現在)
中央図書館 明徳館 文庫 (フォンテ文庫)	平23	フォンテAKITA内	450.00	蔵書点数 5,132点 (平31.3.31現在)
土 崎 図 書 館 (ほくとライブラリー 土崎図書館)	明35	鉄筋コンクリート2階建	1,603.20	蔵書点数 115,399点 (平31.3.31現在) 平3.4.10現在地に移転
新 屋 図 書 館 (ほくとライブラリー 新屋図書館)	昭37	本館鉄筋コンクリート平屋 建 (一部鉄骨)、倉庫棟木 造2階建	1,672.71	蔵書点数 98,450点 (平31.3.31現在) 平10.4.17現在地に移転
雄 和 図 書 館 (ほくとライブラリー 雄和図書館)	昭61	鉄筋コンクリート2階建	727.50	蔵書点数 47,376点 (平31.3.31現在) 平17.1.11 合併承継
視聴覚ライブラリー	昭34	河辺総合福祉交流センター 内	70.90	平19.4.25現在地に移転

第13章 公營企業 (上下水道局)

[公 営 企 業]

1. 上下水道事業

平成17年4月1日から水道局と下水道部を統合した「秋田市上下水道局」がスタートし、料金徴収部門の窓口の一本化、災害や事故発生時における一体的な対応体制の整備が図られた。また、平成22年4月からは、農林部で行っていた「農業集落排水事業」と「個別排水処理事業」を引き継ぎ、生活排水処理事業の一元化を図った。平成26年4月からは、一層のサービスの向上とコストの縮減、業務の効率化を図るため、お客さまサービスに関連する業務全般（料金等の収納に関する業務や、検針・メーター・漏水修理などの水道管等の管理業務）を対象に包括的民間委託を導入した。

人口の減少や節水意識の向上により、収入の減少が続く厳しい経営環境のなか、いつまでも良質なサービスを提供できるよう、より一層効率的な事業経営に努めているところである。

I 水道事業

本市の水道事業は、明治36年創設工事に着手、同40年10月に給水を開始した全国的にも古い歴史を持っている。

その後、市勢の発展にあわせて数次の拡張工事を行い、昭和58年7月に豊岩浄水場、平成3年8月には仁別地区簡易水道の運転を開始、仁井田浄水場と併せた施設能力は191,360 m^3 /日となった。

さらに、平成17年1月には、河辺町、雄和町との合併により給水区域が大きく広がったことから、より一層の経営効率化を目指し、平成19年3月に両町の5つの水道事業と仁別地区簡易水道事業を秋田市水道事業に統合し、平成19年度からは一つの事業として経営している。

このように、市勢の発展とともに水道施設の整備を行ってきたが、引き続き良質な給水サービスを提供していくためには、減少する水需要、高度化する利用者ニーズ、施設の更新・耐震化など、様々な課題に適切に対応していく必要がある。

平成28年度には、これまで以上に効率的な事業経営をするため、長期的な視点で事業をとらえた「秋田市上下水道事業基本計画」を策定した。現在は、計画の基本理念である「いつでも いつまでも 秋田市の上下水道」の実現に向け、適切な事業選択と効率的な事業運営に努めているところである。

平成31年度事業では、配水管整備事業として、配水管布設2,310m、布設替え20,000m、計22,310mを整備するほか、配水幹線である土崎環状線1,050m、浜田豊岩連絡管20m、千秋中通明田線410m、新屋線450mを整備する。

(1) 水道事業の実績

(各年度末)

事項	年度	26	27	28	29	30
行政区域内人口 (A) (人)		316,297	314,335	310,906	308,052	305,944
給水区域内人口 (B) (人)		316,195	314,240	310,789	307,968	305,861
給水人口 (C) (人)		314,309	312,427	308,962	306,172	304,077
普及率	(C) / (A) (%)	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4
	(C) / (B) (%)	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4
給水世帯数		134,055	134,601	134,471	134,724	133,295
年間総給水量 (m ³)		36,319,854	36,350,109	35,846,975	35,657,158	35,342,269
1日平均給水量 (m ³)		99,506	99,317	98,211	97,691	96,828
1人1日平均給水量 (ℓ)		317	318	318	319	318
1日最大給水量 (m ³)		111,578	113,439	112,162	112,849	109,353
1人1日最大給水量 (ℓ)		355	363	363	369	360
年間有収水量 (m ³)		33,518,946	33,425,331	33,180,741	32,866,905	32,502,978
有収率 (%)		92.3	92.0	92.6	92.2	92.0

(2) 水道料金 (月額)

(平成8年4月改定)

用途 (口径別)	段階 基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)						
		1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~200 m ³	201 m ³ 以上	
一般用	13mm	700円	55円	135円	190円	220円	245円	271円
	20	1,200円						
	25	2,700円	190円			220円	245円	271円
	40	7,800円						
	50	13,300円						
	75	30,000円						
	100	50,000円						
	150	110,000円						
	200	160,000円						
浴場用	同上口径による	61円						

※水道料金は、上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額

(3) 水道加入金

(昭和56年5月1日改定)

メーターの 口径 (mm)	金額 (円)
13	70,000
20	160,000
25	230,000
40	670,000
50	1,120,000
75	2,880,000
100	5,700,000
150以上	管理者が別に定める額

※ 水道加入金は、上記表に定める額に消費税等相当額を加えた額。

(4) 手数料 (平成10年4月1日改定)

ア 設計審査手数料

(ア) 新設または改造 (便所の水洗化のみのものを除く。)に係る審査 (1回につき)

給水管の 口径	25mm以下	25mmを超え50mm まで	50mmを超える もの
金額 (円)	2,500	3,700	4,500

(イ) 改造 (便所の水洗化のみのものに限る。)又は撤去に係る審査1回につき 1,700円

イ 工事検査手数料

(ア) 現地検査 (1回につき)

給水管の 口径	25mm以下	25mmを超え50mm まで	50mmを超える もの
金額 (円)	3,500	4,300	5,500

(イ) 書類検査 1回につき 1,200円

ウ 指定給水装置工事事業者指定手数料1件につき10,000円

II 下水道事業

本市の下水道事業は、昭和7年に市内中心部を流れる「旭川」周辺の下水道を整備したのが始まりで、昭和40年頃までは生活排水を河川等に放流していた。

しかし、この頃から高度経済成長による産業活動の進展等により公共用水域の水質汚濁が環境上大きな問題となり、本市でも水質保全の観点から本格的な処理計画を定め、昭和40年から「八橋下水道終末処理場」の建設に着手し、昭和45年に運転を開始した。

一方秋田県では、広域的な観点から河川や湖沼等の水質汚濁防止のため効率的な下水道整備を図ることを目的に、昭和48年に流域別下水道整備総合計画を策定し、特に汚濁が進んでいる「秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区」について、昭和50年から2市12町1村を対象とした事業に着手した。

これにより、本市は、単独公共下水道八橋処理区と流域関連公共下水道臨海処理区の両事業を推進することとなった。また、平成17年1月には河辺町・雄和町との合併により、処理区域は大きく広がった。

昭和63年から平成2年にかけては、湖沼等の水質保全や地域環境改善を目的とした特定環境保全公共下水道事業として、「小泉潟」「羽川」「太平山」処理区の整備に努めた。

また、市街地における雨水や雑排水を排除し、浸水の防止や公衆衛生の向上を目的とした都市下水路事業についても、昭和28年の「古川都市下水路」の建設を端緒に、全16路線を整備し、平成11年度までに公共下水道に切り替えた。

そのほか、緊急に下水道整備が必要な地域に対して、既存施設を活用するフレックスプランの導入や、下水道処理水を有効活用する等のアメニティ下水道モデル事業の実施、より親水性のある水辺空間を創り出す水循環・再生下水道モデル事業等にも積極的に取り組んできた。

平成28年度には、これまで以上に効率的な事業経営をするため、長期的な視点で事業をとらえた「秋田市上下水道事業基本計画」を策定した。現在は、この計画の基本理念である「いつでも いつまでも 秋田市の上下水道」の実現に向け、安全で快適な生活環境の整備と、公共用水域の水質保全に努めているところである。

平成31年度事業では、管渠建設事業として、未普及地域解消のための污水管5,648m、浸水対策用の雨水管1,410m、計7,058mを整備するほか、下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠改築3,825m、既設管渠の改良工事および他事業に伴う管渠の移設工事等1,065mを行う。また、八橋終末処理場の汚水処理機能を流域下水道秋田臨海処理センターへ統合するための污水幹線整備およびゲート設備設置工事等を行う。

特定環境保全公共下水道事業としては、未普及地域の解消のための污水管203mを整備する。

(1) 公共下水道事業の計画と現況

(平成31年3月31日現在)

区 分	事 業 計 画	現 況	進 捗 率
事 業 年 度	昭和7年度から令和2年度	昭和7年度から平成30年度	
事 業 費	2,484 億円	2,401 億円	
処 理 面 積	7,929 ha	5,958 ha	75.1%
処 理 人 口	291,010 人	288,365 人	99.1%
管 渠	2,147 km	1,597 km	74.4%
ポ ン プ 場	14 ヲ所	14 ヲ所	
処 理 場	4 ヲ所	4 ヲ所	
排 除 方 式	分流一部合流式	分流一部合流式	
処 理 方 式	標準活性汚泥法他	標準活性汚泥法他	

(2) 下水道普及率の推移 (単位：%)

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
秋 田 市	87.7	88.5	89.5	90.5	91.0	91.4	92.3	92.7	93.0	93.3	93.6
秋 田 県	56.0	57.1	58.3	59.6	60.8	61.6	62.6	63.3	63.9	64.5	
全 国 平 均	72.7	73.7	75.1	75.8	76.3	77.0	77.6	77.8	78.3	78.8	

(3) 秋田湾・雄物川流域下水道事業計画

(平成31年4月1日現在)

区 分	全 体 計 画		事 業 計 画	
	臨海処理区全体	秋田市関係分	臨海処理区全体	秋田市関係分
目 標 年 度	令和7年度	令和7年度	令和2年度	令和2年度
対 象 市 町 村	3市4町1村		3市4町1村	
計 画 人 口	357,690 人	280,300 人	371,790 人	292,200 人
計 画 面 積	13,323.1 ha	8,467.2 ha	12,142.2 ha	7,976.8 ha
計 画 汚 水 量	194,406m ³ /日	157,648m ³ /日	199,614m ³ /日	162,159 m ³ /日
終 末 処 理 場	1カ所		1カ所	
管 渠 延 長	127,270 m	41,082 m	127,270 m	41,082 m
ポ ンプ 施 設	28 カ所	7 カ所	28 カ所	7 カ所
排 除 方 式	分 流 式	分流一部合流式	分 流 式	分流一部合流式
処 理 方 式	標準活性汚泥法		標準活性汚泥法	

(4) 下水道使用料 (月額)

(平成15年4月改定)

種 別	水量段階 区域	基 本 使 用 料 10m ³ まで	従 量 使 用 料 (1 m ³ につき)					
			11~30m ³	31~50m ³	51~ 100m ³	101~ 500m ³	501~ 1,000m ³	1,001m ³ 以上
一般 汚水	処 理 区 域	1,020円	181円	226円	249円	305円	352円	427円
	処 理 区 域 外	577円	107円	123円	138円	169円	195円	235円
公衆浴場 汚 水	処 理 区 域	1,020円	48円					
	処 理 区 域 外	577円	27円					

※下水道使用料は、上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額

(5) 手数料

ア 指定排水設備工事業者の指定 1件につき10,000円

イ 指定排水設備工事業者の指定の更新 1件につき5,000円

Ⅲ 農業集落排水事業

本市の農業集落排水事業は、平成25年度で計画区域の整備が終了しており、現在は施設の更新にあわせて、近隣の農業集落排水処理区への統合や公共下水道への接続を検討しながら、老朽化施設の統廃合や機能強化を進めている。

また、公共下水道と農業集落排水の計画区域外を対象に、市が浄化槽を設置し維持管理を行う個別排水処理事業に取り組んでいるところである。

平成31年度事業では、農業集落排水事業として、処理区の再編に伴う砂子淵地区の接続管渠工事および笹岡、戸賀沢、下新城北部、上新城、赤平、下三内、三内、新波、向野、萱ヶ沢、岩見三内中央地区の計11地区の最適整備構想策定に係る診断調査業務を行う。また、個別排水処理事業として、設置要望者に対し計4基の浄化槽の設置を行う。

2. 公営企業経営成績の推移

会計別	項目 年	損 益 収 支 実			
		総 収 益 (円)	すう勢比率 (%)	総 費 用 (円)	すう勢比率 (%)
水 道	27	7,248,511,747	100.0	5,765,998,347	100.0
	28	7,221,595,117	99.6	5,883,018,574	102.0
	29	7,146,275,760	98.6	5,855,046,950	101.5
下 水 道	27	10,452,461,772	100.0	9,343,204,280	100.0
	28	10,467,496,183	100.1	9,457,584,929	101.2
	29	10,435,877,834	99.8	9,313,075,532	99.7
農 業 集 落 排 水 事 業	27	861,740,399	100.0	820,059,746	100.0
	28	843,208,023	97.8	810,830,984	98.9
	29	754,402,539	87.5	731,612,133	89.2

績	処分額 (円)	利益剰余金 (円) (△欠損金)	総収益対 総費用比率 (%)	営業収益対営 業費用比率 (%)
純利益 (円)				
1,482,513,400	1,482,513,400	2,508,859,269	125.7	124.2
1,338,576,543	1,338,576,543	2,842,523,361	122.8	120.3
1,291,228,810	1,291,228,810	3,393,238,771	122.1	118.9
1,109,257,492	1,109,257,492	1,789,495,256	111.9	90.6
1,009,911,254	1,009,911,254	2,119,168,746	110.7	88.6
1,122,802,302	1,122,802,302	2,132,713,556	112.1	88.3
41,680,653	41,680,653	66,072,330	105.1	20.0
32,377,039	32,377,039	74,057,692	104.0	19.5
22,790,406	22,790,406	55,167,445	103.1	20.7

第14章 行政委員會
選舉管理委員會
農業委員會
監查委員

[行政委員会]

1. 選挙管理委員会

(1) 選挙人名簿登録者数

単位：人

年(月日現在)	総数	男	女
H17(9月2日現在)	270,470	126,563	143,907
H18()	270,476	126,368	144,108
H19()	269,913	125,865	144,048
H20()	268,617	125,014	143,603
H21()	268,059	124,613	143,446
H22()	267,740	124,342	143,398
H23()	267,448	124,103	143,345
H24()	267,122	123,844	143,278
H25()	266,491	123,504	142,987
H26()	265,878	123,325	142,553
H27()	264,898	122,883	142,015
H28()	269,768	125,546	144,222
H29(9月1日現在)	268,255	124,835	143,420
H30()	266,470	123,994	142,476

(2) 選挙概要(主要)

単位：人

選挙の種類	執行年月日	定数	立候補者数	当日有権者数			投票者数			投票率(%)
				総数	男	女	総数	男	女	
県議会議員	15. 4. 13	11	15	248,111	115,580	132,531	143,393	66,394	76,999	57.79
市議会議員	15. 4. 27	42	56	247,993	115,523	132,470	139,183	64,007	75,176	56.12
衆議院議員 (小選挙区)	15. 11. 9	1	4	253,056	118,327	134,729	148,775	70,792	77,983	58.79
		14	61	253,125	118,359	134,766	148,757	70,792	77,965	58.77
参議院議員 (秋田県)	16. 7. 11	1	3	253,772	118,620	135,152	151,321	71,863	79,485	59.63
		48	128	253,848	118,653	135,195	151,316	71,834	79,482	59.61
知事	17. 4. 17	1	4	265,785	123,977	141,808	134,915	63,406	71,509	50.76
市長	17. 6. 19	1	2	265,865	124,034	141,831	89,621	42,603	47,018	33.71
衆議院議員 (小選挙区)	17. 9. 11	1	4	270,059	126,303	143,756	177,243	83,662	93,581	65.63
		14	66	270,148	126,344	143,804	177,240	83,662	93,578	65.61
県議会議員	19. 4. 8	13	18	265,975	123,802	142,173	155,495	72,105	83,390	58.46
市議会議員	19. 4. 22	42	56	265,704	123,615	142,089	150,824	69,747	81,077	56.76
参議院議員 (秋田県)	19. 7. 29	1	3	270,730	126,370	144,360	171,883	80,886	90,997	63.49
		48	159	270,730	126,370	144,360	171,869	80,880	90,989	63.48

選挙の種類	執行 年月日	定数	立候 補者数	当日有権者数			投票者数			投票率 (%)
				総数	男	女	総数	男	女	
知事	21. 4. 12	1	4	264,034	122,396	141,638	166,153	77,222	88,931	62.93
市長	21. 4. 12	1	3	263,911	122,310	141,601	164,210	76,293	87,917	62.22
衆議院議員 (小選挙区)	21. 8. 30	1	5	267,441	124,279	143,162	183,081	86,611	96,470	68.46
(比例代表)		14	77	267,441	124,279	143,162	183,068	86,603	96,465	68.45
参議院議員 (秋田県)	22. 7. 11	1	3	267,268	124,150	143,118	164,994	77,979	87,015	61.73
(比例代表)		48	186	267,268	124,150	143,118	164,979	77,974	87,005	61.73
県議会議員	23. 4. 10	13	19	264,128	122,322	141,806	142,558	66,505	76,053	53.97
市議会議員	23. 4. 24	39	50	263,881	122,166	141,715	132,993	62,048	70,945	50.40
衆議院議員 (小選挙区)	24. 12. 16	1	5	266,508	123,509	142,999	159,725	76,224	83,501	59.93
(比例代表)		14	92	266,508	123,509	142,999	159,717	76,219	83,498	59.93
県議会議員	25. 4. 7	1	2	263,077	121,574	141,503	129,269	60,063	69,206	49.14
市長	25. 4. 7	1	3	263,056	121,559	141,497	129,301	60,076	69,225	49.15
参議院議員 (秋田県)	25. 7. 21	1	4	265,787	123,053	142,734	143,218	67,770	75,448	53.88
(比例代表)		48	162	265,787	123,053	142,734	143,205	67,768	75,437	53.88
衆議院議員 (小選挙区)	26. 12. 14	1	4	265,311	123,019	142,292	143,489	68,613	74,876	54.08
(比例代表)		14	69	265,311	123,019	142,292	143,281	68,611	74,670	54.00
県議会議員	27. 4. 12	12	16	265,225	122,994	142,231	132,072	61,643	70,429	50.51
市議会議員	27. 4. 26	39	47	265,245	123,008	142,237	124,425	57,898	66,527	47.61
参議院議員 (秋田県)	28. 7. 10	1	3	269,559	125,313	144,246	156,347	73,708	82,639	58.00
(比例代表)		48	164	269,559	125,313	144,246	156,331	73,703	82,628	58.00
知事	29. 4. 9	1	3	264,709	122,761	141,948	138,478	64,037	74,441	52.31
市長	29. 4. 9	1	2	264,580	122,669	141,911	136,966	63,300	73,666	51.77
衆議院議員 (小選挙区)	29. 10. 22	1	3	267,740	124,483	143,257	150,995	70,975	80,020	56.40
(比例代表)		13	67	267,740	124,483	143,257	150,979	70,972	80,007	56.39
県議会議員	31. 4. 7	12	14	261,531	121,266	140,265	122,159	57,071	65,088	46.71
市議会議員	31. 4. 21	36	46	261,209	121,077	140,132	117,346	54,740	62,606	44.92

(3)-1 期日前投票者の推移（国政選挙）

選挙の種類	期日前投票者数（人）	全投票者数に占める期日前投票者の割合（%）
H17：衆議院議員（小）	37,914	21.39
H19：参議院議員（県）	54,681	31.81
H21：衆議院議員（小）	60,754	33.18
H22：参議院議員（県）	57,431	34.81
H24：衆議院議員（小）	58,888	36.87
H25：参議院議員（県）	60,945	42.55
H26：衆議院議員（小）	63,194	44.04
H28：参議院議員（県）	70,776	45.27
H29：衆議院議員（小）	75,596	50.07

(3)-2 期日前投票者の推移（県の選挙）

選挙の種類	期日前投票者数（人）	全投票者数に占める期日前投票者の割合（%）
H17：知事	21,049	15.60
H19：県議会議員	34,884	22.43
H21：知事	44,810	26.97
H23：県議会議員	44,819	31.44
H25：県議会議員	51,769	40.05
H27：県議会議員	54,866	41.54
H29：知事	58,433	42.20
H31：県議会議員	54,663	44.75

(3)-3 期日前投票者の推移（市の選挙）

選挙の種類	期日前投票者数（人）	全投票者数に占める期日前投票者の割合（%）
H17：市長	15,175	16.93
H19：市議会議員	36,192	24.00
H21：市長	42,843	26.09
H23：市議会議員	42,828	32.20
H25：市長	51,762	40.03
H27：市議会議員	49,197	39.54
H29：市長	56,828	41.49
H31：市議会議員	52,081	44.38

2. 農業委員会

(1) 委員数

農業委員	農地利用最適化推進委員					
	第一区域	第二区域	第三区域	第四区域	第五区域	合計
19人	6人	6人	5人	6人	6人	29人

(2) 専門委員会

運営委員会

会長

会長職務代理者

会長が指名する農業委員（7人以内）

農地利用最適化委員会

会長が指名する農業委員（12人以内）

各区域から推薦された推進委員（5人）

参与（2人）

農地利用最適化区域部会（5区域部会）

部会長

副部会長

農業委員

農地利用最適化推進委員

(3) 審議（取扱）件数（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

項目	適条	件数
農地の権利移動・設定等 （所有権移転・賃貸借権設定等）	農地法第3条	22
	農業経営基盤強化促進法第18条	499
相続等の権利取得の届出	農地法第3条の3第1項	154
農地の転用	農地法第4条	5
	〃 第4条第1項第7号	6
	〃 第5条	14
	〃 第5条第1項第6号	72
賃貸借の合意解約等の通知	〃 第18条第6項	44
農地の和解仲介	〃 第25条	0
競（公）売等適格証明申請		0
農地の転用事実に関する照会		87
非農地証明申請		25
諸証明書交付申請		612
計		1,540

(4) 審議（取扱）内容別件数・面積（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

種別	項目	件数(件)	田 (㎡)	畑 (㎡)	計 (㎡)
農地の権利移動 (所有権移転)	農地法第3条	21	205,117	25,825	230,942
	経基法	60	210,326	9,726	220,052
農地の権利設定等 (賃借権・使用貸借権)	農地法第3条	1	3,063	0	3,063
	経基法	439	2,948,642	99,231	3,047,873
相続等の権利取得の届出		154	1,111,856	113,307	1,225,163
農地の転用	農地法第4条	11	3,581	3,609	7,190
	農地法第5条	86	25,164	17,319	42,483
賃貸借の合意解約等の通知		44	177,709	578	178,287
競(公)売適格証明申請		0	0	0	0
非農地証明申請		25	1,533	29,731	31,264
合計		841	4,686,991	299,326	4,986,317

(5) 目的別農地転用状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

種別	項目	件数(件)	田 (㎡)	畑 (㎡)	計 (㎡)
住宅用地		62	14,376	12,682	27,058
工・鉱業用地		20	9,543	6,024	15,567
学校用地		0	0	0	0
公園・運動場用地		0	0	0	0
道水路用地		7	462	0	462
その他建物用地		8	4,364	2,222	6,586
その他		0	0	0	0
合計		97	28,745	20,928	49,673

(6) 農地利用最適化推進事業 (予算額 1,613千円)

遊休農地の発生防止や解消に向けた取組を進めるため、農地利用最適化推進委員会を中心に実態調査を行うほか、担い手への農地の流動化を促進する。

[30年度末利用権設定面積（ストック値）2,009ha]

(7) 地域農業活性化推進事業 (予算額 132千円)

ア 農業経営支援事業

農家の後継者が近代的農業の確立を目指すため、経営の管理・分析作業に必須となるパソコンの使用法を学ぶ「農業簿記講座」を開催する。

(8) 農業者年金業務 (予算額 1,012千円)

農業者年金基金法による業務で、担い手の老後の生活安定を図るため、加入促進に努める。また、経営移譲年金および老齢年金受給にかかわる業務等を実施する。

ア 加入者数 99人（平成31年3月31日現在）

イ 農業者年金受給状況調（平成31年3月31日現在）

経営移譲年金受給者(人)	老齢年金受給者(人)	合計(人)
354	267	621

3. 監査委員

(1) 委員数

識見を有する者 3人、議員から選任された者 1人

(2) 監査等執行状況

ア 定期監査

各課所室の財務に関する事務の執行状況および経営に係る事業の管理状況について、平成30年4月9日から平成31年1月31日まで実施した。

イ 決算審査

市長から審査に付された平成29年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算ならびに基金の運用状況報告について、平成30年7月9日から8月31日まで審査した。

また、平成29年度秋田市水道事業会計、秋田市下水道事業会計および秋田市農業集落排水事業会計決算について、平成30年6月15日から7月31日まで審査した。

ウ 健全化判断比率等審査

市長から審査に付された平成29年度の健全化判断比率および資金不足比率について、平成30年7月30日から8月31日まで審査した。

エ 財政援助団体等監査

平成29年度に市から財政的援助を受けた団体の中から2団体を抽出し、3件の補助金に関する出納事務等について、平成30年10月12日から12月27日まで実施した。

オ 例月現金出納検査

毎月1回、一般会計、特別会計および公営企業会計の収支状況、現金保管状況を検査した。

カ 職員の賠償責任に関する監査

市長からの要求に基づき、職員の賠償責任について、平成30年3月29日から6月6日まで実施した。

第15章 消 防

[消 防]

都市化の進展により、複雑多様化する災害から市民の生命と財産を保護するため、消防車両等・消防用無線機の更新、消火栓等消防水利施設および消防施設の整備充実強化と、地震等の大規模災害を念頭に緊急消防援助隊体制の整備を図る。また高齢化社会が進み、救急需要の増加に対応するため、救急車の計画的更新と救急救命士の養成を行うとともに応急手当の普及啓発および医療機関との連携強化に努め、救急業務の高度化推進を図る。

消防団の強化および活性化のため、器具置場の改築およびホース乾燥塔の新設を行うとともに、団員の被服貸与等福利厚生を図る。

(当初予算額 4,149,998千円)

1. 現有消防力 (平成31年4月1日現在)

(1) 常備

ア 消防本部組織および消防水利

1本部・4署・3分署・7出張所 定数 410人 現員 412人

所 属 別	所管分署・出張所	現員数(人)	消 火 栓	防 火 水 槽
消防本部		64		
秋田消防署	3 (うち分署1)	104	公 設 1,110 私 設 211	公 設 130 私 設 15
土崎消防署	4	101	公 設 890 私 設 292	公 設 133 私 設 24
城東消防署	1	64	公 設 738 私 設 15	公 設 88 私 設 19
秋田南消防署	2 (うち分署2)	79	公 設 1,108 私 設 15	公 設 228 私 設 31
合 計	10 (うち分署3)	412	公 設 3,846 私 設 533	公 設 579 私 設 89

イ 常備現有車両

水槽付ポンプ車	8台	水難救助車	1台	支援車	2台
消防ポンプ車	9台	指令車	1台	救急指揮支援車	1台
はしご車	2台	広報車	5台	活動支援車	1台
屈折はしご車	1台	消防パトロール車	4台		
化学車	4台	原調車	4台		
大型化学高所放水車	1台	指揮車	4台		
泡原液搬送車	1台	作業車	1台		
救助工作車	5台	乗用車	1台		
照明電源車	1台	人員輸送車	1台		
救急車	12台	資機材搬送車	1台		

(2) 非常備

ア 消防団組織および団員数 (平成31年4月1日現在)

1団本部・5方面隊・32分団・84部・169班
定員 2,100人 実員 1,810人

イ	非常備現有車両等	
	消防ポンプ車	9台
	多機能型救助資機材搭載車	4台
	小型動力ポンプ付積載車	97台
	小型動力ポンプ	59台

2. 消防団員の報酬および費用弁償額

(1) 消防団報酬（年額）

団 長	112,300円	部 長	32,800円	団 員	基本団員 22,000円
副 団 長	81,900円	班 長	27,100円		機能別団員 7,300円（1号団員）
分 団 長	50,500円				機能別団員 3,700円
副分団長	40,100円				（その他のもの2、3号団員）

(2) 費用弁償額 1回につき3,000円 1回につき4,000円（災害の防御および救助活動）

3. 平成30年中の火災・救急・救助統計

(1) 火災

ア	火災発生件数	60件（死者3人、負傷者10人）
イ	火災損害額	99,651千円
ウ	焼損面積	建物 2,493 m ² 、林野 0 a

(2) 救急

ア	救急車出動件数	12,128件
イ	搬送人員	11,421人

(3) 救急救命士活動状況・実績

ア	搬送心肺停止（C P A）傷病者数	308人
イ	1ヵ月生存者数	19人（国指標による1ヵ月生存率 6.17%）
ウ	救急救命士数	62人（平成31年4月1日現在）

(4) 救助

ア	救助出動件数	103件
イ	救助活動件数	101件
ウ	救助人員	95人

4. 緊急消防援助隊

阪神淡路大震災後、総務省消防庁は国内で地震等の大規模災害が発生した場合、全国の消防機関が相互に応援可能な体制を構築するため、都道府県単位で出動部隊を消防庁に登録し、平成7年10月に「緊急消防援助隊要綱」を制定した。その後、平成15年6月に消防組織法が大幅に改正され、緊急消防援助隊は、同法に基づく活動隊として位置付けられ、平成16年4月1日に新たな制度のもとでの緊急消防援助隊として発足している。

秋田市では、平成9年以降車両および資機材を導入して、秋田県大隊指揮隊、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、特殊災害小隊に登録し、秋田県代表消防機関として県内消防本部の中核を担い、広域応援体制の整備を図っている。

緊急消防援助隊の応援活動としては、平成15年9月に発生した「出光興産北海道製油所タンク火災」を初めとして、平成20年6月に発生した「平成20年岩手宮城内陸地震」、同年7月に発生した「岩手沿岸北部地震」への出動に続き、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、発災当日から4月28日まで、岩手県および宮城県に41日間、延べ296隊961人の職員が出動している。また、平成30年9月

に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」では秋田県統合機動部隊として出動した。

5. 国際消防救助隊

昭和61年、総務省消防庁は、海外で大規模災害が発生した場合に備え、国際的な緊急援助体制の整備を進め、全国の消防機関の消防・救助隊員で編成された国際消防救助隊（インターナショナル・レスキュー・チーム／I R T）を発足させた。

平成12年、消防庁では国際消防救助隊登録本部および登録隊員を拡充することとし、秋田市では、高度救助隊員6人を国際消防救助隊員として消防庁に登録している。

平成27年4月25日に発生したネパール地震災害に、総務省消防庁からの派遣要請を受け、職員1名を首都カトマンズでの捜索活動のため14日間派遣した。

6. 高度救助隊

平成7年3月に発生した地下鉄サリン事件や、平成13年9月に発生したニューヨーク同時多発テロ事件以降、国内外でテロに対する脅威と社会的関心が高まるとともに、消防機関が行う救助活動の対象は、火災や交通事故、自然災害はもとより、鉄道・航空機等の重大事故、放射性物質や有害化学物質、生物剤の散布・漏洩事故等、特殊化・専門化傾向を強め、これら特殊災害に対応する資機材の開発整備と専門的知識を有する職員の育成が急務となった。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震や、平成17年4月に発生したJR福知山線脱線事故では、土砂崩落や爆発・可燃性ガスの漏洩等、二次災害発生の危険を伴う重大な活動障害が生じ、救助活動が大きな制約を受けたことから、より高度な技術や資機材を整備する必要性が生じた。

このように、多様化・複雑化の様相を呈する大規模災害や特殊災害に対して、救助体制を強化し、より迅速かつ効果的な救助活動を実現するため、総務省消防庁は、平成18年4月に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」を改正し、新たな高度救助用資機材を装備した「高度救助隊」を各中核市の消防本部に設置することとした。

秋田市では、安心・安全なまちづくりに資するため、平成19年4月1日に高度救助隊（通称アサート／A S A T : Akita Super Rescue Team）を設置し、救助技術および資機材の高度化を推進するとともに、職員の能力開発を行い、災害対応能力の向上を図っている。

7. 消防総合通信指令システム

火災をはじめ救急、救助や地震等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、「より早く・より正確に・より安全に」を主眼とした消防指令業務の効率的運用を図ることを目的とする。

運用開始 平成28年4月1日

主な装置 指令台4式（自動出動指定装置・地図等検索装置搭載）

指揮台1式（自動出動指定装置・地図等検索装置搭載）

無線統制台1式

長時間録音装置・非常指令設備・指令制御装置・表示盤・指令電送装置・気象観測装置・災害状況等自動案内装置・順次指令装置・音声合成装置・出動車両運用管理装置

・システム監視装置・電源装置・ネットワーク装置・統合型位置情報受信システム

・Eメール指令装置・消防OAシステム・指令用放送アンブ

8. 災害監視システム

秋田市では、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、地震等による大規模災害が発生した場合の情報収集伝達体制の充実、強化を図る目的で、高所監視カメラと衛星地球局で構成される災害監視システムを導入し、平成8年5月14日から運用を開始している。

(1) 構成

衛星地球局	1局	消防本部庁舎屋上
高所監視カメラ	2台	ポートタワーセリオン アトリオンビル

(2) 運用

消防本部指令センターから多重無線を使用した遠隔操作により、火災等の災害状況を確認し、指揮・応援体制の確立を図るため活用している。

大規模な災害発生時には、この映像を衛星地球局から通信衛星「スーパーバードB3」を経由し、首相官邸、総務省消防庁および衛星ネットワークに加入している都市へ送信でき、また衛星回線による電話もできる。

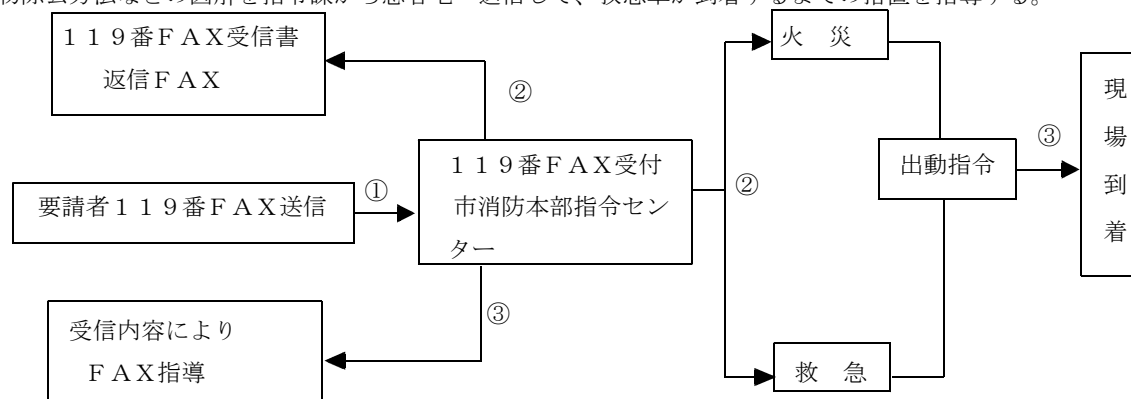
9. カメラ付携帯電話画像伝送システム

迅速・確実な情報収集および指揮体制、応援体制の強化を図ることを目的に導入し、平成15年4月1日に運用開始している。

このシステムは、各消防署および指令課に配置されたカメラ付携帯電話機と指令センターに設置したテレビ電話機を接続することで、災害現場の映像をリアルタイムで指令センターに伝送するものである。

10. 119番ファックス

聴覚や言語に障がいのあるかたが119番回線を利用して緊急通報ができるとともに、心肺蘇生法や異物除去方法などの図解を指令課から患者宅へ送信して、救急車が到着するまでの措置を指導する。



11. Web119

聴覚や言語に障がいのあるかたが携帯電話のインターネット接続機能を利用し、文字によるチャット形式で119番通報ができるシステムで、平成28年4月1日に運用開始している。

12. 無人航空機

各種災害発生時における迅速な状況把握および被害の拡大防止を目的に導入し、平成29年2月3日に運用開始している。

13. モバイル映像伝送システム

迅速・確実な情報収集および指揮体制、応援体制の強化を図ることを目的に導入し、平成30年8月1日に運用開始している。

このシステムは、指令課に配置された無人航空機とカメラ付スマートフォン、指令センターに設置した受信機を接続することで、各種災害現場の映像をリアルタイムで指令センターに伝送するものである。

第16章 公 社 等

(公財)秋田市総合振興公社
(一財)秋田市駐車場公社
太平山観光開発(株)
(一財)秋田市勤労者福祉振興協会
(公財)秋田観光コンベンション協会
河辺地域振興(株)
(株)雄和振興公社
(一財)秋田市学校給食会

[公 社 等]

1. (公財) 秋田市総合振興公社

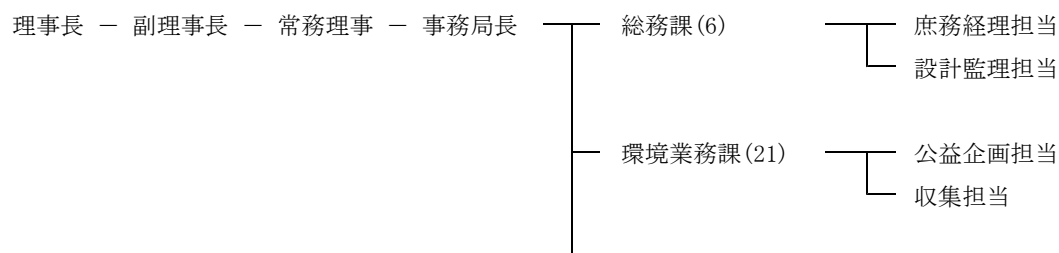
秋田市の公社改革の方針のもと、組織の抜本的な見直しや合理化を進め、経営の健全化および組織強化を図るため、平成17年4月1日に秋田市環境保全公社と秋田市緑地管理公社を統合したほか、平成25年4月1日からは公益財団法人として、循環型社会や緑あふれる地域社会を構築するための事業や地域社会の健全な発展を促進するための事業を行うなど、快適で豊かな市民生活の実現を図ることを目的とする事業を推進している。

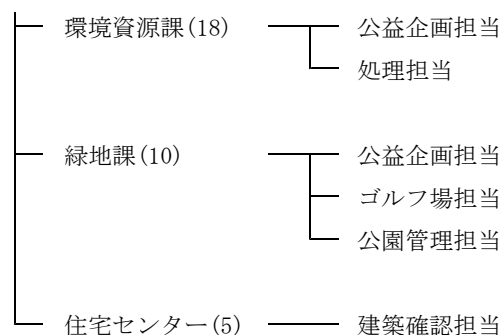
また、平成27年4月1日には、廃棄物収集業務などの類似業務を行っていた一般財団法人雄和環境保全公社と経営を健全化・合理化を図るために吸収合併した。

- (1) 設立年月日 昭和54年4月26日（平成25年4月1日付けで公益財団法人へ移行）
- (2) 組織 公益財団法人
- (3) 基本財産 30,000千円
- (4) 市出捐金 30,000千円
- (5) 役員構成 理事5人（理事長、副理事長、常務理事各1人）、監事2人、評議員6人
- (6) 事業内容

- ア 資源化物等の収集・処理事業
- イ 調査・資料収集事業
- ウ 緑のまちづくり活動支援基金事業
- エ 地域安全安心活動事業
- オ ふれあいイベント開催事業
- カ 公園管理運営事業
- キ 健康づくり体験事業
- ク コミュニティ施設等管理運営事業
- ケ ゴルフ場の管理運営に関する事業
- コ 建築確認検査に関する事業
- サ 溶融飛灰等運搬、埋立作業に関する事業
- シ 一般廃棄物の計量、処理手数料収納事業
- ス 粗大ごみ収集事業
- セ 不法投棄パトロール事業
- ソ 公園及び河川緑地等維持管理に関する事業
- タ 病虫害駆除に関する事業
- チ 冬期除排雪対策に関する事業
- ツ 公共施設管理に関する事業
- テ 自記録データ回収及び集計に関する事業
- ト 土地区画整理に関する事業
- ナ 特殊建築物等の定期報告に関する事業
- ニ 土地の貸付に関する事業
- ヌ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 機構





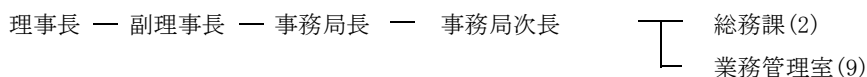
2. (一財) 秋田市駐車場公社

秋田駅前地区市街地再開発事業の一環として設置された大型駐車場ビル（地下1階、地上5階の自走式駐車場、自動車537台、自転車250台、バイク60台、貸店舗9店舗）の管理運営と、交通安全の推進を図り、都市機能の増進と市民生活の向上に寄与するために設立したものである。

- (1) 設立年月日 昭和54年10月31日（平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行）
- (2) 組織 一般財団法人
- (3) 基本財産 11,000千円
- (4) 市出捐金 8,000千円
- (5) 役員構成 理事5人（理事長1人、副理事長1人）、監事2人、評議員5人
- (6) 事業内容

- ア 交通安全の推進
- イ 自動車駐車場の設置及び管理
- ウ 自転車・バイク駐車場の設置及び管理
- エ その他前項の目的を達成するために必要な事業

(7) 機構



(8) 駐車料金等

区分	駐車料金（消費税含む）	利用台数（30年度）	備 考
自動車	1時間まで 200円	543,510台 回転率 2.5	平日定期・夜間定期 夜間駐車有り
	30分増すごと 100円		
自転車	1日1回 100円 (24時間以内)	24,675台 回転率 0.3	定期有り（1. 2. 3ヵ月） （一般・学生別）
バイク	1日1回 200円 (24時間以内)	2,172台 回転率 0.1	定期有り（1. 2. 3ヵ月）

3. 太平山観光開発（株）

秋田市仁別、太平木曾石地区一帯の観光開発を目的として、秋田市観光協会役員が発起人となり秋田市からも出資を受け、昭和43年に設立された。

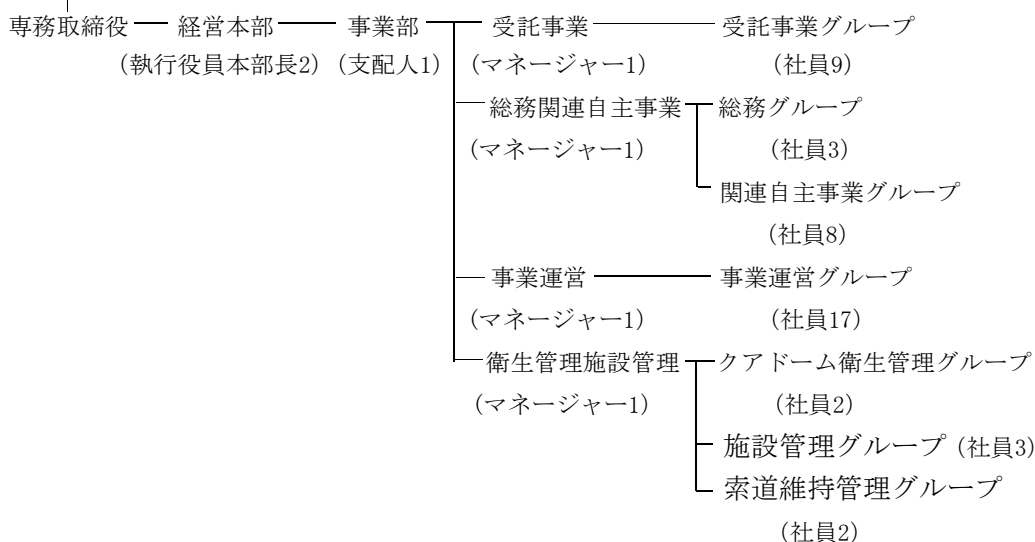
その後、秋田市が計画している「秋田市太平山リゾートパーク総合整備事業」を推進する第三セクターとして資本の充実と組織を強化し、平成18年4月から太平山リゾートパーク内のクアドーム「ザ・ブーン」、ピクニックの森、オートキャンプ場、テニスの森、グラウンド・ゴルフ場、太平山スキー場「オーパス」および森林学習館「木こりの宿」等の管理を代行する指定管理者として、施設の管理運営を行っている。

- (1) 設立年月日 昭和43年8月
- (2) 組織 株式会社
- (3) 資本金 50,000千円
- (4) 市出資金 235,100千円
- (5) 役員構成 代表取締役1人 取締役5人 監査役2人（平成31年4月1日現在）
- (6) 主な事業内容

- ア 公園施設等の管理運営受託事業
- イ 飲食店・売店などのサービス事業
- ウ 旅客索道事業
- エ 造園、土木、植栽及び緑化事業
- オ 各種イベントの企画、制作、管理運営
- カ 農・林業およびその生産物の加工、販売
- キ 労働者派遣事業

(7) 機構（平成31年4月1日現在）

- ・ 決議機関
株主総会
役員会（取締役会、監査役会）
- ・ 執行機関
代表取締役社長

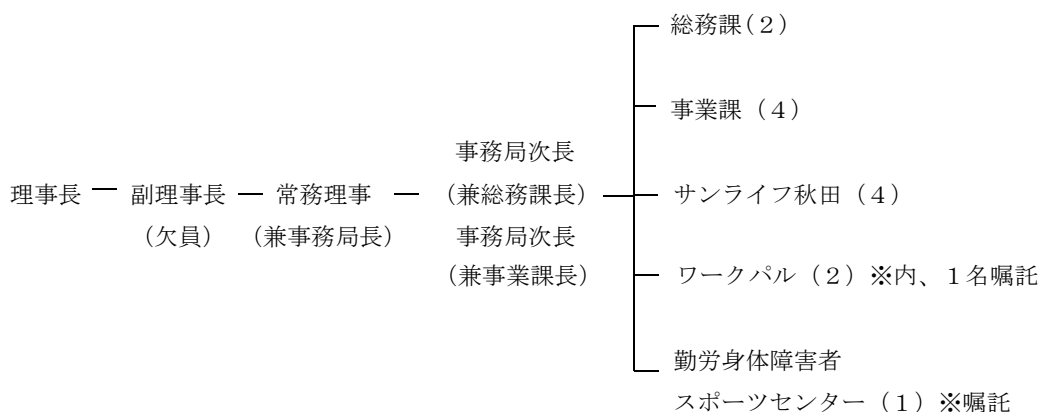


構成	男	女	計
正社員	39	14	53

4. (一財) 秋田市勤労者福祉振興協会

勤労者に、教養・文化研修およびスポーツ等の活動の場を提供することにより、福祉の充実と勤労意欲の向上を図り、雇用の促進と職業の安定に資することを目的として設立したもので、指定管理者として秋田市勤労者総合福祉センター（秋田テルサ）、秋田市中高齢労働者福祉センター（サンライフ秋田）、秋田市勤労者体育センター（西部体育館）、秋田県勤労身体障害者スポーツセンターの4施設の管理運営を受託しているほか、秋田市勤労者福祉サービスセンター（ワークパル）において勤労者のための福利厚生事業を行っている。

- (1) 設立年月日 平成4年3月26日（平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行）
- (2) 組織 一般財団法人
- (3) 基本財産 20,000千円
- (4) 市出捐金 20,000千円
- (5) 役員構成 理事5人、監事2人、評議員5人（平成31年4月1日現在）
- (6) 主な事業
 - ア 貸館事業
 - イ 健康体力増進事業
 - ウ 文化交流事業
 - エ 職業教育研修事業
 - オ 中小企業勤労者の福利厚生事業
- (7) 機構（平成31年4月1日現在）



5. (公財) 秋田観光コンベンション協会

秋田市およびその周辺の市町村が有する文化的・社会的・経済的特性を活かして、国内外のコンベンションを誘致し、コンベンション開催の支援を行うことにより、地域におけるコンベンションの振興を目指すとともに、観光客誘致に努め、地域経済の活性化を図る。

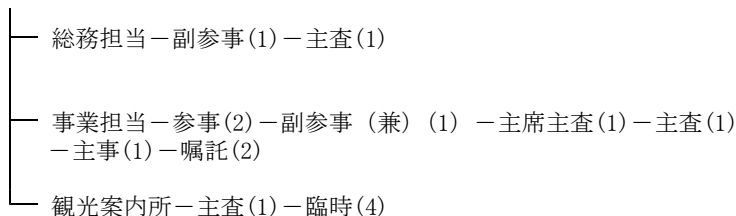
平成9年7月、(財)コンベンションビューロー秋田と秋田市観光協会が組織合併した。また、平成17年1月11日の市町合併に伴い、河辺・雄和両町の観光協会と合併した。平成25年4月、公益財団法人へ移行した。

- (1) 設立年月日 平成9年7月1日
- (2) 組織 公益財団法人
- (3) 基本財産 387,125千円
- (4) 市出捐金 300,000千円
- (5) 役員構成 理事12人（理事長1人、副理事長1人、専務理事1人）、監事2人
- (6) 主な事業
 - ア コンベンションの誘致および主催者への支援
 - イ 観光客の誘致および受け入れ

- ウ コンベンションおよび観光の調査・企画および開発
- エ コンベンションおよび観光に関する情報の収集および提供
- オ コンベンションおよび観光に係る人材育成および啓発

(7) 機構（平成31年4月1日現在）

理事長(1)－副理事長(1)－専務理事（兼事務局長）(1)



6. 河辺地域振興（株）

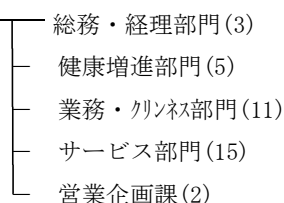
県民の健康増進を積極的に推進するため、県と旧河辺町が平成9年に開設した、クアハウスタイプの健康増進施設「秋田県健康増進交流センターユフォーレ」と健康の森等で構成される「秋田市河辺ユフォーレ公園施設」等を管理運営することを目的に設立された。平成18年度からは、公の施設への指定管理者制度導入に伴い、「秋田市河辺高齢者健康づくりセンター」を含む当エリア全体の施設の指定管理を行っている。

- (1) 設立年月日 平成9年2月18日
- (2) 組織形態 株式会社
- (3) 資本金 81,350千円
- (4) 市出資金 52,000千円
- (5) 役員構成 代表取締役1人（社長1人）、取締役5人、監査役2人(平成31年4月1日現在)
- (6) 主な事業

- ア 宿泊施設、レストラン、キャンプ施設、レクリエーション施設の経営
- イ 酒類、清涼飲料、食品、観光土産品の販売
- ウ 公共的施設の管理運営受託
- エ イベントの企画、立案、実施運営
- オ 各種商品の企画、開発
- カ ホームページの企画、制作およびメンテナンス業務
- キ ビデオソフトの企画、制作、販売
- ク チラシ、ポスター等の印刷物のデザインおよび制作
- ケ 除雪業務
- コ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- サ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- シ 介護保険法に基づく施設サービス事業
- ス 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- セ 上記各号に付帯関連する一切の業務

(7) 機構（平成31年4月1日現在）

取締役会－代表取締役社長(1)－支配人(1)



7. (株) 雄和振興公社

旧雄和町が所有(所管)する公営施設および秋田県の施設について、効率的な管理運営を図るとともに、地域の振興発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として設立された。

管理運営については、県立中央公園エリアの秋田市雄和サイクリングターミナル、華の里エリアの秋田市雄和観光交流館「Villa・フローラ」、秋田市雄和里の家、秋田市雄和観光農産物加工所、大正寺エリアの秋田市雄和ふるさと温泉「ユアシス」および秋田市雄和コテージの指定管理を行っているほか、県営トレーニングセンター宿泊棟・食堂の管理を行っている。

- (1) 設立年月日 平成8年2月23日
- (2) 組織形態 株式会社
- (3) 資本金 30,000千円
- (4) 市出資金 30,000千円
- (5) 役員構成 代表取締役1人(社長1人)、取締役3人、監査役2人(平成31年4月1日現在)
- (6) 主な事業

- ア スポーツ施設の経営および受託経営
- イ 温泉利用による保養施設および宿泊施設の経営及び受託経営
- ウ 食堂・レストランの経営および受託経営
- エ 土産品店の経営および受託経営
- オ 観光に関する調査研究および各種イベントの企画・制作・実施
- カ 農産物の加工、販売およびその研究開発
- キ キャンプ場、モトクロス競技場等の経営および受託経営

- (7) 機構(平成31年4月1日現在)

社長(1) — 総支配人(1) — 支配人(2) — 主任(5) — 社員(3) — パート(34)

8. (一財) 秋田市学校給食会

秋田市内における小・中学校等への安全・安心を確保した給食物資の安定供給を通して、学校給食の充実発展に努め、児童生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

- (1) 設立年月日 昭和53年5月10日(平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行)
- (2) 組織 一般財団法人
- (3) 基本財産 21,000千円
- (4) 市出資金 5,000千円
- (5) 役員構成 理事7人(理事長1人、常務理事1人)、監事2人、評議員5人
- (6) 事業内容

- ア 学校給食物資の安定供給
- イ 食の安全・食材に関する情報提供
- ウ 地産地消の推進
- エ 食育の支援

- (7) 機構

理事長 — 常務理事兼事務局長 — 庶務係(1人)
└ 業務係(2人)

第17章 統 計

[統 計]

1. 人口、世帯の推移（国勢調査結果）

年次	人口(人)	増加率(%)	世帯数(世帯)	増加率(%)
昭 25	126,074	8.4	25,223	7.4
30	190,202	50.9	36,902	46.3
35	203,661	7.1	44,304	20.1
40	216,607	6.4	53,569	20.9
45	235,873	8.9	65,248	21.8
50	261,246	10.8	79,120	21.3
55	284,863	9.0	92,576	17.0
60	296,400	4.1	97,972	5.8
平 2	302,362	2.0	104,833	7.0
7	311,948	3.2	115,050	9.7
12	317,625	1.9	122,971	6.9
17	333,109	4.9	131,213	6.7
22	323,600	-2.9	131,318	0.1
27	315,814	-2.4	135,318	3.0

2. 産業別就業人口の推移（国勢調査結果）

単位：人（%）

年次	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
昭 50	9,722 (5.2)	26,022 (21.0)	84,953 (73.7)	281 (0.1)	120,978 (100.0)
55	6,895 (5.2)	27,593 (21.0)	97,019 (73.7)	117 (0.3)	131,624 (100.0)
60	6,315 (4.7)	27,312 (20.3)	100,787 (74.8)	360 (0.3)	134,774 (100.0)
平 2	4,951 (3.5)	29,651 (21.1)	105,650 (75.1)	375 (0.3)	140,627 (100.0)
7	3,897 (2.6)	31,927 (21.3)	113,945 (75.8)	508 (0.3)	150,277 (100.0)
12	2,927 (1.9)	31,144 (20.5)	117,632 (77.3)	533 (0.4)	152,236 (100.0)
17	4,286 (2.8)	27,313 (17.7)	120,550 (78.1)	2,275 (1.5)	154,424 (100.0)
22	3,066 (2.1)	23,583 (16.0)	114,459 (77.9)	5,910 (4.0)	147,018 (100.0)
27	2,893 (2.1)	22,567 (16.0)	110,438 (78.5)	4,809 (3.4)	140,707 (100.0)

3. 平成27年国勢調査の結果

単位：人

人 口			世 帯		面 積 (km ²)	人 口 密 度 (人/km ²)	人 口 集 中 地 区	
総 数	男	女	世 帯 数 (世帯)	1 世 帯 当 た り 人 員			面 積 (km ²)	人 口
315,814	148,851	166,963	135,318	2.26	906.09	348.5	54.76	250,569

年少人口 (0～14歳) (年齢不詳を除く)	生産人口 (15～64歳) (年齢不詳を除く)	老年人口 (65歳以上) (年齢不詳を除く)	15歳以上人口の労働力状態				
			総 数 (年齢不詳を除く)	労 働 力 人 口			非労働力 人 口
				総 数	就 業 者	完全失業者	
34,916	186,207	88,713	274,920	147,186	140,707	6,479	114,600

資料 国勢調査

※「15歳以上の労働力状態」の総数は「労働力状態不詳」の者を含む。

4. 学校数および生徒数の推移

(各年5月1日現在)

区分 年度	幼稚園・幼保連携型 認定こども園		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校	
	園 数	園児数(人)	学校数	児童数(人)	学校数	生徒数(人)	学校数	生徒数(人)
20	34	4,798	49	17,257	27	9,355	14	10,477
21	32	4,590	49	17,890	27	9,316	14	9,571
22	32	4,493	47	16,528	27	8,992	14	9,506
23	32	4,346	47	16,244	27	8,934	14	9,316
24	31	4,233	46	15,983	26	8,677	14	9,309
25	31	4,091	46	15,643	26	8,522	14	8,906
26	31	4,033	46	15,440	26	8,328	14	8,785
27	32	4,563	46	15,098	26	8,226	14	8,551
28	32	4,014	43	14,949	27	8,034	14	8,443
29	33	4,065	43	14,666	27	7,854	14	8,229
30	36	4,947	43	14,446	27	7,595	14	8,083

区分 年度	高等専門学校		短 大		大 学		専 修 学 校	
	学校数	学生数(人)	学校数	学生数(人)	学校数	学生数(人)	学校数	生徒数(人)
20	1	852	5	1,419	4	6,874	15	1,440
21	1	855	5	1,327	5	6,843	15	1,326
22	1	939	5	1,254	5	7,726	15	1,373
23	1	926	5	1,195	5	7,872	15	1,385
24	1	915	5	1,154	5	8,011	15	1,306
25	1	894	5	1,018	6	8,251	15	1,316
26	1	880	5	801	6	8,439	15	1,295
27	1	862	5	740	6	7,519	16	1,261
28	1	855	4	733	6	7,620	15	1,227
29	1	858	4	685	6	7,545	15	1,213
30	1	847	4	633	6	7,603	14	1,135

区分 年度	特別支援学校	
	学校数	児童・生徒数(人)
20	6	397
21	6	395
22	5	411
23	5	442
24	5	466
25	5	476
26	5	487
27	5	485
28	5	480
29	5	466
30	5	445

5. 市立小・中学校校舎面積の推移（屋内運動場除く）

（各年5月1日現在）

区分 年度	小学校			中学校		
	総面積	木造(構成比)	鉄筋鉄骨(構成比)	総面積	木造(構成比)	鉄筋鉄骨(構成比)
13	187,310㎡	2,181㎡ (1.2%)	185,129㎡ (98.8%)	118,195㎡	1,883㎡ (1.6%)	116,312㎡ (98.4%)
14	192,181㎡	2,130㎡ (1.1%)	190,051㎡ (98.9%)	118,001㎡	1,679㎡ (1.4%)	116,322㎡ (98.6%)
15	192,243㎡	2,065㎡ (1.1%)	190,178㎡ (98.9%)	117,067㎡	1,698㎡ (1.5%)	115,369㎡ (98.5%)
16	192,243㎡	2,065㎡ (1.1%)	190,178㎡ (98.9%)	116,526㎡	1,980㎡ (1.7%)	114,546㎡ (98.3%)
17	215,501㎡	2,313㎡ (1.1%)	213,188㎡ (98.9%)	128,599㎡	1,815㎡ (1.4%)	126,784㎡ (98.6%)
18	215,472㎡	2,296㎡ (1.1%)	213,150㎡ (98.9%)	127,815㎡	1,815㎡ (1.4%)	126,000㎡ (98.6%)
19	216,313㎡	3,760㎡ (1.7%)	212,553㎡ (98.3%)	128,028㎡	2,691㎡ (2.1%)	125,337㎡ (97.9%)
20	214,820㎡	3,770㎡ (1.8%)	211,050㎡ (98.2%)	127,988㎡	2,691㎡ (2.1%)	125,297㎡ (97.9%)
21	214,973㎡	3,780㎡ (1.8%)	211,193㎡ (98.2%)	128,450㎡	2,400㎡ (1.9%)	126,050㎡ (98.1%)
22	209,687㎡	3,537㎡ (1.7%)	206,150㎡ (98.3%)	127,088㎡	2,445㎡ (1.9%)	124,643㎡ (98.1%)
23	209,487㎡	3,439㎡ (1.6%)	206,048㎡ (98.4%)	124,841㎡	2,338㎡ (1.9%)	122,503㎡ (98.1%)
24	207,987㎡	3,531㎡ (1.7%)	204,456㎡ (98.3%)	128,748㎡	2,346㎡ (1.8%)	126,402㎡ (98.2%)
25	207,537㎡	3,325㎡ (1.6%)	204,212㎡ (98.4%)	125,257㎡	2,195㎡ (1.8%)	123,062㎡ (98.2%)
26	207,887㎡	3,318㎡ (1.6%)	204,569㎡ (98.4%)	124,657㎡	1,487㎡ (1.2%)	123,170㎡ (98.8%)
27	207,686㎡	3,365㎡ (1.6%)	204,321㎡ (98.4%)	124,986㎡	1,490㎡ (1.2%)	123,496㎡ (98.8%)
28	200,317㎡	3,187㎡ (1.6%)	197,130㎡ (98.4%)	122,317㎡	1,532㎡ (1.3%)	120,785㎡ (98.7%)
29	199,398㎡	3,187㎡ (1.6%)	196,211㎡ (98.4%)	123,095㎡	1,532㎡ (1.2%)	121,563㎡ (98.8%)
30	197,121㎡	2,635㎡ (1.3%)	194,486㎡ (98.7%)	122,481㎡	1,532㎡ (1.3%)	120,949㎡ (98.7%)

6. 事業所数・従業者数の推移

年次	事業所数	従業者数(人)
昭 47	12,193	115,556
50	13,028	126,200
53	14,465	137,083
56	16,246	143,878
61	17,355	145,977
平 3	17,426	156,624
8	17,968	168,232
13	17,293	162,710
18	16,886	163,170
21	16,570	168,590
24	15,607	145,013
26	15,764	148,966
28	14,983	146,415

資料 事業所統計調査・経済センサス基礎調査・経済センサス活動調査

※調査日は、昭和47年：9月1日、昭和50年：5月1日、昭和53年：6月15日、

昭和56・61・平成3・21・26年：7月1日、平成8・13・18年：10月1日、平成24年：2月1日、

平成26年：7月1日、平成28年：6月1日

7. 製造業の推移

(各年12月31日現在)

年次	事業所数			従業者数 (人)	出荷額 (万円)	対前年比 (%)
	市	県	全県に占める 割合(%)			
平 10	472	3,508	13.5	14,783	35,212,703	94.7
11	438	3,303	13.3	14,406	34,917,235	99.2
12	417	3,194	13.1	13,924	34,843,870	99.8
13	385	2,913	13.2	12,972	32,623,456	93.6
14	350	2,688	13.0	11,630	28,320,905	86.8
15	349	2,685	13.0	11,927	27,706,772	97.8
16	333	2,512	13.3	11,659	30,253,757	109.2
17	353	2,492	14.2	12,443	33,038,329	109.2
18	329	2,346	14.0	12,829	32,216,524	97.5
19	351	2,346	15.0	13,410	34,884,687	108.3
20	345	2,369	14.6	12,784	32,701,664	93.7
21	314	2,164	14.5	11,704	27,478,964	84.0
22	300	2,080	14.4	11,515	29,900,124	108.8
24	302	2,002	15.1	11,381	26,467,266	88.5
25	300	1,940	15.5	11,371	26,218,883	99.1
26	293	1,897	15.4	10,888	29,199,831	111.4
28	267	1,800	14.8	10,244	27,998,193	95.9

資料 工業統計調査

※1. 秋田市独自集計結果および秋田県公表値による。

2. 従業員4人以上。

3. 平成23・27年は工業統計調査を実施せず。

4. 平成24年の対前年比は平成22年との対比。

8. 商店数、従業者数、販売額の推移

年次	卸売・小売業					一般飲食店			
	総数 (店)	卸売 (店)	小売 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	年次	総数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
昭 47	4,364	682	3,682	25,010	365,824	昭 47	816	3,421	5,868
49	4,682	810	3,872	27,541	545,882	49	1,038	4,161	9,395
51	5,176	1,118	4,058	30,530	914,140	51	960	4,229	14,168
54	5,462	1,184	4,278	32,654	1,148,580	54	1,212	5,220	19,057
57	5,841	1,316	4,525	34,635	1,339,760	57	1,255	4,819	19,099
60	5,473	1,254	4,219	32,671	1,473,324	61	1,113	4,561	20,414
63	5,746	1,413	4,333	34,507	1,653,109	平 元	1,032	4,736	21,646
平 3	5,756	1,544	4,212	36,966	1,810,104	4	991	4,943	25,143
6	5,406	1,458	3,948	36,812	1,849,309				
9	5,092	1,337	3,755	36,435	1,945,356				
14	4,765	1,314	3,451	35,276	1,400,508				
16	4,692	1,346	3,346	33,994	1,341,898				
19	4,352	1,154	3,198	32,759	1,255,197				
24	4,167	1,293	2,874	31,815	1,048,352				
28	4,070	1,282	2,788	32,956	1,147,819				

資料 商業統計調査

※調査日は昭和47年・49・54・57・63・平成3・9・14・16・19・28年：6月1日、昭和51年・60：5月1日、昭和61・平成元・4年：10月1日、平成6年：7月1日、平成24年：2月1日。平成16年は簡易調査である。また、平成4年以降、飲食店の調査は行われていない。

9. 農家数と耕地面積の推移

(各年2月1日現在)

区分 年次	総農家数 (戸)	専業農家 (戸)	兼業農家			総経営 面積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
			総数 (戸)	農家主 (戸)	専業主 (戸)				
昭 45	6,878	402	6,476	2,745	3,731	6,969	6,295	623	51
50	6,369	254	6,115	1,681	4,434	6,294	5,707	540	47
55	5,932	248	5,684	1,434	4,250	6,075	5,576	453	46
60	5,453	304	5,149	1,084	4,065	5,862	5,424	396	42
平 2	4,939	419	4,520	784	3,736	5,448	5,118	290	40
7	4,341	452	3,889	822	3,067	5,006	4,691	279	36
12	3,203	453	2,750	430	2,320	4,623	4,382	211	31
17	4,303	680	3,623	483	3,140	7,446	7,059	338	50
22	3,495	788	2,707	377	2,330	7,032	6,649	344	40
27	2,676	716	1,960	328	1,632	6,254	5,952	257	45

資料 世界農林業センサス・農業センサス

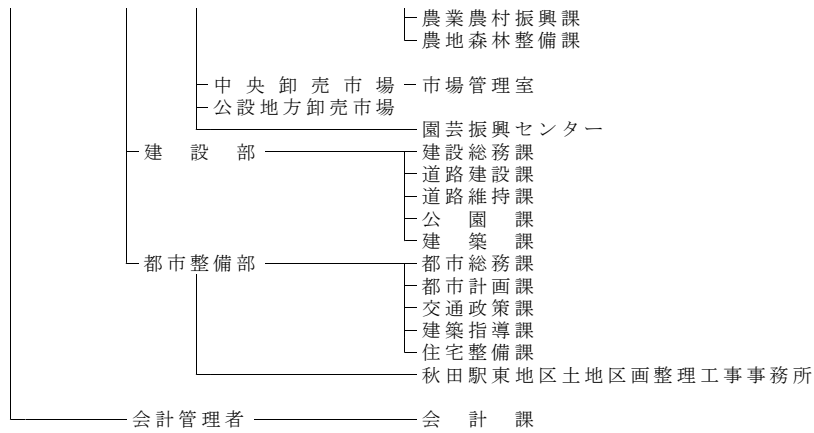
秋 田 市 機 構 一 覧 表 (平成31年4月1日現在)

議 決 機 関

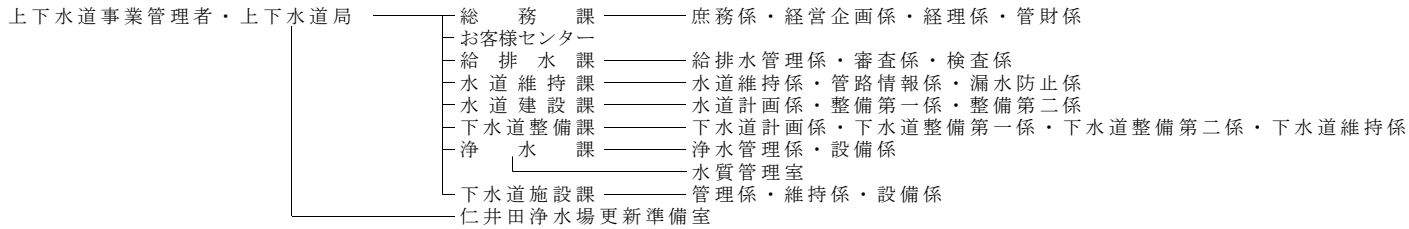
市 議 会 — 事 務 局 — 総 務 課
議 事 課

執 行 機 関

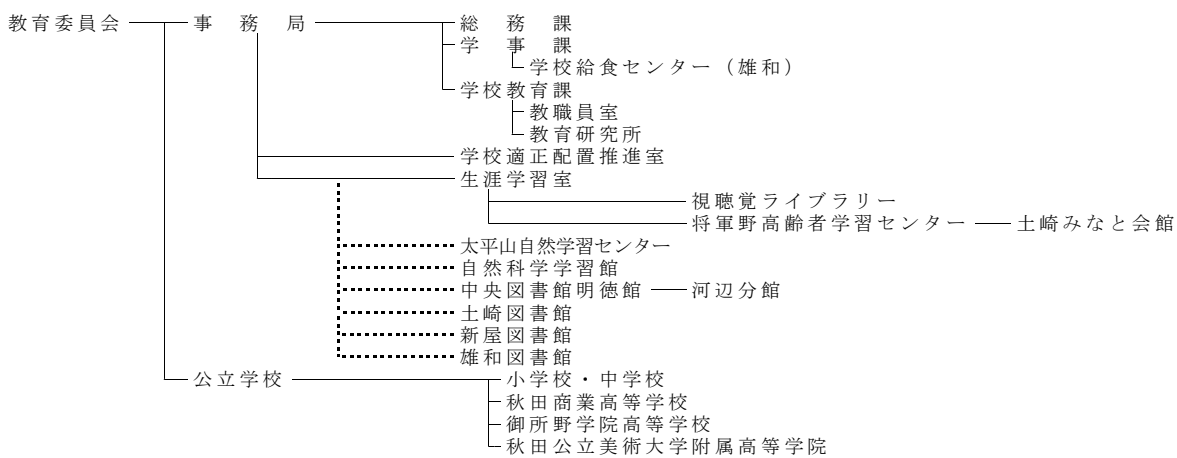




公 営 企 業



執行機関たる行政委員会



選挙管理委員会 ————— 事務局

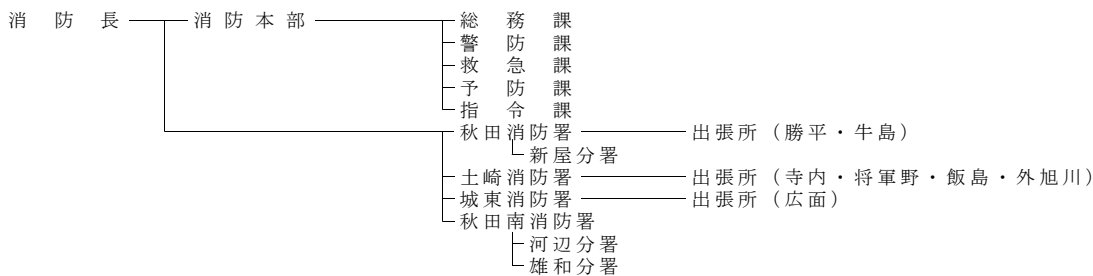
農業委員会 ————— 事務局

監査委員 ————— 事務局

固定資産評価審査委員会

公平委員会

消 防



（参考）

公立大学法人 秋田公立美術大学

地方独立行政法人 市立秋田総合病院

令和元年度版 秋田市のあらし

編集 秋田市議会事務局

秋田市山王一丁目1番1号

電話 018(888)5784

FAX 018(888)5783
